明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十九年五月十七日

○第百六十六回国会 衆議院会議録 第三十一号

平成十九年五月十七日（木曜日）

議事日程　第二十五号
平成十九年五月十七日
午後一時開議
第一　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出）
第二　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　測量法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第七　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○本日の会議に付した案件

日程第一　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出）
日程第二　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　測量法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
日程第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第七　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

日程第一　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出）

○議長（河野洋平君）　日程第一、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長西野あきら君。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西野あきら君登壇〕

○西野あきら君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、今月十一日に参議院議員川口順子君から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑を行いました。同日質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　日程第二、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤勉君登壇〕

○佐藤勉君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上

を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出、転入等の届け出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、同月十一日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日杉並区役所へ視察に参りました。十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　測量法の一部を改正する法律案

（内閣提出、参議院送付）

○議長（河野洋平君）　日程第三、測量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長塩谷立君。

測量法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩谷立君登壇〕

○塩谷立君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、または電磁的方法、いわゆるインターネットにより提供しなければならないこと、

第二に、基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長または測量計画機関の承認を要する場合を、測量の用に供し、刊行し、またはインターネットで提供するために複製しようとする場合に限定すること、

第三に、測量計画機関は、公共測量の測量成果に係る複製承認または使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができること

等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日に本委員会に付託され、十一日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長（河野洋平君）　日程第四、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長山口泰明君。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山口泰明君登壇〕

○山口泰明君　ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本・シンガポール経済連携協定改正議定書について申し上げます。

日本・シンガポール新時代経済連携協定が平成十四年十一月に発効した後、我が国とシンガポールは、物品及びサービスの貿易のさらなる自由化及び円滑化を目指して改正交渉を行ってまいりました。その結果、協定改正議定書案文について合意に達しましたので、本年三月十九日、東京において本議定書の署名が行われました。

本議定書の主な内容は、

物品貿易については、我が国が、マンゴー、ドリアン、アスパラガス等の農林水産品及び軽油等の鉱工業品に係る関税を撤廃し、または引き下げること、

サービス貿易については、我が国が、保険仲介サービスの自由化を拡大し、シンガポールが、銀

行分野の免許発給数に関する自由化を拡大すること
等であります。
次に、日本・チリ経済連携協定について申し上げます。
平成十六年十一月の我が国とチリとの間の首脳会談において、二国間の経済連携協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十七年二月より両国間で交渉を行いました結果、協定案文について合意に達しましたので、本年三月二十七日、東京において本協定の署名が行われました。
本協定の主な内容は、
両国は、相手国の産品に対し内国民待遇を与えるとともに、双方が定める条件に従って、関税を撤廃し、または引き下げること、
両国は、相手国の投資家及び投資財産並びにサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること、
両国は、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置すること
等であります。
最後に、日本・タイ経済連携協定について申し上げます。
平成十五年十二月の我が国とタイとの間の首脳会談において、二国間の経済連携協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十六年二月より両国間で交渉を行いました結果、協定案文について合意に達しましたので、本年四月三日、東京において本協定の署名が行われました。
本協定の主な内容は、
両国は、相手国の産品に対し内国民待遇を与えるとともに、双方が定める条件に従って、関税を撤廃し、または引き下げること、
両国は、サービス及びサービス提供者に対し内国民待遇を与えること、
両国は、相手国の投資家及び投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること、
短期の商用訪問者及び企業内転勤者等本協定に規定する自然人については、特定の約束に従って入国及び一時的な滞在が許可されること
等であります。
以上三件は、去る五月八日外務委員会に付託され、翌九日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、十六日三件について討論を行った後、まず、日本・シンガポール経済連携協定改正議定書について採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。次に、日本・チリ経済連携協定及び日本・タイ経済連携協定について採決を行いました結果、いずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これより採決に入ります。
まず、日程第四につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。
次に、日程第五及び第六の両件を一括して採決いたします。
両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第七　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
○議長（河野洋平君）　日程第七、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員長七条明君。

刑法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔七条明君登壇〕
○七条明君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、自動車運転に係る死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、所要の法整備を行おうとするもので、その主なものは次のようなものであります。
まず第一に、自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者を七年以下の懲役もしくは禁錮または百万円以下の罰金に処する旨の処罰規定を設けるものであります。
第二に、現在、四輪以上の自動車とされている危険運転致死傷罪の対象を自動車とし、二輪車もその対象に含めることとしております。
本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日本委員会に付託され、十一日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、昨十六日質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えて、御報告といたします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明
○議長（河野洋平君）　この際、内閣提出、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣長勢甚遠君。

〔国務大臣長勢甚遠君登壇〕

○国務大臣（長勢甚遠君）　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

犯罪によって傷ついた被害者やその遺族の方々の保護、支援を図っていくことは極めて重要であり、これまでもさまざまな取り組みが行われてきましたが、多くの犯罪被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻るためには、依然としてさまざまな困難があることが指摘されております。

このような現状を踏まえ、平成十六年十二月には、犯罪被害者等のための施策の基本理念や各種の基本的施策等を定めた犯罪被害者等基本法が成立し、これを受け、平成十七年十二月には、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたところ、この基本計画の中には、刑事手続または民事手続に関するもので立法的手当てが必要なものとして、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度等についての検討及び施策の実施が掲げられております。

そこで、この法律案は、犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、刑事訴訟法、民事訴訟法、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律、その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事訴訟法を改正して、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度を創設するものであります。

すなわち、裁判所は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷の罪等の被害者等から被告事件の手続への参加の申し出がある場合において、相当と認めるときは、当該被害者等の参加を許すものとし、参加を許された者は、原則として公判期日に出席することができるとともに、一定の要件のもとで、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実または法律の適用について意見の陳述をすることができることとしております。

第二は、同じく刑事訴訟法を改正して、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するものであります。

すなわち、裁判所は、相当と認めるときは、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定をすることができることとし、この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行うこととしております。また、検察官は、いわゆる証拠開示の際に、被害者の氏名等が明らかにされることにより被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等が被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができることとしております。

第三は、民事訴訟法を改正して、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するものであります。

すなわち、民事訴訟においても、証人尋問及び当事者尋問の際に、付き添い、遮へい及びビデオリンクの各措置をとることを認めることとしております。

第四は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律を改正して、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を創設するものであります。

すなわち、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件の被害者等は、被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申し立てをすることができることとし、当該裁判所は、被告事件について有罪の言い渡しをした後、最初の口頭弁論または審尋の期日において、被告事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として四回以内の期日において審理を行い、決定によりその申し立てについての裁判をすることとしております。

第五は、同じく犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律を改正して、公判記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するものであります。

すなわち、刑事被告事件の被害者等には、原則として、公判記録の閲覧または謄写を認めることとし、また、いわゆる同種余罪の被害者等にも、損害賠償請求権の行使のため必要があると認められる場合であって、相当と認められるときは、公判記録の閲覧または謄写を認めることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

（拍手）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（河野洋平君）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。横山北斗君。

〔横山北斗君登壇〕

○横山北斗君　民主党・無所属クラブの横山北斗です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、法務大臣に質問させていただきます。（拍手）

我が国の刑事裁判は、被告と弁護人、検察官そして裁判官が行うものであり、当事者であるはずの犯罪被害者がこれに参加できないという仕組みがとられてきました。我が国にあっては、検察官が公益の代表者として訴追権を独占するものとされており、その結果、犯罪被害者やその御親族から、裁判が自分たちの意図しない方向に進んでいるという不満が寄せられ、司法不信を招いているという状況が指摘されてきたのです。

私どもは、犯罪被害者等からのこのような批判を受けとめ、法整備を進めるものでなければなりません。この点、二〇〇四年に全会一致で犯罪被害者等基本法が制定され、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにする」と明記されたことは、犯罪被害者の権利と利益を保護する上での重要な一歩を築いたものと言うことができます。

このたび、本法案を議論するに当たっても、民主党としては、既に二〇〇〇年の段階で犯罪被害

者基本法案を国会に提出しており、被害者保護を推進する立場に変わりがないことをまず表明いたしたいと思います。

しかし、同時に、本法案が、被害者等の刑事手続への関与を具体的に制度設計する上で、真に被害者等の権利利益を保護し、被害者等の刑事手続への関与の機会を実質的に拡大するものとなっているのかどうか、また、我が国の刑事裁判の基本的な構造とうまく整合性をとった仕組みになっているのかどうか、現実に、犯罪被害者の側からも本法案に反対もしくは慎重審議を求める声が出ており、さまざまな観点から検討していく必要性があると考えるものであります。

それでは、質問をしてまいります。

本法案は、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度と、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度を整備することの二つが大きな柱となっております。私は、前者につきまして五点、後者については一点質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

質問の第一。二〇〇九年に新しく裁判員制度が始まることが決まっております。刑事裁判に被害者等が参加する制度と裁判員制度の導入時期が重なるために、混乱を生じるおそれがあるのではないかと各方面から懸念が表明されております。被害者等が刑事裁判に参加することが、法律の専門家ではない裁判員の心証形成にどのような影響を及ぼすのか、導入時期は適切かなどの点についての検討が必要であると思われますが、この点、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

質問の第二。被害者等が訴訟手続に直接関与することから、争点がふえ被告人の防御すべき対象が拡大する、あるいは正当防衛などを主張する場合に、被告人が被害者等を目の前にして言いたいことが言えなくなる可能性があるなど、被告人の防御権に不利益を及ぼすおそれがあるとの指摘があります。

これに対し、審理の対象は検察官の設定した起訴事実だけに限定されるとか、被害者等が参加できる被告事件の罪のほとんどは公判前整理手続が行われる事件であり、そこで争点が決められるため、被告人の防御の負担がふえることはないなどという反論もあります。この点について、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

また、これと関連して、そもそも、本法案は裁判に参加する被害者等にどのような役割を期待、想定しているのでしょうか、この点につきましても法務大臣の御所見を伺います。

その際、被害者等が参加する刑事裁判において、公判前整理手続や期日間整理手続に被害者等が出席して意見を述べるなどの関与はできるのか、あるいはできないのか。何らかの関与ができるという場合には、どのような関与が可能であるのかなどの点についても御答弁ください。

続いて質問の第三。犯罪被害者や遺族の報復感情が被害者等参加という形でそのまま刑事裁判の法廷に持ち込まれると、証拠に基づく冷静な事実審理や適正で公平な量刑が困難となるという指摘や、復讐裁判となるおそれがあるとの指摘が出ています。

他方、これらの指摘に対しましては、裁判で被害者等が質問するには検察官を経て裁判所の許可があって初めて可能となるなどの厳格な要件が付されていることから、裁判を混乱させることはない、法廷で質問することは復讐にはならないなどの反論もなされております。これらの指摘に対して、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

特に本法案の場合、損害賠償請求命令の申し立ては被害者参加とは別の仕組みとして構成されておりますので、原理的に言って、被害者は専ら応報感情を満足させるための存在として登場することにならざるを得ないのではないかとの指摘もあります。法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

次に、質問の第四。本法案にあっては、被害者参加が許される被告事件は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪、略取、誘拐及び人身売買の罪などに罪名が限定されています。この点について、被害者といってもごく少数の限られた被害者だけが想定されており、不起訴処分となった事件なども含め、犯罪被害者全体に開かれた制度とは言いがたいという批判もあります。

刑事裁判への参加が認められない事件の被害者については、裁判への直接の参加以外に刑事手続への関与の機会をどのように拡大していこうとお考えでしょうか。被害者が選別され、参加できない被害者については、従来どおり、刑事手続の蚊帳の外に取り残されるのもやむを得ないというお考えなのでしょうか。法務大臣の御所見を求めます。

質問の第五。刑事裁判に参加できる事件の被害者であっても、その精神状態、置かれている環境、加害者との関係あるいは被害者の望む処遇は千差万別であり、実際に刑事裁判に参加できる被害者となると、加害者からの再被害のおそれがなく、精神的にも事件の影響が少ないなど、極めて限定された被害者等だけになるという指摘もあります。

このように刑事裁判に参加困難な被害者について、単に裁判に参加していないという事実のみから、刑の量定に当たり、被害者の処罰感情が弱いと判断されてしまうのではないかと懸念する声もありますが、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

なお、日弁連からは、現時点では、法案のような裁判参加制度ではなく、犯罪被害者等と検察官との意思疎通を図るための犯罪被害者の検察官に対する質問・意見表明制度の導入を図るべきとの意見が表明されております。このような意見については、法務大臣はどのようにお考えでしょうか。

最後に、質問の第六として、被告人に対する損害賠償請求を刑事裁判手続に付随して審理する、いわゆる附帯私訴の制度についてお聞きしたいと思います。

現在は、被害者等が加害者に対し損害賠償の請求をする場合、刑事裁判とは別に、民事裁判を起こし、被害の事実や相手の責任を被害者自身が立証しなければなりません。附帯私訴の制度とは、刑事裁判における検察官の立証をそのまま利用して損害賠償請求をできるようにすることで、被害者等の負担を軽減しようとするものです。

しかし、この制度に対して、被告人及び弁護人が、民事上の不利益を回避するために、必ずしも刑事訴訟の争点ではない事項についても事実関係を争うこととした場合、刑事訴訟の手続が長期化

するおそれがあるという指摘があります。また、争うこと自体が量刑上不利な情状として考慮されるなどの不利益をこうむるおそれがあるという指摘もあります。

このように、刑事裁判において損害賠償請求の申し立てをできる制度を導入することにより、刑事手続における被告人や弁護人の防御活動に重大な影響を及ぼしかねないとの批判があることについて、大臣はどのようにお考えでしょうか。

また、たとえこの制度によって早期に損害賠償請求権が確定したとしても、加害者が無資力の場合はどうするのでしょうか。実効性のある被害者等の権利利益の保護のためには、むしろ、国が被害者等に損害賠償を立てかえ払いした上で加害者に求償する仕組みを創設すること、例えば、行刑施設における刑務作業の報奨金を引き上げて損害賠償に充てさせるなどの方法も考えられますが、この点についてもお答えください。

以上、大きく六つの質問をいたしましたが、本法案で提案されている制度については、犯罪被害者の中からも、賛成意見だけでなく、さまざまな異論や批判も出されております。弁護士会や刑事法の専門家などからも、近代的な刑事裁判制度を変質させかねないという声が上がっています。とりわけ、当事者である犯罪被害者団体の一部から反対の声が出ているという点は重く受けとめなければなりません。法務大臣としていかにお考えなのか、この点についても最後にお聞かせ願えればと思います。

民主党としては、十分な審議を通して、こうした疑念や批判の出ている部分については問題を解明し、幅広い理解と賛同を得られるような制度としていくことが重要と考えておりますことを申し述べ、私の質問といたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣長勢甚遠君登壇〕

○国務大臣（長勢甚遠君）　横山北斗議員にお答えを申し上げます。

被害者参加の制度と裁判員制度が同時期に導入されるということに関連いたしまして、この制度が裁判員の心証形成に与える影響等についてお尋ねがありました。

裁判員制度は、広く国民の感覚を裁判の内容に反映させることにより、司法に対する国民の理解や支持を深めるために導入されるものであり、裁判員の感覚を刑事裁判に適切に反映することこそが適正な裁判の実現につながるものと考えております。

そして、被害者参加の制度においては、被害者等の方々の発言が不適切なものとならないような措置が講じられております。また、証拠とはならない質問や意見の陳述と証拠とを峻別して裁判を行うべきことについては、評議等の場で裁判官が裁判員に十分説明して理解していただくことになりますので、審理、判断の適正を確保することは十分できるものと考えております。

同時期に両方の制度を導入することになりますが、この被害者参加の制度は、犯罪被害者等基本法に基づき策定された犯罪被害者等基本計画において、二年以内に施策を検討して実施することが求められているものであります。

また、今申しましたように、被害者の方々が刑事裁判に参加する場合にも、裁判員が参加する裁判の審理、判断の適正を確保することはできるものと考えておりますので、本法律案が成立した場合には、万が一にも裁判員制度の円滑な運用が阻害されることのないよう、被害者参加の制度の施行に向けて十分な準備を行ってまいりたいと考えております。

次に、被害者参加の制度が被告人の防御の負担に及ぼす影響等についてお尋ねがありました。

本制度のもとにおいても、審判の対象は検察官が設定した訴因であり、その訴因をめぐって攻撃、防御が行われることになりますから、争点が拡大をすることとはならないと考えられます。

また、被告人には、弁護人の援助のもと、黙秘権が認められ、みずからの主張を述べる機会も十分に与えられております。

したがって、本制度により、被告人の防御権が害されることはないものと考えております。

次に、公判前整理手続等への被害者の方々の出席の可否等についてのお尋ねがありました。

公判前整理手続や期日間整理手続は、基本的には、法律の専門家である裁判官、検察官及び弁護人による率直な意見交換を通じて争点を整理し、審理計画を策定する場であり、公判前整理手続等への被害者の方々の出席を認める制度とはいたしておりません。なお、検察においては、被害者の方々に対して、公判前整理手続等の具体的な内容についても、事案の内容も踏まえつつ、誠実に説明を行うなどの取り組みを始めているものと承知をしております。

次に、被害者参加の制度が刑事裁判の審理に及ぼす影響についてお尋ねがありました。

まず、現在の刑事訴訟においても、被害者が証人として証言したり、心情を中心とする意見を陳述することがありますが、そのような際に、いたずらに感情的な言動がなされたり、訴訟手続に混乱が生じたりしているわけではないと承知しております。

その上で、本制度においては、万が一にもそのような弊害が生ずることがないよう、例えば、法廷の秩序を乱すおそれがあるような場合には、そもそも、裁判所が参加を許可しないこととするなどの措置を講じております。

したがって、本制度が導入されても、冷静な事実審理や適正で公平な量刑が困難となったり、刑事裁判が復讐裁判と化すおそれはないものと考えております。

次に、被害者参加の制度においては、被害者は専ら応報感情を満足させるための存在として登場することにならざるを得ないというような御指摘がありました。

被害者の方々は、例えば、法廷の中で、刑事裁判の審理の推移等を直接見定めたいとのお気持ちや、被告人等に直接質問したいとのお気持ちを有しておられると承知をしております。このような被害者の方々のお気持ちは十分に尊重されるべきであり、また、これを尊重することが、犯罪被害者等基本法の精神にも合致すると考えられます。また、被害者の方々が刑事裁判に適切に関与することは、その名誉の回復や立ち直りにも資するものと考えられます。

そこで、本法律案においては、被害者の方々が、一定の要件のもと、裁判所の許可を得て公判期日に出席するとともに、一定の訴訟活動をみずから直接行うという仕組みを刑事訴訟法上の制度として設けることとしたものであり、お尋ねのよ

うな御指摘は当たらないものと考えております。

次に、被害者参加の制度の対象とならない被害者の方々の刑事手続への関与の拡大に向けた取り組みや、被害者の方々に対する認識についてお尋ねがありました。

被害者参加の対象とならない被害者の方々についても、その心情や要望が尊重されるべきことは当然のことであると考えております。この点、現在でも、検察においては、必要に応じて被害者の方々に刑事裁判の推移や結果等の説明を行うなどしているものと承知をしており、引き続き、このような取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、本制度のもとにおいて、参加の対象とならない被害者の方々の処罰感情等についても、検察官が被害者の方々からその心情や意見を伺うことによりこれを十分に把握し、現行の意見陳述制度の利用等を含め、これらが適切に裁判に反映されるよう努めることとなるものと考えております。

また、被害者参加の制度について、実際には限られた被害者しか参加できないのではないかとのお尋ねがありました。

本制度においては、刑事裁判への参加を望む被害者の方々の精神状態などにも配慮をして、被害者の方々の不安や緊張を緩和するのに適当な者を付き添わせることや、被告人から被害者の方々が見えないようにするための措置をとることもできるなどの措置を講じておるところであります。

また、参加が困難な被害者の方々の処罰感情と量刑の関係についてお尋ねがありました。

刑事裁判に参加するか否かは被害者の方々の自由な意思によりますが、参加をしない被害者の方々についても、検察官が、参加できない事情を含め、その心情を十分に把握して、これが適切に裁判に反映されるよう努めることとなりますので、参加をしないことにより被害感情が過小に評価されるということにはならないものと考えております。

また、現時点では検察官に対する質問・意見表明制度の導入を図るべきとの意見についてのお尋ねがありました。

被害者参加の制度は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度を導入することを定めた犯罪被害者等基本計画に従い、また、被害者の方々の御要望や法制審議会での慎重かつ活発な審議の結果を踏まえ、創設しようとしているものであります。

なお、本法案においては、被害者参加人等が検察官に意見を述べたり、検察官から説明を受けることができる旨の規定も設けておるところであります。

次に、損害賠償命令制度の導入により刑事裁判が長期化するのではないかとのお尋ねがありました。

本制度においては、刑事裁判中は民事に関する審理を一切行わないこととしておりますので、刑事に関する審理においては、刑事の観点から必要なもののみが審理の対象となり、民事に関する争いが持ち込まれることはないものと考えております。

また、本制度においては、刑事判決に法的拘束力を認めておらず、民事上の争点については、損害賠償命令事件の審理等において十分に主張、立証をしていくことが可能であります。

したがって、本制度が導入されることによって、迅速な刑事裁判が阻害されることはないものと考えております。

また、損害賠償命令制度が被告人等の防御活動に及ぼす影響についてのお尋ねがありました。

損害賠償命令の制度においては、その申し立てがなされても、刑事裁判中は民事に関する審理を一切行わないこととしており、刑事事件の有罪判決の言い渡しがあるまでは、被告人が申し立てに対する態度を明らかにすることも予定されておりません。

したがって、本制度の導入によって、被告人や弁護人の防御活動に重大な影響を及ぼしかねないとの批判は当たらないものと考えております。

また、加害者が無資力の場合に被害者の負担が報われないのではないか、また、損害賠償の立てかえ払いをする仕組みを創設したらどうかというお尋ねがありました。

損害賠償命令制度は、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易迅速に解決するために設けることとしたものであり、その回復を容易にする手段を提供するものとして重要な意義を有する制度であると考えております。

加害者が無資力であるような場合には経済的支援が必要でありますが、そのような経済的支援制度については、本制度の検討とは別に、現在、内閣府に設けられた経済的支援に関する検討会において、さまざまな角度から検討が進められておるものと承知をいたしております。

立てかえ払い制度の導入についても、犯罪被害者等に対するさらなる経済的支援制度のあり方の一つとして、検討が進められるものと承知をいたしております。

また、行刑施設における作業報奨金を引き上げて損害賠償に充てさせることはどうかというお尋ねがありました。

刑務作業は、懲役刑を科せられた者に義務として行わせるものであり、作業報奨金は刑務作業に対する報酬ではないので、これを労働に見合う対価にまで引き上げることは適当でないこと、また、被害者への賠償のために作業報奨金の額を引き上げることとすると、公平の観点から、被害者がいない犯罪を犯した受刑者についても作業報奨金の額を引き上げることが必要になると思われますが、これは国民感情からしても難しいこと等の問題点があり得るところでございます。

しかしながら、受刑者が作業報奨金から被害者に賠償したい旨を願い出た場合、在所中でも作業報奨金を被害者に送金することができることとしております。被害者の損害を補てんすることは重要であり、受刑者に対する指導等によってこのような制度を利用させるなど、被害者の損害の補てんが図られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、被害者参加制度について犯罪被害者団体の一部から批判の声が出ていることについてお尋ねがございました。

本法律案は、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画に基づいて立案をしたものでありますが、その成立、策定の過程においては、被害者の方々の刑事裁判への関与のあり方を含め、幅広い

意見を伺った上で、慎重な議論、検討が行われたものとしておりますし、また、本法律案を立案するに当たりましては、法務省においても、被害者関係団体からヒアリングを行うとともにパブリックコメントを実施しており、これらの結果をも参考にしつつ、法制審議会において慎重かつ活発な審議が行われた結果、答申が取りまとめられたものでございます。

御指摘のように、今回の法整備について、一部の被害者の方々から本制度についての懸念が表明されていることは承知をしております。しかしながら、今回創設しようとしておる被害者参加の制度は、御指摘を受けている点も含めまして、今申し上げましたような慎重な議論が積み重ねられてきたところでございますので、このような結果を踏まえたものでございますので、ぜひとも御理解を賜りたいと考えております。

以上、真摯に答弁したつもりではございますが、十分なお答えになっていない点がございましたら、さらに委員会で御質問いただいた際にお答えを申し上げたいと存じます。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

出席国務大臣

総務大臣　菅　義偉君
法務大臣　長勢　甚遠君
外務大臣　麻生　太郎君
国土交通大臣　冬柴　鐵三君
環境大臣　若林　正俊君

出席副大臣

法務副大臣　水野　賢一君

○議長の報告

（通知書受領）

一、昨十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

統計法

（理事補欠選任）

一、去る十五日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　仲村　正治君（理事御法川信英君去る四月十三日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		補欠	
あかま二郎君		加藤　勝信君	
鍵田忠兵衛君		武藤　容治君	
萩生田光一君		石原　宏高君	
安住　淳君		岡本　充功君	
田嶋　要君		郡　和子君	
郡　和子君		田嶋　要君	
石原　宏高君		萩生田光一君	
加藤　勝信君		あかま二郎君	
武藤　容治君		鍵田忠兵衛君	
岡本　充功君		安住　淳君	
吉井　英勝君		塩川　鉄也君	

国土交通委員

辞任		補欠	
石田　真敏君		篠田　陽介君	
亀岡　偉民君		松本　洋平君	
鈴木　淳司君		柴山　昌彦君	
亀井　静香君		糸川　正晃君	
篠田　陽介君		石田　真敏君	
柴山　昌彦君		鈴木　淳司君	
松本　洋平君		亀岡　偉民君	
糸川　正晃君		亀井　静香君	

環境委員

辞任		補欠	
とかしきなおみ君		松本　洋平君	
長浜　博行君		筒井　信隆君	
松本　洋平君		とかしきなおみ君	
筒井　信隆君		長浜　博行君	

安全保障委員

辞任		補欠	
石破　茂君		笹川　堯君	
神風　英男君		平岡　秀夫君	
笹川　堯君		石破　茂君	
平岡　秀夫君		神風　英男君	

議院運営委員

辞任		補欠	
あかま二郎君		浮島　敏男君	
大塚　高司君		新井　悦二君	
萩生田光一君		山本ともひろ君	
萩生田光一君		若宮　健嗣君	
あかま二郎君		牧原　秀樹君	
新井　悦二君		丸谷　佳織君	
浮島　敏男君		佐々木憲昭君	
牧原　秀樹君		穀田　恵二君	
丸谷　佳織君		伊藤　渉君	
佐々木憲昭君		萩生田光一君	
穀田　恵二君		若宮　健嗣君	
伊藤　渉君		大塚　高司君	
山本ともひろ君		あかま二郎君	

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		補欠	
伊藤　渉君		葉梨　康弘君	
森山　裕君		伊藤　渉君	

法務委員

辞任		補欠	
後藤田正純君		大塚　拓君	
河村たかし君		細川　律夫君	
大塚　拓君		後藤田正純君	
細川　律夫君		河村たかし君	

外務委員

辞任		補欠	
小野　次郎君		安井潤一郎君	
新藤　義孝君		田中　良生君	
田中眞紀子君		中川　正春君	
安井潤一郎君		小野　次郎君	
田中　良生君		新藤　義孝君	
中川　正春君		田中眞紀子君	

厚生労働委員

辞任		補欠	
加藤　勝信君		鈴木　馨祐君	
髙鳥　修一君		安次富　修君	

柚木　道義君　　枝野　幸男君
枝野　幸男君　　長妻　昭君
安次富　修君　　髙鳥　修一君
鈴木　馨祐君　　加藤　勝信君
長妻　昭君　　柚木　道義君

経済産業委員
辞任　　補欠
武正　公一君　　柚木　道義君

国土交通委員
辞任　　補欠
亀井　静香君　　糸川　正晃君
糸川　正晃君　　亀井　静香君

国家基本政策委員
辞任　　補欠
海部　俊樹君　　江﨑　鐵磨君
古賀　誠君　　小野寺五典君
中川　昭一君　　小野　次郎君
江﨑　鐵磨君　　海部　俊樹君
小野　次郎君　　中川　昭一君
小野寺五典君　　古賀　誠君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育再生に関する特別委員

辞任　　補欠
田嶋　要君　　田村　謙治君
西村智奈美君　　佐々木隆博君
田村　謙治君　　岡本　充功君
岡本　充功君　　市村浩一郎君
市村浩一郎君　　田嶋　要君
佐々木隆博君　　西村智奈美君

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育再生に関する特別委員

辞任　　補欠
稲田　朋美君　　広津　素子君
猪口　邦子君　　佐藤ゆかり君
安井潤一郎君　　上野賢一郎君
山内　康一君　　福田　峰之君
若宮　健嗣君　　木原　稔君
保坂　展人君　　日森　文尋君
上野賢一郎君　　篠田　陽介君
福田　峰之君　　浮島　敏男君
浮島　敏男君　　山内　康一君
木原　稔君　　若宮　健嗣君
佐藤ゆかり君　　猪口　邦子君
篠田　陽介君　　安井潤一郎君
広津　素子君　　稲田　朋美君
日森　文尋君　　保坂　展人君

（議案付託）

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他の退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外四名提出、衆法第二七号）

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案（馬淵澄夫君外四名提出、衆法第二八号）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外四名提出、衆法第三〇号）

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九六号）

以上四件　内閣委員会　付託

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）（参議院送付）　法務委員会　付託

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第八号）

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第九号）

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）

以上三件　外務委員会　付託

（議案送付）

一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地理空間情報活用推進基本法案

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十五日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（原口一博君外四名提出）

（議案通知書受領）

一、昨十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

統計法案

（質問書提出）

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

情報収集衛星の導入の経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

観光地における旅館業界の再生のための政府の施策に関する質問主意書（前田雄吉君提出）

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イラク支援活動に係わる今後の費用に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）

米軍再編に係わる費用に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）

ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出弔問外交に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出実効支配の定義等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土交渉の今後の展望に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平岡秀夫君提出「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問に対する答弁書

特命全権大使の免官に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

特命全権大使の免官に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第一八二号）を踏まえ、追加質問する。

一　「前回答弁書」において、東郷和彦氏については、「対ロシア外交を推進する外務省内の体制に混乱をもたらした結果、外務公務員の信用を著しく失墜させたことから、オランダ国駐箚特命全権大使を免ずることとしたものである。」との答弁がなされたが、「対ロシア外交を推進する外務省内の体制に混乱をもたらした」とは具体的に何を意味するか。

二　過去に「外務省内の体制に混乱をもたらした」との理由で特命全権大使を免ぜられた者がいるか。いるならば直近の事例を三つあげられたい。

三　東郷和彦氏は、「対ロシア外交を推進する外務省内の体制に混乱をもたらした結果、外務公務員の信用を著しく失墜させたことから、オランダ国駐箚特命全権大使を免ずる」との理由を承服したか。

四　東郷和彦氏の免官理由は、鈴木宗男衆議院議員と関係しているか。関係しているとするならば、その具体的内容を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇五号
平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出特命全権大使の免官に関する再質問に対する答弁書

一及び四について

鈴木宗男衆議院議員や特定の外務省職員の役割を過度に重視したため、対ロシア外交の推進に係る外務省内の政策決定のラインに混乱をもたらしたこと等である。

二について

外務省において保管されている文書からは、お尋ねについて確認することはできなかった。

三について

外務省として、個々の職員の退職に至る経緯の具体的な内容については、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、明らかにすることは差し控えたい。

政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月二十七日付読売新聞朝刊が、「ＯＤＡ三百十二億　使途不明　〇二年度債務救済資金　供与額の九十九％」との見出しで、「開発途上国に対し、日本の政府開発援助（ＯＤＡ）として行われた『債務救済無償資金協力』で、二〇〇二年度に供与した二十か国（総額約三百十六億円）のうち十九か国が使途報告書を提出しておらず、少なくとも総額約三百十二億円が使途不明になっていることが、読売新聞が行った情報開示請求などでわかった。この資金供与は、円借款の返済が困難な国への追加支援だが、会計検査院から使途の監視が不十分との指摘もあり、同年度で廃止された。供与後五年近く経過しており、援助資金のずさんな管理実態を浮き彫りにしている。

この援助は、円借款の債務返済が滞った国を対象に、一部が返済された際に原則、返済額と同額を無償で供与する仕組みだった。

外務省によると、資金供与は、途上国の国民生活向上のため、日本と相手国政府が合意した品目リストに沿った物資などを購入するのが目的で、供与後二年をめどに使い切り、日本側に使途報告書を提出する取り決めになっている。

しかし、〇二年度に供与した二十か国のうち、これまでに使途報告書を提出したのはマリ（供与額計約四億円）だけ。バングラデシュの二百二十三億円分を含め、十九か国の計約三百十二億円分の使途は報告されていない。

〇一年度の供与国でも、十八か国中、インド、ミャンマーなど五か国（同約二百二十九億円）から報告があったが、十三か国（同約八十六億円）の使途は不明だ。〇一～〇二年度とも使途報告が出ていないのは、ネパール、ラオス、スリランカ、タンザニア、ザンビアなど十二か国だった。

この資金協力を巡っては、〇〇年に検査院がまとめた調査で、一九九四～九七年度までに資金を受け取った二十か国のうち、一度も使途報告書を提出していない国が十四か国に上り、多額の使途不明金が判明。報告書を毎回、提出していたのは二か国に過ぎなかった。このため、検査院は外務省に使途の監視強化を要求。その

後しばらくは改善が見られたが、〇一年度以降の供与分で、再び提出国が激減した。

外務省無償資金・技術協力課は『毎年、使途報告書の提出を求めているが、開発途上国の行政能力の問題もあり、出してこない国が多い。今後も、使途を報告するよう引き続き関係各国に呼びかけていく』としている。」という記事を掲載していることを外務省は承知しているか。

二　債務救済無償資金協力の定義如何。

三　債務救済無償資金協力はどのような経緯で導入されたか。

四　債務救済無償資金協力は現在も行われているか。行われていないとするならば、廃止された経緯と理由を明らかにされたい。

五　政府開発援助（ＯＤＡ）の定義如何。

六　ＯＤＡの目的如何。

七　現時点において外務省は債務救済無償資金協力がＯＤＡの目的に適合していたと考えるか。

八　債務救済無償資金協力を巡っては、二〇〇〇年に会計検査院がまとめた調査で、一九九四～九七年度までに資金を受け取った二十か国のうち、一度も使途報告書を提出していない国が十四か国に上り、多額の使途不明金が判明したという事実があるか。あるならば、その際会計検査院は外務省に対してどのような勧告を行ったか。

九　外務省は八の会計検査院の勧告に対して、具体的にどのような対応をしたか。

十　国益に照らし、九の外務省の対応は必要かつ十分であったか。

十一　読売新聞の取材に対して、外務省無償資金・技術協力課の職員が「毎年、使途報告書の提出を求めているが、開発途上国の行政能力の問題もあり、出してこない国が多い。今後も、使途を報告するよう引き続き関係各国に呼びかけていく」と発言した事実があるか。

十二　十一の発言を行った外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

十三　十一の発言は外務省の公式の立場を反映したものか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇六号

平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二及び三について

昭和五十三年の国際連合貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）第九回貿易開発理事会（ＴＤＢ）において、多くの開発途上諸国が深刻な債務返済困難に直面していることにかんがみ、先進援助国は、これらの開発途上国に対し過去に供与した二国間の政府開発援助（以下「ＯＤＡ」という。）の条件を調整する措置あるいはその他の同等の措置をとるよう努力することが決議された。この決議に基づき、また、開発途上国の自助努力を支援するとの我が国の基本的考え方から、我が国は、相手国にいったんは約定どおり債務の返済を求めた上で、確認された返済額と基本的に同額の資金を無償で供与するという債務救済方式により、債務救済を行うこととしたものである。開発途上国側は、厳しい外貨事情の中、外貨を調達し、我が国に債務をいったん返済しなければならず、さらに、我が国から供与された資金の使途についても報告が義務付けられていたため、債権を放棄する方式を採用した他の主要債権国の措置と比して、開発途上国により多くの努力を求める方式であったと考えている。

四について

債務救済無償資金協力は、平成十五年度より実施されていない。これは、債務問題への国際的な取組が進む中、債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減等の観点から、同年度より、我が国は、旧来の債務救済無償資金協力の方式を廃止し、我が国の債権を放棄する方式に切り替えたからである。

五及び六について

ＯＤＡは、政府又は政府の実施機関によって開発途上国又は国際機関に供与され、開発途上国の経済及び社会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的として行う資金及び技術の提供による協力のことである。

七について

二及び三についてで述べたとおり、債務救済無償資金協力の趣旨は、深刻な債務問題を抱える開発途上国の債務を救済することにあり、外務省として、現時点において債務救済無償資金協力は五及び六についてで述べたようなＯＤＡの目的にかなっていたと考えている。

八について

会計検査院が平成十二年十一月十日に参議院に報告した「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する会計検査の結果についての報告書」には、平成六年度から平成九年度までに供与した債務救済無償資金協力について検査したところ、債務救済無償資金協力供与国の実数は二十か国となっているが、国別にみると、毎回報告書が提出されているのは二か国にすぎず、一回も提出されていない国が十四か国となっていたこと、相手国からの報告書が提出されておらず資金の使途が明らかにされていないものが多いことから、外務省においては、資金使途の監視のための取組を今後より一層強化する必要があることが記述されていると承知している。

九及び十について

当時、外務省としては、会計検査院の指摘を受け、一回も報告書が提出されていないと指摘された国すべてに対し、改めて在外公館を通じ督促を行った。その結果、督促を行った国すべてが使途報告書を提出するに至ったところ、外務省の対応は適切であったと考えている。

十一から十三までについて

読売新聞の取材に対して、外務省国際協力局無償資金・技術協力課の職員が、御指摘の報道にある趣旨の応答をした事実があり、その内容は外務省の考え方におおむね沿ったものであると考えている。

平成十九年四月二十七日提出
質問第二〇七号

二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月二十七日付読売新聞朝刊が二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における国別の使途不明額について、

「主な援助先各国の使途不明額（一億円以上、二〇〇二年度）

・バングラデシュ…二百二十三億二千八百二十八万
・ネパール…十九億六千九百八十五万
・マラウイ…十九億六千八十二万
・イエメン…十三億三千三十八万
・タンザニア…十億五千四百六十四万
・ギニア…六億五千三百二十五万
・モーリタニア…三億八千二百七十一万
・ボツワナ…三億六千九百十八万
・ザンビア…三億三千六百二十九万
・ラオス…二億六千八百四十八万
・ニジェール…二億五千二万
・シエラレオネ…一億」

とのデータを報じていることを外務省は承知しているか。右報道の内容は真実か。

二　バングラデシュにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

三　ネパールにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

四　マラウイにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

五　イエメンにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

六　タンザニアにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

七　ギニアにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

八　モーリタニアにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

九　ボツワナにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

十　ザンビアにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

十一　ラオスにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

十二　ニジェールにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

十三　シエラレオネにおいて生じた使途不明額の原因を具体的に明らかにされたい。

十四　かかる使途不明金の発生に関する外務省の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇七号
平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年度の政府開発援助（ＯＤＡ）における使途不明金に関する質問に対する答弁書

一から十四までについて

外務省として、御指摘の記事については承知している。我が国は、平成十四年度において、御指摘の記事に言及されたバングラデシュ人民共和国、ネパール王国、マラウイ共和国、イエメン共和国、タンザニア連合共和国、ギニア共和国、モーリタニア・イスラム共和国、ボツワナ共和国、ザンビア共和国、ラオス人民民主共和国、ニジェール共和国及びシエラレオネ共和国に対し債務救済無償資金協力の実施を決定し、その供与額は、それぞれ二百二十三億二千八百二十八万千円、十九億六千九百八十五万三千円、十九億六千八十二万五千円、十三億三千三十八万七千円、十億五千四百六十四万二千円、六億五千三百二十五万二千円、三億八千二百七十一万二千円、三億六千九百十八万二千円、三億三千六百二十九万八千円、二億六千八百四十八万千円、二億五千二万九千円及び一億円であるが、これらの国々が使途報告書を提出していないことを、御指摘の記事は報じたものと承知している。これらの国々が平成十四年度に供与された債務救済無償資金協力の資金の使途報告書を提出していなかったことについては、外務省として遺憾と考えている。使途報告書の提出が遅れる個別かつ具体的な理由については、これまでに使途報告書の提出を求めた際に先方政府から詳細な説明を受けておらず、お答えすることは困難であるが、御指摘の国の状況等を勘案すると、我が国より供与された資金が被援助国たる開発途上国側において複数年度にまたがり使用されていること、さらに、開発途上国側の行政能力の低さ等といった事情があると考えている。

平成十九年四月二十七日提出
質問第二〇八号

弔問外交に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

弔問外交に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月二十六日付産経新聞が、「エリツィン氏国葬　クリントン氏ら参列　日本からは大使のみ」という見出しで、

「二十三日に死去したロシアのエリツィン前大統領の国葬が二十五日、モスクワ中心部にあるロシア正教の総本山、救世主キリスト大聖堂で、プーチン大統領以下の政権幹部や諸外国要人が参列して営まれた。宗教を弾圧したソ連時代を経て、ロシア正教会が国家指導者の葬儀を執り行うのは百十三年ぶり。

葬儀はエリツィン氏の棺を聖堂中央に安置し

て行われ、総主教アレクシー二世が『故人は、ロシアの運命に対する責任を引き受けた力強い人物だった。いつの日か歴史が公正に評価するだろう』と冥福を祈った。その後、参列者は市内のノボデビッチ修道院まで葬列となって歩み、棺の埋葬を見守った。ソ連・ロシアの政治指導者でクレムリンに埋葬されないのは、スターリン批判を行ったフルシチョフ元共産党第一書記に次いで二人目で、現在のロシアが抱くエリツィン氏への複雑な評価が反映されている。

この国葬には世界各国の現旧指導者が参列し、米国のクリントン前大統領とブッシュ元大統領、ドイツのケーラー大統領、メージャー英元首相、欧州各国の外相のほか、旧ソ連構成国の首脳が顔をそろえた。日本からは『葬儀に間に合う商用便がなかった』（塩崎恭久官房長官）との理由で斎藤泰雄大使の参列にとどまり、ロシアのメディアは驚きをもって受け止めている。」との記事は、ロシアのマスメディアの反応を正確に伝えているものと外務省は認識しているか。

八　エリツィン氏の葬儀に日本政府から特使が派遣されなかったのは、適切なタイミングで適切な報告と提案を行わなかった外務官僚の不作為によるものと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇八号
平成十九年五月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出弔問外交に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出弔問外交に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二について

弔問外交とは、一般に、元首等の葬儀に参列した各国の要人の間で行われる外交をいうものと承知している。

三について

外務省としては、エリツィン・ロシア連邦初代大統領の葬儀は、同初代大統領の御遺族並びにロシア連邦政府及び国民に対し、我が国政府及び国民の弔意を表す場であったと認識している。

四から六まで及び八について

エリツィン・ロシア連邦初代大統領の葬儀に関しては、政府として本国からしかるべき者を派遣することを検討したが、ロシア側から、葬儀に外国代表団を公式に招待することは予定されていない旨が外交ルートを通じて連絡があったこと、また、東京から出張して葬儀に出席することが物理的に不可能と判断されたこと等から、本国から特使等を派遣せず、斎藤泰雄ロシア連邦駐箚特命全権大使を葬儀に出席させることとしたものである。このことについては、外務省として、内閣総理大臣官邸サイドとしかるべく調整を行ったものであり、「外務官僚の不作為」との御指摘は当たらない。

七について

外務省として、ロシアの報道機関によりお尋ねのような「驚き」が報道されたとは承知していない。

平成十九年五月一日提出
質問第二〇九号

実効支配の定義等に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

一　実効支配の定義如何。

二　日本が北方四島を実効支配していると政府は認識しているか。

三　ロシア連邦が北方四島を実効支配していると政府は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二〇九号
平成十九年五月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出実効支配の定義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出実効支配の定義等に関する質問に対する答弁書

一について

実効支配という言葉は様々に使われており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般に、実効性をもって支配していることを意味すると承知している。

二及び三について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。

平成十九年五月二日提出
質問第二一〇号

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問主意書

提出者　滝　実

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問主意書

平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問に対する平成十九年四月二十七日の答弁書（以下「答弁書」という。）によれば、「平成十年から平成十七年にかけて、世界の名目ＧＤＰに占める日本の比率が低下している主な要因としては、世界経済が順調に成長する中で、日本経済がデフレ状況にあったため」とし、「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（以下「基本的態度」という。）に沿ってデフレ脱却のための努力をしているとある。このことに関して再度質問する。

一　「基本的態度」には、デフレ脱却に有効と思われる政策は何一つ見あたらない。一体どの政策が、どれだけの物価上昇をもたらすと言うのか。

二　政府は過去十数年間、デフレ脱却のための様々な政策を行ってきており、そのことごとくが失敗に終わり、その結果デフレはまだ続いている。それが原因で、世界のＧＤＰに占める日本の割合が激減しつつあるのが現状であることは、「答弁書」でお認めになった通りである（図参照）。過去の政府の政策でデフレ脱却に失敗した理由は何であったと考えているのか。

三　「基本的態度」に書かれてある政策は、過去の失敗に終わったものとどのように違うのか。過去の内閣における経済対策においては、その政策に対する景気浮揚効果が数字で示されていた。今回もそれを示すべきではないか。

四　「基本的態度」には「成長なくして日本の未来なし」と書いてある。しかし、ここに書いてある名目成長率は〇五年度一．〇％、〇六年度一．五％、〇七年度二．二％と平均で僅か一．六％である。同じ期間に例えば米国は平均五．九％の成長（ＯＥＣＤ　Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｏｕｔｌｏｏｋ　Ｎｏ．八〇）となっており、日本の三．七倍である。日本が米国の三．七分の一しか成長できない理由は何なのか。

五　例えば、日本の名目成長率を五％に引き上げたとすれば、債務のＧＤＰ比は、分母に名目ＧＤＰがあるのだから、ＧＤＰ比は約五％減少する。他方、八〇〇兆円の国の債務を五％減らそうとするなら、四〇兆円の歳出削減が必要となり、これは実現不可能である。一方、日本がデフレから脱却できれば、名目成長率を米国並みの水準に引き上げることは十分実現可能であり、それにより財政健全化という目標に大きく前進することを意味するのではないか。

六　「答弁書」は、「平成十年から平成十七年にかけて、世界の名目ＧＤＰに占める日本の比率が低下している主な要因としては、世界経済が順調に成長する中で、日本経済がデフレ状況にあったため」としているが、この間の政策を「適切な経済財政運営」と評価している。世界における日本経済のシェアを十七％から十．三％にまで落としてしまったことは「適切」だと政府は考えているのか。今後もその「適切」な政策を続け、シェアをどんどん落とすつもりなのか。

右質問する。

図

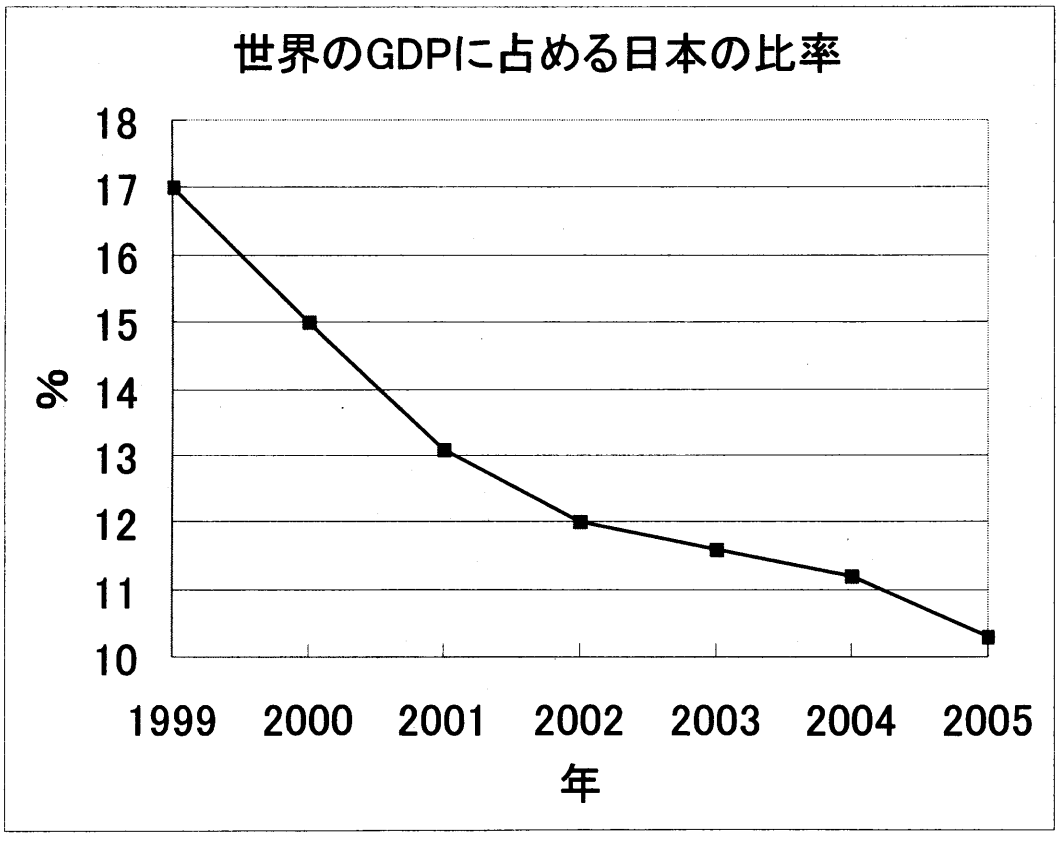

内閣衆質一六六第二一〇号
平成十九年五月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成十九年一月二十五日閣議決定。以下「基本的態度」という。）に沿って、「成長力強化に向けた改革を加速・深化させる」こととしており、また、政府及び日本銀行は、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行うこととしている。「基本的態度」において、平成十九年度は、「改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現する」と見込まれ、ＧＤＰの実質成長率が二・〇パーセント程度、消費者物価指数の変化率が〇・五パーセント程度になると見通している。

二について

政府としては、これまで、各年度の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「構造改革と経済財政の中期展望」等に基づき、適切な経済財政運営に努めてきたところであり、日本経済は、物価が持続的に下落するという意味でのデフレ状況にはない。政府として、海外経済の動向などにみられるリスク要因を考慮しつつ、このデフレ状況に戻る可能性がないかどうか、注視していく必要があると認識している。

四及び六について

米国に比べて日本の名目成長率が低かったこと及び世界における日本経済のシェアが低下したことの主な要因としては、世界経済が順調に成長する中で、日本経済がデフレ状況にあったことなどが挙げられると考えている。一及び三についてで述べたように、政府としては、「基本的態度」に沿って、「成長力強化に向けた改革を加速・深化させる」こととしており、また、政府及び日本銀行は、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行うこととしている。これを前提とした経済の姿については、「基本的態度」において、今年度のＧＤＰの名目成長率が二・二パーセント程度になると見通している。

五について

政府としては、現在の極めて厳しい財政状況等を踏まえれば、経済成長を維持しながら、歳出・歳入一体改革に正面から取り組むことが必要であると考えている。

平成十九年五月二日提出
質問第二一一号

北方領土交渉の今後の展望に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

北方領土交渉の今後の展望に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月二十六日付毎日新聞朝刊が、町田幸彦記者の署名で、「エリツィンの対日外交」との見出しで、

「今から思えば、偶然の取材だった。ロシアのエリツィン前大統領死去三日前の二十日、丹波實・元駐露大使（六十八）＝現日本エネルギー経済研究所顧問＝の話を聞いた。丹波氏は、橋本龍太郎首相とエリツィン大統領が日露関係改善を目指したクラスノヤルスク合意（九七年）と川奈会談（九八年）で当時、外務審議官として交渉に携わった。

『エリツィン大統領の時代に大きなチャンスがあった。誠に残念だ』。丹波氏は悔やみきれない様子だった。『大きなチャンス』とは、北方四島返還に向けた日露平和条約締結の可能性だ。『二〇〇〇年までの平和条約調印を目指す』とクラスノヤルスク合意で確認した。『領土問題を何とかしたい』とエリツィン氏が語っていたという。しかし、同氏の健康悪化や九八年のロシア金融危機によって、ロシア側が歩み寄る状況は遠のいた。

もっともエリツィン氏の『軟化』を額面通り受け取ってよかったのかどうか。あるロシア外交関係者は『エリツィン氏が大統領時代に本気で領土交渉に取り組もうとしたとは思えない』と回想する。エリツィン大統領の指示で、露外務省が北方領土問題解決を具体的に検討したことはないと言う。ただ、機運の盛り上がりが先行したことは認めている。

そして今、北方領土に関してプーチン政権は『ロシアの主権』を盾に、強気一点張りだ。丹波氏は今後をこう占う。『現在の体制では、（平和条約問題をめぐる）日露関係は動かない。十年はだめだろう。日本はむやみに動くべきではない』。交渉の最前線にいた外務省ＯＢの実感として、重く響く言葉だ。」

という記事を掲載していることを外務省は承知しているか。

二　外務省は、エリツィン氏が大統領時代に本気で領土交渉に取り組もうとしたとは思えないという認識を有しているか。

三　外務省は、プーチン大統領の体制では、北方領土問題をめぐる日露関係は動かないという見通しを有しているか。

四　外務省は、北方領土交渉は今後十年は動かないと見ているか。

五　外務省は、北方領土交渉について、日本はむ

やみに動くべきではないという認識を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一一号

平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土交渉の今後の展望に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土交渉の今後の展望に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

外務省として、エリツィン・ロシア連邦初代大統領は、平成五年十月十三日付けの日露関係に関する東京宣言に署名する等、北方領土問題解決に向けた努力を行ったものと認識している。

三から五までについて

我が国は、ロシア連邦との間で平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）を行っているところであり、お尋ねの点を含め、交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十九年五月二日提出

質問第二一二号

政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月二十七日付読売新聞朝刊が、「ＯＤＡずさん報告　外務省『ダメと言えず』　マラウイ　一度も提出せず　エジプト　品目の記載なし」との見出しで、

「二〇〇二年度の供与分だけで、使途不明額が三百億円を超えるなど、ずさんな管理実態が判明した政府開発援助（ＯＤＡ）の『債務救済無償資金協力』。読売新聞が情報公開請求して調べたところ、中でも、南部アフリカのマラウイは一九九八年度以降、一度も使途報告書を提出していなかった。使途報告書を提出している場合でも、購入物資の品目明細がないなど、使途を確認するには内容的に不十分なものもあり、識者からは『使途が不明では国民に説明がつかない』と批判の声もあがっている。

マラウイには、九八～〇二年度に計七十一億円以上が債務救済無償資金協力として供与されている。しかし、いずれの年度も使途報告はなく、資金が実際に何に使われたのか、全く不明だ。外務省は同国から使途報告がない理由について、『特に把握していない』（無償資金・技術協力課）という。

一方、すでに提出された使途報告書も、記載方法が各国まちまちで、盛り込まれている情報量に大きな差があった。

過去に提出された使途報告書を見ると、例えばバングラデシュが提出した二〇〇〇年度分の場合、『四月二十六日　インド製木綿糸　三百八十八万円』『五月七日　イギリス製トラクター　千百四十五万円』などと、日付や購入品目、金額などの明細が添付されていた。

しかし、ミャンマーの場合は、提出した明細で数千万円の支出の使途が空欄のものもあった。また、九〇～九一年度の供与分について〇〇年十二月になって報告書を提出したエジプトの場合、日付と支出金額は記されていても、個々の購入品目が書かれておらず、具体的な使い道がはっきりしなかった。

外務省無償資金・技術協力課は『使途報告の書式をあらかじめ決めているわけではないので、提出されたものが、こちらから見て不十分だからといって、これではダメだとは言えない状況だ』と説明している。

ＯＤＡ問題に詳しい上智大の村井吉敬教授（東南アジア社会経済論）は、『使途を限定して供与された資金で、十分な使途報告がないと、相手国のモラルハザード（倫理の欠如）につながりかねない。もし国内だったら、公費の使途が不明確だと大問題になるだろう。税金から支出する以上、きちんとした使途報告がなければ、国民に説明がつかない』と話している。」

という記事（以下、「読売記事」という。）を掲載していることを外務省は承知しているか。

二　「読売記事」の内容は真実に即したものか。

三　二〇〇二年度に経済協力局長の任にあった者の氏名と現在の官職を明らかにされたい。

四　二〇〇二年度に債務救済無償資金協力を担当した課の名称と課長の氏名並びに現在の官職を明らかにされたい。

五　二〇〇二年度の債務救済無償資金協力については、使途が不明のものが多く、国民に説明がつかないと思料するが、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一二号

平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助（ＯＤＡ）に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

御指摘の記事のうち、債務救済無償資金協力に係るマラウイ共和国、バングラデシュ人民共和国、ミャンマー連邦及びエジプト・アラブ共和国からの使途報告書の提出状況及び記載内容についてはおおむね事実に即して報じられたものと考えている。

三について

御指摘の時期に外務省経済協力局長を務めていた者は、西田恒夫及び古田肇である。西田恒夫は、カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤特命全権大使であり、古田肇は、岐阜県知事を務めているものと承知している。

四について

御指摘の課は、外務省経済協力局無償資金協力課であり、御指摘の時期に課長を務めていた者は、小原雅博在ロサンゼルス日本国総領事館領事である。

五について

債務救済無償資金協力の趣旨は、深刻な債務問題を抱える開発途上国の債務を救済することにあり、平成十四年度の債務救済無償資金協力もこの趣旨に合致したものである。他方、平成十四年度に債務救済無償資金協力により資金を供与した国々につき、多くの国々がいまだ使途報告書を提出しておらず、外務省としてはこのことを遺憾と考えている。外務省としては、これまでもこれらの国々に対して、使途報告書の提出を求めているが、今後一層提出を働きかけていきたいと考えている。

平成十九年五月七日提出
質問第二一三号

二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問主意書

一　二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表に

「6．双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、以下の共通認識に達した。

（1）　東シナ海を平和・協力・友好の海とすることを堅持する。

（2）　最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互恵の原則に基づき共同開発を行う。

（3）　必要に応じ、従来よりハイレベルの協議を行う。

（4）　双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う。

（5）　協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指す。」

という記載があるが、（2）の「最終的な境界画定」の意味内容を明らかにされたい。

二　国境の定義如何。

三　日本と中華人民共和国の間の国境は確定しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一三号
平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年四月十一日付日中共同プレス発表における「最終的な境界画定」の意味に関する質問に対する答弁書

一及び三について

我が国と中華人民共和国との間では、東シナ海における排他的経済水域及び大陸棚の境界が画定しておらず、御指摘の「最終的な境界画定」とは、これらの境界の画定を意味している。

二について

国境という言葉には様々な意味があるが、一般に、国境とは、異なる国家間の境のことを意味すると承知している。

平成十九年五月七日提出
質問第二一四号

前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問主意書

一　前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀は、いつ、どこで行われたか。

二　ヨハネ・パウロ二世の葬儀に、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナ

ダ、ロシアについて、それぞれの政府を代表して、誰が参列したか。

三　日本からは、川口順子内閣総理大臣補佐官（当時）が出席したと承知するが、かかる決定はどの政府機関の提唱によって行われたものか。

四　ヨハネ・パウロ二世の葬儀に伴いヴァチカンを訪問した川口順子氏が会見した要人の官職氏名を明らかにされたい。

五　四の訪問に際し、川口順子氏に対する便宜供与が行われたか。行われたとするならば、その具体的内容とかかった経費を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一四号
平成十九年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出前ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の葬儀に関する質問に対する答弁書

一について

故ヨハネス・パウルス二世の葬儀は、平成十七年四月八日にバチカン市国にて行われた。

二について

外務省として把握している範囲では、米国からブッシュ大統領、英国からチャールズ皇太子及びブレア首相、フランスからシラク大統領、ドイツからケーラー大統領及びシュレーダー首相、イタリアからチャンピ大統領及びベルルスコーニ首相、カナダからマーティン首相、ロシアからフラトコフ首相（肩書きはすべて当時）等が葬儀に参列したものと承知している。

三について

川口内閣総理大臣補佐官（当時）を故ヨハネス・パウルス二世の葬儀に参列する特派大使に任命することについては、外務大臣が閣議請議を行い、平成十七年四月五日の閣議において決定された。

四について

川口内閣総理大臣補佐官（当時）は、ジャヤクマール・シンガポール共和国副首相兼法相、スラキアット・タイ王国副首相、シャローム・イスラエル国外相とそれぞれ会談を行ったほか、オバサンジョ・ナイジェリア連邦共和国大統領、バッシャール・シリア・アラブ共和国大統領、ブレア・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国首相、ベルカ・ポーランド共和国首相等の各国の要人と立ち話を行った。

五について

御指摘の川口内閣総理大臣補佐官（当時）の派遣に際して、外務省の便宜供与事務処理要領に基づく便宜供与は行われていない。

平成十九年五月七日提出
質問第二一五号

「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問主意書

提出者　平岡　秀夫

「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問主意書

二〇〇七年二月、防衛施設庁が、岩国市内の各所において行った、米軍再編に伴う岩国基地の利用変更や航空機騒音予測に関する説明会に関し、次の事項について質問する。

1　「岩国飛行場に係る航空機騒音予測コンターについて」（平成十九年二月、防衛施設庁）に関して

（1）　二月に行った岩国市内における住民説明会の位置付け、目的はいかなるものか。また、実施の法的な根拠は何か。そして、いかなる成果があったのかを明らかにされたい。

（2）　一般市民にとって、加重等価平均感覚騒音レベル（以下、ＷＥＣＰＮＬ）という概念は、極めて難解である。岩国での住民説明会を聞かれた市民のなかで、意味をわかって説明を聞いた人はどのくらいいると考えるか。ＷＥＣＰＮＬとは何を意味するのか、市民にわかるように、わかりやすく解説すべきである。直接的な騒音レベル（dB）と、どのような関係にあり、どう違うのかを説明されたい。（おそらく、具体的にはＷ値を求める式［$dB(A)+10\log_{10}N-27$］の性質、意味を説明することで、相当程度わかるのではないか）。また、何故、ＷＥＣＰＮＬという概念の導入が必要なのか、その理由を明らかにされたい。

（3）　住民説明会資料六頁「4．飛行回数」の項における、「岩国飛行場において、最終告示（平四．三．二七）を行った際に基礎となった騒音度調査」とは、いかなる調査か。その調査が岩国における実態を代表しているという保障は、何を根拠として、どこにあるのか。これまでの岩国での騒音調査に、これ以外のものがあれば実施対象、日時等別に概要を示し、その中から「平成一から二年」のデータを計算に採用した理由を明らかにされたい。

（4）　「厚木の平成十六年度騒音度調査データ」、「普天間の平成十五から十七年度騒音度調査データ」なるものについても、その調査方法、代表性の根拠などを具体的に説明されたい。厚木、普天間でも、今回、計算に採用した調査以外に騒音調査はあるの

か。これまでの調査実例を示し、その中から、今回、計算に採用したデータの選定理由を示されたい。

(5)　厚木から岩国への移駐が完了したとき、岩国では戦闘機が倍増するのに、標準飛行回数が、現状三二六回に対し、再編後に六三回しか増えない理由は何か。常識的には、騒音レベルの高い五九機の移駐により、少なくとも現状と比べ標準飛行回数は倍増してしかるべきである。にもかかわらず、わずかしか増えないとする理由を示されたい。

(6)　前記(5)の一つの可能性のある回答は、標準飛行回数に大きく影響を与える割増タイムに飛行する機体が、岩国が圧倒的に多いことが考えられる。その点を検証するため、岩国、厚木、普天間に関する調査結果の詳細を説明されたい。例えば、岩国に関して昼間の時間帯、十九時から二十二時までの三倍換算時間帯、更に二十二時以降の十倍換算時間帯について、それぞれの飛行回数を示されたい。

(7)　現在、滑走路運用時間は、基地によって異なっている。厚木、普天間、横田では日米合同委員会合意として、三沢においても、朝六時から夜二十二時までである。これに対し、岩国基地では、朝六時三十分から夜二十三時までとなっている。岩国だけが夜二十二時から二十三時までも運用時間に入っていることについて、この深夜の一時間の違いが、岩国における標準飛行回数に大きな影響を作り出していると考えられるが、どうか。もしそうであれば、厚木、普天間、横田から移駐してくる戦闘機が、岩国に来てどう飛行するかに関して、厚木、普天間、横田でのデータを、そのまま使用して推測すると実態を見損なう可能性が高い。岩国では二十二時から二十三時まで運用できるので、厚木にいるときは飛行しない時間帯に多数飛行することができ、標準飛行回数が倍増することが予想される。防衛施設庁の再編後の飛行回数の推測は、この点をごまかしているのではないか。

(8)　更に、一本の滑走路に対して、戦闘機が倍増する為、運用時間が延長する可能性があるが、標準飛行回数の推測にあたり、その点をどう考慮しているのか説明されたい。

(9)　住民説明会資料九頁から十三頁「5．飛行経路」の項に示されている、飛行経路の仮定は、アメリカ政府との間での何がしかの合意に基づくものなのか。滑走路が沖合いに出たことで、真北に向けて飛行できるはずであるにもかかわらず、北に向かって飛行した場合でも、すぐに東向きに転回することを想定する根拠を示されたい。米軍機の飛行コースは、百パーセントこの仮定の中に入るという保障はあるのか。

(10)　住民説明会資料四、五頁「機種毎の騒音データ」の項にある図「航空機からの距離と騒音値の関係」は、厚木、岩国などで調査した結果得られた騒音データをもとに作成したとのことだが、どのようなデータなのかを明らかにされたい。航空機からの距離を均等に分布させ、八、九カ所に測定点を配置し、騒音データを取得したと見られるが、気象条件も加味しながら、航空機の位置からどの方向に測線を延ばせばいいのかの吟味はどうされているのか。また、一回限りの調査なのか、それとも複数回なのか。複数回の調査であれば、得られたデータはある幅の中に分布すると考えられるが、その平均値なのか、それとも最も大きな騒音値を採用しているのか明らかにされたい。

2　その他

(1)　滑走路運用時間が基地によって異なっている理由を明らかにされたい。厚木、普天間、横田では、日米合同委員会で政府間の取り決めとして位置づけられているのに、岩国では、「岩国日米協議会」での確認事項にすぎない。何故、このようになっているのか、その経過と根拠を示されたい。厚木や普天間、横田では騒音訴訟があり、岩国では提訴すらされていないことなどが反映されているのか。また政府として、岩国でのこの差別的な実情を変える意思はあるのか明らかにされたい。

(2)　岩国では、飛行そのものだけでなく、エンジンテストによる騒音に対しても相当数の苦情がある。厚木、普天間、横田では、日米合同委員会合意の中で、それぞれ、「十八時から六時」「十八時から八時」の間、エンジンテストは行わないこととなっている。これに対し、岩国では、「岩国日米協議会での確認事項」で「二十一時以降、午前七時以前は原則として避ける」となっている。滑走路運用時間と同様、厚木、普天間よりも、かなり緩い規制になっているが、その理由は何か。また、これを普天間基地並みに改善するよう働きかける意思はあるか。

(3)　横田、厚木、沖縄の滑走路運用やエンジンテストの時間帯についての合意事項について、発議した(つまり合同委員会を開こうと言い出した)のは、日本側か、それとも米軍側か。もし日本側が発議したのであれば、何をきっかけとして合同委員会での議論を求めたのかを明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一五号
平成十九年五月十五日
内閣総理大臣　安倍　晋三
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出「米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐」に伴う騒音問題に関する質問に対する答弁書

1の(1)について

御指摘の住民説明会については、広島防衛施設局が、岩国市からの要請を受け、空母艦載機の移駐等について地元住民の理解を得るため、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第十九号に定める所掌事務の一環として実施したものであり、防衛施設庁としては、当該移駐等について地元住民に対し鋭意説明を行い、地元住民の理解に資することができたものと考えている。

1の(2)について

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）において、航空機騒音に係る環境基準の評価単位は、ＷＥＣＰＮＬ（加重等価継続感覚騒音レベル）と定められているところである。ＷＥＣＰＮＬは、音響の強度（デシベル）のほかに、その音響の発生回数、時刻等を考慮して、人に与える影響を評価する航空機騒音の評価単位であることから、防衛施設庁においても航空機騒音の評価単位として用いているところであり、御指摘の住民説明会においても、当該評価単位を使用し、説明したところである。

防衛施設庁としては、当該評価単位、ＷＥＣＰＮＬと音響の強度の違い等について地元住民に対し鋭意説明を行い、地元住民の理解に資することができたものと考えている。

1の(3)について

防衛施設庁においては、岩国飛行場について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき第一種区域を指定するに当たり、飛行経路、ピーク騒音レベル、継続時間、飛行回数等の調査（以下「騒音度調査」という。）を実施するなどし、航空機騒音の実態の把握に努めている。具体的には、昭和四十九年度及び平成元年度から平成二年度にかけて騒音度調査を実施し、また、平成五年度においては、岩国飛行場の滑走路を沖合へ千メートル程度移設する事業（以下「岩国沖合移設事業」という。）に係る環境影響評価準備書作成のため、岩国沖合移設事業完了後の航空機騒音の予測調査を実施した。

お尋ねの「その調査が岩国における実態を代表しているという保障は、何を根拠として、どこにあるのか。」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「住民説明会資料」における飛行回数の算出に当たっては、右に述べた騒音度調査のうち、直近のものである平成四年三月二十七日の第一種区域の指定に際し平成元年度から平成二年度にかけて実施した調査により得られた飛行回数のデータを基に、平成十七年度における飛行回数を推定した上で、再編後の標準飛行回数を算出したものである。

1の(4)について

防衛施設庁においては、厚木飛行場について、昭和五十四年九月五日、昭和五十六年十月三十一日、昭和五十九年五月三十一日、昭和六十一年九月十日及び平成十八年一月十七日に、普天間飛行場について、昭和五十六年七月十八日及び昭和五十八年九月十日に、それぞれ第一種区域の指定を行っており、これらの指定に当たり、騒音度調査を実施するなどしたところである。

また、御指摘の「普天間の平成十五から十七年度騒音度調査データ」については、普天間飛行場周辺の騒音状況を確認するため実施した調査において得られた平成十五年度から平成十七年度までの三か年の平均騒音発生回数を基に、岩国飛行場へ移駐する航空機の飛行割合等を勘案し、飛行回数を算出したものである。

御指摘の「代表性の根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「住民説明会資料」における再編後の一日の標準飛行回数の算出に当たっては、右に述べた調査のうち、厚木飛行場については、直近の平成十八年一月十七日の第一種区域の指定に際し平成十五年度から平成十六年度にかけて実施した騒音度調査により得られた飛行回数のデータを、普天間飛行場については、直近の平成十五年度から平成十七年度までの三か年の平均騒音発生回数を基に算出した飛行回数のデータをそれぞれ採用したものである。

1の(5)について

御指摘の標準飛行回数については、現状の三百二十六回に、岩国飛行場へ移駐する空母艦載機の厚木飛行場における飛行回数と、ＫＣ―一三〇空中給油機の普天間飛行場における三か年の平均騒音発生回数を基に算出した飛行回数を加え、厚木飛行場に移駐する海上自衛隊航空機及びグアムへ移駐する海兵隊ＣＨ―五三Ｄヘリコプターの岩国飛行場における飛行回数を差し引いた結果、三百八十九回となっており、現状の標準飛行回数に比べ、六十三回増えているものである。

1の(6)について

防衛施設庁として、時間帯別の飛行回数を記した資料は有していないことから、お答えすることは困難である。

なお、「住民説明会資料」は、日別及び機種別の飛行回数を記した資料等を使用して作成したものである。

1の(7)及び(8)について

空母艦載機及びＫＣ―一三〇空中給油機（以下「空母艦載機等」という。）が岩国飛行場に移駐した場合の運用の詳細については、現段階において承知していないことから、「住民説明会資料」の作成に当たっては、標準飛行回数について、現在の厚木飛行場及び普天間飛行場における運用実態を考慮して算定したものである。

いずれにせよ、防衛施設庁としては、実際に空母艦載機等が岩国飛行場に移駐した後、現地において騒音度調査を行い、適切に対応する考えである。

1の(9)について

「住民説明会資料」に示している空母艦載機等の移駐後の岩国飛行場の飛行経路については、岩国沖合移設事業に係る環境影響評価準備書作成の際に想定した標準的な飛行経路と同様のものとなる見込みであり、このことは、日米間で確認している。

また、当該飛行経路は、あくまで標準的なものを示したものであり、すべての米軍航空機が同様に飛行することを確認したものではない。

1の(10)について

お尋ねの「厚木、岩国などで調査した結果得られた騒音データ」については、飛行経路のほぼ直下に位置する場所で、機種ごとの航空機騒音を複数回録音するとともに、当該場所から航空機までの距離を測定し、録音した航空機騒音の周波数成分を分析するなどして音源から一メートル離れた仮想的な球面上での周波数別の平均的な音圧レベルを求め、これを基に、音源から任意の距離にある球面上の騒音レベルを算出したものであり、過去に得られた機種ごとの平均的なデータと比較検討して使用しているものである。

2の(1)及び(2)について

厚木飛行場、横田飛行場、普天間飛行場及び嘉手納飛行場以外の飛行場については、日米合同委員会において航空機騒音規制に関する合意がなされていないが、岩国飛行場については、岩国市、国、山口県及び現地米軍の代表者をもって構成される「岩国日米協議会」における協議の結果を踏まえ、米軍は、厚木飛行場等の四飛行場と同様に、岩国飛行場に係る運用上の所要を勘案した上で、航空機騒音の軽減についてできる限りの措置を講じているものと承知している。

このことについては、御指摘の「騒音訴訟」の有無とは関係のないものと考えており、また、日米合同委員会における合意を要するとは必ずしも考えていない。

2の(3)について

御指摘の「合意事項」については、地元の要望を踏まえ、日本側から発議し、日米合同委員会において合意されたものである。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成十九年四月十三日

参議院議長　扇　千景

衆議院議長　河野　洋平殿

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の原因となる物質をいう。

2　この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

4　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第三条　国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条　地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

（基本方針）

第五条　国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

二　温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき次に掲げる契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

イ　電気の供給を受ける契約

ロ　使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

三　省エネルギー改修事業（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。第七条において同じ。）に係る契約に関する基本的事項

四　建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、前二号に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

五　その他温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する重要事項

3　基本方針を定めるに当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条の二第一項に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮するものとする。

4　環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、環境大臣が基本方針に定められる契約に係る事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

6　環境大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進）

第六条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国の債務負担）

第七条　国が省エネルギー改修事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

（締結実績の概要の公表等）

第八条　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2　前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

（環境大臣の要請）

第九条　環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（国による情報の整理等）

第十条　国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。

（地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進）

第十一条　地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2　前項の方針は、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3　地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づ

き、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

（公正な競争の確保）

第十二条　国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

（他の施策との調和）

第十三条　国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

2　国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討等）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4　国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国及び独立行政法人等は、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならないものとすること。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあってはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあってはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとすること。

2　国は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針を定めなければならないものとすること。

3　各省各庁の長等は、2の基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

4　国が省エネルギー改修事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とするものとすること。

5　国等は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとすること。

6　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

㈡　政府は、国及び独立行政法人等が締結す

る電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況㈢において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を総合的に評価して落札者を決定する方式等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

㈢　国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十五日

環境委員長　西野あきら

衆議院議長　河野　洋平殿

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右、国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「この条において」を「この条及び第十二条の三第四項において」に改める。

第十二条の見出しを「（本人等の請求による住民票の写し等の交付）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該請求をする者の氏名及び住所

二　現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所

三　当該請求の対象とする者の氏名

四　前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3　第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

第十二条第六項中「又は第二項の」を「の規定による」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第二項の」を「の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項に規定する」に、「第七条第四号」を「第七条第四号」に改め、「第二項の住民票の写しの交付の請求があったときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

第十二条の三を第十二条の五とする。

第十二条の二の見出しを「（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第十二条第二項（第二号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「市町村長」とあるのは、「第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。

第十二条の二を第十二条の四とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の二　国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二　現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

三　当該請求の対象とする者の氏名及び住所

四　請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

五　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3　第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、国又は地方公共団体の機関の職員であることを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4　市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5　第一項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三　市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

2　市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3　前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

4　第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所

三　当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四　第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的

五　第二項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）

六　前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

5　第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。

6　前項の場合において、現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

7　申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証

明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

8　市町村長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、前項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

9　第一項又は第二項の申出をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

第二十条を次のように改める。

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条　戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2　国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

3　市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三　前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4　市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5　第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条第七項及び第十二条の二第五項中「同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあり、並びに第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

第二十七条の見出しを「（届出の方式等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　市町村長は、第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3　前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき（現に届出の任に当たつている者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。）は、当該届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

第三十八条第一項中「この法律の規定」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「、政令で定めるところにより」を削る。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三までに規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

第四十九条第一項中「第四十七条」を「第四十七条第一号」に改める。

第五十二条中「、第十二条第一項若しくは第二

項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に、この法律による改正前の住民基本台帳法第十二条第一項若しくは第二項の規定によりされた請求に係る住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付、同法第十二条の二第一項の規定によりされた請求に係る住民票の写しの交付又は同法第二十条第一項の規定によりされた請求に係る戸籍の附票の写しの交付については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第四条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「第十二条の二第四項」を「第十二条の四第四項」に改める。

理　由

個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　本人等の請求による住民票の写し等の交付に関する事項

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができることとするとともに、交付の際の本人確認手続等を整備すること。

2　国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付に関する事項

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができることとするとともに、交付の際の本人確認手続等を整備すること。

3　本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付に関する事項

市町村長は、1、2によるもののほか、住民票の写し等の交付を請求することができる者について、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者等に限定するとともに、交付の際の本人確認手続等を整備すること。

4　戸籍の附票の写しの交付に関する事項

戸籍の附票の写しの交付の請求についても、住民票の写し等の交付の請求に準じて規定を整備すること。

5　届出の方式等に関する事項

転出・転入等の届出の際の本人確認手続等を整備すること。

6　罰則の新設

偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳カードの交付に対する制裁措置を強化すること。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月十五日

総務委員長　佐藤　勉

衆議院議長　河野　洋平殿

〔別紙〕

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一　住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断が厳格かつ公正に行えるよう引き続き適切な助言に努めるとともに、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に今後とも努めること。

二　住民票の写し等の交付制度については、個人情報保護の観点から、厳格な運用を確保すること。

三　行政機関の保有する個人情報が漏えいする事件が起きていることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保などについて徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。

測量法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十三日

参議院議長　扇　千景

衆議院議長　河野　洋平殿

測量法の一部を改正する法律

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十五条」に、「第四十五条―」を「第四十六条・」に改める。

第五条中「のうち、小道路若しくは建物のため等」を「で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他」に改め、「局地的測量又は」の下に「小縮尺図の調製その他の」を加え、「除き、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施するものをいう」を「除く」に改め、同条に次の各号を加える。

一　その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量

二　基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定するもの

イ　行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業

ロ　その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

第六条中「小道路若しくは建物のため等」を「建物に関する測量その他」に改め、「局地的測量又は」の下に「小縮尺図の調製その他の」を加える。

第二十条第一項中「、第十七条又は第十八条」を「から第十八条まで」に、「かき」を「垣」に、「生じたとき」を「受けた者がある場合において」に、「所有者に対して、相当の価額により、その」を「損失を受けた者に対して、通常生ずべき」に改め、同条第二項中「ついて」を削り、「ときは、政令の定める手続」を「場合においては、政令で定めるところ」に改める。

第二十一条第一項中「長は、」の下に「基本測量において」を加え、「場合においては」を「ときは、遅滞なく」に、「所在」を「所在地その他国土交通省令で定める事項」に、「通知しなければ」を「通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「遅滞なく、その旨を」を加え、「以下」を「次項及び第三十七条第二項において」に改め、「その旨を」を削り、同条第三項中「市町村長は、」の下に「基本測量の」を加える。

第二十二条中「移転、き損その他の行為により」を「国土地理院の長の承諾を得ないで」に、「ため設置した測量標の効用を害して」を「測量標を移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をして」に改める。

第二十三条第一項中「長は、」の下に「基本測量の」を、「ときは、」の下に「遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を」を加え、「通知しなければ」を「通知するとともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」に改める。

第二十四条第一項中「永久標識」を「基本測量の永久標識」に、「き損」を「汚損」に、「虞が」を「おそれが」に、「標識の敷地」を「永久標識若しくは一時標識の敷地」に、「附近」を「付近」に、「詳記した」を「記載した」に改め、「都道府県知事を経由して（国又は都道府県が行為をしようとする場合においては、直接に）」を削り、「標識の移転」を「永久標識又は一時標識の移転」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による請求（国又は都道府県が行うものを除く。）は、当該永久標識又は一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとする。

第二十四条第三項及び第四項中「標識」を「永久標識又は一時標識」に改める。

第二十五条中「又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」及び「ため設置した」を削り、「当該標識」を「当該仮設標識」に改める。

第二十六条中「ために設置した」を削る。

第二十七条第二項中「、地図その他必要と認めるものを刊行しなければ」を「地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることがで

きる状態に置く措置をとらなければ」に改め、同条第三項中「保管し」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加える。

第二十八条第一項中「又は基本測量の測量記録を閲覧し、又はその謄本若しくは」を「及び測量記録の謄本又は」に、「求めよう」を「受けよう」に、「の定める手続」を「で定めるところ」に、「これをしなければ」を「国土地理院の長に申請をしなければ」に改め、同条第二項中「、謄本」を「謄本」に、「を求めようと」を「の申請を」に改める。

第二十九条中「を複製しようとする者は」を「（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により基本測量の測量成果を使用して」を「第一項の承認を得て」に、「係る測量の」を「より得られた」に、「使用した基本測量の測量成果」を「基本測量の測量成果を使用した旨」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反していること。

二　当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

第三十三条第一項中「場合においては、あらかじめ当該測量」を「ときは、当該公共測量」に、「計算法等を規定した」を「計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた」に、「定めて」を「定め、あらかじめ」に、「場合も」を「ときも、」に改め、同条第二項中「作業規程に基いて」を「承認を得た作業規程に基づいて」に改める。

第三十五条中「対して勧告し」を「対し、公共測量の計画若しくは実施について必要な勧告をし」に改める。

第三十六条中「左に」を「あらかじめ、次に」に、「添えて、あらかじめ」を「提出して、」に、「場合」を「とき」に改め、同条第三号を削る。

第三十七条第二項中「報告」を「情報の提供」に改め、同条第三項中「測量計画機関は、」の下に「公共測量において」を、「遅滞なく、」の下に「その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を」を加え、「、その種類、敷地の所在その他必要と認められる事項を」を削り、同条に次の一項を加える。

4　測量計画機関は、自ら実施した公共測量の永久標識を移転し、撤去し、又は廃棄したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

第三十八条中「及び前条第三項」を「並びに前条第三項及び第四項」に、「には」を「については」に改める。

第三十九条中「第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで」を「第二十一条第一項及び第二十三条」に、「あるのは「測量計画機関の長」と、」を「あり、並びに」に、「それぞれ」を「第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二条及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」とに改める。

第四十二条の見出し中「測量成果」の下に「の写し」を加え、同条第一項中「第二十七条第三項の規定」を「国土地理院の長」に、「写及び」を「写し及び」に、「写に準用する」を「写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

第四十二条第三項中「当該機関」を「、当該測量計画機関」に改め、「保管」の下に「並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申

請の受理に関する事務」を加える。

第四十三条中「、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該」を「図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た」に改め、「長の」を削り、同条後段を削る。

第四十四条第一項中「測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために当該測量成果を作成した」を「あらかじめ、当該測量成果を得た」に改め、「長の」を削り、同条第三項中「直接又は間接に」を削り、「出そうとする者は、」を「刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合においては、」を「第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた」に改め、「、使用した」を削り、「測量成果を」の下に「使用した旨を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反していること。

二　当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

第四十七条を削る。

第四十六条第一項中「により」を「による」に、「ものと認める」を「と認めて指定する」に、「写の」を「写しの」に改め、「できる。」の下に「この場合において、」を加え、「場合においては、」を「ときは、その」に、「のための実費」を「に要する費用」に、「が負担する」を「の負担とする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の測量の実施者は、正当な理由があるときは、同項の規定による測量成果若しくは測量記録の閲覧又はこれらの写しの提出を拒むことができる。

第四十六条第三項を削り、第四章中同条を第四十七条とする。

第四十五条の見出しを「（届出等）」に改め、同条第一項中「第六条の」を削り、「あらかじめ」の下に「、国土交通省令で定めるところにより、その旨を」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、測量の正確さを確保するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る基本測量及び公共測量以外の測量の実施について必要な勧告をすることができる。

第四十五条に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の規定により勧告をするに当たつては、当該届出に係る基本測量及び公共測量以外の測量の実施を妨げることとならないよう当該勧告の内容について特に配慮しなければならない。

第四十五条を第四十六条とし、第三章第二節中第四十四条の次に次の一条を加える。

（国土地理院が実施する公共測量の測量成果）

第四十五条　第二十七条第一項の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果について、同条第三項及び第二十八条の規定は国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録について準用する。この場合において、第二十七条第一項中「国土交通大臣」とあるのは「国土地理院の長」と、「官報で公告しなければ」とあるのは「インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければ」と読み替えるものとする。

2　第四十条から第四十二条までの規定は、国土地理院が実施する公共測量の測量成果及び測量記録については、適用しない。

第五十一条の十二第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「次項及び」を「同項及び」に改める。

第五十三条中「政令の」を「政令で」に改める。

第五十六条の二第三項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

第五十六条の三中「以下」を「第五十七条第二項第四号及び」に改める。

第五十六条の四第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

第六十条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、「市町村」の下に「（特別区を含む。次項において同じ。）」を加える。

第六十四条第二号中「第二十九条前段」を「第二十九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公共測量として指定された測量等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に生じたこの法律による改正前の測量法（以下この条において「旧法」という。）第二十条に規定する損失に対する補償については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧法第四十七条の規定による指定を受けている測量は、この法律の施行の日にこの法律による改正後の測量法（以下「新法」という。）第五条第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

3　この法律の施行前に旧法の規定によってした

処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の項中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、「市町村」の下に「（特別区を含む。）」を加える。

測量法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地図等の基本測量の測量成果の電磁的方法による提供

国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならないこと。

2　測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化

㈠　基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長又は測量計画機関の承認を要する場合を、測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合に限定すること。

㈡　基本測量及び公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、国土地理院の長又は測量計画機関は承認しなければならないこと。

3　公共測量に係る複製承認等申請受理事務の委託

測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る公共測量の測量成果及び測量記録の保管とともに、当該測量成果に係る複製承認又は使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十五日

国土交通委員長　塩谷　立

衆議院議長　河野　洋平殿

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

理　由

政府は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の規定に基づいて一般的な見直しを行い、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を進めるため、平成十九年三月十九日に東京で、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書に署名した。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書

日本国及びシンガポール共和国（以下「締約国」という。）は、

二千二年一月十三日にシンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十条に基づいて一般的な見直しを行い、

協定第百五十一条に基づいて協定を改正するための議定書を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条中2を3とし、1の次に次の2を加える。

2　この協定のいかなる規定も、締約国が当事国である租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

第二条

協定第十一条中(d)を削り、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とする。

第三条

協定第十四条の一部を次のように改正する。

1　同条1中「撤廃する」を「撤廃し、又は引き下げる」に改める。

2　同条1から3までの規定中「附属書Ⅰ」を「附属書ⅠA及び附属書ⅠB」に改める。

第四条

協定第十八条の一部を次のように改正する。

1　同条1を次のように改める。

1　一方の締約国は、附属書ⅠBの自国の実施日程に掲げる他方の締約国の原産品の関税を第十四条の規定に従って撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　二千七年三月三十一日における実行最恵国税率

2　同条3(d)中「一年」を「二年」に、「最長三年」を「最長四年」に改める。

3　同条3(e)中「1に規定する措置を再度とってはならない」を「当該措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、1に規定する措置を再度とってはならない」に改める。

4　同条8の次に次の9及び10を加える。

9(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な緊急措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な緊急措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な緊急措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　(a)に規定する暫定的な緊急措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な緊急措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d)　3(f)、6、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な緊急措置について準用する。暫定的な緊急措置の結果として課された関税は、その後行われる2に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

10　両締約国は、二千十七年十二月三十一日後に、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第五条

協定第二十二条(b)及び(c)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(d)及び(e)を加える。

(b)　「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。

(c)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(d)　「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(e)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

第六条

協定第二十三条の一部を次のように改正する。

1　同条1(f)及び(g)を次のように改める。

(f)　当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（注）（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

注　(f)及び(g)の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(g)　当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品（(f)に規定する産品から生産された産品に限る。）

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

2　同条5中「4(c)の規定の適用上」を「5(c)の規定の適用上」に改める。

3　同条5(b)(i)中「六十パーセント以上」を「四十パーセント以上」に改める。

4　同条6を次のように改める。

6　締約国において産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定(注)に従って決定されるものとし、かつ、ＣＩＦ価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

注　関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。

5　同条中7を8とし、2から6までを一つ繰り下げ、1の次に次の2を加える。

2　この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品は、当該締約国の原産品として扱う。

第七条

協定第二十五条中「各類ごとに」を削る。

第八条

協定第二十六条1中「第二十三条2」を「第二十三条3」に改める。

第九条

協定第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存する作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第十条

協定第三十三条を次のように改める。

第三十三条　原産地証明の確認のための援助

1　輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

2　第十四条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従って輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認した後においても原産品に当たると決定できない産品に対して関税上の特恵待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

第十一条

協定第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条のA　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書ⅡAに定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるかどうかの決定に当たり、輸出締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第十二条

協定第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条のA　第四章における用語

この章の規定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）にあっては財務省シンガポール税関をいう。

(b)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動に関する禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第三十五条のB　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を常時最新のものとし、かつ、いかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を容易に利用可能なものとする。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考える税関に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

第十三条

協定第五十六条中「シンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）」を「シンガポール」に改める。

第十四条

協定附属書Ⅰを協定附属書ⅠAとし、同協定附属書の次にこの議定書の附属書一に規定する協定附属書ⅠBを加える。

第十五条

1　この議定書の附属書二に規定する約束表は、協定附属書ⅣCの日本国の約束表第Ⅱ部7A及びBのサービス分野に係る部分に代わるものとする。

2　この議定書の附属書三に規定する約束表は、協定附属書ⅣCのシンガポールの約束表第Ⅱ部7B(a)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

3　この議定書の附属書四に規定する約束表は、協定附属書ⅣCのシンガポールの約束表第Ⅱ部7B(i)のサービス分野に係る部分に代わるものとする。

第十六条

1　この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後五日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千七年三月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
安倍晋三

シンガポール共和国のために
リー・シェンロン

附属書一

附属書ⅠB

日本国による関税の撤廃のための実施日程

1　協定第十四条1に基づく日本国による関税の撤廃又は引下げは、この表2欄に掲げる品目の関税について同表4欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。

(a)　「E」　二千八年一月一日から関税を撤廃する。

(b)　「F5」　基準税率から無税までの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(c)　「F6」　基準税率から無税までの七回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十三年まで

の各年のそれぞれ四月一日に行う。

(d)　「F7」　基準税率から無税までの八回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十四年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(e)　「F10」　基準税率から無税までの十一回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十七年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(f)　「F15」　基準税率から無税までの十六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千二十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

(g)　「P」　基準税率から十四・九パーセントまでの六回の均等な関税の引下げを行う。一回目の引下げは、二千八年一月一日に行い、その後の引下げは、二千八年四月一日及びその後の二千九年から二千十二年までの各年のそれぞれ四月一日に行う。

2　日本国は、この表に掲げる産品に対して同表4欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。

3　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、この表3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、この表3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げに向けた均等な引下げの開始点となるものをいう。

1	2	3	4
関税率表番号	品名	基準税率	区分
第二類	肉及び食用のくず肉	九・六%	E
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		E
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		E
〇二〇七・一四のうち	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		E
	肝臓		E
〇二〇七・二四	七面鳥のもの		E
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		E
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		E
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		E
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		E
〇二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの		E
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		E
	あひるのもの		E
〇二〇七・三三	その他のもの		E
	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		E
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		E
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	九・六%	F7
	あひるのもの		E
	その他のもの		E
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		E
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		E
〇二一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		E
〇二一〇・九一	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		E
〇二一〇・九二	霊長類のもの		F5
〇二一〇・九三	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二%	E
	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの		F5
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	三・五%	E
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）		F5
〇三〇一・一〇	観賞用の魚		E
	こい及び金魚		E
	その他のもの		E

○三〇一・九一のうち	その他の魚（生きているものに限る。）	三・五％	F5
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）の養魚用の稚魚以外のもの		
○三〇一・九三のうち	こい の養魚用の稚魚以外のもの		
○三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）のひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五％	F5
○三〇一・二一	ハリバット（レインハルディウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五％	F5
○三〇一・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五％	F5
○三〇一・二三	ソール（ソレア属のもの）	三・五％	F5
○三〇一・二九	その他のもの	三・五％	F5
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五％	F5
○三〇二・六一のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	三・五％	F5
○三〇二・六二	サルディノプス属のもの以外のもの	三・五％	F5
○三〇二・六三	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	三・五％	F5
○三〇二・六五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五％	F5
○三〇二・六六	さめ	E	
○三〇二・六九のうち	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五％	F5
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもののうち	E	
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい		
	その他のもののうち		
	ふぐ	三・五％	F5
○三〇二・七〇のうち	肝臓、卵及びしらこ		

○三・〇三	にしん（クルペア属のもの）の卵	五・六％	F5
○三〇三・三一	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）のひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五％	F5
○三〇三・三二	ハリバット（レインハルディウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五％	F5
○三〇三・三三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五％	F5
○三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの）	三・五％	F5
	その他のもの		
○三〇三・七一のうち	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五％	F5
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）		
○三〇三・七二	サルディノプス属のもの以外のもの	三・五％	F5
○三〇三・七三	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	三・五％	F5
○三〇三・七五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五％	F5
	さめ	E	
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五％	F5
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	三・五％	F5
○三〇三・七八のうち	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	三・五％	F5
○三〇三・七九のうち	ウロフュキス属のもの		
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち	E	
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも		
	その他のもののうち		
	かじき、さわら、たちうお及びめろ（ディソスティクス属のもの）以外のもの	三・五％	F5
○三〇三・八〇のうち	肝臓、卵及びしらこ		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	四％	F5
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したも		

のに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）				
○三〇四・一〇のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	フィレ以外のうち			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ			
○三〇四・二〇のうち	冷凍したフィレ			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち			
	まぐろ（トゥヌス属のもの）、かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）以外のもの	三・五%	E	F5
○三〇四・九〇のうち	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のうち			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも			
	その他のもののうち			
	いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トゥヌス・テイヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）以外のもの	三・五%	E	F5
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
○三〇五・二〇のうち	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）			
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）			
	さけ科のものの卵	八・四%	F5	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこのうち			
	こんぶかずのこ	三・五%	F5	
	その他のもの			
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	一〇%	F7	
	さけ科のもの以外のもののうち		E	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	一〇・五%	F7	
	くん製した魚（フィレを含む。）			
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇%	F7	
	その他のもの			
	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇%	F7	
○三〇五・三〇のうち	冷凍したもの			
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		E	
	ロブスター（ホマルス属のもの）		E	
	シュリンプ及びプローン		E	
○三〇五・四二	かに			
○三〇五・四九	たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの）以外のもの	四%	F5	
○三・〇六	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	七%	E	F7
○三〇六・一一	えび			
○三〇六・一二	その他のもの			
○三〇六・一三	冷凍してないもの			
○三〇六・一四のうち	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）			
○三〇六・一九				
○三〇六・二一				

	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%	E
	その他のもの		
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）	五%	F5
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	その他のもの		
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン	五%	F5
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	その他のもの		
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	五%	E
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	えび	七%	E
	その他のもの		
	その他のもの		
	えび	五%	F5
	その他のもの	一〇%	F7
○三一・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇・五%	F7
○三〇七・一〇のうち	かき		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%	F7
	以外のもの		
○三〇七・三九のうち	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	七%	F7
	その他のもの		
	冷凍したもの以外のもの	一〇%	F7
○三〇七・五九	たこ（オクトプス属のもの）	七%	F7
	その他のもの		
	冷凍したもの	一〇%	F7
	その他のもの		
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	七%	F7
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%	F7
	その他のもの		
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
○三〇七・九一のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、貝柱及びいか以外のうはまぐり以外のうち	七%	F7
	赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび	五・三%	F5
	以外のうち	一〇%	F7
	くらげ		
	その他のもののうち		
	あさり及びしじみ以外のうち		
	軟体動物以外のもの		
○三〇七・九九のうち	その他のもの		
	冷凍したもののうち		
	くらげ、なまこ及びあわび		
	その他のもののうち		
	くらげ及びなまこ		
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
	はまぐり（乾燥したものに限る。）		
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一八・八%	F15
○四〇八・一一	卵黄		
○四〇八・一九	乾燥したもの	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
○四〇八・九一	乾燥したもの	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
○四〇八・九九	その他のもの		
	その他のもの		
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		E
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		
○五〇九・〇〇のうち	動物性の海綿		
	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの		E
○五一〇・〇〇のうち	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍し		

			たもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
○五・一一		E	じゃ香及び牛黄以外のもの
			動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの
○五一一・九一のうち			その他のもの
			魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの
			魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵以外のもの
○五一一・九九のうち		E	その他のもの
			蚕種、動物の精液、臍、筋、原皮くず及び乾燥した血以外のもの
第六類			
			生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
○六・○四			植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
		E	
第七類			
○七・○一		E	食用の野菜、根及び塊茎
○七○二・○○			ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○三			トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○三・一○			たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
			たまねぎ及びシャロット
			たまねぎ
		F 15	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの
	二%	F 5	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）
		E	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの
	三%	F 5	
		E	シャロット
		E	にんにく
	三%	F 5	リーキその他のねぎ属のもの
		E	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）
		E	その他のもの
○七○三・二○			
○七○三・九○			
○七・○四		E	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○五		E	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○六		E	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○七・○○		E	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・○八		E	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七・○九		E	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七○九・一○			アーティチョーク
○七○九・二○			アスパラガス
○七○九・三○	三%	F 5	なす
○七○九・四○		E	セルリー（セルリアクを除く。）
○七○九・五一		E	きのこ及びトリフ
○七○九・五二		E	きのこ（はらたけ属のもの）
○七○九・五九のうち			トリフ
		E	その他のもの
		E	まったけ
		E	その他のもののうち
○七○九・六○			しいたけ以外のもの
○七○九・七○			とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七○九・九○			ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
			その他のもの
			スイートコーン
○七一○・一○			その他のもの
			冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七一○・二一	三%	F 5	ばれいしょ
○七一○・二二		E	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七一○・二九		E	えんどう（ビスム・サティヴム）
			ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一○・三○	六%	E	その他のもの
○七一○・四○			えだ豆
○七一○・八○	八・五%	F 7	その他のもの
			ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
	八・五%	F 7	スイートコーン
			その他の野菜
	六%	E	ごぼう
			その他のもの
	八・五%	F 5	
	六%	F 7	
	一〇・六%	F 5	
	一二%	F 7	
	六%	F 10	
		F 5	

○七一〇・九〇	野菜を混合したもの			
	スイートコーンを主成分とするもの			
○七・一一	その他のもの			
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○七一一・二〇	オリーブ			
○七一一・三〇	ケーパー			
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン			
	きのこ及びトリフ			
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）			
○七一一・五九	その他のもの			
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび			
	なす	一〇・六%	F7	
	らっきょう及びわらび	六%	F5	
	その他のもの		E	
	ごぼう	九%	F7	
	その他のもの	九%	F7	
			E	
		九%	F7	
		六%	F15	
		六%	F5	
		一二%	F10	

○七・一二	なす			
	その他のもの			
	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）			
○七一二・二〇	たまねぎ	九%	F15	
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	九%	F7	
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）			
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	九%	F7	
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		E	
○七一二・三九のうち	その他のもの		E	
	しいたけ以外のもの		E	
○七一二・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	スイートコーン			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	一キログラムにつき九円	F5	
	その他のもの			
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一二・八%	F10	
	その他のもの	九%	F7	

○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
○七一三・一〇のうち	えんどう（ビスム・サティヴム）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		E	
○七一三・二〇のうち	ひよこ豆			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの			
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
○七一三・三三のうち	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		E	
○七一三・三九のうち	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち		E	

	ち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		E	
○七一三・四〇のうち	ひら豆			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの			
○七一三・五〇のうち	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		E	
○七一三・九〇のうち	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもののうち播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		E	
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものと		E	

	し、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄			E
○七一四・一〇のうち	カッサバ芋			
	冷凍したもののうち			
	飼料用のもの以外のもの			F15 一〇%
	飼料用のもの			F7 一〇%
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもののうち			
	粉又はミールのペレット以外のもののうち			
	飼料用のもの以外のもの			F10 一二%
	飼料用のもの			F7 九%
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
○七一四・二〇	かんしょ			
	冷凍したもの			F15 一二%
	その他のもの			F15 一二・八%
○七一四・九〇	その他のもの			
	冷凍したもの			F7 一〇%
	さといも			F10 一二%
	その他のもの			F7 九%
	その他のもの			
	第八類			
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八〇一・一一	ココやしの実			
	乾燥したもの			E
○八〇一・一九	その他のもの			E
	ブラジルナット			
○八〇一・二一	殻付きのもの			E
○八〇一・二二	殻を除いたもの			E
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
○八〇二・一一のうち	殻付きのもの			E
	スイートアーモンド			
○八〇二・一二のうち	殻を除いたもの			E
	スイートアーモンド			
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）			E
○八〇二・二二	殻付きのもの			E
○八〇二・二二	殻を除いたもの			E
	くるみ			
○八〇二・三一	殻付きのもの			E
○八〇二・三二	殻を除いたもの			E
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）			E
○八〇二・九〇のうち	その他のもの			
	びんろう子以外のもののうち			
	マカダミアナット及びペカン			
	その他のもの			E
○八〇三・〇〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			E
○八・〇四	乾燥したもの			E
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇四・二〇	いちじく			E
○八〇四・四〇	アボカドー			E
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン			F5 六%
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇五・一〇	オレンジ			
○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの			F15 一六%
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの			F15 三二%
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			F15 一七%
○八〇五・四〇	グレープフルーツ			F7 一〇%
○八〇五・九〇のうち	その他のもの			
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）以外のもの			F15 一七%
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇六・一〇	生鮮のもの			
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの			F10 一七%
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの			F7 七・八%
○八〇六・二〇	乾燥したもの			E
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）			
	メロン（すいかを含む。）			F5 六%
○八〇七・一一	すいか			F5 六%
○八〇七・一九	その他のもの			
○八〇七・二〇	パパイヤ			E
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）			

〇八〇八・一〇	りんご	一七%	F 10
〇八〇八・二〇	なし及びマルメロ	四・八%	F 5
〇八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
〇八〇九・一〇	あんず	六%	F 5
〇八〇九・二〇	さくらんぼ	八・五%	F 7
〇八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	六%	F 5
〇八〇九・四〇	プラム及びスロー	六%	F 5
〇八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
〇八一〇・一〇	ストロベリー	六%	F 5
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		E
〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		E
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		E
〇八一〇・五〇	キウイフルーツ	六・四%	F 5
〇八一〇・六〇	ドリアン		E
〇八一〇・九〇	その他のもの		
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		E
	その他のもの	六%	F 5
〇八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
〇八一一・一〇	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの	九・六%	F 7
	その他のもの	一二%	F 10
〇八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		E
〇八一一・九〇のうち	その他のもの		
	砂糖を加えたもののうち		
	パイナップル以外のもののうち		
	ベリー		E
	サワーチェリー	一三・八%	F 10
	桃及びなし	七%	F 7
	その他のもの	一二%	F 10
	その他のもののうち		
	パイナップル以外のもののうち		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム		E
	桃及びなし	七%	F 7
	その他のもの	一二%	F 10
〇八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
〇八一二・一〇	さくらんぼ	一七%	F 15
〇八一二・九〇のうち	その他のもの		
	バナナ以外のもののうち		
	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	F 15
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二%	F 15
	グレープフルーツ	一〇%	F 7
	その他のもののうち		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）以外のもののうち		
	くり	九・六%	F 15
	その他のもののうち		
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七%	F 15
	その他のもの	一二%	F 10
〇八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
〇八一三・一〇	あんず	九%	F 7
〇八一三・二〇	プルーン		E
〇八一三・三〇	りんご	九%	F 7
〇八一三・四〇	その他の果実		
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル		E
	その他のもの	九%	F 7
〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		

	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）			
○八一四・〇〇	その他のもの	E	一二％	
	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	E	F 10	
第九類				
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
○九〇一・九〇のうち	その他のもの			
	コーヒーを含有するコーヒー代用物	E		
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		一七％	
○九〇二・二〇のうち	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		F 15	
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		一七％	
	紅茶			
○九〇二・四〇のうち	その他のもの			
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		一二％	
	くず（飲用に適するものを除く。）以外のもの		F 10	
	くず（飲用に適するものを除く。）		一七％	
	紅茶	E	F 15	
	その他のもの			
○九〇三・〇〇	マテ		一七％	
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー		F 15	
	ペッパー			
○九〇四・一一のうち	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
	小売用の容器入りにしたもの	E	一二％	
	破砕し又は粉砕したもの		F 10	
○九〇四・一二のうち	小売用の容器入りにしたもの	E		
	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）		一七％	
○九〇四・二〇のうち	小売用の容器入りにしたもの	E	F 15	

○九〇七・〇〇のうち	丁子（果実、花及び花梗に限る。）			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			
○九〇八・一〇のうち	肉ずく			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇八・二〇のうち	肉ずく花			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九〇八・三〇のうち	カルダモン類			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー			
○九〇九・一〇のうち	アニス又は大ういきょうの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
○九〇九・二〇のうち	破砕し又は粉砕したもの	E		
	コリアンダーの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
○九〇九・三〇のうち	破砕し又は粉砕したもの	E		
	クミンの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
○九〇九・四〇のうち	破砕し又は粉砕したもの	E		
	カラウエイの種			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
○九〇九・五〇のうち	破砕し又は粉砕したもの	E		
	ういきょうの種及びジュニパーベリー			
	小売用の容器入りにしたもの	E		
	その他のもののうち			
○九・一〇	破砕し又は粉砕したもの	E		
	しょうが			
○九一〇・一〇	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	E	九％	
	その他のもの	E	F 7	
○九一〇・二〇のうち	サフラン	E		
	小売用の容器入りにしたもの	E		
○九一〇・三〇のうち	うこん	E		

〇九一〇・四〇のうち	小売用の容器入りにしたもの	E	
	月けい樹の葉及びタイム	E	
	小売用の容器入りにしたもの		
〇九一〇・五〇	カレー	F 7	七・二%
	その他の香辛料	E	
〇九一〇・九一のうち	この類の注1(b)の混合物	E	
	小売用の容器入りにしたもの		
〇九一〇・九九のうち	その他のもの	E	
	小売用の容器入りにしたもの		
第一〇類	穀物		
一〇〇二・〇〇のうち	ライ麦	E	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの		
一〇・〇五	とうもろこし	E	
一〇〇五・一〇のうち	播種用のもの		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの		
一〇〇七・〇〇のうち	グレーンソルガム	E	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの		
	専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち	E	
	飼料用のもの以外のもの		
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
一〇〇八・一〇のうち	そば		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの	F 7	九%
一〇〇八・九〇のうち	その他の穀物		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもののうち	E	
	ライ小麦以外のもの		
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	F 10	一五%
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
一一〇二・一〇	ライ麦粉		
一一〇二・九〇のうち	その他のもの		
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉以外のもの	F 10	二一・三%
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
一一・〇三	ひき割り穀物及び穀物のミール		
一一〇三・一九のうち	その他の穀物のもの		
	大麦、裸麦、ライ小麦及び米のもの以外のもののうち		
	オートのもの	F 10	一二%
	その他のもの	F 10	一七%
一一〇三・二〇のうち	ペレット		
	小麦、大麦、裸麦、米及びライ小麦のもの以外のもののうち		
	オートのもの	F 10	一二%
	とうもろこしのもの	F 10	二一・三%
	その他のもの	F 10	一七%
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
	オートのもの	F 10	一二%
	その他の穀物のもの		
	小麦、ライ小麦、米、大麦及び裸麦のもの以外のもののうち		
	とうもろこしのもの	F 10	二一・三%
	その他のもの	F 10	一七%
一一〇四・一二	その他の穀物のもの		
一一〇四・一九のうち	大麦、裸麦、ライ小麦及び米のもの以外のもののうち		
	オートのもの	F 10	一二%
	その他のもの	F 10	一七%
一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
一一〇四・二三	オートのもの	F 10	一二%
	とうもろこしのもの	F 10	一六・二%
	コーンフレークの製造に使用するもの	F 10	一八%
一一〇四・二九のうち	その他のもの		
	その他の穀物のもの		
	小麦、ライ小麦、米、大麦及び裸麦のもの以外のもの	F 10	一七%
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	F 15	二〇%
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
一一〇六・二〇のうち	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	F 15	二一・三%
	カッサバ芋のもの		
一一〇六・三〇のうち	第八類の物品のもの		
	バナナのもののうち		
	飼料用のもの以外のもの		
	注　「飼料用のもの」とは、税関の監督の下で飼料の	F 10	一五%

	原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		一五％
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	E	F 10
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）		
一二・一一	及びルプリン 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	E	
一二・一二	おたねにんじん	E	
一二・一三	けしがら	E	
一二・九〇のうち	その他のもの ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黄以外のもの	E	
一二・二〇	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	E	
一二・九〇のうち	海草その他の藻類 食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）以外のうち ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち ふのり属のもの	E	三・五％
一二・九〇のうち	その他のもの あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁	E	F 5
一二・九〇のうち	その他のもの こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びさとうきび以外のもの	E	
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	E	六％
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		
一三〇一・一〇のうち	ラック セラックその他の精製ラック		
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
一三〇二・一四のうち	植物性の液汁及びエキス 除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの		
一三〇二・一九のうち	除虫菊エキス その他のもの 飲料のもとのうち 植物性の一種類の原料から得たもの		一〇％
	その他のもののうち		F 7
一三〇二・二〇	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮） 竹	E	
一四・〇一	その他のもの いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	E	
一四〇一・一〇	その他のもの 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	E	八・五％
一四〇一・九〇	その他のもの 除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種以外のもの	E	F 7
一四〇四・九〇のうち	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン以外のもののうち アルコール分が五〇％以上のもの	E	
一四〇四・九〇のうち	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	E	
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに		

一五〇一・〇〇のうち	動物性又は植物性のろう		
	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		
	豚脂以外のもの	六・四％	F5
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		E
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五％	F5
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	三・五％（その率が一キログラムにつき四円二〇銭より低いときは、当該従量税率）	F10
一五〇四・三〇のうち	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		
	鯨油以外のもの	三・五％	F5
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		E
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	F5
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五一二・二一のうち	綿実油及びその分別物		
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		E
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		E
一五一二・二九のうち	その他のもの		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		E
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	やし（コプラ）油及びその分別物		
一五一三・一一	粗油		E
一五一三・一九	その他のもの		E
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
一五一三・二一のうち	粗油		E
	パーム核油		E
一五一三・二九のうち	その他のもの		
	パーム核油及びその分別物		E
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		E
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物		E
一五一五・九〇のうち	その他のもの		
	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物		E
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		E
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		E
一五一七・九〇のうち	その他のもの		
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	六・四％	F5
	離型油	二・九％	F5
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		E
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		E
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		E
一五二一・九〇のうち	その他のもの		
	みつろう以外のもの		E
一五二二・〇〇のうち	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		
	デグラス		E
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		
一六〇二・三一のうち	第〇一・〇五項の家きんのもの		
	七面鳥のもの		

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のもののうち			
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの			
一六〇二・三九のうち	その他のもの		
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）以外のもののうち			
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの以外のもの			
一六〇三・〇〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	六%	F5
一六・〇四	肉のエキス及びジュース以外のもの		
	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	九・六%	F7
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
一六〇四・一九のうち	その他のもの		
	うなぎ以外のもの	九・六%	F7
一六〇四・二〇のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚卵のうち		
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもののうち	一一%	F7
	にしん（クルペア属のもの）のもの	六・四%	F5
	その他のもの		
	キャビア及びその代用物	六・四%	F5
一六〇四・三〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
一六・〇五	シュリンプ及びプローン		
一六〇五・二〇のうち	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%	F5
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの		
	その他のもの		
	その他のもののうち		
	米を含まないもの	五・三%	F5
一六〇五・四〇のうち	その他の甲殻類		
	えび以外のもの	九・六%	F7
	その他のもの		
一六〇五・九〇のうち	くん製したもののうち		

	いか、帆立貝及び貝柱のもの以外のもの	六・七%	F5
	その他のもののうち		
	くらげ	一〇%	F7
	その他のもののうち		
	いか、なまこ及びうに以外のもののうち		
	あわび及び帆立貝以外のもののうち		
	その他の軟体動物のもののうち	九・六%	F5
	気密容器入りのもの以外のもの		
	その他のもの	九・六%	F7
第一七類			
一七・〇二	糖類及び砂糖菓子		
	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水		
	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	E	
一七〇二・一九	その他のもの	E	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	E	
一七〇二・九〇のうち	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）		
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル以外のもののうち		
	ハイ・テスト・モラセスのうち		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	F5
	その他のもののうち		
	香味料又は着色料を加えてないもののうち		
	砂糖を加えてないもののうち		
一七・〇三	ソルボース		
一七〇三・一〇のうち	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一二%	F10
	甘しや糖みつ		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		
	その他のもの		
一七〇三・九〇のうち	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用す	三%	F5

第一八類		
一八・〇三	ココア及びその調製品	
一八〇三・一〇	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	
一八〇三・二〇	脱脂してないもの	五% F5
一八〇五・〇〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	一〇% F7
一八・〇六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一二・九% F7
一八〇六・一〇のうち	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
	砂糖を加えてないもの	一五% F15
一八〇六・三二のうち	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	
	詰物をしてないもの	
	チョコレート菓子以外のうち	
	砂糖を加えてないもの	二一・三% F15
第一九類		
一九・〇一	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一九〇一・一〇のうち	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）	
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）以外のもののうち	
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品のうち	
	砂糖を加えてないもの	二一・三% F15
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	九・六% F7
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	九% F15
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	
一九〇五・九〇のうち	その他のもの	
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）、聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品以外のもののうち	
	砂糖を加えたもののうち	
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九% F15
	その他のもののうち	
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九% F15
	その他のもの	一八% F15
第二〇類		
二〇・〇一	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
二〇〇一・一〇	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
	きゅうり及びガーキン	
	砂糖を加えたもの	一五% F10
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの	一二% F10
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一〇・五% F7
	スイートコーン	一六・八% F15
	ヤングコーンコブ	一五% F10
	その他のもの	
	その他のもの	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	七・五% E F7
	スイートコーン	E F7

	ヤングコーンコブ		
	その他のもののうち		
	、しょうが以外のもの		
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一二％	F10
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九％	F15
二〇〇二・九〇のうち	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	一三・四％	F15
	その他のもののうち		
	トマトピューレー及びトマトペースト以外のもの	九％	F15
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六％	F10
	フレンチマッシュルーム		
	その他のもの		
	その他のもの		

二〇〇三・二〇	トリフ	E	E
二〇〇三・九〇	その他のもの	E	E
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇四・一〇	ばれいしょ		
	単に加熱による調理をしたもの	八・五％	F15
	その他のもの		
	マッシュポテト	一三・六％	F10
	その他のもの	九％	F15
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの	一〇・五％	F7
	スイートコーン		
	その他のもの	二三・八％	F15
	その他のもののうち		
	アスパラガス及び豆のうち		
	アスパラガス	一七％	F15
	たけのこ	一三・六％	F10
	スイートコーン	七・五％	F7
	ヤングコーンコブ	一五％	F10

	その他のもの	九％	F7
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	一六・八％	F15
	砂糖を加えたもの	一二％	F10
	その他のもの		
二〇〇五・二〇	ばれいしょ		
	マッシュポテト及びポテトフレーク	一三・六％	F10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二％	F10
	その他のもの	九％	F7
二〇〇五・四〇のうち	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	砂糖を加えてないもののうち		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二％	F10
	さや付きのもの		
	その他のもの	一五％	F10
	その他のもの		

	さや付きのもの	九％	F7
	その他のもの		
二〇〇五・五一のうち	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一三・六％	F10
	さやを除いた豆		
	砂糖を加えたもののうち		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	一四％	F10
	その他のもの		
	砂糖を加えてないもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二％	F10
	その他のもの	九％	F7
二〇〇五・六〇	アスパラガス		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六％	F15
	その他のもの	一二％	F10
二〇〇五・七〇	オリーブ	E	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		
	砂糖を加えたもの	一四・九％	F10

二〇〇五・九〇のうち	その他のもの	一〇%	F 7
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもののうち		
	豆（さや付きのものを除く。）のうち		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	一四%	F 10
	その他のもののうち		
	豆（さや付きのものを除く。）以外のうち		
	たけのこ	一三・六%	F 10
	ヤングコーンコブ	一五%	F 10
	サワークラウト	一二%	F 10
	その他のもののうち		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
	にんにくの粉	九・六%	F 15
	その他のもの	一二%	F 10
	その他のもの		
	にんにくの粉	一〇・五%	F 15
	その他のもの	九%	F 7
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		
	マロングラッセ	一二・六%	F 15
	その他のもの	一八%	F 10
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
二〇〇七・一〇	均質調製果実		
	砂糖を加えたもの	三四%	F 15
	その他のもの	二一・三%	F 15
二〇〇七・九一	その他のもの		
	かんきつ類の果実		
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	F 15
	その他のもの	一二%	F 10
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	砂糖を加えたもの	三四%	F 15
	その他のもの	二一・三%	F 15
二〇〇七・九九	その他のもの		
	ジャム及びフルーツゼリー		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	F 15
	その他のもの	一二%	F 10
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	三四%	F 15
	その他のもの	四〇%	F 15
	その他のもの		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	二一・三%	F 15
	その他のもの	二五%	F 15
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
二〇〇八・一一のうち	落花生		
	砂糖を加えたもののうち		
	ピーナツバター	一二%	F 10
	その他のもののうち		
	ピーナツバター	一〇%	F 7
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二一%	F 10
	その他のもの		
	カシューナット及びその他のいったナット	一一%	F 7
	その他のもの	一六・八%	F 15
	その他のもの		
	パルプ状のもの		E
	その他のもの		
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット		E
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	一〇%	F 7
	ぎんなん	一二%	F 10
	その他のもの		
	いったもの		E
	その他のもの	一二%	F 10

二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八％	F15
	その他のもの	二三・八％	F15
	その他のもの		
	パルプ状のもの	二一・三％	F15
	その他のもの	一七％	F15
二〇〇八・四〇	なし		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一五％	F10
	その他のもの	二一％	F15
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	一〇・八％	F7
	その他のもの	一五％	F10
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一二％	F10
	その他のもの	一五％	F10
	その他のもの		

二〇〇八・五〇	気密容器入りのもの	九％	F7
	その他のもの		
	あんず		
	砂糖を加えたもの	一〇・八％	F7
	その他のもの	一五％	F10
二〇〇八・六〇	さくらんぼ		
	砂糖を加えたもの	一五％	F10
	その他のもの	一二％	F10
	その他のもの		
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二一・三％	F15
	気密容器入りのもの	二九・八％	F15
	その他のもの		
	その他のもの	六・七％	F5
	気密容器入りのもの	八％	F7
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	一三・四％	F10
	その他のもの		
	その他のもの		
	パルプ状のもの		

二〇〇八・八〇	気密容器入りのもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	一七％	F10
	その他のもの	二一・三％	F7
	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの	二一％	F15
	パルプ状のもの	一一％	F7
	その他のもの		
	その他のもの		
	パルプ状のもの	一五％	F10
	その他のもの	一二％	F10
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	九・六％	F7
二〇〇八・九二	パームハート	六・七％	F5
	混合したもの		
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一五％	F10
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの	六％	E F5

二〇〇八・九九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八％	F15
	その他のもの	二三・八％	F15
	その他のもの		
	パルプ状のもの	二一・三％	F15
	その他のもの	一七％	F15
	梅		
	その他のもの	一二％	F10
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	バナナ及びアボカドー	二二％	F10
	その他のもの	二九・八％	F15
	その他のもの		
	ベリー及びプルーン	一一％	F7
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
	気密容器入りのもの	一一％	F7
	その他のもの	一一％	F10

その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一四％	F 10	
その他のもの	一六・八％	F 15	
その他のもの			
パルプ状のもの			
バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一五％	F 10	
カムカム			
その他のもの			
その他のもの			
プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	二一・三％	F 15	
さといも（冷凍したものに限る。）		E	
その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	一〇％	F 7	E
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	一二％	F 10	E
その他のもの			
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一二％	F 15	
オレンジジュース			
冷凍したもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	F 15	
重量の一〇％以下のもの			
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全			

二〇・〇九

二〇〇九・一一

二〇〇九・一二

重量の一〇％以下のもの			
その他のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
グレープフルーツジュース			
ブリックス値が二〇以下のもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・三％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15	
重量の一〇％以下のもの			
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15	
その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15	
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15	
その他のもの	二五・五％	F 15	
その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			

二〇〇九・一一

二〇〇九・一九

二〇〇九・二九

二〇〇九・三一

ブリックス値が二〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
レモンジュース	六％	F5
ライムジュース	一二％	F10
その他のもの	一九・一％	F15
その他のもの	二五・五％	F15
その他のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15

二〇〇九・三九

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
レモンジュース	六％	F5
ライムジュース	一二％	F10
その他のもの	一九・一％	F15
その他のもの	二五・五％	F15
その他のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15

二〇〇九・六一

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
レモンジュース	六％	F5
ライムジュース	一二％	F10
その他のもの	一九・一％	F15
その他のもの	二五・五％	F15
ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		
ブリックス値が三〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15

二〇〇九・六九

その他のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	一九・一％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15

二〇〇九・七一

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの		
りんごジュース		
ブリックス値が二〇以下のもの		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	一九・一％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	一九・一％	F15
	二五・五％	F15

二〇〇九・八〇

その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	一九・一％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
果汁		
砂糖を加えたもの		
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
その他のもの	二三％	F15
	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
その他のもの		
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
プルーンジュース	一四・四％	F10
その他のもの	一九・一％	F15
その他のもの	二五・五％	F15

野菜ジュース			
砂糖を加えたもの		八・一%	F7
その他のもの			
気密容器入りのもの		九%	F7
その他のもの		七・二%	F7
二〇〇九・九〇	混合ジュース		
	混合果汁		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	F15
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	F15
	その他のもの	二五・五%	F15
	混合野菜ジュース		
	砂糖を加えたもの	八・一%	F7
	その他のもの	五・四%	F5

第二一類			
二一・〇一	各種の調製食料品		
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
二一〇一・一一のうち	エキス、エッセンス及び濃縮物		
	砂糖を加えてないもののうち		
	インスタントコーヒー		
	その他のもの	八・八%	F7
二一〇一・一二のうち	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		E
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品のうち		
	砂糖を加えてないもののうち		
	インスタントコーヒー		
	その他のもの	八・八%	F7
	コーヒーをもととした調製品のうち		E
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のもののうち		
	砂糖を加えてないもの		
二一〇一・二〇のうち	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
	インスタントティー		
	その他のもの		
	茶又はマテをもととした調製品		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のもののうち		
	砂糖を加えてないもの		
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
二一〇二・二〇のうち	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
	酵母		E
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー		
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
二一〇三・一〇	醤油		
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	小売用の容器入りにしたもの		
	その他のもの		
二一〇三・九〇のうち	その他のもの		
	ソース		
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	七・二%	F7
	その他のもの		
	インスタントカレーその他のカレー調製品	七・二%	F7
	その他のもの		
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	七・五%	F7
	その他のもの	九%	F7
	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	九・六%	F7
二一・〇四	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	一〇・五%	F7
二一〇四・一〇	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	F7
	いて全重量の三〇%未満のもののうち		
	砂糖を加えてないもの		
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
	インスタントティー		
	その他のもの		
	茶又はマテをもととした調製品		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%未満のもののうち		
	砂糖を加えてないもの		
二一〇一・二〇のうち	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一五%	F10
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	六%	F5
二一〇二・二〇のうち	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	八%	F7
	酵母		E
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	一五%	F10
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
二一〇三・一〇	醤油		
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	小売用の容器入りにしたもの		
	その他のもの		
二一〇三・九〇のうち	その他のもの		
	ソース		
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング以外のもの	七・二%	F7
	その他のもの		
	インスタントカレーその他のカレー調製品	七・二%	F7
	その他のもの		
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	七・五%	F7
	その他のもの	九%	F7
	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	九・六%	F7
二一・〇四	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	一〇・五%	F7
二一〇四・一〇	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	F7

二一〇四・二〇	その他のもの	八・四％	F 7
二一・〇六	均質混合調製食料品	一二％	F 10
二一〇六・一〇のうち	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）以外のもののうち	一〇・六％	F 7
	砂糖を加えてないもののうち		
	植物性たんぱく	一五％	F 10
	その他のもの		
二一〇六・九〇のうち	その他のもの		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品以外のうち		
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品以外のうち		
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こんにゃく以外のうち		
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）のうち		
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
	その他のもの		E
	その他のもののうち		
	砂糖を加えたもののうち		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのうち		
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のもの	二三・八％	F 10
	ビタミンをもととした栄養補助食品		
	その他のもののうち		
	砂糖（重量の五〇％以上）、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの	一一・五％	F 10
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	P
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）以外のうち	一二％	F 10
	アルコールを含有しない飲料のもと		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一〇％	F 7
	その他のもの		
	その他のもののうち		
	第〇四・一〇項の物品のもの	九％	F 7
	その他のもののうち		
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五％	F 10
第二二類	飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水		E
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
	砂糖を加えてないもの	九・六％	F 7
二二〇二・九〇のうち	その他のもの		
	砂糖を加えてないもの	九・六％	F 7
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		
	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一％未満のもののうち		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	F 15
	その他のもの		
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	F 15
二二〇二・一〇のうち	味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		
	砂糖を加えてないもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えてないもの		
二二〇四・三〇のうち	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		
	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一％未満のもののうち		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		

二二・〇五	その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	二五・五%	F 15
二二〇五・九〇のうち	その他のもの アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	F 15
二二〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が一%未満のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
二二〇八・九〇のうち	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒以外のアルコール飲料のうち果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F 15
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	七・五%	F 7
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品		
二三〇九・一〇のうち	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額	F 10
	その他のもののうち 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）以外のもののうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）以外のもの その他のもの 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。） その他のもののうち 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもののうち ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの以外のもの	一キログラムにつき三六円 一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに五円三〇銭を加えた額	F 10 F 10
二三〇九・九〇のうち			E
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち 揮発油のうち 低重合度の混合アルキレン及び政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの以外のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のもののうち		E
二七一〇・一一のうち			

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち			
温度十五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	一キロリットルにつき一、二四〇円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき一、二四〇円	F10	
灯油のうち			
低重合度の混合アルキレン以外のうち			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）以外のうち			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの以外のもの	一キロリットルにつき四九三円	F10	
軽油			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		E	
その他のもの	一キロリットルにつき一、〇九三円	F10	
その他のもの			
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）のうち			
重油及び粗油のうち			
温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもののうち			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製品により得た製品を含む。）以外のもののうち			
温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの以外のもののうち			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、九〇二円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき二、三八一キロリットルにつき四円	F10	
温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの			
二七一〇・一九のうち			

ののうち			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製品により得た製品を含む。）以外のもののうち			
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	一キロリットルにつき一、六八七円	F10	
その他のもの	一キロリットルにつき二、二四六円	F10	
第二九類			
二九・〇五			
二九〇五・四三			
二九〇五・四五			
二九・〇六			
二九〇五・四三			
二九〇五・四五			
二九・〇六			
有機化学品			
非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
その他の多価アルコール			
マンニトール		E	
グリセリン		E	
環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
メントール			
二九〇六・一一のうち			
ラセメントール（ＩＮＮ）以外のもの			
二九・一四			
ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）			
しょう脳			
融点が一七五度以上のもの	八・九％（その率が一キログラムにつき二二五円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	F10	
二九・一四・二一のうち			
二九・二二			
酸素官能のアミノ化合物			
アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		E	
グルタミン酸及びその塩			
グルタミン酸ソーダ			六・五％
二九二二・四二のうち			
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）			
二九・二三			
レシチンその他のホスホアミノリピド			
二九二三・二〇のうち			

二九・二四	パルミチン酸コルホスセリル（ＩＮＮ）以外のもの		E
	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		
	環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩		
二九二四・二九のうち	その他のもの		
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの		E
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		E
二九三八・九〇のうち	その他のもの		
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの		E
二九四〇・〇〇のうち	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）		E
	附属書ＩＡの付表Ａに定める医薬の有効成分及び附属書ＩＡの付表Ｂに定める完成品である医薬の製造に用いられる産品以外のもの		E
	第三二類		
三二〇一・九〇のうち	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		
	その他のもの		
	タンニン及びその誘導体		E
	第三三類		
三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類		
	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション		
三三〇一・一四	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
	ライムのもの		E
三三〇一・一九	その他のもの		E
三三〇一・二二	ジャスミンのもの		E
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの		E
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		E
三三〇一・二五のうち	その他のミントのもの		
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）のうち		
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％以下のもの		F 7
三三〇一・二九のうち	その他のもの		
	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びゃくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油以外のもの		E
	第三五類		
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		
	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー		
	その他のもの		
三五〇一・九〇	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体		E
三五〇二・〇〇のうち	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）		E
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス		E
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		E
	第三八類		
三八・〇二	各種の化学工業生産品		
	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）		
三八〇二・一〇	活性炭		E

三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）			
三八〇五・九〇	その他のもの	E		
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム			
三八〇六・三〇	エステルガム	E		
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	E		
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール			
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	E		
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	E		
第三九類	プラスチック及びその製品			
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇一・一〇のうち	比重が〇・九四未満のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五%	F 10
三九〇一・二〇のうち	比重が〇・九四以上のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五%	F 10
三九〇一・三〇のうち	エチレン―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八%	F 10
三九〇一・九〇のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八%	F 5
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇二・一〇のうち	ポリプロピレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五%	F 10
三九〇二・二〇のうち	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八%	F 10
三九〇二・三〇のうち	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		二・八%	F 10
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一一のうち	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・九%	F 10
三九〇三・一九のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		六・五%	F 10
三九〇三・九〇のうち	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		三・一%	F 6
第四四類	木材及びその製品並びに木炭			
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）			
四四〇三・九九のうち	その他のもの			
	その他のもの			
四四・〇四	桐のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）	E		
	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	E		
四四〇四・一〇のうち	針葉樹のもの			
	たが材、割ったポール及びくい以外のもの	E		

四四〇四・二〇のうち	針葉樹以外のもの たが材、割ったポール及びくい以外のもの	E
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	E
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。） からまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E
四四〇七・二五	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ バカウ	E
四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	E
四四〇七・二九のうち	その他のもの	E
四四〇七・九九のうち	ふたばがき科のもの その他のもの	E
四四・〇八	その他のもの ふたばがき科のもの 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E E
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチ バカウ その他のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもの	E E E
四四〇八・三九のうち	針葉樹以外のもの パドック（かりん）のもの チークのもののうち 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの	E E
四四〇八・九〇	その他のもの さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	E E
四四・〇九	針葉樹のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E
四四〇九・一〇のうち	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 ふたばがき科のもの その他のもののうち パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） 改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。） 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。） 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	E E E E E E E E E E
四四〇九・二〇のうち	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四・一〇	針葉樹のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四・一一	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四一三・〇〇	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四一四・〇〇	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四・一五	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四一六・〇〇	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E
四四一七・〇〇	針葉樹以外のもの 引抜材 玉縁及び繰形 その他のもののうち まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	E E E E

四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）		E	
四四一八・三〇	寄せ木パネル		E	
四四一八・四〇	コンクリート型枠		E	
四四一八・五〇	こけら板		E	
四四一八・九〇のうち	その他のもの		E	
	セルラーウッドパネル		E	
	その他のもののうち		E	
	木製の建具及び床柱以外のもの		E	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品		E	
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具		E	
四四二〇・九〇	その他のもの		E	
四四・二一	その他の木製品		E	
四四二一・一〇	衣類用ハンガー		E	
四四二一・九〇のうち	その他のもの		E	
	マッチの軸木以外のもの		E	
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び			
四六・〇一	枝条細工物		E	
	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）		E	
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		E	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%	F5	六%
	その他のもの		E	
	その他のもの		E	
四六〇一・九一のうち	植物性材料製のもの		E	
	むしろ、こも及びアンペラ以外のうち		E	
	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）		E	
	その他のもの		E	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%	F5	六%
	その他のもの		E	
四六〇一・九九	その他のもの		E	
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品		E	
第六五類	帽子及びその部分品			
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）		E	

附属書二

A　保険及び保険関連のサービス	(1)及び(2)　それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。
		日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。

必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 (3) 自動車賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。この制限は、二千二年四月以降は適用されない。ただし、二千二年三月末までに契約された保険に掛かる再保険については、引き続き有効である。 保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） (a) 日本国の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるもの (1) 次に掲げるものを除くほか、約束しない。 日本国は、この約束表に添付する追加的な約束を履行する。	(1) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

を相手方とする証券取引 (b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国の証券会社を通じた販売（注） 注　勧誘は、日本国の証券会社によって行われなければならない。 (c) 了解の3の規定に基づく国境を越える取引。ただし、この分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務については、投資一任契約に係るサービスについて、業務上の拠点が必要である。 (2) 了解の4の規定に基づく	(2) 制限しない。
国境を越える取引であって、了解の4の規定によりこの分野において協定第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書ⅣAの規定に基づく義務に追加して負う義務を負うものを除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

附属書三

(a) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行及び金融会社として認可された機関のみが預金を受け入れることができる。 外国の金融機関が、当該外国における倒産管財又は清算手続において、当該外国の預金者と比べて当該金融機関の海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを当該外国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、当該金融機関のシンガポール事務所の預金者の利益を保護するために当該金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。 シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することができる。 外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7B(a)から(1)までのサービス分野に係る制限及び次の制限に従うものとする。 商業銀行 日本の銀行に対し、一のフル・バンク（FB）免許が与えられる（注）。外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所のみを新たに設置することができる。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 フル・バンク（FB）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。	代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができない。 銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者のためにのみ外貨貯蓄預金口座を運営することができる。 日本の銀行に対しては、ホールセール・バンク（WB）免許の発給数に係る制限は、撤廃される（注）。 注　本件に係る認可は、7Bのサービス分野の注釈に従うことを要する。 ホールセール・バンク（WB）免許が与えられる日本の銀行は、シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れ及び当座預金口座を運営することができる。 オフショア銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金を受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、非居住者より一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。 マーチャント銀行 マーチャント銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。 マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、非居住者のために外貨貯蓄預金口座を運営し、並びに自らの株主から及び自らの株主、銀行、その他のマーチャント銀行及び金融会社によって支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。 金融会社
(b) 預金の受入れ	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設立された銀行は、役員会及び上級取締役の指名の決定及び見直しのための指名委員会の設立が義務付けられる。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならない。 外国銀行は、一の事務所においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。 すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。 銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。 制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座預金口座を運営す	

ンク（ＷＢ）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。

ホールセール・バンク（ＷＢ）は、次の業務を行うことが認められない。

(a)　二五万シンガポール・ドル以下のシンガポール・ドル建て定期預金の受入れ

(b)　貯蓄預金口座の提供

(c)　シンガポールに居住する自然人に対するシンガポール・ドル建て利付き当座預金口座の運営

(d)　シンガポール・ドル建て債券及び譲渡性預金証書の発行。ただし、シンガポール通貨監督庁又はその後継機関が発行するホールセール・バンク（ＷＢ）の業務に関するガイドラインに定める最短満期、最小額面又は投資家の種類に関する要件を満たす場合は、この限りでない。

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを超える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を確保するために必要と考える条件を課することができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に関し、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならない。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マー

チャント銀行の子銀行又は支店を設立し又は設置することができる。	
金融会社 新たな金融会社の設立は、認められない。 国内の金融会社の外国資本比率は、二〇パーセントを超えてはならない。 外国通貨、金その他貴金属の取引及び外貨建ての株式、債務証券又は転換証券の取得は、金融会社法（第百八章）に基づくシンガポール通貨監督庁の許可の対象となる。	(4)　約束しない。
(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

附属書四

(i)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）	(1)　次に掲げるものを除くほか、約束しない。 (a)　集団投資スキームの持分の機関投資家に対する販売 (b)　シンガポール通貨監督庁の認定を受けた集団投資スキームの持分の販売であって、有価証券を取り扱うための資本市場サービス免許を保持する者を通じてなされるもの (2)　制限しない。 (3)　資産運用会社、信託サービス会社並びに保管及び預託を行う会社は、支店、子会社又は合弁会社として設立することができる。 中央預託有限会社に限り、仮株券なしの取引システムに基づいて、有価証券の保管及び預託のサービスを提供することが認められる。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）は、平成十四年十一月に発効した。その後両国は、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を目指して改正交渉を行った結果、改正議定書案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年三月十九日に東京において、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、協定を見直し、我が国とシンガポールとの間の物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を更に推進するための規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　各締約国は、附属書に掲げる産品について、自国の実施日程に従って関税を撤廃し、又は引き下げること。

2　一方の締約国は、本議定書に基づき他方の締約国の原産品について関税を撤廃し、又は引き下げた結果が、自国の国内産業に対する重大な損害を引き起こす重要な原因となっているときは、当該重大な損害の防止等のために、当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること等の措置をとることができることとし、同措置の適用期間を二年以内とすること。

3　各締約国の関税法令等に関する情報及びその修正に係る透明性を確保すること。

4　我が国が、鉱工業品のうち、軽油の一部等の約三十品目について、関税を撤廃すること。

5　我が国が、農林水産品のうち、マンゴー、ドリアン等の約八百八十品目について、関税を撤廃し、又は引き下げること。

6　我が国が、保険仲介サービスの自由化及び国境を越える証券取引の自由化を拡大すること。

7　シンガポールが、フル・バンクの免許枠及び国境を越える証券取引の自由化を拡大し、ホールセール・バンクの免許発給数に係る制限を撤廃すること。

なお、本議定書は、承認を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後五日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とシンガポールとの間の経済活動の連携が一層強化され、両国経済が一段と活性化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十六日

外務委員長　山口　泰明

衆議院議長　河野　洋平殿

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、日本国とチリ共和国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるため、平成十九年三月二十七日に東京で、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

前文

日本国及びチリ共和国（以下「チリ」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

知的財産の十分な保護及び競争法令の効果的な執行が両締約国間の貿易及び投資を奨励することを認識し、

両締約国間の戦略的な経済上の連携が、経済的及び社会的利益をもたらし、新たなかつより良い雇用の機会を創出し、国民の生活水準を向上させ、並びにアジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化並びに国際的な場におけるより広範な協力の触媒を提供することを信じ、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確信し、

両締約国が国家の政策目的を実現するために規制を行う権利を有することを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務に基づき戦略的な経済上の連携を促進し、及び発展させるための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 千九百九十四年のガット第二十四条の規定に従い、両締約国間の物品の貿易を自由化すること。

(b) サービス貿易一般協定第五条の規定に従い、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。

(c) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(d) 両締約国における政府調達に両締約国の供給者が参加する機会を増大させること。

(e) 知的財産の十分な保護を提供し、及びこの分野における協力を促進すること。

(f) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(g) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(h) 紛争を防止し、及び解決するための効果的な手続を創設すること。

第三条　他の協定との関係

両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第四条　公表

1　一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、第十条に規定する連絡部局を通じ、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第五条　通報

一方の締約国は、自国がとろうとする措置がこの協定の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの協定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認める場合には、当該他方の締約国に対し、第十条に規定する連絡部局を通じ、実行可能な範囲内で、当該措置を通報する。

第六条　公衆による意見提出

各締約国は、自国の法令に従って、実行可能な範囲内で、次の事項を行う。

(a) 一般に適用される行政上の規制であって、当該締約国が設定しようとし、及びこの協定の対象となる

事項に影響を及ぼすものを事前に公表すること。

(b) 当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること。

第七条　行政上の措置に関連する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

(c) 時間的にかつ手続の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、最終的な行政上の決定を行う前に、申請者に対し自己の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること。

第八条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を設定し、又は維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平で、かつ、そのような行為の行政上の実施に責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、また、事案の結果について実質的な利害関係を有していてはならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)の決定が機関又は当局によって実施されることを確保する。

第九条　秘密の情報

1　一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十条　連絡部局

各締約国は、この協定の対象となる事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　一般的定義

第十一条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(b) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

(ii) チリについては、チリの主権の下にある陸地、海域及び空間並びにチリが国際法及びチリの法令に基づき主権的権利及び管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈　この(b)の規定は、国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) 「委員会」とは、第百八十九条の規定により設置する委員会をいう。

(d) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(i) 日本国については、財務省をいう。

(ii) チリについては、税関庁をいう。

(e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。

(g)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(j)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(k)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(l)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(m)　「締約国の自然人」とは、締約国の法令の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の国民であること。

(ii)　チリについては、チリの国民又はチリにおける永住者であること。

(n)　「原産品」とは、第四章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(o)　「両締約国」とは、日本国及びチリをいい、「締約国」とは、日本国又はチリをいう。

(p)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(q)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(r)　「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(s)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(t)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三章　物品の貿易

第一節　一般規則

第十二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十三条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

第十四条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。

3　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

第十五条　関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十六条　輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税又は手数料その他のあらゆる種類の課徴金も新設し、又は維持してはならない。ただし、そのような税又は手数料その他の課徴金が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税又は手数料その他の課徴金を超えない場合は、この限りでない。

注釈　「手数料その他のあらゆる種類の課徴金」とは、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課

徴金であって、世界貿易機関設立協定に適合するものは含めない。

第十七条　農業輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関の枠内であらゆる農産品についての輸出補助金を撤廃するという目的を十分に考慮に入れて、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十八条　輸入及び輸出の制限

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

第十九条　国際収支の擁護のための制限

1　この節のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2　この節のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二節　二国間セーフガード措置

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　前節の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二十一条　調査手続

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2　1に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかいないか、又は与えるおそれがあるかないかをこの節に基づいて決定するための1に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって、客観的なかつ数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入の増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの、又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が、当該原産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第二十二条　条件及び制限

次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、四年を超えないものとする。

(b)　二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該

二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(c)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(d)　この節のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(i)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(ii)　農業協定第五条の規定

(e)　一方の締約国が他方の締約国に対し次条1(b)の規定に従って二国間セーフガード措置をとる決定についての通報を行う時点で、当該他方の締約国から当該一方の締約国に向けて輸送中である特定の原産品の輸入については、二国間セーフガード措置をとってはならない。

(f)　二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

第二十三条　通報

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する第二十一条1に規定する調査を開始する決定を行う場合

(b)　二国間セーフガード措置をとり、延長し、又は緩和する決定を行う場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b)　1(b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

第二十四条　協議及び補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第二十一条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

3　両締約国が1に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる一方の締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。ただし、他方の締約国に対し、停止される譲許に関する情報とともに、そのような停止について、事前に書面による通報を行うものとする。譲許の適用を停止する権利を有する当該一方の締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

第二十五条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二十条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、第二十一条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、第二十二条(a)に規定する期間に算入される。

4　第二十二条(f)並びに次条1及び2の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二十一条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二十六条　雑則

1　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

2　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

3　第二十三条1、第二十四条3及び前条2に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

4　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節　他の規定

第二十七条　物品の貿易に関する小委員会

1　この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項について見直し及び監視を行うこと。

(i)　この章及び次章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書四の改正

(iii)　第五十二条に規定する運用上の手続規則

(b)　この章及び次章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5　魚及び魚製品に関する作業部会を小委員会の下に設置する。当該作業部会の詳細については、この協定を実施するために両締約国政府間で締結される別の取極（以下「実施取極」という。）で定める。

注釈　チリについては、実施取極は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として実施される。

第二十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。

(b)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。

(c)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(e)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(f)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に掲げる輸出補助金をいう。

(h)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十五条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(i)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(j)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第四章　原産地規則

第一節　原産地規則

第二十九条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

(d)　当該締約国において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除く。）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の原産資格割合が、四十五パーセント以上（同条1(a)に規定する計算式を用いる場合）又は三十パーセント以上（同条1(b)に規定する計算式を用いる場合）であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i)　当該産品が、組み立てていないか又は分解してある状態で当該締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。

(ii)　当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　当該締約国において抽出される鉱物性生産品

(b)　当該締約国において収穫される植物性生産品

(c)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(d)　当該締約国において狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる産品

(e)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(f)　次のすべての要件を満たす船舶により、両締約国の領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v)　乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

注釈1　国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務を害することなく、この(f)の規定は、この(f)に規定する船舶により他方の締約国の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。

注釈2　この(f)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。

(g)　次のすべての要件を満たす工船の船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

注釈　この(g)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。

(h) 当該締約国又は当該締約国の自然人若しくは企業により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず

(i) 当該締約国における生産

(ii) 中古の産品であって、当該締約国において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。

(j) 当該締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第三十条　原産資格割合

1　前条1(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

(b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「ＱＶＣ」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「ＴＶ」とは、2に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

「ＶＯＭ」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

2　産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

第三十一条　材料の価額

1　材料の価額は、

(a) 当該材料の取引価額とする。

(b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

2　1に規定する材料の価額には、

(a) 産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b) 産品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3　生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

第三十二条　僅少の非原産材料

産品の生産に使用する非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として附属書二に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三十三条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十四条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十五条　セット、キット又は複合的な産品

1　統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、輸出締約国の原産品とする。

2　1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三十六条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条　附属品、予備部品及び工具

産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器

産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第四十条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われることのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

2　1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第四十一条　積送基準

1　一方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　当該一方の締約国から他方の締約国に直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われてい

ないこと。

2　締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とみなさない。

第四十二条　展示会

前条の規定にかかわらず、第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品であって、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)の規定の条件を満たすものは、当該他方の締約国の原産品とする。

(a)　当該第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていたこと。

(b)(i)　当該第三国に直接輸送され、かつ、当該第三国から直接輸送されたこと。

(ii)　積替え又は一時蔵置のために他の第三国を経由して輸送された場合にあっては、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

第二節　原産地証明書及び関連手続

第四十三条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が、この条及び第四十六条に定める原産地証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一又は二以上の輸入を構成しないことを条件とする。

(a)　その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国の税関当局が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入

(b)　当該輸入締約国の税関当局が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が第三国における展示会の後に輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次の(a)及び(b)(i)又は(ii)に定めるものの提出を要求することができる。

(a)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該原産品が前条(a)の規定の条件を満たすことを証明するもの

(b)(i)　通し船荷証券の写し

(ii)　当該原産品が他の第三国を経由して輸送された場合には、当該他の第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十四条　原産地証明書

1　原産地証明書は、輸出者によって行われる書面による申請に基づき、附属書三に掲げる輸出締約国の権限のある当局（以下この章において「権限のある当局」という。）が発給する。

2　輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令に従い、原産地証明書の発給について責任を負う団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を指定することができる。

3　輸出締約国の権限のある当局が原産地証明書を発給する団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し、書面により当該団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4　この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第五十二条に規定する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。原産地証明書には、附属書四に定める事項についての記載を必ず含める。

5　原産地証明書は、英語で記入する。

6　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回の輸入について適用され、か

つ、当該原産地証明書が発給された日から一年間有効なものとする。

7　産品の輸出者が当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって7(b)に規定するものが、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。輸出締約国の権限のある当局又は指定団体は、自国の関係法令に従い、当該輸出者又は当該生産者に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を提供することを要請することができる。

9　輸出締約国の権限のある当局は、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が使用する印章の図案を輸入締約国に提供する。

10　各締約国は、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十五条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって前条7(b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a)　産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十六条　輸入に関する義務

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明書に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b)　申告を行う際に原産地証明書を所持すること。

(c)　輸入締約国の税関当局の要請に応じ、原産地証明書を提出すること。

(d)　申告の基礎となる原産地証明書が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2　各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明書及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

注釈　チリへの輸入については、超過して徴収した関税は、この2に規定する輸入者に還付される。

第四十七条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行う

ことを妨げない。

第四十八条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、輸出締約国の権限のある当局に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が所持するものを提供することを、輸出締約国の権限のある当局に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国の権限のある当局に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国の権限のある当局に送付する。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国の権限のある当局は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国の税関当局に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十九条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある当局が要請に対し第四十七条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国の権限のある当局が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十七条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該決定は、第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局が当該輸出締約国の権限のある当局から提供された情報を受領した日から四十五日以内に送付されるものとする。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該決定を通報する。

第五十条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十四条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第五十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

輸入者は、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は一時蔵置されている産品について、関税上の特恵待遇を要求することができない。ただし、(a)当該産品がこの章のすべての関連する要件を満たし、かつ、(b)当該輸入者が、国内法令に従い、遡及的に発給された原産地証明書及び、必要に応じて、当該産品の輸入に関するその他の文書をこの協定の効力発生の日から四箇月を超えない期間内に、当該輸入締約国の税関当局に提出する場合を除く。

第三節　他の規定

第五十二条　運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、前章及びこの章の規定に基づく任務を遂行する。

第五十三条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。

2　附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第五十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(b)　「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。

(c)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(d)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(g)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(h)　「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品（第三

十三条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）をいう。

(i)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(j)　「関税上の特恵待遇」とは、第十四条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(k)　「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(l)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

(m)　「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

(n)　「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、産品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。

第五章　税関手続

第五十五条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十六条　透明性

1　各締約国は、情報通信技術を最大限に利用して、自国の関税法令及び税関に係る行政上の手続に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、可能な限り、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、この協定の実施及び運用に実質的に影響を及ぼす可能性がある税関手続に関する自国の政策の重大な変更について、他方の締約国に対し事前に通報するよう努める。

4　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供するよう努める。

5　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第五十七条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、物品の不正取引の効果的な取締りを確保しつつ、通関を迅速に行うため、次の事項を行う。

(a)　国際的な基準を考慮して、情報通信技術を利用するよう努めること。

(b)　認定され、又は登録された者が自国の税関当局に申告することを可能とする利用しやすい情報通信技術制度を採用し、又は維持すること。

(c)　簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること。

(d)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(e)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

第五十八条　協力

1　両締約国は、税関手続の分野において相互に協力する。

2　1に規定する協力は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十九条　罰則

各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　この章に関して、両締約国間の物品の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第六十一条　定義

この章の規定の適用上、締約国の「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通過、蔵置その他の関連する事項であって、当該締約国の税関当局の権限の下にあるものに関する当該締約国の法令をいう。

第六章　衛生植物検疫措置

第六十二条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第六十三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第六十四条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第六十五条　衛生植物検疫措置に関する作業部会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。

2　作業部会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d)　両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力について討議すること。

3　作業部会は、衛生植物検疫措置に責任を有する両締約国政府の職員から成る。

4　作業部会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第六十六条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六十七条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に適用する。

2　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第六十八条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自国の権利及び義務を再確認する。

第六十九条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手

続の分野において協力する。

2　1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(c)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第七十条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　前条の規定に基づく協力を調整すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　適当な場合には、委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第七十一条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第八章　投資

第一節　投資

第七十二条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c)　第七十七条及び第八十七条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

3　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、第十章の規定が適用されるものについては、適用しない。

4　この章の規定は、附属書五の規定に従う。

第七十三条　内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十四条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十五条　一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1　この条は、一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の経済的な権利及び利益を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいう。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待

遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

注釈3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

第七十六条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事態により、当該一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に関して損失を被った当該他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、完全に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　1及び2の規定は、第七十九条5(b)に定める補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第七十七条　特定措置の履行要求

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i)　司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii)　貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合

(g)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の区域外の特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3(a)　2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(c)　1(b)、(c)、(f)及び(g)並びに2(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七十八条　経営幹部及び取締役会

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、特定の国籍を有する人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第七十九条　適合しない措置

1　第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　チリについては、

(A)　国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　地方政府により維持される措置

注釈　「国の政府」には地域政府を含む。

(ii)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2　第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七の自国の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

4　第七十三条及び第七十四条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく義務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

5　第七十三条、第七十四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第八十条　通報

1　一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第八十一条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものを含める。

(a)　当該投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に対する報酬その他の報酬

(c)　当該投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資契約その他の契約に基づいて行われる支払

(e)　第七十六条1及び2並びに次条の規定に従って行われる支払

(f)　次節の規定に基づき生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行

われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4　この条の規定は、附属書八の規定に従う。

第八十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共のためであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定による迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続及び第七十五条の規定に従って行われるものであること。

2　補償は、収用が公式に発表された時又は収用が行われた時のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。当該公正な市場価格には、収用が公式に発表され、又は収用が行われる前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならず、完全に換価することができるものであり、かつ、自由に移転することができるものでなければならない。

3　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

4　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。

注釈　この条の規定は、附属書九の規定に従って解釈する。

第八十三条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、当該投資家が他方の締約国の区域内において取得する投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利と内容及び範囲において同じ権利を行使する権利を有することを承認すること。

2　当該投資家は、1の規定により代位されなかった自己の権利を引き続き行使することができる。

第八十四条　特別な手続及び情報の要求

1　第七十三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第七十三条及び第七十四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集す

ることを目的として、当該投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であって秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第八十五条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する支払及び資金の移転に関し、第七十三条及び第八十一条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第八十六条　利益の否認

1　一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、第三国又は自国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八十七条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二節　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第八十八条　協議及び交渉

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

第八十九条　請求の仲裁への付託

1　投資紛争が協議及び交渉を通じて解決することができない場合には、一方の締約国の投資家は、

(a)　自己のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(i)　他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったこと。

(b)　当該投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する法人である他方の締約国の企業のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(i)　他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

2　締約国の投資家が取得する投資財産は、請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。

3(a)　前節の義務の規定以外のこの協定の規定に違反があったとする請求は、この節の規定による仲裁に付

託することができない。

(b) 締約国の投資家は、この協定の効力発生の日の前に行われた行為若しくは生じた事実又はこの協定の効力発生の日の前に消滅した事態に関連する請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。

4 一方の締約国の投資家は、他方の締約国に対し、請求をこの節の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所並びに、1(b)の場合には、企業の名称、住所及び設立場所

(b) 違反があったとされる前節の条項

(c) 当該請求の根拠とされる事実及び法的根拠

(d) 当該投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

5 一方の締約国の投資家は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、1に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a) ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(b) ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、締約国のいずれか一方のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c) ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d) 紛争の当事者が合意する場合には、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁

6 この節の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) ＩＣＳＩＤ条約第三十六条(1)に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b) ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則付表Ｃ第二条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時

(c) ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、同規則第十八条に規定する請求の陳述書とともに、被申立人が受領した時

(d) 5(d)の規定により、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁が選択された場合には、仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この節において「仲裁の通知」という。

7 申立人は、仲裁の通知には、次の(a)又は(b)の事項を明記する。

(a) 申立人が任命する仲裁人の氏名

(b) 事務局長が、申立人の仲裁人を任命することにつき、当該申立人が与える書面による同意

8 5の規定に従って適用される仲裁規則（この節の規定による仲裁に請求が付託された日において有効なものに限る。）は、この節の規定によって修正する部分を除くほか、当該仲裁を規律する。

第九十条　仲裁への同意

1 各締約国は、この節に定める手続に従って行われる仲裁に請求を付託することに同意する。

2 1の規定による同意及びこの節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a) 両当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及びＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第九十一条　同意に関する条件及び制限

1 この節の規定による仲裁への請求の付託は、投資家（第八十九条1(a)の規定により付託する請求の場合）又は企業（同条1(b)の規定により付託する請求の場合）が、同条の規定に従って主張される違反が発生したこと及び当該投資家又は当該企業が損失又は損害を被ったことを知った、又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

2 この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)の場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a) 第八十九条1(a)の規定により付託する請求については、次の(i)から(iii)までの規定の条件を満たす場合

(i) 申立人が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手

続を開始する権利を書面により放棄すること。

(iii)　申立人が、(ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。投資家がそのような手続を開始することを選択した場合には、その選択は最終的なものであり、かつ、当該投資家は、その後はこの節の規定による仲裁に請求を付託することができない。

(b)　第八十九条1(b)の規定により付託する請求については、次の(i)から(iii)までの規定の条件を満たす場合

(i)　申立人及び企業の双方が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii)　申立人及び企業の双方が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手続を開始する権利を書面により放棄すること。

(iii)　申立人又は(ii)に規定する企業のいずれもが、(ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。投資家又は企業がそのような手続を開始することを選択した場合には、その選択は最終的なものであり、かつ、当該投資家又は当該企業のいずれもが、その後はこの節の規定による仲裁に請求を付託することができない。

3　2(a)(ii)及び(iii)並びに2(b)(ii)及び(iii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)(ii)及び(iii)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

第九十二条　裁判所の設置

1　裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争の当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争の当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2　請求が仲裁に付託された日から七十五日以内に、仲裁人のいずれかが1の規定により任命されない場合には、紛争の一方の当事者のいずれも、3の規定の要件に従うことを条件として、事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

3　裁判長となる仲裁人は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかにより雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱ったことがあってはならない。

4　裁判所の設置の日は、すべての仲裁人が任命され、かつ、その任命が受諾された日とする。

第九十三条　準拠法

1　この節の規定による仲裁に請求が付託される場合には、裁判所は、2の規定に従うことを条件として、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

2　委員会が採択するこの協定の規定の解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならない。当該解釈は、各締約国が適当と認める方法により公に利用可能なものとする。

第九十四条　附属書の解釈

1　裁判所は、被申立人が違反があったとされる措置について附属書六又は附属書七に記載する適合しない措置の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があったときは、委員会にその事案についての解釈を採択するよう要請する。委員会は、そのような要請が行われた日の後六十日の期間内に、解釈を採択し、及び当該解釈を書面により裁判所に提出する。

2　1の規定に従って委員会が採択し、及び提出する解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならない。裁判所は、委員会が1に規定する六十日の期間内に解釈を提出しない場合には、その事案につき決定する。

第九十五条　仲裁への参加

1　被申立人でない締約国は、紛争の当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる。

2　被申立人でない締約国は、被申立人から次に掲げるものの写しを受領する権利を有する。

(a)　裁判所に提出された証拠

(b)　紛争の当事者の書面による陳述

第九十六条　仲裁地

裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う。

第九十七条　先決問題

1(a)　裁判所は、被申立人が要請する場合には、裁判所が法律上の問題として被申立人に対して第百三条に規定する裁定を下すことができないとの被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。ただし、そのような要請が、裁判所の設置の後できる限り速やかに、かつ、裁判所が被申立人による答弁書の提出の期限として定める日の前に行われることを条件とする。裁判所は、当該異議について決定するに当たり、仲裁の通知における請求を裏付ける申立人の主張であって、事実に係るものを前提とする。裁判所は、争点となっていない関連するいかなる事実についても検討することができる。

(b)　(a)の規定は、裁判所が(a)に規定する異議でない異議（例えば、紛争が裁判所の管轄に属しないとの異議）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。

(c)　裁判所は、(a)に規定する異議に関する要請があった場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、及び当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

2　裁判所は、被申立人が裁判所の設置の後四十五日以内に要請する場合には、1(a)に規定する異議又は紛争が裁判所の管轄に属しないとの異議について、迅速に取り扱い、及び決定する。裁判所は、本案についての手続を停止し、及び要請の日の後百五十日以内（口頭陳述が行われたとき又は特別な事情があるときは百八十日以内）に、当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

3　裁判所は、1又は2の規定に基づき被申立人の異議について決定する場合には、正当な理由があるときは、主張を認められた紛争の一方の当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用（弁護士の費用を含む。）を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったか否かについて検討するものとし、紛争の当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

4　被申立人は、1又は2の規定に基づく要請を行い、又は行わなかったことのみを理由として、本案について異議を申し立て、又は陳述を行う権利を放棄するものではない。

第九十八条　保険契約又は保証契約

被申立人は、この節の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張することはできない。

第九十九条　暫定的な保全措置

裁判所は、紛争の一方の当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争の一方の当事者が所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。裁判所は、差押えを命じ、又は第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第百条　専門家による報告

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があった場合には、又は裁判所の職権により（紛争の当事者が別段の合意をする場合を除く。）、仲裁手続において紛争の一方の当事者が提起した事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争の当事者が合意する条件に従って、環境、保健、安全その他の科学的な事項の分野における一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他の専門家の任命を妨げない。

第百一条　複数の請求の併合

1　紛争の一方の当事者は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、2から10までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。

2　この条の規定による併合の命令を求める紛争の一方の当事者は、事務局長に対し、この条の規定による一の裁判所を設置するよう書面により要請する。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　命令の対象となることを求めるすべての紛争の当事者の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

3　事務局長が2の規定による要請を受領した日の後六十日以内に請求が1に定める要件を満たさないと判断しない限り、一の裁判所がこの条の規定により設置される。

4　この条の規定により設置される一の裁判所は、命令の対象となることを求められたすべての紛争の当事者が別段の合意をしない限り、次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

(a)　一人の仲裁人は、すべての申立人の合意により任命される。

(b)　一人の仲裁人は、被申立人により任命される。

(c)　裁判長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該裁判長となる仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかによって雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱ったことがあってはならない。

5　事務局長が2の規定により要請を受領した日の後六十日以内に被申立人又は申立人が4の規定に従って仲裁人を任命することができない場合には、命令の対象となることを求められた紛争の当事者のいずれも、事務局長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。事務局長は、被申立人が仲裁人を任命することができない場合には当該被申立人の国民を仲裁人に任命するものとし、また、申立人が仲裁人を任命することができない場合には被申立人でない締約国の国民を仲裁人に任命する。

6　第八十九条1の規定による仲裁に請求を付託した申立人は、当該申立人の請求が、2の規定により併合が要請されている請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び当該併合が要請されている請求と同一の事態又は状況から生じていると認めるにもかかわらず、2の規定による要請において当該申立人の氏名又は名称が掲げられなかった場合には、この条の規定により設置される一の裁判所に対し、当該申立人を7の規定に従って行われる命令の対象となるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所

(b)　求める命令の内容

(c)　命令を求める根拠

7　この条の規定により設置される一の裁判所は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争の当事者の意見を聴取した後に、命令を発出し、次のいずれかの事項を行うことができる。

(a)　請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b)　請求のうち、当該一の裁判所が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

8　この条の規定により設置される一の裁判所は、UNCITRAL仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

9　第九十二条の規定により設置される裁判所は、請求の全部又は一部であってこの条の規定により設置される一の裁判所が管轄権を行使するものにつき、決定する管轄権を有しない。

10　この条の規定により設置される一の裁判所は、7に規定する命令を発出するか否かを決定するまでの間、紛争の一方の当事者の申請に基づき、第九十二条の規定により設置される裁判所の手続の延期を命令することができる。

11　この条を除くこの節の規定は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、この条の規定により設置される一の裁判所について適用する。

第百二条　裁定案

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があった場合には、裁定（第九十七条の規定により下す裁定を除く。）を下す前に、紛争の当事者に対して裁定案を提示する。紛争の当事者は、当該裁定案が提示された日の後六十日以内に、裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。裁判所は、当該意見を検討し、裁定案が提示された日の後百五日以内に裁定を下す。

第百三条　裁定

1　裁判所は、被申立人に対して裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a)　損害賠償金及び適当な利子

(b)　原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

裁判所は、仲裁に係る費用（弁護士の費用を含む。）についても、この節の規定及び適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

2　1の規定に従うことを条件として、請求が第八十九条1(b)の規定により仲裁に付託される場合には、

(a)　損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定め

るものとする。

(b)　原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。

3　裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

4　裁判所による裁定は、紛争の当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

5　紛争の一方の当事者は、7の規定に従うことを条件として、遅滞なく、裁定に従う。

6　被申立人が裁定に従わない場合には、被申立人でない締約国は、第百七十八条の規定により仲裁裁判所の設置を要請することができる。この場合には、当該被申立人でない締約国は、当該仲裁裁判所の手続において、次の事項を求めることができる。

(a)　裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。

(b)　被申立人が裁定に従うべきである旨を勧告すること。

7　紛争の一方の当事者は、裁定が最終的なものとなるまでの間、その執行を求めることはできない。裁定は、それぞれ次の時に最終的なものとなる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁において下される裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　裁定が下された日から百二十日が経過し、かつ、紛争の一方の当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの要請を行わなかった時

(ii)　再審又は取消しの手続が終了した時

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則による仲裁、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁又は第八十九条5(d)の規定に従って選択された仲裁において下される裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　裁定が下された日から九十日が経過し、かつ、紛争の一方の当事者のいずれも当該裁定の再審又は取消しの手続を開始しなかった時

(ii)　再審又は取消しの申請が棄却され、又は認められ、かつ、上訴が行われない時

8　各締約国は、自国の関係法令に従い自国の区域内において裁定を執行するために必要な手段を講ずる。

第百四条　文書の送達

1　この節の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の当局への交付により締約国に送達する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　チリについては、外務省法務局

2　委員会は、1に規定する当局の住所を公に利用可能なものとする。

第三節　定義

第百五条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「申立人」とは、前節の規定による仲裁に請求を付託する締約国の投資家をいう。

(b)　「紛争の当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(c)　「紛争の一方の当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(d)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(e)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(f)　「ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(g)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(h)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配するすべての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

注釈1　投資としての性質には、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

注釈2　投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（締約国又は公的企業の債務証書は含まない。）

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(vi)　知的財産権

(vii)　国内法により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(viii)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

(i)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(j)　「締約国の投資家」とは、一方の締約国の自然人若しくは企業、当該一方の締約国又はその公的企業であって、他方の締約国の区域内に投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(k)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(l)　「被申立人」とは、締約国であって、これに対する請求が前節の規定による仲裁に付託されたものをいう。

(m)　「事務局長」とは、ＩＣＳＩＤの事務局長をいう。

(n)　「裁判所」とは、第九十二条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第百一条の規定により設置される仲裁のための一の裁判所をいう。

(o)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会によって承認された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　投資家が企業を「所有」するとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　投資家が企業を「支配」するとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従って法的に指示する権限を有する場合をいう。

第九章　国境を越えるサービスの貿易

第百六条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。この措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に影響を及ぼす措置

注釈　サービスの提供に影響を及ぼす措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置を含む。

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送及び電気通信網を含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

(d)　一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(b)　第百二十八条に定義する金融サービス

(c)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(d)　政府調達

(e)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(f)　一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(g)　政府の権限の行使として提供されるサービス

第百七条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならな

い。

第百八条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百九条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈　「国境を越えるサービスの提供」とは、「国境を越えるサービスの貿易」と同一の意味を有する。

第百十条　適合しない措置

1　前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　チリについては、

(A)　国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　地方政府により維持される措置

注釈　「国の政府」には地域政府を含む。

(ii)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2　前三条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百十一条　通報

1　一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第百十二条　許可、資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連するすべてのサービス分野において、当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置が、サービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第百十三条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a)　第百八条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、

満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百十四条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に関するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な国境を越えるサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対し速やかに通報する。

第百十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百十六条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c)　「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、第百五条に定義する一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内におけるサービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって、当該一方の締約国の自然人又は企業により他方の締約国の自然人又は企業に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の自然人によるサービスの提供であって、他方の締約国の区域内で行われるもの

(d)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国のすべての段階の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国のすべての段階の政府又は公的機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(e)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(f)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。

(g)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(h)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービ

スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(i)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従って法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十章　金融サービス

第百十七条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の金融機関

(b)　当該一方の締約国の区域内にある金融機関に投資する他方の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産

(c)　国境を越える金融サービスの貿易

2　第八十一条から第八十六条まで、第百十四条及び第百十五条の規定は、1に規定する措置について準用する。前二章の他の規定は、1に規定する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、附属書五の規定に従う。

4　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するもの

(i)　当該締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

(iii)　当該締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

(b)　政府調達

(c)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d)　一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

第百十八条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、自国の区域内にある金融機関及び自国の区域内にある金融機関についての投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、金融機関及び投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の金融機関及び他方の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の金融機関及び自国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百十九条　金融機関に関する市場アクセス

1　一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、他方の締約国の金融機関に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、自国の区域内に金融機関を設立しようとする他方の締約国の投資家に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書十の自国の表において別段の定めがある場合を除くほか、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　金融機関の数の制限（数量割当て、独占、排他的な金融機関又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　金融サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　金融サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示された金融サービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、金融サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定の金融サービスの分野において雇用され、又は金融機関が雇用する自然人であって、特定の金融サービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　金融機関が合弁企業その他の法定の事業体を通じて金融サービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第百二十条　国境を越える貿易

1　一方の締約国は、附属書十一の自国の表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものに対し、内国民待遇を確保しつつ、当該表に記載する金融サービスを提供することを許可する。

2　一方の締約国は、附属書十二の自国の表に定める制限及び条件に従い、当該一方の締約国の区域内に所在する者及び他方の締約国の区域内に所在する自国の自然人が、他方の締約国の区域内に所在する当該他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものから、当該表に記載する金融サービスを購入することを許可する。この義務は、当該一方の締約国に対し、当該他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するものが、当該一方の締約国の区域内において営業すること又は勧誘することを許可することを要求するものではない。当該一方の締約国は、この条の規定の適用上、1の規定に基づく自国の義務に反しない限りにおいて、「営業すること」及び「勧誘すること」を定義することができる。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するもの及びその金融商品に対し、登録を要求することができる。

第百二十一条　新たな金融サービス

1　一方の締約国は、附属書十の自国の表において約束を行った分野又は小分野において、当該表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国の金融機関に対し、自国の区域内で新たな金融サービスを提供することを許可する。ただし、当該新たな金融サービスの導入が、当該一方の締約国に対し、新たな法令を制定し、又は現行の法令を修正することを要求するものでないことを条件とする。

2　各締約国は、新たな金融サービスが提供される法的形態を決定し、及び新たな金融サービスの提供のための許可を要求することができる。

第百二十二条　特定の情報の取扱い

この章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第百二十三条　例外規定

この章の他の規定及び前二章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供する者が負う者を保護するための措置又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百二十四条　自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融機関が自国の区域内で金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求している場合には、当該自主規制団体が当該他方の締約国の金融機関に対し内国民待遇を与えることを確保する。

第百二十五条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内で設立された他方の締約国の金融機関に対し、

公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第百二十六条　金融サービスに関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、次の職員から成る。

(a)　日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b)　チリについては、財務省の職員

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百二十七条　紛争解決

1　第百七十七条の規定による協議であって、信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関するものには、次の職員が参加する。

(a)　日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b)　チリについては、財務省の職員

2　締約国は、第百七十七条の規定による協議のみを理由として、特定の規制、監督、管理又は執行に関する問題につき、情報を開示し、又はいずれかの行動を差し控えることを要求されるものではない。

3　この章の規定の下で生ずる紛争のために第百七十八条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によってのみ構成する。

第百二十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「締約国のサービス提供者であって、国境を越えて金融サービスを提供するもの」とは、締約国の区域内において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越える金融サービスの提供を通じ、金融サービスを提供しようとし、又は提供する当該締約国の者をいう。

注釈　「国境を越える金融サービスの提供」は、「国境を越える金融サービスの貿易」と同一の意味を有する。

(b)　「国境を越える金融サービスの貿易」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内における金融サービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域への金融サービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内における金融サービスの提供であって、当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の自然人による金融サービスの提供であって、他方の締約国の区域内で行われるもの

(c)　「金融機関」とは、その所在する締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

(d)　「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国内に所在する金融機関であって、他方の締約国の者により所有され、又は支配されるものをいう。

(e)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再々保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求

の処理サービス）

(ii) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C) ファイナンス・リース

(D) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E) 保証

(F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(AA) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(BB) 外国為替

(CC) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(DD) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(EE) 譲渡可能な有価証券

(FF) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(G) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H) 資金媒介業

(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L) (A)から(K)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(f) 「投資財産」とは、第百五条1(h)に定義する投資財産をいう。ただし、同条1(h)に規定する貸付金又は債務証書については、次のとおりとする。

(i) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(ii) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、投資財産ではない。

(iii) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

(iv) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証書が第百五条1(h)に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第八章に規定する投資財産である。

(g) 「締約国の投資家」とは、第百五条1(j)に定義する締約国の投資家をいう。

(h) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービスを提供する者によって一方の締約国の区域内では提供されていないが他方の締約国の区域内では提供されているものをいう。

(i) 「締約国の者」とは、締約国の自然人又は企業をいい、第三国の企業の支店を含まない。

(j) 「公的機関」とは、締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局若しくは締約国が所有し、若しくは支配する機関であって、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）又は中央銀行若しくは金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関（当該機能を遂行しているときに限る。）をいう。

(k) 「自主規制団体」とは、金融機関に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

第十一章　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第百二十九条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、商用目的での国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づき促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第百三十条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の国民であって、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が附属書十三に定める各区分における条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の区分の下で与えられる利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第百三十一条　入国及び一時的な滞在の許可

一方の締約国は、この章の規定（附属書十三の規定を含む。）に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

第百三十二条　情報の提供

(a)　一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供する。

(b)　各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料を包括的な文書により、両締約国において公に利用可能なものとする。

(c)　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であって、この章の規定に基づくものに関する資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第百三十三条　紛争解決

1　第十六章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　該当する一方の締約国の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該国民に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第百三十四条　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第二章及び第十六章から第十九章までの規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第百三十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の国民が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b)　「出入国管理に関する法令」とは、国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす法令をいう。

第十二章　政府調達

第百三十六条　適用範囲

1　この章の規定は、次に規定する政府調達（購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の方法を通じて行う契約によるもの）に関する措置であって、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a)　附属書十四第一部において特定する機関による調達

(b)　附属書十四第二部において特定する物品の調達、附属書十四第三部において特定するサービスの調達及び附属書十四第四部において特定する建設サービスの調達

(c)　調達の公示を行う時点において、契約の価額が附属書十四第五部において特定する基準額以上であると見積もられる調達

2　1の規定は、附属書十四第六部に定める一般的注釈の規定に従う。

3　いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第百三十七条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、次の事項を確保する。

(a)　自国の機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人又は企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人又は企業が当該供給者を所有していることに基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱わないこと。

(b)　自国の機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて、差別しないこと。

3　この条の規定は、輸入について、又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則（制限及び手続を含む。）並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行を除く。）については、適用しない。

第百三十八条　契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

(a)　評価については、すべての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。

(b)　機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合においては、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第百三十九条　調達の効果を減殺する措置の禁止

各締約国は、自国の機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮しないことを確保する。この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であって、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発を奨励し、又は当該機関が属する締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第百四十条　技術仕様

1　技術仕様であって、品質、性能、安全、寸法等の調達される物品若しくはサービスの特性、記号、専門用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法並びに適合性評価手続に係る要件について調達機関が定めるものは、貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　機関は、技術仕様については、適当な場合には、次の(a)及び(b)の規定の要件に従って定める。

(a)　デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内強制規格、認められた国内任意規格又は建築基準に基づくこと。

3　各締約国は、自国の機関が、技術仕様において、特定の商標、商号、特許、デザイン、型式、産地、生産者若しくは供給者を要件とし、又はこれらに言及することのないことを確保する。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

4　各締約国は、自国の機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の準備又は採用に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者

に対し求め、又は当該者から受けないことを確保する。

第百四十一条　入札の手続

1　各締約国は、自国の機関の入札の手続が無差別に適用され、かつ、この章の規定に合致することを確保する。

2　各締約国は、自国の機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

第百四十二条　供給者の資格の審査

1　一方の締約国は、自国の機関が、供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別しないことを確保する。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

(c)　他方の締約国の供給者を供給者の名簿の記載又は特定の調達計画についての考慮の対象から除外することを目的として、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であって、いまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な時間がある場合には、考慮される。

(d)　機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該機関は、次の事項を確保する。

(i)　供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。

(ii)　当該名簿に記載されることを要請するすべての供給者であって、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該名簿に記載すること。

(e)　機関は、次条1の規定により調達の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていないと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始する。

(f)　機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対しても、当該申請に係る決定を通知する。

2　1の規定は、倒産、清算若しくは債務不履行又は調達に関する虚偽の申告を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、この措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第百四十三条　調達の公示

1　各締約国は、それぞれの調達計画について、第百四十七条に定める場合を除くほか、自国の機関が、関心を有する供給者が当該調達計画に参加することを招請する旨の調達の公示を、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

2　それぞれの調達の公示における情報には、調達計画の説明、当該調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、機関の名称、当該調達計画に関連するすべての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

3　各締約国は、自国の機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与える方法により、調達の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。そのような方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4　それぞれの調達計画について、調達の公示を公に利用可能なものとした場合において、その公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者がその情報を検討し、及びこれに対応することができるような適当に早い時期に、同時に他のすべての関係のある供給者に提供される。

第百四十四条　入札の期限

一方の締約国は、次の事項を確保する。

(a)　いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、か

つ、提出することができるよう決定されること。

(b)　自国の機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間等の要素を考慮すること。

第百四十五条　入札説明書

1　供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報を記載する。

2　各締約国は、自国の機関が、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があった場合には入札の手続に参加する供給者に入札説明書を送付すること及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3　各締約国は、自国の機関が、入札の手続に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保するよう努める。ただし、その情報は、当該入札の手続において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。当該供給者に提供される情報については、入札に招請される他の供給者に提供することができる。

第百四十六条　落札

1　落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

2　機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は調達の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

第百四十七条　他の入札の手続

1　第百四十一条から前条までの規定は、次の場合には適用する必要がない。ただし、一方の締約国の機関が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは自国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条に定める入札の手続を用いないことを条件とする。

(a)　第百四十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、当該一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章により定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b)　物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c)　機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため第百四十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において真に必要なとき。

(d)　機関が供給者を変更することにより既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性の要件に合致しない物品又はサービスを調達せざるを得なくなるため、既存の供給品若しくは設備の部分品の交換又は既存の供給品の補充、既存のサービスの拡大若しくは既存の設備の拡張のための追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合

(e)　調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該機関が調達する場合

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために、及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

(f)　当初の契約には含まれていないが当初の入札説明書の目的の範囲内にある追加の建設サービスが、予

見することができない事情により、当該当初の契約に定める建設サービスを完了するために必要になった場合。ただし、当該追加の建設サービスのために締結する契約の総価額は、当初の契約の額の五十パーセントを超えてはならない。

(g) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであって、当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るもののうち、当該当初の建設サービスの契約が第百四十一条から前条までの規定に従って落札され、かつ、機関が当該当初の建設サービスに係る調達の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につきこの条に定める入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

(h) 商品市場において購入される物品

(i) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(i)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とするものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図したものではない。

(j) 契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。ただし、当該コンテストは、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、その受賞者と設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されることを条件とする。

2 各締約国は、1に定める入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第百四十八条　落札後の情報公開

1 各締約国は、自国の機関が、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

(a) 落札に係る物品又はサービスの特質及び数量

(b) 契約を締結する機関名及びその住所

(c) 落札の日

(d) 落札者の名称及び住所

(e) 落札価額

(f) 用いられた手続

2 各締約国は、締約国の供給者から要請があった場合には、自国の機関が速やかに次の事項を含む情報を提供することを確保する。

(a) 当該供給者の資格審査の申請が拒否された理由、当該供給者が資格を失った理由及び当該供給者が選択されなかった理由に関する適切な情報

(b) 当該供給者が落札者とされなかった場合には、当該供給者の入札が落札とならなかった理由に関する適切な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する情報を含む。）及び落札者の名称

3 一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかった場合には、第十六章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。当該一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。この情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、当該一方の締約国は、当該他方の締約国と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第百四十九条　苦情申立ての手続

1 調達機関は、政府調達に関するこの章の規定に対する違反があった旨の供給者からの苦情があった場合には、苦情申立ての制度により是正措置がとられることの妨げとなることのないような方法で、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2 各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3 各締約国は、苦情申立ての手続を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものとする。

4 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のすべての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5 関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、そ

の期間は、十日を下回ってはならない。

6　苦情申立ては、調達の結果にいかなる利害関係も有していない公平なかつ独立した検討機関であって、任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも次の手続を有するものとする。

(a)　参加者は、検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b)　参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c)　参加者は、すべての手続に参加することができること。

(d)　手続を公開で行うことが認められること。

(e)　検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明とともに書面によって与えられること。

(f)　証人の出席が認められること。

(g)　検討機関に対し文書が開示されること。

7　苦情申立ての手続は、次の事項を定める。

(a)　この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続には、当該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

(b)　申し立てられた苦情の正当性につき評価すること及び適当な場合には決定すること。

(c)　適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8　苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第百五十条　調達における電子的な通信手段の利用

1　両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2　各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関連する措置に関する情報を利用可能なものとする。

3　両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4　両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の規定の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

(a)　許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

(b)　調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。

第百五十一条　例外規定

この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はこれらにより提供されるサービスに関する措置

第百五十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書十四に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。

2　1に規定する訂正又はその他の修正であって純粋に形式的又は軽微なものは、第百九十七条の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国から異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定

める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。

3　両締約国の間で2に規定する訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した当該他方の締約国は、第十六章に定める紛争解決手続を利用することができる。

注釈　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の機関の再編成（当該機関が行う調達が分散されるような計画又は当該機関の任務がいずれの政府機関によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。そのような再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、そのような再編成を実施してはならない。

第百五十三条　機関の民営化

中央政府又は国の政府が附属書十四第一部において特定する機関の持分を保有し、又は当該機関の役員を指名することができる場合においても、当該機関に対する中央政府又は国の政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を他方の締約国に通報する。

第百五十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の供給者であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の供給者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百五十五条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定により他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第百五十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百五十七条　定義

この章の規定の適用上、「供給者」とは、機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第十三章　知的財産

第百五十八条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2　両締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転

に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができる。

3　両締約国は、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づき両締約国が有する現行の権利を害し、及びそのような協定に基づき両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

4　この章の規定の適用上、知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百六十一条から第百六十三条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百五十九条　手続事項の簡素化

1　各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとる。

2　各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に従った特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に従った商品及びサービスの分類を使用する。

第百六十条　透明性

各締約国は、知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようにするための適切な措置をとる。

第百六十一条　商標

各締約国は、自国の法令に従い、利害関係者が商標の登録出願又は登録に異議を申し立て、及び商標の登録の取消しを請求する機会を与える。

第百六十二条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の締約国でない場合には、二千九年一月一日までに同条約の締約国となるものとする。

第百六十三条　地理的表示

1　両締約国は、附属書十五に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。

2　第百九十七条2の規定にかかわらず、委員会は、両締約国が提案する附属書十五の修正を第百九十条1(d)(i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換により確認される。

第百六十四条　権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

3　各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百六十五条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(i)　知的財産の分野における協力の分野及び形態

(ii)　知的財産権の行使

(iii)　地理的表示

(iv)　知的財産の保護についての啓発

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十四章　競争

第百六十六条　一般規定

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、この章の規定に適合する方法により、貿易及び投資の自由化による利益が反競争的行為により減損され、又は無効にされることを回避するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第百六十七条　反競争的行為の規制に関する協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

第百六十八条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百六十九条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百七十条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百七十一条　第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十五章　ビジネス環境の整備

第百七十二条　ビジネス環境の整備のための協議

両締約国は、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国のビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議する。

第百七十三条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国のビジネス環境を整備するための方法及び手段について討議すること。

(b)　必要に応じ、両締約国に対し、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うこと。

(c)　両締約国政府の関係当局から、(b)に規定する勧告の実施に関する情報を受領すること。

(d)　必要に応じ、(b)に規定する勧告を適当な方法により公表すること。

(e)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

6　小委員会は、関連する他の小委員会又は作業部会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会又は作業部会と協力する。

第百七十四条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章　紛争解決

第百七十五条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は運用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

第百七十六条　紛争解決手続の選択

1　この協定及び世界貿易機関設立協定の双方に関する問題について紛争が生ずる場合には、申立てを行う締約国は、当該紛争を解決するための紛争解決手続を選択することができる。

2　1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行う締約国がこの章の規定により仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定により小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し選択されなかった仲裁裁判所又は小委員会の手続を利用してはならない。

第百七十七条　協議

1　一方の締約国は、この協定の実施、解釈又は運用に関するいかなる問題（他方の締約国がとろうとしている措置（以下この章において「将来の措置」という。）に関する問題を含む。）についても、書面により当該他方の締約国との協議を要請することができる。

2　協議を要請する締約国は、要請の理由（問題となっている措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとし、また、問題を十分に検討することができるようにするための情報を提供する。

3　両締約国は、この条の規定による協議を通じて、問題についての相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

4　この条の規定による協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。

第百七十八条　仲裁裁判所の設置

1　前条の規定による協議を要請した締約国であって、申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後四十五日以内に両締約国が問題を解決することができない場合

(b)　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合

2　申立てを行う締約国は、申立てを受ける締約国が第三章及び第四章の規定に基づく義務に反しない措置をとった結果、当該規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めるときも、1に規定する仲裁裁判所の設置を要請することができる。

3　1及び2の規定にかかわらず、将来の措置に関するいかなる問題についても、仲裁裁判所の設置を要請してはならない。

4　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(c)　申立ての根拠とされる事実

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

第百七十九条　仲裁裁判所の付託事項

仲裁裁判所の設置の要請が受領された日から二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、この協定の第百七十八条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、その理由を付して法律上の及び事実に関する認定を行い、並びに紛争の解決のための裁定を下す。」

第百八十条　仲裁裁判所の構成

1　仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

2　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあってはならない。

3　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、2の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

4　いずれかの締約国が2の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が3の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、2に規定する三十日又は3に規定する四十五日の後の七日以内に、2の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

5　すべての仲裁人は、次の要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識又は経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国政府からも独立しており、いずれの締約国政府とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

(d)　第百八十七条に規定する手続規則に定める行動規範を遵守すること。

6　この条の規定により任命された仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した場合には、その後任者については、2から4までに規定する仲裁人の任命に関する手続を準用し、十五日以内に任命する。当該後任者は、前任の仲裁人が有していたすべての権限及び任務を有する。仲裁裁判所の検討は、当該前任の仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した日から当該後任者が任命される日までの期間、停止する。

第百八十一条　仲裁裁判所の任務

1　仲裁裁判所は、自己に付託された紛争の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及びこの協定との適合性についての検討を含む。）並びに当該紛争の解決のために必要な他の認定を行い、及びそのような裁定を下すことを任務とする。

2　仲裁裁判所は、必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

第百八十二条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

3　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

4　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

5　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

6　5の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

7　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国の経費を負担する。仲裁裁判所の裁判長に係る費用その他仲裁裁判手続の実施に関連する経費は、両締約国が均等に負担する。

第百八十三条　仲裁裁判手続の停止又は終了

1　両締約国は、いつでも仲裁裁判所がその検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間は、その合意の日から十二箇月を超えないことを条件とする。当該停止の場合には、次条2、5及び7並びに第百八十六条7に定める期間は、検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を行う場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百八十四条　裁定

1　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報、行われた陳述及びこの協定の関連規定を踏まえて行うものとする。

2　仲裁裁判所は、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。

3　裁定案は、両締約国がその特定の部分を検討することができるようにするため、説明部分並びに仲裁裁判所の認定、結論及び決定を含むものとする。

4　仲裁裁判所は、2に規定する百二十日又は六十日の期間内に裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。

5　締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書

面により提出することができる。

6　仲裁裁判所は、裁定案についての書面による意見を検討した後、当該裁定案を再検討し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

7　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

8　仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。

9　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百八十五条　裁定の実施

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、申立てを受けた締約国は、前条に規定する仲裁裁判所の裁定を直ちに実施する。当該申立てを受けた締約国は、当該裁定を直ちに実施することができない場合には、当該裁定を妥当な期間内に実施する。

2　1に規定する妥当な期間は、両締約国の合意により決定される。両締約国が前条に規定する仲裁裁判所の裁定が下された日の後四十五日以内に当該妥当な期間について合意できない場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該妥当な期間を決定する。

3　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された妥当な期間内に前条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かにつき両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第百八十六条　未実施（代償及び譲許その他の義務の停止）

1　申立てを受けた締約国が申立てを行った締約国に対し前条2の規定により決定された妥当な期間内に裁定を実施することができない旨を通報する場合又は同条3の規定により問題を付託された仲裁裁判所が当該申立てを受けた締約国が当該妥当な期間内に裁定を実施していないことを確認する場合において、要請があるときは、当該申立てを受けた締約国は、相互に満足すべき代償について合意するため当該申立てを行った締約国と交渉を開始する。

2　1に規定する要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されない場合には、申立てを行った締約国は、三十日の予告をもって通告を行った後、申立てを受けた締約国に対する協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

3　1に規定する代償及び2に規定する譲許その他の義務の停止は、一時的な手段であり、これらのいずれの手段よりも、裁定を完全に実施することが優先される。当該譲許その他の義務の停止は、裁定が完全に実施され、又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

4　申立てを行った締約国は、2の規定によりいかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次の規定に従うものとする。

(a)　まず、第百八十四条に規定する仲裁裁判所によりこの協定に基づく義務の不履行又は第百七十八条2の意味における利益の無効化若しくは侵害があると認定された分野と同一の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b)　同一の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず、又は効果的でないと認める場合には、その他の分野に関する譲許その他の義務を停止することができる。ただし、2の規定により当該その他の分野に関する譲許その他の義務の停止の通告を行うに当たり、その理由を示すことを条件とする。

5　2に規定する譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国による譲許その他の義務の停止が2、3、4又は5に規定する要件を満たしていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7　この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百八十条の規定に従って任命する。当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所は、当該六十日の期間内に裁定を下すことができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を最大限三十日間延長することができる。当該仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。当該仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百八十七条　手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に、この章の規定により設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細

を規定する手続規則を採択する。

第百八十八条　規則及び手続の修正

この章（前条に規定する手続規則を含む。）に定める期間その他仲裁裁判所の規則及び手続は、両締約国の合意により修正することができる。

第十七章　委員会

第百八十九条　委員会の設置

両締約国は、ここに両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

第百九十条　委員会の任務

1　委員会は、次の事項を行う。

(a)　この協定の実施、解釈及び運用について見直し及び監視を行い、並びにこの協定の実施、解釈及び運用に関するすべての事項について検討すること。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　附属書十五の修正

(ii)　第五十二条に規定する運用上の手続規則

(iii)　第九十三条及び第九十四条に規定するこの協定の規定の解釈

(iv)　第百八十七条に規定する手続規則

(v)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

2　委員会は、小委員会及び作業部会を設置し、小委員会又は作業部会に対し助言を得るため事案を送付し、その任務の遂行を小委員会又は作業部会に委任し、並びに小委員会又は作業部会が提起する事案を検討することができる。

第百九十一条　委員会の規則及び手続

1　委員会は、その規則及び手続を定める。

2　委員会の決定は、合意によって行う。

3　委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十八章　例外規定

第百九十二条　一般的例外

1　第三章から第八章（第七十六条を除く。）までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第八章（第七十六条を除く。）から第十一章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定（脚注を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第百九十三条　安全保障のための例外

この協定（第七十六条を除く。）のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(iii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第百九十四条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈　「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

(a)　第二十八条(d)に定義する関税

(b)　第二十八条(d)(ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税

(c)　第二十八条(d)(iii)に規定する手数料その他の課徴金

2　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定の規定であって租税に係る課税措置に関するものに基づくいずれの一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　第十三条の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

4　第百七条及び第百八条の規定は、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内で、租税に係る課税措置に適用する。

5(a)　第八十二条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、同条の規定を第八十九条の規定による請求の根拠として援用することができない。

(b)　投資家は、第八十九条に規定する付託の意図の通知を送付した時は、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために、第十条に定める連絡部局を通じ、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第八十九条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii)　チリについては、財務省国税庁長官をいう。

第十九章　最終規定

第百九十五条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百九十六条　見出し

この協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百九十七条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2　いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書四のみに関係する場合には、外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

注釈　チリについては、この3の規定に定める改正は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として行う。

第百九十八条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百九十九条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年三月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

チリ共和国のために

アレハンドロ・フォックスレイ

附属書一（第三章関係）　第十四条に関する表

第一部　一般的注釈

1　第十四条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　日本国の表の4欄に「B12＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って、撤廃する。

(g)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って、引き下げる。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、いかなる約束（関税の撤廃、引下げ等）の対象からも除外される。

2　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一三号及び第七四〇三・一九号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第一節の注釈2(b)又は第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

6　この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7　この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未

満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

次の1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、千三百メートル・トン

(ii)　二年目については、千九百五十メートル・トン

(iii)　三年目については、二千六百メートル・トン

(iv)　四年目については、三千二百五十メートル・トン

(v)　五年目については、四千メートル・トン

(b)　一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目及び二年目については、三十四・六パーセント

(ii)　三年目、四年目及び五年目については、三十・八パーセント

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)　この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、三万二千メートル・トン

(ii)　二年目については、三万八千七百五十メートル・トン

(iii)　三年目については、四万五千五百メートル・トン

(iv)　四年目については、五万二千二百五十メートル・トン

(v)　五年目については、六万メートル・トン

(b)　一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。

(i)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円を超え、五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五・五三円と課税価格との差額とする。表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(ii)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七・一五円と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(iii)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十六・〇パーセントとする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)　この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の2欄に一個の星印（＊）又は二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適

用しない。

3　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、六百メートル・トン

(ii)　二年目については、六百三十七メートル・トン

(iii)　三年目については、六百七十五メートル・トン

(iv)　四年目については、七百十二メートル・トン

(v)　五年目については、七百五十メートル・トン

(b)　(i)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A)　一年目及び二年目については、十一・五パーセント

(B)　三年目、四年目及び五年目については、七・六パーセント

(ii)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A)　一年目及び二年目については、十九・一パーセント

(B)　三年目、四年目及び五年目については、十二・七パーセント

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、三千五百メートル・トン

(ii)　二年目については、四千メートル・トン

(iii)　三年目については、四千五百メートル・トン

(iv)　四年目については、五千メートル・トン

(v)　五年目については、五千五百メートル・トン

(b)　一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目及び二年目については、十・七パーセント

(ii)　三年目、四年目及び五年目については、八・五パーセント

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6　両締約国は、三年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

7　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

8　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、三千七百メートル・トン

(ii)　二年目については、三千九百メートル・トン

(iii)　三年目については、四千百メートル・トン

(iv)　四年目については、四千三百メートル・トン

(v)　五年目については、五千メートル・トン

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分について

は、輸入締約国がこれを行う。

(d)　両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

9　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

10　関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

11　関税については、基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、撤廃する。

(a)　この協定の効力発生の日から十三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十・二五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b)　二年目の初日から十二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三・五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c)　三年目の初日から十一・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六・七五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d)　四年目の初日から十・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(e)　五年目の初日から九・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(f)　六年目の初日から八・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(g)　七年目の初日から六・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(h)　八年目の初日から五・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(i)　九年目の初日から四・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(j)　十年目の初日から三・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(k)　十一年目の初日から二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(l)　十二年目の初日から一・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）

(m)　十三年目の初日から無税

第二節　日本国の表

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
1	2	3	4	5
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー			
	その他のもの			
〇一〇一・九〇	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
X A		A	A X A	A

ろ馬、ら馬及びヒニー					
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）	A			
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A			
〇一〇二・九〇	その他のもの	A			
	水牛				
	その他のもの				
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）	A	X		
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A			
	その他のもの				
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	X	X		
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	X	X		
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A	A		
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A	A		
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	A	A		
第二類	肉及び食用のくず肉				
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	X		
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）				
〇二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉				
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉	Q	1	1	
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉				
〇二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	Q	2		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの	A			
	枝肉及び半丸枝肉	X			
〇二〇三・一一	いのししのもの	A			
	その他のもの				
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X			
〇二〇三・一二	いのししのもの	A			
	その他のもの				
〇二〇三・一九	その他のもの				
	いのししのもの				
	その他のもの＊				
	冷凍したもの				
〇二〇三・二一	枝肉及び半丸枝肉				
	いのししのもの				
	その他のもの				
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）				
〇二〇三・二二	いのししのもの				
	その他のもの＊				
〇二〇三・二九	その他のもの				
	いのししのもの				
	その他のもの＊				
〇二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	Q	2
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	Q	2
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	X			
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
〇二〇六・二一	舌＊	X			
〇二〇六・二二	肝臓＊	Q	3	Q	3
〇二〇六・二九	その他のもの				
	ほほ肉及び頭肉	X			
	その他のもの				
	臓器＊	Q	3	Q	3
〇二〇六・三〇	その他のもの＊＊				
	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	A		
	いのししのもの				
	その他のもの				
	豚のもの（冷凍したものに限る。）	Q	3		
〇二〇六・四一	肝臓				
	いのししのもの				
	その他のもの				
〇二〇六・四九	その他のもの				
	いのししのもの				
	その他のもの				
	臓器				
	その他のもの＊				
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	A		
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A			
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	A	Q	2
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
〇二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	A		
〇二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A			
〇二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X	A		
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A			
	肝臓				
	その他のもの				
	骨付きのもも				

	その他のもの		Q	5
	七面鳥のもの			
〇二〇七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		A	
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの			
〇二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	あひるのもの	九・六%	B 7	
	その他のもの		A	
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	あひるのもの	九・六%	B 7	
	その他のもの		A	
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A	
〇二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			
	豚の肉			
〇二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	
〇二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの		X	
〇二一〇・一九	その他のもの		X	
〇二一〇・二〇	牛の肉		X	
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
〇二一〇・九一	霊長類のもの		A	
〇二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二%	B 5	
〇二一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの		A	
〇二一〇・九九	その他のもの		X	
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・一〇	観賞用の魚			
	こい及び金魚	三・五%	B 5	
	その他のもの		A	
	その他の魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの	三・五%	B 5	
〇三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの		X	
〇三〇一・九三	こい			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの	三・五%	B 5	
〇三〇一・九九	その他のもの			
	養魚用の稚魚		A	
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの		R	4
〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	三・五%	B 10	
〇三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）			
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	三・五%	B 10	
	その他のもの		R	4
	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		R	4
〇三〇二・一九	その他のもの		R	4
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			

○三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ								
	にしん（クルペア属のもの）の卵								
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵								
	その他のもの								
○三・○三	魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）								
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇三・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）								
○三〇三・一九	その他のもの								
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）								
	その他のもの								
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇三・二一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）								
○三〇三・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）								
○三〇三・二九	その他のもの								
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇三・三一	ハリバット（レインハルディウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ステノレピス）及びヒポグロスス・ヒポグロスス								
○三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）								
○三〇三・三三	ソール（ソレア属のもの）								
○三〇三・三九	その他のもの								
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇四・三一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）								
○三〇四・三二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）								
○三〇四・三三	かつお								
○三〇四・三四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）								
○三〇四・三五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）								
○三〇四・三六	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）								
○三〇四・三九	その他のもの								
○三〇四・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇五・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）								
○三〇五・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）								
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）								
	サルディノプス属のもの								
	その他のもの								
○三〇五・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）								
○三〇五・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）								
○三〇五・六四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）								
○三〇五・六五	さめ								
○三〇五・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）								
○三〇五・六九	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき								
	その他のもの								
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい								
	その他のもの								
	ふぐ								
	その他のもの								

〇三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）			
	サルディノプス属のもの		X	
	その他のもの	三・五%	B5	
〇三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	三・五%	B5	
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五%	B5	
〇三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X	
〇三〇三・七五	さめ	二・五%	B10	
〇三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%	B5	
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	三・五%	B5	
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）			
	メルルシウス属のもの		X	
	ウロフュキス属のもの	三・五%	B5	
〇三〇三・七九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B5	
	ししゃも	二・八%	B5	
	その他のもの			
	かじき		X	
	さわら及びたちうお		R	4
	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五%	B10	
	その他のもの	三・五%	B5	
〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ			
	にしん（クルペア属のもの）の卵	四%	B5	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X	
	その他のもの		R	4
〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）			
〇三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	フィレ			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
	その他のもの	三・五%	B10	
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B5	
	その他のもの		R	4
〇三〇四・二〇	冷凍したフィレ			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかじき		X	
	その他のもの	三・五%	B10	
〇三〇四・九〇	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）、みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）及びいとより（すり身のものに限る。）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B5	
	さめ		R	4
	ししゃも	二・八%	B5	
	その他のもの			
	さわら		R	4
	ふぐ	三・五%	B5	
	その他のもの	三・五%	B7	
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、			

○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X					
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）						
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）						
	さけ科のものの卵						
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵						
	こんぶかずのこ						
	その他のもの						
○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）						
	さけ科のもの						
	その他のもの						
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）						
	その他のもの						
	くん製した魚（フィレを含む。）						
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）						
○三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）						
○三〇五・四九	その他のもの						
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）						
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）						
○三〇五・五九	その他のもの						
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）						
	その他のもの						
○三〇五・六一	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚						
○三〇五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）						
○三〇五・六三	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）						
○三〇五・六九	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）						
	その他のもの						
	さけ科のもの						

○三・〇六	その他のもの	X					
	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						
○三〇六・一一	冷凍したもの						
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）						
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）						
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン						
○三〇六・一四	かに						
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）						
	えび						
	その他のもの						
○三〇六・二一	冷凍してないもの						
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）						
○三〇六・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの						
	その他のもの						
	ロブスター（ホマルス属のもの）						
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの						
	その他のもの						
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン						
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの						
	その他のもの						
○三〇六・二四	かに						
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）						
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの						
	えび						
	その他のもの						
	その他のもの						
	えび						
	その他のもの						
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類						

	を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
〇三〇七・一〇	かき		R	4
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）			
〇三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X	
〇三〇七・二九	その他のもの		X	
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）			
〇三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		R	4
〇三〇七・三九	その他のもの			
	冷凍したもの	七%	B 10	
	その他のもの		R	4
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）			
〇三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X	
〇三〇七・四九	その他のもの		X	
	たこ（オクトプス属のもの）			
〇三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%	B 7	
〇三〇七・五九	その他のもの			
	冷凍したもの	五%	B 7	
	その他のもの	一〇%	B 7	
〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	七%	B 7	
	その他のもの	一〇%	B 7	
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）		A	
	貝柱及びいか		X	
	その他のもの			
	はまぐり		R	4
	その他のもの			
	赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび		R	4
	くらげ	七%	B 7	
	その他のもの			
	あさり及びしじみ		R	4
	その他のもの			
	軟体動物		X	
	その他のもの	七%	B 7	
〇三〇七・九九	その他のもの			
	冷凍したもの			
	貝柱及びいか		X	
	うに、くらげ及びなまこ			
	うに	七%	B 15	
	くらげ	七%	B 7	
	その他のもの	七%	B 10	
	その他のもの			
	はまぐり		R	4
	その他のもの			
	あわび、あさり及びしじみ		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	貝柱及びいか		X	
	うに、くらげ及びなまこ			
	うに		R	4
	くらげ	七%	B 7	
	その他のもの		R	4
	その他のもの			
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		R	4
	その他のもの			
	はまぐり（乾燥したものに限る。）		R	4
	その他のもの		X	
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品			
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X	
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）		X	
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）			
〇四〇二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		X	
〇四〇二・二九	その他のもの		X	
	その他のもの			
〇四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
〇四〇二・九九	その他のもの			
	脂肪分が全重量の八%を超えるもの			

	加圧容器入りにしたホイップドクリーム					
	その他のもの					
○四・○三	その他のもの					
	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）					
○四○三・一○	ヨーグルト					
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	X	R	4		
	その他のもの					
○四○三・九○	その他のもの					
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	X	X			
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	X	X			
○四・○六	チーズ及びカード					
○四○六・一○	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	X	X			
○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）	X	X			
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	X	X			
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ	X	R	6		
○四○六・九○	その他のチーズ	X	R			
○四○七・○○	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）					
	ふ化用のもの					
	その他のもの					
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
	卵黄					
○四○八・一一	乾燥したもの	B15	一八・八％			
○四○八・一九	その他のもの	B15	二○％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）			
	その他のもの					
○四○八・九一	乾燥したもの	B15	二一・三％			
○四○八・九九	その他のもの	B15	二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A	R	4
○四○九・○○	天然はちみつ	A				
○四一○・○○	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A				
	第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）					
	第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A				
	第七類　食用の野菜、根及び塊茎					
○七・○一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	三％	B5		
○七○二・○○	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七・○三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七○三・一○	たまねぎ及びシャロット					
	たまねぎ					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭以下のもの					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭を超えるもの					
	シャロット	A	三％	B5		
	にんにく					
○七○三・二○	リーキその他のねぎ属のもの					
○七○三・九○	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）					
	その他のもの					
○七・○四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	三％	B5		

○七・○五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	三%	B5	
○七・○六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	六%	B5	
○七○七・○○	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	六%	B5	
○七・○八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A	六%	B5	
○七・○九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	六%	B5	
○七○九・一○	アーティチョーク	A	六%	B5	
○七○九・二○	アスパラガス	A	六%	B5	
○七○九・三○	なす	A	六%	B5	
○七○九・四○	セルリー（セルリアクを除く。）	A	六%	B5	
○七○九・五一	きのこ及びトリフ	A	六%	B5	
○七○九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）	A	六%	B5	
○七○九・五九	トリフ	A	六%	B5	
	その他のもの	A	六%	B5	
	まつたけ	A	六%	B5	
	その他のもの	A	六%	B5	
	しいたけ	A	六%	B5	
	その他のもの	A	六%	B5	
○七○九・六○	とうがらし属又はピメンタ属の果実	A	三%	B5	
○七○九・七○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	A	三%	B5	
○七○九・九○	その他のもの	A	六%	B5	
	スイートコーン	A	六%	B5	
	その他のもの	A	六%	B5	
○七・一○	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	A	八・五%	B7	
○七一○・一○	ばれいしょ	A	八・五%	B7	
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	A	八・五%	B7	
○七一○・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	A	八・五%	B7	
○七一○・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	A	八・五%	B7	
○七一○・二九	その他のもの	A	八・五%	B7	
	えだ豆	A	八・五%	B7	
	その他のもの	A	八・五%	B7	
○七一○・三○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	A	一○・六%	B7	
○七一○・四○	スイートコーン	A	六%	B5	
○七一○・八○	その他の野菜	A	一二%	B10	
	ごぼう	A	六%	B5	
	その他のもの	A	六%	B5	
○七一○・九○	野菜を混合したもの	A	一○・六%	B7	
	スイートコーンを主成分とするもの	A	一○・六%	B7	
	その他のもの	A	一○・六%	B7	
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	A	六%	B5	
○七一一・二○	オリーブ	A	九%	B7	
○七一一・三○	ケーパー	A	九%	B7	
○七一一・四○	きゅうり及びガーキン	A	九%	B7	
	きのこ及びトリフ	A	九%	B7	
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	A	九%	B7	
○七一一・五九	その他のもの	A	九%	B7	
○七一一・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの	A	九%	B7	
	なす（一個の重量が二○グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	A	九%	B7	
	なす	A	九%	B7	
	らっきょう及びわらび	A	九%	B7	
	その他のもの	A	九%	B7	
	ごぼう	A	九%	B7	
	その他のもの	A	九%	B7	
	なす	A	九%	B7	
	その他のもの	A	九%	B7	
○七一二・一○	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	A	一二%	B10	
	その他のもの	A	一二%	B10	
○七一二・二○	たまねぎ	A	一二%	B10	
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	A	一二%	B10	
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	A	一二%	B10	
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	A	一二%	B10	
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	A	一二%	B10	
○七一二・三九	その他のもの	A	一二%	B10	
	しいたけ	A	一二%	B10	
	その他のもの	A	一二%	B10	
	なす	A	一二%	B10	
	その他のもの	A	一二%	B10	
○七一二・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの	A	一二%	B10	
	スイートコーン	A	一二%	B10	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	X	一キログラムにつき九円	B7	
	その他のもの	A	一二%	B10	
	その他のもの	A	一○%	B10	
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	A	一二%	B10	
	その他のもの	A	一○%	B10	

		七・五% B7	九% B7
	たけのこ		
	その他のもの		
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A	A
	その他のもの		
○七一三・二〇	ひよこ豆	X	
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	A	
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	A	
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	X	
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	A	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A	
	その他のもの		
○七一三・二九	ひら豆	X	A
	その他のもの		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A	
	その他のもの		
○七一三・四〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	X	A
○七一三・五〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A	
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A	
	その他のもの		
○七一三・九〇	その他のもの	X	A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する	A	

		九% B7	一二% B10	X
	ようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		
	その他のもの			
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	X		
○七一四・一〇	カッサバ芋			
	冷凍したもの	A		
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			
	粉又はミールのペレット			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			

		九% B7	一〇% B7	一二% B10	一二・八% B10	A
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
○七一四・二〇	その他のもの					
	かんしょ					
	冷凍したもの					
	その他のもの					
○七一四・九〇	その他のもの					
	冷凍したもの					
	さといも					
	その他のもの					
	その他のもの					

		A	A	A
	第八類			
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
○八〇二・一一	殻付きのもの			
○八〇二・一二	殻を除いたもの			

○八〇二・二一	殻付きのもの								
○八〇二・二二	殻を除いたもの								
	くるみ								
○八〇二・三一	殻付きのもの								
○八〇二・三二	殻を除いたもの								
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）								
○八〇二・五〇	ピスタチオナット								
○八〇二・九〇	その他のもの								
	ぴんろう子、マカダミアナット及びペカン								
	その他のもの								
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）								
	生鮮のもの								
	乾燥したもの								
○八・〇四	なつめやし、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）								
○八〇四・一〇	なつめやしの実								
○八〇四・二〇	いちじく								
○八〇四・三〇	パイナップル								
○八〇四・四〇	アボカドー								
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン								
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）								
○八〇五・一〇	オレンジ								
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種								
○八〇五・四〇	グレープフルーツ								
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）								
○八〇五・九〇	その他のもの								
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）								
	その他のもの								
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）								
○八〇六・一〇	生鮮のもの								
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの								
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの								
○八〇六・二〇	乾燥したもの								
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）								
	メロン（すいかを含む。）								
○八〇七・一一	すいか								
○八〇七・一九	その他のもの								
○八〇七・二〇	パパイヤ								
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）								
○八〇八・一〇	りんご								
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ								
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）								
○八〇九・一〇	あんず								
○八〇九・二〇	さくらんぼ								
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）								
○八〇九・四〇	プラム及びスロー								
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）								
○八一〇・一〇	ストロベリー								
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー								
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー								
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実								
○八一〇・五〇	キウイフルーツ								
○八一〇・六〇	ドリアン								
○八一〇・九〇	その他のもの								
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし								
○八・一一	その他のもの								
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
○八一一・一〇	ストロベリー								
	砂糖を加えたもの								
○八一一・二〇	その他のもの								
	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー								
○八一一・九〇	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	パイナップル								
	ベリー								
	サワーチェリー								
	桃及びなし								
	その他のもの								
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ								
	その他のもの								

	その他のもの			
	パイナップル		R	4
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム		A	
	桃及びなし	七%	B7	
	その他のもの	一二%	B10	
〇八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
〇八一二・一〇	さくらんぼ	一七%	B15	
〇八一二・九〇	その他のもの			
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ		R	4
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）		A	
	くり	九・六%	B15	
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%	B10	
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		R	4
	その他のもの	一二%	B10	
〇八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
〇八一三・一〇	あんず	九%	B7	
〇八一三・二〇	プルーン		A	
〇八一三・三〇	りんご	九%	B7	
〇八一三・四〇	その他の果実			
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル		A	
	その他のもの	九%	B7	
〇八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）		A	
	その他のもの	六%	B10	
〇八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A	
第九類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
〇九・〇一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
	コーヒー（いったものを除く。）			
〇九〇一・一一	カフェインを除いてないもの		A	
〇九〇一・一二	カフェインを除いたもの		A	
	コーヒー（いったものに限る。）			
〇九〇一・二一	カフェインを除いてないもの		R	4
〇九〇一・二二	カフェインを除いたもの		R	4
〇九〇一・九〇	その他のもの		A	
〇九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
〇九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B10	
〇九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
	くず（飲用に適するものを除く。）		A	
	その他のもの	一七%	B10	
〇九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			
	紅茶	一二%	B10	
	その他のもの	一七%	B10	
〇九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	くず（飲用に適するものを除く。）		A	
	その他のもの			
	紅茶		A	
	その他のもの	一七%	B10	
〇九〇三・〇〇	マテ	六%	B10	
〇九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー		A	
〇九〇五・〇〇	バニラ豆		A	
〇九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	
〇九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A	

○九・○八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類				
○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー				A
○九・一○	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料				A
○九一○・一○	しょうが				
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの				A
	その他のもの				A
○九一○・二○	サフラン				A
○九一○・三○	うこん				A
○九一○・四○	月けい樹の葉及びタイム				A
○九一○・五○	カレー				A
	その他の香辛料				B 7
○九一○・九一	この類の注1(b)の混合物			九%	A
○九一○・九九	その他のもの			三・六%	A
第一○類	穀物				A
一○・○一	小麦及びメスリン				X
一○○二・○○	ライ麦				A
一○○三・○○	大麦及び裸麦				X
一○○四・○○	オート				A
一○・○五	とうもろこし				A
一○○五・一○	播種用のもの				A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				A
	その他のもの			一キログラムにつき四円五○銭	B 10
一○○五・九○	その他のもの				A
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）				A
	その他のもの				
	飼料用のもの				A
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				X
	その他のもの				X
一○・○六	米				A
一○○七・○○	グレーンソルガム				X
一○・○八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物				A
一○○八・一○	そば				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				A

一○○八・二○	その他のもの				
	ミレット				A
一○○八・三○	カナリーシード				A
一○○八・九○	その他の穀物				A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				X
	その他のもの				A
	ライ小麦				X
	その他のもの				A
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン				
一一・○一	小麦粉及びメスリン粉				X
一一・○二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）				
一一○二・一○	ライ麦粉				X
一一○二・二○	とうもろこし粉				X
一一○二・三○	米粉				X
一一○二・九○	その他のもの				
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉				X
	その他のもの				X
一一・○三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				
一一○三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール				
	小麦のもの				X
	とうもろこしのもの				X
一一○三・一九	その他の穀物のもの				X
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの				X
	オートのもの				X
	その他のもの				X
一一○三・二○	ペレット				
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの				X
	オートのもの				X
	とうもろこしのもの				X
	その他のもの				X
一一・○四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一○・○六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				R
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				
一一○四・一二	オートのもの				X
一一○四・一九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				X
	とうもろこしのもの				X

	その他のもの			八・五%	
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				
一一〇四・一二	オートのもの			六%	B 10
一一〇四・二三	とうもろこしのもの			一六・二%	B 10
	コーンフレークの製造に使用するもの				
	その他のもの			一八%	B 10
一一〇四・二九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			X	
	その他のもの			一七%	B 10
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			X	B 10
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット			二〇%	B 10
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール				
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの			X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの				
	カッサバ芋のもの				
	飼料用のもの			A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	その他のもの				
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの				
	バナナのもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	その他のもの				
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）			一五%	B 10
一一・〇八	でん粉及びイヌリン			一五%	B 10
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）			二一・三%	B 10
	第一二類				
	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物				
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）				
一二〇二・一〇	殻付きのもの				
	採油用のもの				
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				

一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）				
	採油用のもの				
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一二〇三・〇〇	コプラ				
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）				
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）				
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子				
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン				
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）				
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）				
一二一二・二〇	海草その他の藻類				
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）				
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの				
	その他のもの				
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの				
	その他のもの				
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）				
	その他のもの				
	その他のもの				
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの				
	ふのり属のもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
一二一二・三〇	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁				
	その他のもの				

一二一二・九一	てん菜					
一二一二・九九	その他のもの					
	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）					A
	その他のもの					
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）				X	A
一二一・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）				A	A
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）					A
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス					
	生あへん					A
一三〇二・一二	甘草のもの					A
一三〇二・一三	ホップのもの					A
一三〇二・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの					A
一三〇二・一九	その他のもの					
	飲料のもと					
	植物性の一種類の原料から得たもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩					A
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					A
一三〇二・三一	寒天	一キログラムにつき一二円	一〇%	B 10	R	A
	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			B 7		A
一三〇二・三二	その他のもの					A
一三〇二・三九	第一四類					
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品					
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）					A
一四〇一・一〇	竹					A
一四〇一・二〇	とう					A
一四〇一・九〇	その他のもの					A

	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）					
	その他のもの					
一四〇二・〇〇	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）					A
一四〇三・〇〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）					A
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					A
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）					A
	豚脂					
	酸価が一・三を超えるもの					
	その他のもの					
一五〇二・〇〇	その他のもの					A
一五〇三・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）					A
	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合					A
一五・〇四	その他の調製をしてないものに限る。）					
	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					A
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物					A
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）					A
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物					A
	鯨油					
	その他のもの					
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）					A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	三・五%	B 5	R		A
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 7	R	4	A
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					A

一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物			
一五一二・一九	粗油	R	4	
	その他のもの	R	4	
一五一二・二一	綿実油及びその分別物			
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	R	4	
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		
	その他のもの	A		
一五一二・二九	その他のもの			
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		
	その他のもの	A		
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物			
	粗油	R	4	
	その他のもの	R	4	
一五一五・一九	とうもろこし油及びその分別物			
一五一五・二一	粗油	R	4	
	その他のもの	R	4	
一五一五・二九	ひまし油及びその分別物			
一五一五・三〇	桐油及びその分別物	A		
一五一五・四〇	ごま油及びその分別物	A		
一五一五・五〇	その他のもの			
一五一五・九〇	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	A		
	その他のもの			
	酸価が〇・六を超えるもの			
	米油及びその分別物	X		
	その他のもの			
	その他のもの			
	米油及びその分別物	X		
	その他のもの			
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	A		
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	A		
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	R	4	
一五一七・九〇	その他のもの			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	R	4	
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）			
	離型油			
	その他のもの			
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A		
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	A		
一五二一・一〇	植物性ろう	A		
一五二一・九〇	その他のもの			
	みつろう	R	4	
	その他のもの	A		
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A		
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	X		
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
一六〇二・一〇	均質調製品	X		
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	X		
	第〇一・〇五項の家きんのもの			
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	A		
	その他のもの	X		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		
	その他のもの	X		

一六〇二・三九	その他のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）					
	その他のもの					
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの					
	その他のもの					
一六〇二・四一	豚のもの					
	もも肉及びこれを分割したもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊					
	その他のもの＊＊					
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊					
	その他のもの＊＊					
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）					
	その他のもの					
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊					
	その他のもの＊＊＊					
一六〇二・五〇	牛のもの					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）					
	その他のもの					
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）					
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）					
	その他のもの					
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース					
	肉のエキス及びジュース					
	その他のもの					
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物					

一六〇四・一一	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					
	さけ					
一六〇四・一二	にしん					
一六〇四・一三	いわし					
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお					
一六〇四・一五	さば					
一六〇四・一六	かたくちいわし					
一六〇四・一九	その他のもの					
	うなぎ					
	節類					
	その他のもの					
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚					
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物					
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）					
一六〇五・一〇	かに					
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）					
	その他のもの					
	米を含むもの					
	その他のもの					
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					
	その他のもの					
	米を含むもの					
	その他のもの					
一六〇五・三〇	ロブスター					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					
	その他のもの					
一六〇五・四〇	その他の甲殻類					
	えび					
	その他のもの					
一六〇五・九〇	その他のもの					
	くん製したもの					
	その他のもの					
	いか及びくらげ					
	いか					
	くらげ					
	なまこ及びうに					

	その他のもの			
	あわび及び帆立貝		R	4
	その他の軟体動物のもの	七・二%	B 10	
	その他のもの		R	4
第一七類	糖類及び砂糖菓子			
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）		X	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル			
	乳糖及び乳糖水			
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの		A	
一七〇二・一九	その他のもの		A	
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水		X	
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）		X	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		X	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		X	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）			
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル		X	
	ハイ・テスト・モラセス			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 5	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	香味料又は着色料を加えたもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	ソルボース	一二%	B 10	
	その他のもの		X	
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
一七〇三・一〇	甘しゃ糖みつ			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 5	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一七〇三・九〇	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B 5	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	
一七〇四・九〇	その他のもの			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A	
	その他のもの		X	
第一八類	ココア及びその調製品			
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A	
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）			
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五%	B 7	
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七%	B 7	
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%	B 10	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		X	
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			
一八〇六・三一	詰物をしたもの		X	

一八〇六・三二	詰物をしてないもの		X	
一八〇六・九〇	その他のもの			
	チョコレート菓子		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		X	
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		X	
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		X	
一九〇一・九〇	その他のもの			
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		X	
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		X	
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	九・六%	B	7
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		X	
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			
一九〇五・一〇	クリスプブレッド		X	
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		X	
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー			
一九〇五・三一	スイートビスケット		X	
一九〇五・三二	ワッフル及びウエハー	一五%	P	7
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品		X	
一九〇五・九〇	その他のもの			
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）		X	
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		X	
	その他のもの			

	砂糖を加えたもの		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九% B 7	
	その他のもの		
	その他のもの		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九% X B 7	
	その他のもの		
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン		
	砂糖を加えたもの	一二% B 10	
	その他のもの		
二〇〇一・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	九% B 10	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		
	スイートコーン	一〇・五% B 7 A	
	ヤングコーンコブ	一六・八% B 15	
	その他のもの		
	その他のもの	一二% B 10	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		
	スイートコーン	七・五% B 7 A	
	ヤングコーンコブ	九% B 10	
	その他のもの		
	しょうが		
	その他のもの	九% B 10 R	
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六% B 15	
二〇〇二・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	一三・四% B 15	
	その他のもの		

	トマトピューレー及びトマトペースト		
	トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの		
	その他のもの		
	その他のもの	七・六% B 15 X Q	
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六% A B 10	
	フレンチマッシュルーム		
	その他のもの		
二〇〇三・二〇	トリフ	A	
二〇〇三・九〇	その他のもの	A	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	A	
二〇〇四・一〇	ばれいしょ		
	単に加熱による調理をしたもの	八・五% B 7	
	その他のもの		
	マッシュポテト	一三・六% B 10	
	その他のもの	九% B 7	
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの		
	スイートコーン	一〇・五% B 7	
	その他のもの	二三・八% B 15	
	その他のもの		
	アスパラガス及び豆		
	アスパラガス	一七% B 10	
	豆		
	たけのこ		
	スイートコーン	一三・六% B 10	
	ヤングコーンコブ	七・五% B 7	
	気密容器入りのもの	X	
	その他のもの	九% B 10	
	その他のもの	一五% B 10	
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品	九% B 7	

二〇〇五・一〇	を除く。）				
	均質調製野菜				
	砂糖を加えたもの			一六・八%	B 15
	その他のもの			九・六%	B 10
二〇〇五・二〇	ばれいしょ				
	マッシュポテト及びポテトフレーク				
	その他のもの			一三・六%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			九・六%	B 10
	その他のもの			九%	B 7
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）				
	砂糖を加えたもの				X
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			九・六%	B 10
	さや付きのもの			七・五%	B 10
	その他のもの				
	さや付きのもの			九%	B 7
	その他のもの			六・八%	B 10
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆				
	さやを除いた豆				
	砂糖を加えたもの				
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）			一四%	B 10
	その他のもの				
	その他のもの				X
二〇〇五・五九	その他のもの				X
	砂糖を加えたもの				X
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			九・六%	B 10
	その他のもの				
	アスパラガス			九%	B 7
二〇〇五・六〇	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			一六%	B 15
	その他のもの			一二%	B 10
二〇〇五・七〇	オリーブ				A
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）				
	砂糖を加えたもの			一四・九%	B 10

二〇〇五・九〇	その他のもの				
	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	砂糖を加えたもの				
	豆（さや付きのものを除く。）				
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）			一四%	B 10
	その他のもの				X
	その他のもの				X
	たけのこ			一三・六%	B 10
	ヤングコーンコブ				
	気密容器入りのもの			九%	B 10
	その他のもの			一五%	B 10
	豆（さや付きのものを除く。）			一七%	B 10
	サワークラウト			九・六%	B 10
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			九・六%	B 10
	にんにくの粉			九・六%	B 10
	その他のもの				
	その他のもの			一〇%	B 7
	にんにくの粉			八%	B 15
	その他のもの				
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）				
	マロングラッセ			一二・六%	B 15
	その他のもの			九%	B 10
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			三四%	B 15
二〇〇七・一〇	均質調製果実				
	砂糖を加えたもの			二一・三%	B 15
	その他のもの				
	その他のもの				
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実				
	その他のもの				
二〇〇七・九九	ジャム及びフルーツゼリー				
	砂糖を加えたもの			一六・八%	B 15
	その他のもの				
	その他のもの			一二%	B 15

二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）				
二〇〇八・一一	落花生				
	砂糖を加えたもの				
	ピーナツバター				
	その他のもの				
	その他のもの				
	ピーナツバター				
	その他のもの				
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）				
	砂糖を加えたもの				
	パルプ状のもの				
	その他のもの				
	カシューナット及びその他のいったナット				
	その他のもの				
	その他のもの				
	パルプ状のもの	A			
	その他のもの				
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシューナット				
	ぎんなん				
	その他のもの				
	いったもの				
	その他のもの				
二〇〇八・二〇	パイナップル				
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実				
二〇〇八・四〇	なし				
	砂糖を加えたもの				
	パルプ状のもの				
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	パルプ状のもの				
	気密容器入りのもの				

					七・五% B10
	その他のもの				
	その他のもの				九% 五・四% B7 B10
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
二〇〇八・五〇	あんず				
	砂糖を加えたもの				一五% 六% B10 B10
	その他のもの				
二〇〇八・六〇	さくらんぼ				
	砂糖を加えたもの				一五% B10
	その他のもの				
	パルプ状のもの				一二% 六% B10 B10
	その他のもの				
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）				
	砂糖を加えたもの				二一・三% 二九・八% B10 B10
	パルプ状のもの				
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの				六・七% B10
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの				

					一二% B10
					五・五% 一六・八% B7 B15
					一〇・五% B10
					二一・三% 一〇% 10 P B7
					二三・八% 9 P
					一二% B10

					一二% B10
					一五% B10
					二一% B10
					一〇・八% 一五% B10 B10
					一二% B10
				4	A X R
					一五% B10
					一二% B10

	その他のもの				八% B10
	その他のもの				一三・四% B10
	パルプ状のもの				八・五% B10
	気密容器入りのもの				一〇・七% B10
	その他のもの				六・七% B10
	気密容器入りのもの				九・六% B10
	その他のもの				
二〇〇八・八〇	ストロベリー				
	砂糖を加えたもの				二一% B10
	パルプ状のもの				一一% B7
	その他のもの				
	その他のもの				一五% B10
	パルプ状のもの				一二% B10
	その他のもの				
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）				
二〇〇八・九一	パームハート				
二〇〇八・九二	混合したもの				七・五% B10
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				

	砂糖を加えたもの	六%	B5	
	その他のもの		A	
	その他のもの		R	4
二〇〇八・九九	その他のもの			
	梅	一二%	B10	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの			
	バナナ及びアボカドー	一〇・五%	B10	
	その他のもの	二九・八%	B15	
	その他のもの			
	ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五・五%	B7	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	七%	B10	
	その他のもの	一六・八%	B15	
	その他のもの			
	パルプ状のもの			
	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%	B10	
	カムカム		A	
	その他のもの	二一・三%	B15	
	その他のもの			
	プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		A	
	さといも（冷凍したものに限る。）	一〇%	B7	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム		A	
	その他のもの	一二%	B10	
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	オレンジジュース			
二〇〇九・一一	冷凍したもの		R	4
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）		R	4
二〇〇九・一九	その他のもの		R	4
	グレープフルーツジュース			
二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの		R	4
二〇〇九・二九	その他のもの		R	4
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの		R	4
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	レモンジュース	六%	B5	
	ライムジュース	一二%	B10	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		R	4
二〇〇九・三九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		R	4
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	レモンジュース	六%	B5	
	ライムジュース	一二%	B10	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		R	4
	パイナップルジュース			
二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの		R	4
二〇〇九・四九	その他のもの		R	4
二〇〇九・五〇	トマトジュース		X	
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの	一九・一%	B15	
二〇〇九・六九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムに	B15	

		つき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B 10	
	その他のもの	二五・五%	B 10	
	りんごジュース			
二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの		R	4
二〇〇九・七九	その他のもの		R	4
二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B 15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	プルーンジュース	一四・四%	B 10	
	その他のもの	一九・一%	B 15	
	その他のもの	二五・五%	B 15	
	野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの	八・一%	B 7	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	七・六%	B 7	
	その他のもの	七・二%	B 7	
二〇〇九・九〇	混合ジュース			
	混合果汁		R	4
	混合野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの	八・一%	B 7	
	その他のもの	五・四%	B 5	
第二一類	各種の調製食料品			
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	インスタントコーヒー	八・八%	B 7	
	その他のもの		A	
二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品			
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	インスタントコーヒー	八・八%	B 7	
	その他のもの		A	
	コーヒーをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一五%	B 10	
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品			
	インスタントティー		A	
	その他のもの	八%	B 7	
	茶又はマテをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	一五%	B 10	
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		X	
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			

二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）		X	
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		A	
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー		A	
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
二一〇三・一〇	醤油	六%	B 7	
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース		X	
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			
	小売用の容器入りにしたもの	九%	B 7	
	その他のもの	七・五%	B 7	
二一〇三・九〇	その他のもの			
	ソース			
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		R	4
	その他のもの	六%	B 7	
	その他のもの			
	インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六%	B 7	
	その他のもの			
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八%	B 7	
	その他のもの	一〇・五%	B 7	
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B 7	
	その他のもの	八・四%	B 7	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	六%	B 10	
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）		R	4
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び織維状にしたたんぱく質系物質			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	植物性たんぱく	一〇・六%	B 10	
	その他のもの	一五%	B 10	
二一〇六・九〇	その他のもの			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品		X	
	その他のもの		X	
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品		X	
	その他のもの			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		X	
	チューインガム		R	4
	こんにゃく		X	
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X	
	その他のもの	二〇%	B 10	
	ビタミンをもととした栄養補助食品	一二・五%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）		X	
	アルコールを含有しない飲料のもと			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一二%	B 10	
	その他のもの	一〇%	B 10	
	その他のもの			
	第〇四・一〇項の物品のもの	九%	B 7	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五%	B 10	
	その他のもの			
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）		A	

	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第一二一二・二〇号の物品のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
第二二類	飲料、アルコール及び食酢			
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		A	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの		R	4
	その他のもの	九・六%	B7	
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		R	4
	その他のもの	九・六%	B7	
二二〇三・〇〇	ビール		A	
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）			
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき一四五円六〇銭	B12	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの			
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき一一二円	B10	
	その他のもの	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	* B12	11
二二〇四・二九	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	* B12	11
	その他のもの		A	
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁			
	アルコール分が一%未満のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B15	
	その他のもの	二五・五%	B15	
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		A	
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき五〇円四〇銭	B10	
二二〇五・九〇	その他のもの			
	アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	B15	

	その他のもの			一リットルにつき五〇円四〇銭	B 10
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）				
	アルコール分が一％未満のもの			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
	その他のもの				
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）				
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）				
	アルコール分が九〇％以上のもの				
	工業用アルコールの製造の用に供するもの				
	その他のもの				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）				
二二〇八・〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料				
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒				
二二〇八・三〇	ウイスキー				
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア				
	ジン及びジュネヴァ				
二二〇八・五〇	ウオッカ				
二二〇八・六〇	リキュール及びコーディアル				
二二〇八・七〇	その他のもの				
二二〇八・九〇	エチルアルコール及び蒸留酒				
	フルーツブランデー				
	その他のもの				
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）				
	その他のもの				
	その他のアルコール飲料				
	合成清酒及び白酒				
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）				
				二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用				
	その他のもの				
	第二三類			四・八％	B 7
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料				
	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす				
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）				
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）				
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）				
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）				
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）				
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル				
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）				
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品				
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）				

	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	B10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一キログラムにつき一八円	B10
	その他のもの		A
二三〇九・九〇	その他のもの		
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		A
	その他のもの		
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額	B10
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		A
	その他のもの		
	その他のもの		
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		A
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの		X
	その他のもの		X
	その他のもの		A
第二四類			
二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		A
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）		X
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		A
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）		X
	その他のもの		A
二四〇三・九一	シートたばこ		A
二四〇三・九九	その他のもの		X
	たばこのエキス及びエッセンス		A
	その他のもの		X
第二五類			
二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水		
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限る		

	ものとし、水溶液を除く。）	
	その他のもの	
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A
二五・〇四	天然黒鉛	A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏（うう）並びに天然石膏（うう）を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五二四・〇〇	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	A
二五・二九	長石、白榴石（うう）、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰	
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の	A

二七・〇八	重量を超えるもの			
	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A	A	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）			
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A		
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン		A	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）			
	その他のもの			
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		A	
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの			
		一キロリットル	B 10	B 10
	その他のもの	一キロリットルにつき二、〇六九円	B 10	B 10
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき二、三三六円	A	A
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき一、三八六円	B 10	B 10
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン		A	A
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき五六四円	A	A
			B 10	B 10
二七一〇・一九	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき一、二五七円	A	A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン		A	A
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）			
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき五六四円	A	A
			B 10	B 10
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき一、二五七円	A	A
			B 10	B 10
	重油及び粗油			
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの			
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
	その他のもの			
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの			
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき二、五九三円	B 10	B 10
			A	A
	その他のもの	一キロリットルにつき三、三〇六円	B 10	B 10

	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの			
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
	その他のもの			
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
	その他のもの			
二七一〇・九一		A	B 10	一キロリットルにつき二、三七六円
二七一〇・九九			B 10	一キロリットルにつき三、二〇二円
二七一〇・一一	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	A		
二七一〇・一二	その他のもの	A		
	廃油			
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	A		
	その他のもの	A		
	その他のもの			
	石油ガスその他のガス状炭化水素	A		
	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	A		
二七一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	A		
二七一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	A		
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	A		
	第二八類			
	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	A		
	第二九類			
二九〇一	有機化学品	A		
二九〇二	非環式炭化水素	A		
二九〇三	環式炭化水素	A		
二九〇四	炭化水素のハログン化誘導体	A		
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハログン化してあるかないかを問わない。）	A		
二九〇五	非環式アルコール並びにそのハログン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A		
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	A		
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマルブチルアルコール）	A		
二九〇五・一四	その他のブタノール	A		
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A		
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A		
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	A		
二九〇五・一九	その他のもの	A		
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	A		
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール	A		
	その他のもの	A		
二九〇五・三一	二価アルコール	A		
二九〇五・三二	エチレングリコール（エタンジオール）	A		
二九〇五・三九	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	A		
	その他のもの	A		
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A		
二九〇五・四二	ニ―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	A		
二九〇五・四三	ペンタエリトリトール	A		
二九〇五・四四	マンニトール	A		
二九〇五・四五	Ｄ―グルシトール（ソルビトール）	A		
二九〇五・四九	グリセリン	A		
	その他のもの	A		
二九〇五・五一	非環式アルコールのハログン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
二九〇五・五九	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A		
二九〇六・一一	その他のもの	A		
	環式アルコール並びにそのハログン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	A		
	メントール	A	B 7	八％（その率が一キログラムにつき二一三円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）

二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A	
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A	
二九〇六・一四	テルピネオール	A	
二九〇六・一九	その他のもの	A	
	芳香族アルコール及びその誘導体		
二九〇六・二一	ベンジルアルコール	A	
二九〇六・二九	その他のもの	A	
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A	
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A	
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	A	

二九一八・一二	酒石酸	A	
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	A	
二九一八・一四	くえん酸	A	
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	A	
	くえん酸カルシウム		
	その他のもの	X	
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A	
二九一八・一九	その他のもの	A	
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A	
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A	
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A	
二九一八・二九	その他のもの	A	
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	
二九一八・九〇	その他のもの	A	
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩	A	
二九・二一	アミン官能化合物	A	
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A	
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A	
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A	
	その他のもの		
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	
二九二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A	
二九二二・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A	
	その他のもの		
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A	
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A	

二九二一・三九	その他のもの		A
二九二二・四一	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・四二	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		
	グルタミン酸及びその塩		
	グルタミン酸ソーダ		
	その他のもの	五・二%	B 5
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩		A
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩		A
二九二二・四九	その他のもの		A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A
二九二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		A
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		A
二九・二六	ニトリル官能化合物		A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物		A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体		A
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物		A
二九・三〇	有機硫黄化合物		A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物		A
二九・三一	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		A
二九・三三	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		A
二九三五・〇〇	スルホンアミド		A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）		A
二九・四一	抗生物質		A
二九四二・〇〇	その他の有機化合物		A
第三〇類	医療用品		A
第三一類	肥料		A
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		A
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類		
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション		
三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
三三〇一・一二	ベルガモットのもの		A
三三〇一・一二	オレンジのもの		A
三三〇一・一三	レモンのもの		A
三三〇一・一四	ライムのもの		A
三三〇一・一九	その他のもの		A
三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）		
三三〇一・二二	ゼラニウムのもの		A
三三〇一・二二	ジャスミンのもの		A
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの		A
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの		A
三三〇一・二五	その他のミントのもの		A
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）		
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	五・四%	B 7
	その他のもの		A
	その他のペパーミント油		A
	その他のもの		A
三三〇一・二六	ベチベルのもの		A
三三〇一・二九	その他のもの		A
三三〇一・三〇	レジノイド		A

三三〇一・九〇	その他のもの	A				
三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A	A			
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	A	A			
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A	A			
三三・〇五	頭髪用の調製品	A	A			
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A	A			
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A	A			
第三四類						
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A	A			
第三五類						
	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素					
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A	A			
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体	A	A			
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	A	A			
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス					
	その他のもの	X	X			
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	A	A			
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	X	X			
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	A	A			
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A	A			
第三六類						
	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A	A			
第三七類						
	写真用又は映画用の材料	A	A			
第三八類						
	各種の化学工業生産品	A	A			
第三九類						
三九・〇一	プラスチック及びその製品（一次製品に限る。）	A	A			
三九〇一・一〇	エチレンの重合体					
	比重が〇・九四未満のポリエチレン					
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10			
	その他のもの					
	比重が〇・九四以上のポリエチレン					
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	A		
三九〇一・二〇						
	その他のもの					
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体					
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B 10	A		
	その他のもの					
三九〇一・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B 10	A		
	その他のもの					
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）					
三九〇二・一〇	ポリプロピレン					
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その	B 10	A		

			の率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・五六％	B 10
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・五六％	B 10
三九〇二・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・五六％	B 10
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一一	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・七八％	B 10
三九〇三・一九	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		一・三％	B 10
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・六二％	B 10
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・六二％	B 10
三九〇三・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・六二％	B 10
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	A		
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステル重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A		
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	A		
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）			
	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・五六％	B 5
三九〇六・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A		
	その他のもの		○・六二％	B 10
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A		
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	A		
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A		
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	A		
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A		
三九・一五	プラスチックのくず	A		
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A		
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A		
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A		
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A	○・六二％	B 10

三九・二二	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ				A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品			A	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品			A	A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			A	A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）			A	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			A	A
第四〇類	ゴム及びその製品				
四一・〇一	原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）			A	A
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）				
四一〇一・五〇	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの	一二%	B 10		A
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの	一二%	B 10	A	A
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	一二%	B 10	A	A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）				A
四一〇三・一〇	やぎのもの				A
四一〇三・二〇	爬虫類のもの				A
四一〇三・三〇	豚のもの なめし過程にないもの その他のもの	一二%	B 10	A	A
四一〇三・九〇	その他のもの	一・二%	B 7	A	A
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット クロムなめしのもの その他のもの	一二%	B 10	A	A
四一〇四・一一	乾燥状態（クラスト）のもの フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめしのもの	一二%	B 10	A	A
四一〇四・一九	その他のもの クロムなめしのもの その他のもの	一二%	B 10	A	A
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめしのもの	一二%	B 10	A	A
四一〇四・四九	その他のもの その他のもの 染着色したもの 以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。） その他のもの その他のもの なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめしのもの その他のもの その他のもの 染着色したもの その他のもの	一二%	B 10		
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの	一三・三% 一六% 一二%	B 10 B 10 B 10	A	A
四一〇五・一〇					
四一〇五・三〇					

	染着色したもの		一六% B10
四一・〇六	その他のもの	A	
	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇六・一一	やぎのもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A	
四一〇六・一二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		一六% B10
	その他のもの	A	
四一〇六・三一	豚のもの		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		一・二% B7
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		一・六% B7
	その他のもの		一・二% B7
四一〇六・四〇	爬虫類のもの		
	植物性前なめしをしたもの	A	
	その他のもの		
	染着色したもの		二% B7
	わに又はとかげのもの		
	その他のもの		一・二% B7
	その他のもの	A	
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A	
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの		一・二% B7
	その他のもの	A	
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	全形の革		
四一〇七・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		一・二% B7
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		一三・三% B10
	その他のもの		一六% B10
	その他のもの		一二% B10
四一〇七・一二	グレーンスプリット		

	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		一三・三% B10
	その他のもの		一六% B10
四一〇七・一九	その他のもの		一二% B10
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		一・二% B7
	その他のもの（サイドを含む。）		
四一〇七・九一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）		一三・三% B10
	その他のもの		一六% B10
	その他のもの		一二% B10
四一〇七・九二	グレーンスプリット		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）		一三・三% B10
	その他のもの		一六% B10
四一〇七・九九	その他のもの		一二% B10
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの		一・二% B7
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの		
	その他のもの		一三・三% B10
	その他のもの		一六% B10
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、		一二% B10

四一一三・一〇	パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	やぎのもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7	
	その他のもの	一六%	B 10	
四一一三・二〇	豚のもの		A	
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7	
	その他のもの			
四一一三・三〇	爬虫類のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7	
	わに革及びとかげ革			
	その他のもの	二%	B 7	
	その他のもの	一・二%	B 7	A
四一一三・九〇	その他のもの			
	パーチメント仕上げをしたもの			
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの	一・二%	B 7	
	その他のもの			
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー			X
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉			
	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	一・二%	B 7	
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	〇・六%	B 7	
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）			
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	一・二%	B 7	
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 7	
	その他のもの			
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 7	
	その他のもの			
四二〇二・一九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	その他のもの			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			
四二〇二・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二%	B 7	
	革製又はパテントレザー製のもの			
	その他のもの	一二・八%	B 7	
	その他のもの			
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四%	B 7	
	その他のもの	八%	B 7	
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八%	B 7	
	その他のもの	六・四%	B 7	
	その他のもの	八%	B 7	
四二〇二・二九	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	三・六八%	B 7	
	その他のもの	〇・八二%	B 7	
	その他のもの			
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二%	B 7	
	革製又はパテントレザー製のもの			
	その他のもの	一二・八%	B 7	
	その他のもの			
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四%	B 7	
	その他のもの	八%	B 7	
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一二・八%	B 7	
	その他のもの	六・四%	B 7	
	その他のもの	六・四%	B 7	

四二〇二・三二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの				
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B7		
	その他のもの	八%	B7		
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの				
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B7		
	その他のもの	六・四%	B7		
四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二%	B7		
	その他のもの				
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B7		
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四%	B7		
四二〇二・九九	その他のもの				
	木製のもの				
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・五四%	B7		
	その他のもの	〇・六八%	B7		
	その他のもの	〇・九二%	B7		
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）				
四二〇三・一〇	衣類				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7		
	その他のもの	一〇%	B7		
四二〇三・一一	手袋、ミトン及びミット				
	特に運動用に製造したもの				
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7		
	その他のもの	X			
四二〇三・一九	その他のもの				
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一四%	B7		
	革製のもの	一六%	B7		
	コンポジションレザー製のもの	X			
	その他のもの				
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7		
	その他のもの	X			
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7		
	その他のもの	一〇%	B7		
四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品				
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	三・六%	B7		
	その他のもの				
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	〇・六六%	B7		
四二・〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	六%	B7		
		〇・六六%	B7		
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品				
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）				
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	A			
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品				
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	A	X	X	
第四四類	木材及びその製品並びに木炭				
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材				
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A			
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A			
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A			
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	A			
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A			
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削り又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				
四四〇七・一〇	針葉樹のもの				
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの				
四四〇七・二四	バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ				
四四〇七・二五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ				
	かんながけし又はやすりがけしたもの				
	その他のもの	三・六%	B10	A	

四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランン		三・六%	B 10	A
	かんながけし又はやすりがけしたもの				
	その他のもの				
四四〇七・二九	その他のもの				
	ふたばがき科のもの				
	かんながけし又はやすりがけしたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
四四〇七・九一	その他のもの				
	オーク（コナラ属のもの）のもの		三・六%	B 10	A
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの				A
四四〇七・九九	その他のもの				
	ふたばがき科のもの				
	かんながけし又はやすりがけしたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		三・六%	B 10	A
	針葉樹のもの				
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）				A
	その他のもの				
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		三・六%	B 5	A
	その他のもの				
	合板用単板		三%	B 5	A
	その他のもの				
四四〇八・一〇	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		三・六%	B 10	A
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ				
四四〇八・三一	積層木材を平削りすることにより得られるもの				
	その他のもの		三%	B 10	A
	合板用単板				
	その他のもの				
四四〇八・三九	その他のもの		三・六%	B 10	A
	パドック（かりん）のもの				
	積層木材を平削りすることにより得られるもの				
	その他のもの				
	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）				
四四〇八・九〇	その他のもの		三・六%	B 10	A
	つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの				
	積層木材を平削りすることにより得られるもの				
	その他のもの		三%	B 10	A
	積層木材を平削りすることにより得られるもの				
	その他のもの		三・六%	B 10	A
	合板用単板				
	その他のもの		三%	B 5	A
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		三・六%	B 10	A
四四〇九・一〇	針葉樹のもの		四・五%	B 15	A
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの				
	引抜材				A
	竹製のもの				A
	その他のもの				
	その他のもの				A
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		三・六%	B 10	A
四四一〇・二一	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）				
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの		三%	B 10	X
	板状のもの		三・六%	B 10	A
	その他のもの				
四四一〇・二九	その他のもの（木材のものに限る。）		三・六%	B 10	A
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの				
	板状のもの				
四四一〇・三一	その他のもの		三%	B 10	A

四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの					三・六%	B 10
	板状のもの						
	その他のもの					三%	B 10	X
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの					三・六%	B 10
四四一〇・三九	その他のもの						
	板状のもの						
	その他のもの					三%	B 10	X
四四一〇・九〇	その他のもの					三・六%	B 10
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）						
四四一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）						
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの					一・五六%	B 5
四四一一・一九	その他のもの					一・五六%	B 5
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）						
四四一一・二一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの					一・五六%	B 5
四四一一・二九	その他のもの					一・五六%	B 5
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）						
四四一一・三一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの					一・五六%	B 5
四四一一・三九	その他のもの					一・五六%	B 5
	その他のもの						
四四一一・九一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの						
四四一一・九九	その他のもの						
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材						
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）						
四四一二・一三	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの						
四四一二・一四	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）						
四四一二・一九	その他のもの						
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの						
	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
	厚さが六ミリメートル未満のもの						
	その他のもの						
四四一二・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）						
四四一二・二三	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの						
	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）						

四四一二・二九	その他のもの						
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの						
四四一二・九二	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）						
四四一二・九九	その他のもの						
	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）						
四四一三・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁						
四四一四・〇〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠						
四四一五・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）						
四四一六・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型						
四四一七・〇〇	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）						
四四・一八	木製の食卓用品及び台所用品						
四四一九・〇〇	割りばし						
	その他のもの						
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具					二・八二%	B 15	A
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品						
四四二〇・九〇	その他のもの						
	寄せ木し又は象眼した木材						
四四・二二	その他のもの						
	その他の木製品						
四四二二・一〇	衣類用ハンガー						
四四二二・九〇	その他のもの						
	竹製のくし						
	その他のもの					六%	B 10	A
第四五類	コルク及びその製品					六%	B 15	A
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物						
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）						
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）						
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの					六%	B 5

	その他のもの				
	その他のもの				
四六〇一・九一	植物性材料製のもの				A
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの				A
	その他のもの				A
四六〇一・九九	その他のもの				A
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙				A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案				A
第五〇類	絹及び絹織物				
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）				X
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）				X
	野蚕のもの				
	その他のもの				
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）				A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）				A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）				A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす				A
五〇・〇七	絹織物				A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				A
第五二類	綿及び綿織物				A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物				A
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物				A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物				A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品				A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物				A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布				A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物				A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				A
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				X
	スキー靴				
	その他のもの				
六四〇一・九一	その他の履物				
	ひざを覆うもの				
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）				
	スキー靴				X
	その他のもの				
六四〇一・九九	その他のもの				
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
	スキー靴				X
	スノーボードブーツ				
六四〇二・一九	その他のもの				
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）				
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	その他の履物				
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの				
六四〇二・九九	その他のもの				

	短靴				
	その他のもの				
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物				
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ				
六四〇三・一九	その他のもの				
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）				
	室内用履物				
六四〇三・三〇	その他のもの				
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）				
	その他のもの				
	スリッパ				
六四〇三・四〇	その他のもの				
	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの				
	その他のもの				
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）				
	くるぶしを覆うもの				
	室内用履物				
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四〇三・五九	その他のもの				
	スリッパその他の室内用履物				
	スリッパ				
	その他のもの				
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四〇三・九一	その他の履物				
	くるぶしを覆うもの				
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	その他のもの				

	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四〇三・九九	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの				
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）				
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物				
	その他のもの				
六四〇四・一九	甲に毛皮を使用したもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）				
	その他のもの				
	その他のもの				

	地下たび及びキャンバスシューズ				
	その他のもの				
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）				
	甲に毛皮を使用したもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）				
	その他のもの				
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）				
	キャンバスシューズ				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）				
	その他のもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）				
	その他のもの				
六四・〇五	その他の履物				
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの				
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）				

	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）				二四%	B 10
	その他のもの			X		
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）				八%	B 7
	その他のもの			A	A	
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの					
六四〇五・九〇	その他のもの					
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）				二四%	B 10
	その他のもの			X		
	その他のもの					
	本底が革製のもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）				二四%	B 10
	その他のもの			X		
	その他のもの				八%	B 7
	その他のもの			A	A	

六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品					
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（しんを除く。）				三・四%	B 7
	革製のもの及び毛皮を使用したもの			X		
	その他のもの				三・四%	B 7
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	その他のもの					
六四〇六・九一	木製のもの					
	毛皮を使用したもの			X		
	その他のもの				三・四%	B 7
六四〇六・九九	その他の材料製のもの					
	革製のもの及び毛皮を使用したもの			X		
	その他のもの				三・四%	B 7
第六五類	帽子及びその部分品			A		
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品			A		
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品			A		

第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			A		
第六九類	陶磁製品			A		
第七〇類	ガラス及びその製品			A		
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣					
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A		
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）			A		
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A		
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉			A		
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A		
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A		
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A		
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A		
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A		
七一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A		
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）			A		
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）					
	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
七一一三・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）				二・〇八%	B 10
七一一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）					

七一一三・二〇	その他のもの			
七一・一四	貴金属を張った卑金属製のもの			
七一・一五	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			
七一・一六	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			
七一・一七	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品			
七一一七・一一	身辺用模造細貨類			
七一一七・一九	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）			
七一一七・九〇	カフスボタン及び飾りボタン			
	その他のもの			
	その他のもの			
	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。）			
	その他のもの			
七一・一八	貨幣			
第七二類	鉄鋼			
第七三類	鉄鋼製品			
第七四類	銅及びその製品			
七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）			
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅			
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊			
七四〇三・一一	精製銅			
	陰極銅及びその切断片			
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの			
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
	ワイヤバー			
	ビレット			
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの			
七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			

七四〇三・一九	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの			
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの			
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
	銅合金			
七四〇三・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）			
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）			
七四〇三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）			
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）			
七四〇五・〇〇	銅のくず			
七四・〇六	銅のマスターアロイ			
七四・〇七	銅の粉及びフレーク			
七四・〇八	銅の棒及び形材			
七四・〇九	銅の線			
七四・一〇	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）			
七四・一一	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）			
七四・一二	銅製の管			
七四・一四	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）			
七四・一五	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル			
七四・一九	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品			
七四一六・〇〇	銅製のばね			
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）			
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛			

七四・一九	生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）			A
	その他の銅製品			A
第七五類	ニッケル及びその製品			A
第七六類	アルミニウム及びその製品			A
第七八類	鉛及びその製品			A
第七九類	亜鉛及びその製品			A
第八〇類	すず及びその製品			A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			A
第八三類	各種の卑金属製品			A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）			A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			A
第八九類	船舶及び浮き構造物			A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			A
第九一類	時計及びその部分品			
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）			A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）			A
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）			A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）			A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）			A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）			A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）			A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）			A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）			A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント			A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品			A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品			A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの			A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）			A
九一一三・九〇	その他のもの			A
	革製又はコンポジションレザー製のもの			A
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの			B 7 一六%
	その他のもの			B 7 一〇%
	その他のもの			
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの			B 7 二%
	その他のもの			A
九一・一四	その他の時計の部分品			A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品			A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品			A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第			

九四〇一・一〇	九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品				
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け				
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け				
九四〇一・四〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）				
九四〇一・六一	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				
九四〇一・六九	その他のもの				
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				
九四〇一・七一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				
九四〇一・七九	アップホルスターのもの				
九四〇一・八〇	その他のもの				
九四〇一・九〇	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				
	アップホルスターのもの				
	その他のもの				
	部分品				
	革製のもの				
	その他のもの	三・八%	B 7		
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	A	A	A	A
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	A	A	A	A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	A	A	A	A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を握え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A	A	A	A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	A	A	A	A
第九五類					
	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A	A	A	A
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A	A	A	A
九六〇四・〇〇	手ふるい	A	A	A	A
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	A	A	A	A
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A	A	A	A
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	A	A	A	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A	A	A	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A	A	A	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A	A	A	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	A	A	A	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A	A	A	A
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A	A	A	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A	A	A	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A	A	A	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A	A	A	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A	A	A	A

第九七類	美術品、収集品及びこっとう		A

（チリの表に係る第三部は省略）

附属書二（第四章関係）　品目別規則

第一節　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

「控除方式」とは、第三十条1(a)に規定する計算式をいう。

「積上げ方式」とは、同条1(b)に規定する計算式をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十二条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類、第二〇〇一・一〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇八・九九号から第二〇〇九・九〇号までの各号及び第二一類に規定する産品については、当該産品の価額の七パーセント

(ii) 統一システムの第二〇〇八・九二号、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1　「非原産材料の価額」とは、第三十一条の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2　「当該産品の価額」とは、第三十条1に規定する産品の取引価額又は同条2に規定する価額をいう。

第二節　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）	
第一類　動物（生きているものに限る。）	
○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二類　肉及び食用のくず肉	
○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
○四・○一―○四・一○	第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）	
注釈　種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の部分であって、第三国から輸入したものから、締約国において栽培される農産品及び園芸品は、当該締約国の原産品とする。	
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
○六・○一―○六・○四	第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	
○七・○一―○七・一四	第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	
○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
○九・○一―○九・一○	第○九・○一項から第○九・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一○類　穀物	
一○・○一―一○・○八	第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	
一一・○一	第一一・○一項の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○一項の材料からの変更を除く。）
一一・○二―一一・○四	第一一・○二項から第一一・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一一・○五	第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更（第○七・○一項、第○七・一○項又は第○七・一二項の材料からの変更を除く。）
一一○六・一○	第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更
一一○六・二○	第一一○六・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第○七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一○六・三○	第一一○六・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・○七―一一・○九	第一一・○七項から第一一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	
一二・○一―一二・一四	第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
一三・○一―一三・○二	第一三・○一項又は第一三・○二項の産品への他の類の材料からの変更
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	
一四・○一―一四・○四	第一四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）	
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
一五・○一―一五・二二	第一五・○一項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）	

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一	第一六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇二・一〇―一六〇二・二〇	第一六〇二・一〇号又は第一六〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇二・三一―一六〇二・九〇	第一六〇二・三一号から第一六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六・〇四―一六・〇五	第一六・〇四項又は第一六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一―一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇―一七〇二・九〇	第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一八・〇六	第一八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一―一九・〇二	第一九・〇一項又は第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一・〇八項の材料からの変更を除く。）
一九〇四・一〇―一九〇五・三一	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・三二	第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更（第二〇・〇一項、第二〇・〇八項、第二一・〇一項から第二一・〇四項までの各項、第二一・〇八項又は第二一・〇九項の材料からの変更を除く。）
一九〇五・四〇	第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・九〇	第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一〇類、第一一類又は第二一類の材料からの変更を除く。）

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇七項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇二・一〇	第二〇〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇二・九〇	第二〇〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇三・一〇―二〇〇三・九〇	第二〇〇三・一〇号から第二〇〇三・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇七項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇四・一〇	第二〇〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇七項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇四・九〇―二〇〇五・一〇	第二〇〇四・九〇号又は第二〇〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・二〇	第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・四〇―二〇〇五・五九	第二〇〇五・四〇号から第二〇〇五・五九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇八項又は第〇七・一〇項から第〇七・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・六〇―二〇〇五・八〇	第二〇〇五・六〇号から第二〇〇五・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇九項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・九〇	第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇・〇六―二〇・〇七	第二〇・〇六項又は第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一一	第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一九	第二〇〇八・一九号の産品（混合したもの）への他の類の材料からの変更（第〇八・〇一項、第〇八・〇二項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）

二〇〇八・二〇	第二〇〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・三〇	第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・四〇	第二〇〇八・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・五〇―二〇〇八・七〇	第二〇〇八・五〇号から第二〇〇八・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇九項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・八〇	第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・一〇項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九一	第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇一項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九二	第二〇〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九九	第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	第二〇〇九・四一号又は第二〇〇九・四九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・六一―二〇〇九・六九	第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇六項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・七一	第二〇〇九・七一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・七九	第二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・八〇	第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・九〇	第二〇〇九・九〇号の産品（他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は五十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一	第二一〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一七・〇一項又は第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇一・一二―二一〇一・二〇	第二一〇一・一二号又は第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項又は第一九・〇一項の材料からの変更を除く。）
二一〇一・三〇―二一〇三・一〇	第二一〇一・三〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇三・二〇	第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項又は第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一〇三・三〇	第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇三・九〇	第二一〇三・九〇号の産品（インスタントカレーその他のカレー調製品）への他の号の材料からの変更
二一・〇四	第二一〇三・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更 第二一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二一〇五・〇〇―二一〇六・一〇	第二一〇五・〇〇号又は第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二一〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
二一〇六・九〇	

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二〇一・一〇―二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。
二二〇二・九〇	
二二・〇三	第二二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二二・〇四―二二・〇六	第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇

	らの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。 第二二〇八・九〇号の産品（飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は五十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。 第二二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二・〇九	第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八	第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二三・〇九	第二三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 二四〇一・三〇 二四・〇二―二四・〇三	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一―二五・一九	第二五・〇一項から第二五・一九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・一〇	第二五二〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二五・二一	第二五・二一項の産品への他の類の材料からの変更
二五・二二―二五・二三	第二五・二二項又は第二五・二三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二五二四・〇〇―二五二五・二〇	第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二五・三〇	第二五二五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五・二六―二五・三〇	第二五・二六から第二五・三〇までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・一七	第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二六・一八―二六・二二	第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七〇一・一一―二七〇一・一九	第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二七〇一・二〇	第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二七・〇二―二七・〇三 二七・〇四―二七・〇九	第二七・〇二項又は第二七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二七一〇・一一―二七一〇・一九	第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一〇・九一―二七一〇・九九	第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七・一一―二七・一三	第二七・一一項から第二七・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二七・一四	第二七・一四項の産品への他の類の材料からの変更
二七・一五	第二七・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子（分）内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(D)　特殊光学的用途

(E)　生物工学的用途

(F)　分離工程において用いる支持体

(G)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇―二八〇四・五〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二八〇四・六一―二八〇四・六九	第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二八〇四・七〇―二八四二・九〇	第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二八四三・一〇―二八四三・九〇	第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
二八・四四―二八・五一	第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	

第二九類　有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四三―二九〇五・四五	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四九―二九〇五・五九	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）
二九〇六・一二―二九一〇・九〇	第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一一	第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一二・一一―二九一二・六〇	第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一三	第二九一三項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・一一―二九一四・一九	第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・二二―二九一八・一三	第二九一四・二二号の産品への他の号の材料からの変更 第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一八・一四―二九一八・一五	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一八・一六―二九一八・九〇	

二九・一九

二九二〇・一〇―二九二二・四一

二九二二・四二

二九二二・四三―二九二三・一〇

二九二三・二〇

二九二三・九〇―二九二四・二四

二九二四・二九

二九二五・一一―二九二六・九〇

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

二九・二七―二九・二八

二九二九・一〇―二九三〇・九〇

二九・三一

二九三一・一一―二九三四・九九

二九・三五

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三一・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三一・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三一・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必

二九三六・一〇―二九三八・一〇	要としない。）。 第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三八・九〇 二九三九・一一―二九三九・九九	第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・四〇 二九四一・一〇―二九四一・九〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更 第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三〇類　医療用品	
三〇・〇一―三〇・〇三	第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
三〇・〇四	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇五・一〇―三〇〇六・七〇	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・八〇	第三〇〇六・八〇号の産品が第二十九条に定める締約国で完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三一類　肥料	
三一・〇一―三一・〇五	第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン	

ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	
三二〇一・一〇―三二〇一・二〇	第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇 三二一・〇二―三二一・〇五	第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三二一・〇二項から第三二一・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二一・〇二項から第三二一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二一・〇二項から第三二一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二一・〇六	第三二一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を除く。）、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二一・〇七―三二一・一五	第三二一・〇七項から第三二一・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二一・〇七項から第三二一・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二一・〇七項から第三二一・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	
三三・〇一	第三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三三・〇二―三三・〇七	第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
三四・〇一―三四・〇七	第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三五・〇三―三五・〇五	第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの

	変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一－三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三七類　写真用又は映画用の材料	
三七・〇一－三七・〇三	第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三七・〇四－三七・〇七	第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三八類　各種の化学工業生産品	
三八〇一・一〇－三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇二・一〇	第三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇二・九〇－三八〇四・〇〇	第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・一〇－三八〇五・二〇	第三八〇五・一〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇五・一〇号から第三八〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・一〇－三八〇六・二〇	第三八〇六・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇六・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・一〇号から第三八〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・三〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八〇六・九〇	第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇七－三八・〇八	第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの

三八〇九・一〇	変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）
三八〇九・九一―三八一四・〇〇	第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八一五・一一―三八一五・九〇	第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・一六―三八・二二	第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二三	第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・一〇―三八二四・五〇	第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・六〇	第三八二四・六〇号の産品への他の号の材料からの変更
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈　第三九類又は第四〇類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子（分）内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(A)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(B)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(C)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分 (D)　特殊光学的用途 (E)　生物工学的用途 (F)　分離工程において用いる支持体 (G)　原子力等級用途 (c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。 (d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。 (i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変 (ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製	
第三九類　プラスチック及びその製品	
三九・〇一―三九・二六	第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四〇類　ゴム及びその製品	
四〇〇一・一〇	第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・二一号若しくは第四〇〇一・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・二一号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・二一号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇	第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇二―四〇・〇三	第四〇・〇二項若しくは第四〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇四	第四〇・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇五―四〇・一一	第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・一一―四〇一二・一九	第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・二〇	第四〇一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

	使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・九〇	
四〇・一三―四〇・一七	

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・一五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一一	第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四四・一二	第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）
四四・一三―四四・二一	第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四五類　コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六〇一・二〇―四六〇一・九一	第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）
四六〇一・九九	第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
四六・〇二	第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇六	第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四七・〇七	第四七・〇七項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一―四八・一五	第四八・〇一項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四八・一六	第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）
四八・一七―四八・二三	第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一	第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇二―五〇・〇四	第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
五〇・〇五―五〇・〇六	第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇二	第五一・〇一項又は第五一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇三	第五一・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五一・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
五一・〇四	第五一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇五	第五一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
五一・〇六―五一・一〇	第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更
五一・一一―五一・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更

第五二類　綿及び綿織物

五二・〇一	第五二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇二	第五二・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
五二・〇三	第五二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更
五二・〇八―五二・一二	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更
五三・〇九―五三・一一	第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物	
五四・〇一―五四・〇六 五四・〇七―五四・〇八	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	
五五・〇一―五五・〇四 五五・〇五 五五・〇六―五五・〇七 五五・〇八―五五・一一 五五・一二―五五・一六	第五五・〇一項から第五五・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五五・〇五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五五・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第五五・〇六項又は第五五・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
五六・〇一―五六・〇九	第五六・〇一項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	
五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
五九・〇一―五九・一一	第五九・〇一項から第五九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。	
六一・〇一―六一・一七	第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。	
六二・〇一―六二・一七	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品（その他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三〇一・一〇―六三〇五・三二	第六三〇一・一〇号から第六三〇五・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六三〇五・三三	第六三〇五・三三号の産品への他の類の材料からの変更
六三〇五・三九―六三〇九・〇〇	第六三〇五・三九号から第六三〇九・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。 第六三・一〇項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇五	第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）
六四・〇六	第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類　帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
六五・〇三―六五・〇七	第六五・〇三項から第六五・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇二	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
六六・〇三	第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四	第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五	第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六九類　陶磁製品

六九・〇一―六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七〇類　ガラス及びその製品

七〇・〇一	第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七〇・〇二―七〇・二〇	第七〇・〇二項から第七〇・二〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
七一・〇一―七一・一一	第七一・〇一項から第七一・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七一・一二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。）
七一・一二	第七一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一四	第七一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一五	第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一八項までの各項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七一・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七一・一八	第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼	
七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七二〇五・二一―七二一一・一九	第七二〇五・二一号から第七二一一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二一一・二三―七二一一・九〇	第七二一一・二三号から第七二一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二一二・一〇―七二一八・一〇	第七二一二・一〇号から第七二一八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二一八・九一―七二一八・九九	第七二一八・九一号又は第七二一八・九九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二一九・一一―七二一九・二四	第七二一九・一一号から第七二一九・二四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二一九・三一―七二一九・九〇	第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二〇・一一―七二二〇・一二	第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二一・〇〇―七二二一・一九	第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二二・二〇	第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二二・三〇―七二二四・一〇	第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二四・九〇	第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二五・一一―七二二五・四〇	第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二五・五〇―七二二五・九九	第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二六・一一―七二二六・九一	第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二六・九二―七二二六・九九	第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二七・一〇―七二二八・三〇	第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二八・四〇―七二二八・六〇	第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二八・七〇―七二二九・九〇	第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第七三類　鉄鋼製品	
七三・〇一―七三・〇七	第七三・〇一項から第七三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七三・〇八	第七三・〇八項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・〇九―七三・二〇	第七三・〇九項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七三二一・一一―七三二一・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料か

七三二一・九〇	らの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二二・一一―七三二三・一〇	第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三二三・九一―七三二三・九九	第七三二二・一一号から第七三二三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七三二四・九〇	第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三三五・一〇	第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
七三三五・九一	第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三三五・九九―七三三六・九〇	第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更
	第七三三五・九九号から第七三三六・九〇号までの各号の産品への第七三二五・九九号から第七三三六・九〇号までの各号が属する項以外の項の材料からの変更

第七四類　銅及びその製品

七四〇一・一〇―七四〇一・二〇	第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
七四・〇二―七四・〇三	第七四・〇二項又は第七四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇五―七四・〇七	第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七四・〇八	第七四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四・〇九	第七四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
七四・一〇	第七四・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一一―七四・一九	第七四・一一項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七五類　ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇	第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇四・〇〇―七五〇五・一二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七五〇五・二一―七五〇五・二二	第七五〇五・二一号又は第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七五・〇六―七五・〇八	第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇	第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七六〇一・二〇	第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七六・〇二	第七六・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・〇三―七六・一六	第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七八類　鉛及びその製品

七八〇一・一〇	第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
七八〇一・九一―七八〇一・九九	第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇二	第七八・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七九類　亜鉛及びその製品

七九〇一・一一	第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
七九〇一・一二	第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
七九〇一・二〇	第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七九・〇二	第七九・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八〇類　すず及びその製品

八〇〇一・一〇	第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八〇〇一・二〇	第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五―八一〇一・九六	第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇一・九七	第八一〇一・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇一・九九―八一〇二・一〇	第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九五―八一〇二・九六	第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇三・二〇	第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇三・三〇	第八一〇三・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇四・一一―八一〇四・一九	第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇四・三〇―八一〇四・九〇	第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇五・二〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・三〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・〇六	第八一・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・二〇	第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・三〇	第八一〇七・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・九〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇八・二〇	第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・三〇	第八一〇八・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇八・九〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇九・二〇	第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一一〇・一〇	第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八一一〇・二〇	第八一一〇・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一〇・九〇	第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・一一	第八一・一一項の産品への他の類の材料からの変更又は、

八一一二・一二		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・一三		第八一一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・一九		第八一一二・一三号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・二一		第八一一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・二二		第八一一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・二九		第八一一二・二二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・三〇―八一一二・四〇		第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更
		第八一一二・三〇号若しくは第八一一二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
八一一二・五一		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一一二・三〇号又は第八一一二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五二		第八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更
		第八一一二・五二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五九		第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更
八一一二・九二		第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更
八一一二・九九		第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一・一三		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇―八二〇五・八〇		第八二〇一・一〇号から第八二〇五・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇五・九〇―八二〇七・一三		第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇七・一九―八二一四・一〇		第八二〇七・一九号から第八二一四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二一四・二〇		第八二一四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一四・九〇		第八二一四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二一五・一〇―八二一五・二〇		第八二一五・一〇号若しくは第八二一五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二一五・九一―八二一五・九九		第八二一五・九一―八二一五・九九
		第八二一五・九二号又は第八二一五・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第八三類　各種の卑金属製品

八三〇一・一〇―八三〇一・五〇		第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・六〇		第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
八三〇一・七〇		第八三〇一・七〇号の産品への他の類の材料からの変更
八三一・〇二―八三一・〇四		第八三一・〇二項から第八三一・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八三〇五・一〇―八三〇五・二〇		第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・九〇―八三〇七・九〇		第八三〇五・九〇号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八三〇八・一〇―八三〇八・二〇		第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
		原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・九〇―八三一〇・〇〇		第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

八三一・一〇―八三一・三〇	第八三一・一〇号から第八三一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三一・一〇号から第八三一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三一・九〇	第八三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四〇一・三〇	第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四〇一・四〇	第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇二・一一―八四〇二・二〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇二・九〇	第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇三・一〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇三・九〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇四・一〇	第八四〇四・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇四・二〇	第八四〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・九〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇五・一〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇五・九〇	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇六・一〇	第八四〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇六・八一―八四〇六・八二	第八四〇六・八一号又は第八四〇六・八二号の産品への第八四〇六・八一号及び第八四〇六・八二号以外の号の材料からの変更
八四〇六・九〇―八四〇八・九〇	第八四〇六・九〇号から第八四〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八四・〇九	第八四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
八四一〇・一一―八四一〇・一三	第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号まで以外の号の材料からの変更
八四一〇・九〇	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一一・一一―八四一一・八二	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・一一号から第八四一一・八二号まで以外の号の材料からの変更
八四一一・九一―八四一一・九九	第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四一二・一〇―八四一二・八〇	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四一二・九〇	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一三・一一―八四一三・八二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四一三・九一―八四一三・九二	第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更
八四一四・一〇―八四一四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一六・一〇―八四一六・三〇	第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四一六・九〇	第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一七・一〇―八四一七・八〇	第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四一七・九〇	第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四一八・一〇―八四一八・六九	第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九一―八四一八・九九	第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四一九・一一―八四一九・八九	第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・九〇	第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四二〇・一〇	第八四二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二〇・一〇号の産品への

八四二〇・九一―八四二〇・九九
八四二一・一一―八四二一・三九
八四二一・九一―八四二一・九九
八四二二・一一―八四二二・四〇
八四二二・九〇
八四二三・一〇―八四二三・八九
八四二三・九〇
八四二四・一〇―八四二四・八九
八四二四・九〇―八四三〇・六九
八四・三一
八四三二・一〇―八四三二・八〇
八四三二・九〇
八四三三・一一―八四三三・六〇
八四三三・九〇
八四三四・一〇―八四三四・二〇
八四三四・九〇
八四三五・一〇
八四三五・九〇
八四三六・一〇―八四三六・八〇
八四三六・九一―八四三六・九九
八四三七・一〇―八四三七・八〇
八四三七・九〇
八四三八・一〇―八四三八・八〇
八四三八・九〇
八四三九・一〇―八四三九・三〇

関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二〇・九一号又は第八四二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四二四・九〇号から第八四三〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八四・三一項の産品への他の項の材料からの変更

第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三七・一〇号又は第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四三・九〇号又は第八四四四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八四四四・四五項から第八四四・四七項までの各項の産品への第八四・四五項から第八四・四七項まで以外の項の材料からの変更

第八四四四八・一一号又は第八四四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八四三九・九一―八四三九・九九
八四四〇・一〇
八四四〇・九〇
八四四一・一〇―八四四一・八〇
八四四一・九〇
八四四二・一〇―八四四二・三〇
八四四二・四〇―八四四二・五〇
八四四三・一一―八四四三・六〇
八四四三・九〇―八四四四・〇〇
八四・四五―八四・四七
八四四四八・一一―八四四四八・一九
八四四四八・二〇―八四四四九・〇〇
八四四五〇・一一―八四四五〇・二〇
八四四五〇・九〇
八四四五一・一〇―八四四五一・八〇
八四四五一・九〇
八四四五二・一〇―八四四五二・二九
八四四五二・三〇―八四四五二・九〇
八四四五三・一〇―八四四五三・八〇

第八四四八・二〇号から第八四四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八四四五〇・一一号から第八四四五〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四五一・一〇号から第八四四五一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四五二・一〇号から第八四四五二・二九号までの各号の産品への第八四四五二・一〇号から第八四四五二・二九号まで以外の号の材料からの変更

第八四四五二・三〇号から第八四四五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四五三・一〇号から第八四四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四五三・九〇
八四五四・一〇―八四五四・三〇
八四五四・九〇
八四五五・一〇―八四五五・二二
八四五五・三〇―八四五五・九〇
八四・五六―八四・六五
八四・六六
八四六七・一一―八四六七・八九
八四六七・九一―八四六七・九九
八四六八・一〇―八四六八・八〇
八四六八・九〇―八四七三・二九
八四七三・三〇
八四七三・四〇―八四七三・五〇
八四七四・一〇―八四七四・八〇
八四七四・九〇
八四七五・一〇
八四七五・二一―八四七五・二九
八四七五・九〇
八四七六・二一―八四七六・八九
八四七六・九〇
八四七七・一〇―八四七七・八〇
八四七七・九〇
八四七八・一〇
八四七八・九〇

号の材料からの変更
第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四五五・三〇号又は第八四五五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四・五六項から第八四・六五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四・五六項から第八四・六五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更
第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）
第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号まで以外の号の材料からの変更
第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四七五・二一号又は第八四七五・二九号の産品への第八四七五・二一号及び第八四七五・二九号以外の号の材料からの変更
第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・二一号から第八四七六・八九号まで以外の号の材料からの変更
第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四七九・一〇―八四七九・八九
八四七九・九〇―八四八〇・七九
八四八一・一〇―八四八一・八〇
八四八一・九〇
八四八二・一〇―八四八二・八〇
八四八二・九一―八四八二・九九
八四八三・一〇―八四八三・六〇
八四八三・九〇―八四八五・九〇

第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八三・九〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇二
八五・〇三
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇

第八五・〇一項若しくは第八五・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八五・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・〇一項又は第八五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇四・九〇
八五〇五・一一―八五〇五・三〇
八五〇五・九〇
八五〇六・一〇―八五〇六・四〇
八五〇六・五〇―八五〇六・八〇
八五〇六・九〇
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇
八五一〇・九〇
八五一一・一〇―八五一一・八〇
八五一一・九〇
八五一二・一〇―八五一二・四〇
八五一二・九〇
八五一三・一〇
八五一三・九〇
八五一四・一〇―八五一四・四〇
八五一四・九〇
八五一五・一一―八五一五・八〇

第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五〇六・一〇号から第八五〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号まで以外の号の材料からの変更
第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号まで以外の号の材料からの変更
第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一五・九〇
八五一六・一〇―八五一六・八〇
八五一七・一一―八五一七・八〇
八五一八・一〇―八五一八・五〇
八五一八・九〇
八五一九―八五二二
八五二三・一一―八五二三・三〇
八五二三・九〇
八五二四
八五二五―八五二八
八五三〇・九〇
八五三一・一〇―八五三一・八〇
八五三一・九〇
八五三二・一〇―八五三二・三〇
八五三三・一〇―八五三三・四〇

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五一九・一九項から第八五・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第八五二三・一一号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）
第八五・二四項の産品への他の項の材料からの変更
第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八五・二九項の産品への他の項の材料からの変更
第八五三〇・一〇号又は第八五三〇・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八五三三・九〇―八五三四・〇〇	第八五三三・九〇号又は第八五三四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八五・三五―八五・三七	第八五・三五項から第八五・三七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・三五項から第八五・三七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五・三八	第八五・三八項の産品への他の項の材料からの変更
八五三九・一〇―八五三九・二一	第八五三九・一〇号又は第八五三九・二一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五三九・二二―八五三九・四九	第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・九〇	第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五四〇・一一―八五四〇・八九	第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五四〇・九一―八五四〇・九九	第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八五四一・一〇―八五四一・六〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五四一・九〇―八五四二・一〇	第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八五四二・二一―八五四二・七〇	第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五四二・九〇	第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五四三・一一―八五四三・四〇	第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八五四三・八一―八五四三・八九	第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇―八五四七・九〇	第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
八五四八・一〇	第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・九〇	第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一	第八七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇二―八七・〇四	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇五―八七・一六	第八七・〇五項から第八七・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇五項から第八七・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八九類　船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇	第九〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更	九〇一二・一〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
九〇〇一・二〇―九〇〇二・九〇	第九〇〇一・二〇号から第九〇〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更	九〇一二・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更	九〇一三・九〇	第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇一四・九〇	第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一五・一〇―九〇一五・八〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	第九〇〇六・九一号又は第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更	九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇	第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一七・一〇―九〇一七・八〇	第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	第九〇〇七・九二号又は第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更	九〇一七・九〇	第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一八・一一―九〇一八・一二	第九〇一八・一一号若しくは第九〇一八・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一一号又は第九〇一八・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・九〇	第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇一八・一三―九〇一八・一四	第九〇一八・一三号又は第九〇一八・一四号の産品への他の項の材料からの変更
九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一八・一九	第九〇一八・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更	九〇一八・二〇―九〇一八・五〇	第九〇一八・二〇号から第九〇一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇一八・九〇	第九〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第九〇一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一〇・九〇	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇・一九―九〇・二二	第九〇・一九項から第九〇・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	九〇二二・一二―九〇二二・三〇	第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	九〇二二・九〇―九〇二三・〇〇	第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
		九〇二四・一〇―九〇二四・八〇	第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
		九〇二四・九〇	第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇二五・一一―九〇二五・八〇	第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二五・九〇	第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二六・一〇―九〇二六・八〇	第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二六・九〇	第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二七・一〇―九〇二七・八〇	第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二七・九〇	第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二八・一〇―九〇二八・三〇	第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二八・九〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇二九・九〇	第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三一・一〇―九〇三一・八〇	第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三一・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇三二・一〇―九〇三二・八九	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇三二・九〇―九〇三三・〇〇	第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第九一類　時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一一一・八〇	第九一〇一・一一号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一〇一・一一号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・九〇	第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九一一二・二〇	第九一一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・九〇	第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九一一三・一〇―九一一三・二〇	第九一一三・一〇号若しくは第九一一三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一三・一〇号又は第九一一三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一三・九〇	第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九一一四	第九一一四項の産品への他の項の材料からの変更

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
九三・〇六―九三・〇七	第九三・〇六項若しくは第九三・〇七項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九三・〇六項又は第九三・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四・〇二	第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、

九四〇三・一〇―九四〇三・八〇	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・九〇	第九四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九四〇四・一〇―九四〇四・三〇	第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の産品（布団製品）への他の類の材料からの変更
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	第九四〇四・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更又は、
	第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇五・九一―九四〇五・九九	第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九四・〇六	第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇一	第九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九五〇二・一〇	第九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九五〇二・九一―九五〇二・九九	第九五〇二・九一号又は第九五〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更
九五・〇三―九五・〇八	第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類　雑品

九六〇一・一〇―九六〇六・一〇	第九六〇一・一〇号から第九六〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
九六〇六・二一―九六〇六・二九	第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇六・三〇	第九六〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
九六〇七・一一―九六〇七・一九	第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・二〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
九六〇八・一〇―九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・六〇―九六〇八・九九	第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九六・〇九―九六・一二	第九六・〇九項から第九六・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九六一三・一〇―九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・九〇―九六一八・〇〇	第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

附属書三（第四章関係）　権限のある当局

1　日本国については、経済産業省

2　チリについては、外務省国際経済関係総局

附属書四（第四章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名

2　輸入者の氏名又は名称、住所及び国名

3　証明番号

4　産品の原産国

5　仕入書の番号及び日付

6　輸送手段の詳細（判明している場合）

7　統一システムの関税分類番号（六桁番号）

8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名

9　数量（単位）

10　特恵の基準

11　輸出者の申告

12　証明

附属書五（第八章、第十章関係）　法令第六百号

（法令第六百号に係るチリの留保につき省略）

附属書六（第八章、第九章関係）　現行の措置に関する留保

1　各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七十九条1及び第百十条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第七十三条又は第百七条

(b)　第七十四条又は第百八条

(c)　第七十七条

(d)　第七十八条

(e)　第百九条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続しており、又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第八章及び第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条1(a)及び第百十条1(a)の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。

5　締約国が自国の区域内におけるサービスの提供の条件としてサービス提供者に対し自国の自然人又は居住者であることを求める措置を維持する場合において、第百七条、第百八条又は第百九条について当該措置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第七十三条、第七十四条又は第七十七条についても留保が行われたものとする。

6　この附属書の適用上、

(a) 「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一

分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	ＪＳＩＣ　八六　自動車整備業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章

二

概要	国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
分野	事業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇五一　民営職業紹介業 ＪＳＩＣ　九〇九五　労働者派遣業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。）

三

	建設業
	(b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）

四

分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
分野	債権管理回収業
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の法律に基づき設立された株式会社のみが、法務大臣の許可を条件として、日本国内において債権管理回収業を営むことができる。債権管理回収業を営む株式会社は、日本国内に営業所を設置しなければならない。

五

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七二一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七四一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	投資 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

七

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七二一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七二二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七三一　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一一　インターネット付随サービス業 注　ＪＳＩＣ三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

八

分野	製造業
小分野	医薬品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一七六三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

九

分野	製造業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一二五九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一七九四　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二二一　なめし革・同製品・毛皮製造業 ＪＳＩＣ　三二三四　運動用具製造業 注1　ＪＳＩＣ一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2　ＪＳＩＣ一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）

留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
投資	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十

分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
投資	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

十一

分野	計量サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇二　商品検査業 ＪＳＩＣ　九〇三　計量証明業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十二

分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七五九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令に基づき厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

十三

分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条）
政府の段階	現地における拠点（第百九条）
措置	中央政府
概要	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十四

分野	石油業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一八一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一八四一　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一八九九　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五二三一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇三一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇三二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）

	ＪＳＩＣ　九〇九九　他に分類されないその他の事業サービス業 注１　ＪＳＩＣ一八四一、一八九九、四七一一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

十五

分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業 ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六二二四　農業協同組合 ＪＳＩＣ　六二二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　七九一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十六

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章、第四章、第四章の二及び第五章

概要	国境を越えるサービスの貿易 法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有していなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

十七

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第四章
概要	国境を越えるサービスの貿易 外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有していなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。

十八

分野	自由職業サービス

小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇一二　特許事務所
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六章及び第八章
概要	国境を越えるサービスの貿易 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

十九

分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	内国民待遇（第百七条）
政府の段階	現地における拠点（第百九条）
措置	中央政府
概要	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。

二十

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章、第四章、第五章及び第七章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有していなければならない。
　司法書士サービスを提供しようとする司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
　司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。

二十一

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇三一　公認会計士事務所
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の二及び第七章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

二十二

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇三二　税理士事務所
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章、第五章の二、第六章及び第七章
　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）
概要　国境を越えるサービスの貿易
　税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有していなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
　税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。

二十三

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇五一　建築設計業
　ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業
　ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所

留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　日本国の法令により建築士としての資格を有する建築士又はこれを使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、日本国内に事務所を設置しなければならない。

二十四

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇九二　社会保険労務士事務所
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二、第四章の二及び第四章の三
概要　国境を越えるサービスの貿易
　社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有していなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。
　社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。

二十五

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条、第六条の二、第八条及び第十九条
概要　国境を越えるサービスの貿易
　行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有していなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。

二十六

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類　現地における拠点（第百九条）
政府の段階　中央政府
措置　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章、第四章、第五章及び第七章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士とし

	ての資格を有していなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 　土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
二十七	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十八	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十九	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	内国民待遇（第百七条）

政府の段階	中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 　日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。
三十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇六一　警備業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
三十一	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七七二二　職業訓練施設 ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　九〇二一　商品検査業 ＪＳＩＣ　九〇三二　環境計量証明業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 　作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
三十二	
分野	測量業
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　八〇五二　測量業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

三十三	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条）
政府の段階	中央政府
措置	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって、当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものから、その氏名又は名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

三十四	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六一一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

三十五	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	投資 1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

三十六

分野　運輸業

小分野　通関業

産業分類　ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業

留保の種類　現地における拠点（第百九条）

政府の段階　中央政府

措置　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章

概要　国境を越えるサービスの貿易

通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

三十七

分野　運輸業

小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）

産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業

ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）

留保の種類　内国民待遇（第七十三条及び第百七条）

最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）

経営幹部及び取締役会（第七十八条）

現地における拠点（第百九条）

三十八

分野　運輸業

小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）

産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業

ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）

留保の種類　内国民待遇（第七十三条）

最恵国待遇（第七十四条）

経営幹部及び取締役会（第七十八条）

政府の段階　中央政府

措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで

貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

概要

投資及び国境を越えるサービスの貿易

1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）

産業分類　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業

ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）

留保の種類　内国民待遇（第七十三条）

最恵国待遇（第七十四条）

経営幹部及び取締役会（第七十八条）

政府の段階　中央政府

措置　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで

貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

概要

投資

1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。

(a)　日本国の国籍を有しない自然人

(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

三十九

分野　運輸業

小分野　鉄道業

産業分類　ＪＳＩＣ　四二　鉄道業

ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業

留保の種類　内国民待遇（第七十三条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要

投資

外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

四十

分野　運輸業

小分野　道路旅客運送業

産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業

留保の種類　内国民待遇（第七十三条）

政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

四十一	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三　道路旅客運送業 ＪＳＩＣ　四四　道路貨物運送業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易 旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

四十二	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章及び第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十三	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 最恵国待遇（第百八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 チリにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、チリの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十四	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

四十五	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

四十六	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易

	労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
四十七	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
四十八	
分野	卸売業及び小売業
小分野	家畜
産業分類	ＪＳＩＣ　五一一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	現地における拠点（第百九条）
政府の段階	中央政府
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

（チリの表は省略）

附属書七（第八章、第九章関係）　将来の措置に関する留保

1　各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七十九条2及び第百十条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第七十三条又は第百七条
(b)　第七十四条又は第百八条
(c)　第七十七条
(d)　第七十八条
(e)　第百九条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条2及び第百十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。

5　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条）
	経営幹部及び取締役会（第七十八条）
概要	投資
	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。
	(a)　チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利
	(b)　チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利
	(c)　後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	

二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条）
	経営幹部及び取締役会（第七十八条）
	現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易
	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易

1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

2　日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。

(a)　航空

(b)　漁業

(c)　海事（海難救助を含む。）

四	
分野	すべての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百七条）
	最恵国待遇（第百八条）
	現地における拠点（第百九条）
概要	国境を越えるサービスの貿易
	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

五	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業
産業分類	宇宙開発産業
	ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業
	ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業
	ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業
	ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業
	ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業

この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。

日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	
分野	武器・火薬産業
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス (d) 宇宙輸送サービス
注	ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。

小分野	武器産業		
産業分類	火薬類製造業		
	ＪＳＩＣ　一七九一	火薬類製造業	
	ＪＳＩＣ　二七一	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二七四	電子応用装置製造業	
	ＪＳＩＣ　二七五	電気計測器製造業	
	ＪＳＩＣ　二七九	その他の電気機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二八	情報通信機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　二九	電子部品・デバイス製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇三	船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇五九	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	ＪＳＩＣ　三〇九九	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	ＪＳＩＣ　三二八一	武器製造業	
	ＪＳＩＣ　八七一一	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	
	ＪＳＩＣ　八七二	電気機械器具修理業	
	注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限られる。		
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条）		

七	
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三　船舶製造・修理業、船用機関製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所 ＪＳＩＣ　三四一三　ガス事業所（本社、営業所等） ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない廃棄物処理業 ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業 注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八五九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第百八条）

	特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又はこれらのエネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

八	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八四九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第百八条） 特定措置の履行要求（第七十七条）

九	
分野	
小分野	情報通信業 放送業
概要	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

	産業分類　ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
	留保の種類　内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

十	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条）

十一	
概要	投資 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国における当該外国の国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十二	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇六　警備業
留保の種類	内国民待遇（第百七条） 現地における拠点（第百九条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第七十三条及び第百七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第百八条）

特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第百九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易	
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

（チリの表は省略）

附属書八（第八章関係）　資金の移転

（資金の移転に係るチリの留保につき省略）

附属書九（第八章関係）　収用

両締約国は、第八十二条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。当該締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i)　政府の行為の経済的な影響（ただし、当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii)　政府の行為が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(iii)　政府の行為の性質（当該行為が無差別なものであるか否かを含む。）

(iv)　政府の行為の目的（当該行為が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。）

附属書十（第十章関係）　第百十八条及び第百十九条に関する表

日本国の表

注釈

1　第百十八条及び第百十九条の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2　日本国は、第百二十三条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

分野又は小分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限
A　保険及び保険関連のサービス	制限しない（注）。 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	制限しない。
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	制限しない。	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

（チリの表は省略）

附属書十一（第十章関係）　第百二十条1に関する表

日本国の表

注釈

1　第百二十条1の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2　日本国は、第百二十八条(b)(i)に定義する国境を越える金融サービスの貿易に関してのみ、第百二十条1の規定による約束を行う。

分野又は小分野	制限及び条件
A　保険及び保険関連のサービス	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物 再保険及び再々保険並びに第百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス	(a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用される日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	第百二十八条(e)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに第百二十八条(e)(ii)(L)に規定する投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	

条(e)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）	日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

（チリの表は省略）

附属書十二（第十章関係）　第百二十条2に関する表

日本国の表

注釈

第百二十条2の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

分野又は小分野	制限及び条件
A　保険及び保険関連のサービス	
次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶
貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物	
再保険及び再々保険並びに第百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス	
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	
第百二十八条(e)(ii)(A)から(L)までに規定する金融サービス	制限しない。

（チリの表は省略）

附属書十三（第十一章関係）　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分

第一節　商用訪問者

1　業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（一方の締約国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、一方の締約国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスの提供に従事することなく一方の締約国に滞在する他方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

2　1に規定する入国及び一時的な滞在については、次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、一方の締約国の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　当該一方の締約国の国籍を有していることを証明するもの

(b) 当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書

(c) 当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠

3 一方の締約国は、他方の締約国の国民が次の(a)及び(b)の事項を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。

(a) 予定されている業務活動の報酬の源泉が、当該一方の締約国の国外にあること。

(b) 業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として当該一方の締約国の国外にあること。

4 締約国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。締約国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者からの書簡を十分な証拠であると認める。

5 いずれの締約国も、次の事項を行ってはならない。

(a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の手続を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

6 一方の締約国は、5の規定にかかわらず、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第二節　企業内転勤者

1 一方の締約国の国民（他方の締約国への入国及び当該他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該他方の締約国においてサービスを提供する企業又は当該他方の締約国において投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であって、当該他方の締約国における当該企業の支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、当該他方の締約国において設立され、若しくは組織される企業に転任するものは、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、次のいずれかの活動に従事することを条件とする。

(a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b) 役員又は監査役として企業を管理する活動

(c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

当該他方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈1　この1の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

注釈2　この1(d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4 一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第三節　投資家

1 次のいずれかの活動に従事する一方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 他方の締約国における事業に投資して、その経営を行う活動

(b) 他方の締約国の者以外の者であって、当該他方の締約国における事業に投資しているものに代わって、その経営を行う活動

(c) 他方の締約国における事業であって、当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第

十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3　いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4　一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第四節　一方の締約国の国民であって、他方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事するもの

1　付録二に定める一方の締約国の国民は、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

付録一

1　日本国については、次のとおりとする。

(a)　第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

(b)　第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

2　チリについては、次のとおりとする。

(a)　この附属書に規定するいずれの区分においてチリに入国する日本国の国民についても、国の利益となる活動に従事するものとみなされる。

(b)　第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国の国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。

(c)　第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、一年間を超えない一時的な滞在のための査証が発給される。当該査証は、その基礎となった条件が引き続き効力を有していることを条件として、日本国の国民に対し永続的な居住を申請することを要求することなく、その後の期間について更新される。

(d)　チリに入国する日本国の国民は、外国人用の身分証明書を取得することができる。

付録二

1　第四節の規定の適用上、日本国は、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき日本国に一時的に滞在する間に、次のいずれかの専門的な業務活動に従事するチリの国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈1　この1(a)及び(b)に規定する活動は、それぞれ、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものとする。

注釈2　この1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修

了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

2　第四節の規定の適用上、チリは、専門家若しくは高度な技術者として業務活動に従事し、又は特定の職業に関連する研修に係る職務（セミナーの運営を含む。）を遂行することを求める日本国の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該国民が次のものを提示することを条件とする。

(a)　日本国の国籍を有していることを証明するもの

(b)　当該国民が当該業務活動に従事し、又は当該職務を遂行することを証明し、及び入国の目的を記述する文書

(c)　関連する最低限度の教育上の要件を達成していることを証明する文書又はこれに代わる証明書

(d)　当該国民が、チリの企業との間で、当該国民の職業に相当する地位で雇用されることをあらかじめ確認したことを証明する文書。この要件は、チリの企業との間の契約書又は当該国民とチリの雇用者との間の雇用に係る申出であって、受諾されているものを提出することによって満たされる。

注釈　この2の規定の適用上、「専門家」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす専門的な職業に従事する日本国の国民をいう。

(a)　専門知識を理論的及び実務的に適用する職業であること。

(b)　当該職業に就くために、少なくとも四年以上の学習を必要とする大学教育の学位又はこれに相当するものであって、当該職業の分野に関するものを取得する必要があること。

附属書十四（第十二章関係）　政府調達

第一部　機関

第一節　日本国の機関

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表1から3までの適用対象となる機関（次の機関を除く。）について適用する。

石油公団

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

日本たばこ産業株式会社

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

消防団員等公務災害補償等共済基金

第二節　チリの機関

第A款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

大統領府

内務省

内務次官官房

地方・行政開発次官官房

国家緊急災害対策庁（ＯＮＥＭＩ）
国家麻薬管理審議会（ＣＯＮＡＣＥ）
選挙管理庁
外務省
外務次官官房
国際経済関係総局（ＤＩＲＥＣＯＮ）
チリ南極研究所（ＩＮＡＣＨ）
国境・境界局（ＤＩＦＲＯＬ）
チリ国際協力庁（ＡＧＣＩ）
国防省
陸軍次官官房
海軍次官官房
空軍次官官房
軍警察次官官房
調査警察次官官房
国防省官房
民間航空総局
国家動員総局
国立政治・戦略研究所（ＡＮＥＰＥ）
民間防衛総局
財務省
財務次官官房
予算局
国税庁（ＳＩＩ）
財務総局
税関庁
造幣局
政府調達局（ＣｈｉｌｅＣｏｍｐｒａ）
銀行・金融機関監督庁
証券・保険監督庁
賭博場監督庁
市民サービス局
大統領府
大統領府次官官房
国家環境委員会（ＣＯＮＡＭＡ）
高齢者庁
内閣官房
内閣官房次官官房
チリ国立スポーツ振興研究所
社会機関部（ＤＯＳ）
通信・文化庁（ＳＥＣＣ）
国家テレビ審議会
経済・開発・復興省
経済次官官房
漁業次官官房
外国投資委員会
消費者庁（ＳＥＲＮＡＣ）
経済監督庁
国立統計研究所（ＩＮＥ）
漁業庁（ＳＥＲＮＡＰＥＳＣＡ）
観光庁（ＳＥＲＮＡＴＵＲ）
電気・燃料監督庁

国立規格研究所（ＩＮＮ）
技術協力庁（ＳＥＲＣＯＴＥＣ）
経済開発公社（ＣＯＲＦＯ）
鉱業・エネルギー省
鉱業次官官房
チリ原子力委員会（ＣＣＨＥＮ）
チリ銅委員会（ＣＯＣＨＩＬＣＯ）
国家エネルギー委員会
地質・鉱業庁（ＳＥＲＮＡＧＥＯＭＩＮ）
計画・協力省
計画・協力次官官房
先住民開発公社（ＣＯＮＡＤＩ）
社会連帯・投資基金（ＦＯＳＩＳ）
国家障害者基金（ＦＯＮＡＤＩＳ）
国立青年研究所（ＩＮＪＵＶ）
教育省
教育次官官房
国家科学技術調査委員会（ＣＯＮＩＣＹＴ）
図書館・公文書館・博物館局（ＤＩＢＡＭ）
国家教育扶助・奨学金評議会（ＪＵＮＡＥＢ）
国家保育所評議会（ＪＵＮＪＩ）
国家文化・芸術審議会
司法省
司法次官官房
司法扶助公社
市民登録・身分証明庁

破産監督庁
法医学庁
未成年者庁（ＳＥＮＡＭＥ）
矯正局
国選弁護人事務所
労働・社会福祉省
労働次官官房
社会福祉次官官房
労働局
動産担保融資総局
年金・標準化研究所（ＩＮＰ）
研修・雇用庁（ＳＥＮＣＥ）
年金基金監督庁
社会保障監督庁
公共事業省
公共事業次官官房
公共事業総局
水利総局
特区総局
空港局
建築局
港湾事業局
計画局
水利事業局
道路局
会計・資金総局

国立水利研究所
衛生サービス監督庁
運輸・通信省
運輸次官官房
通信次官官房
民間航空評議会
国家交通安全委員会（ＣＯＮＡＳＥＴ）
保健省
保健次官官房
保健サービス供給センター（ＣＥＮＡＢＡＳＴ）
国家保健基金（ＦＯＮＡＳＡ）
公衆衛生研究所（ＩＳＰ）
保健監督庁
アリカ保健庁
イキケ保健庁
アントファガスタ保健庁
アタカマ保健庁
コキンボ保健庁
バルパライソ・サンアントニオ保健庁
ビーニャ・デル・マル・キジョタ保健庁
アコンカグア保健庁
リベルタドール・ヘネラル・ベルナルド・オヒギンス保健庁
マウレ保健庁
ニュブレ保健庁
コンセプシオン保健庁
タルカウアノ保健庁

ビオビオ保健庁
北アラウカニア保健庁
南アラウカニア保健庁
バルディビア保健庁
オソルノ保健庁
ジャンキウエ・チロエ・パレナ保健庁
アイセン保健庁
マゼラン保健庁
首都圏東部保健庁
首都圏中央部保健庁
首都圏南部保健庁
首都圏北部保健庁
首都圏西部保健庁
首都圏南東部保健庁
首都圏環境保健庁（ＳＥＳＭＡ）
住宅・都市計画省
住宅次官官房
サンティアゴ都市公園
地方住宅・都市計画庁
国有財産省
国有財産次官官房
農業省
農業次官官房
国家灌漑（かんがい）委員会（ＣＮＲ）
森林公社（ＣＯＮＡＦ）
農牧開発庁（ＩＮＤＡＰ）

農業政策調査庁（ＯＤＥＰＡ）
農牧庁（ＳＡＧ）
天然資源情報センター（ＣＩＲＥＮ）
チリ森林研究所
農牧調査研究所（ＩＮＩＡ）
女性問題庁
地域政府
第一州
アリカ県
パリナコタ県
イキケ県
第二州
アントファガスタ県
エル・ロア県
トコピージャ県
第三州
チャニャラル県
コピアポ県
ウアスコ県
第四州
エル・エルキ県
リマリ県
チョアパ県
第五州
ペトルカ県
バルパライソ県
サン・フェリペ・デ・アコンカグア県
ロス・アンデス県
キジョタ県
サン・アントニオ県
イースター島県
第六州
カチャポアル県
コルチャグア県
カルデナル・カロ県
第七州
クリコ県
タルカ県
リナレス県
カウケネス県
第八州
ニュブレ県
ビオビオ県
コンセプシオン県
アラウコ県
第九州
マジェコ県
カウティン県
第十州
バルディビア県
オソルノ県
ジャンキウエ県

チロエ県
パレナ県
第十一州
コイアイケ県
アイセン県
ヘネラル・カレーラ県
カピタン・プラット県
第十二州
ウルティマ・エスペランサ県
マゼラン県
ティエラ・デル・フエゴ県
チリ南極県
首都圏州
チャカブコ県
コルディジェラ県
マイポ県
タラガンテ県
メリピージャ県
サンティアゴ市

第A款に関する注釈

1　これらの機関には、直属の下部機関である地域的及び小地域的な単位（ただし、産業的又は商業的性質を有していないものに限る。）を含む。

2　第十二章の規定は、航空会社に対し空港その他の航空機の発着終点施設を業として提供する機関であって、民間航空総局の下にあるすべてのものを対象とする。

第B款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ
イキケ
アルト・オスピシオ
ポソ・アルモンテ
ピカ
ウアラ
カマロネス
プトレ
ヘネラル・ラゴス
カミーニャ
コルチャネ
トコピージャ
アントファガスタ
メヒジョネス
タルタル
カラマ
オジャグエ
マリア・エレナ
サン・ペドロ・デ・アタカマ
シエラ・ゴルダ
コピアポ
カルデラ
ティエラ・アマリージャ
チャニャラル
ディエゴ・デ・アルマグロ
バジェナル

フレイリーナ
ウアスコ
アルト・デル・カルメン
ラ・セレナ
ラ・イグーラ
ビクーニャ
パイウアノ
コキンボ
アンダコージョ
オバージェ
リオ・ウルタード
モンテ・パトリア
プニタキ
コンバルバラ
イジャペル
サラマンカ
ロス・ビロス
カネラ
バルパライソ
ビーニャ・デル・マル
キルプエ
ビジャ・アレマナ
カサブランカ
キンテロ
プチュンカビ
キジョタ

ラ・カレーラ
ラ・クルス
イフエラス
ノガレス
リマチェ
オルムエ
イースター島
サン・アントニオ
サント・ドミンゴ
カルタヘナ
エル・タボ
エル・キスコ
アルガロボ
サン・フェリペ
サンタ・マリア
プタエンド
カテム
パンケウエ
ジャイ・ジャイ
ロス・アンデス
サン・エステバン
カジェ・ラルガ
リンコナダ
ラ・リグア
カビルド
ペトルカ

パプード
サパジャール
ファン・フェルナンデス
コン・コン
ブイン
カレラ・デ・タンゴ
コリーナ
クラカビ
エル・モンテ
イスラ・デ・マイポ
プダウエル
ラ・システルナ
ラス・コンデス
ラ・フロリダ
ラ・グランハ
ランパ
コンチャリ
ラ・レイナ
マイプ
エスタシオン・セントラル
メリピージャ
ニュニョア
パイネ
ペニャフロール
ピルケ
プロビデンシア

プエンテ・アルト
キリクーラ
キンタ・ノルマル
レンカ
サン・ベルナルド
サン・ホセ・デ・マイポ
サン・ミゲル
サンティアゴ
タラガンテ
ティル・ティル
アルウエ
サン・ペドロ
マリア・ピント
サン・ラモン
ラ・ピンターナ
マクル
ペニャロレン
ロ・プラド
セロ・ナビア
サン・ホアキン
セリージョス
エル・ボスケ
レコレタ
ビタクラ
ロ・エスペホ
ロ・バルネチェア

インデペンデンシア
ペドロ・アギーレ・セルダ
ウエチュラバ
パドレ・ウルタード
ランカグア
マチャリ
グラネロス
コデグア
モスタサル
ペウモ
ラス・カブラス
サン・ビセンテ
ピチデグア
ドニウエ
コルタウコ
レンゴ
キンタ・デ・ティルココ
レキノア
オリバル
コインコ
マジョア
サン・フェルナンド
チンバロンゴ
ナンカグア
プラシージャ
サンタ・クルス

ロロル
チェピカ
プマンケ
パレドネス
パルミジャ
リトゥエチェ
ピチレム
マルチウエ
ラ・エストレージャ
ナビダ
ペラリージョ
クリコ
ロメラル
テノ
ラウコ
リカンテン
ビチュケン
ウアラニェ
モリーナ
サグラダ・ファミリア
タルカ
サン・クレメンテ
ペラルコ
リオ・クラロ
ペンカウエ
マウレ

クレプト
コンスティトウシオン
エンペドラード
サン・ハビエル
リナレス
ジェルバス・ブエナス
コルブン
ロンガビ
パラル
レティロ
チャンコ
カウケネス
ビジャ・アレグレ
ペジュウエ
サン・ラファエル
チジャン
ピント
コイウエコ
ランキル
コエレム
キリウエ
ニンウエ
ポルテスエロ
トレウアコ
コブケクラ
ニケン

サン・ファビアン
サン・ニコラス
ブルネス
サン・イグナシオ
キジョン
ユンガイ
ペムコ
エル・カルメン
コンセプシオン
ペンコ
ウアルキ
フロリダ
トメ
タルカウアノ
コロネル
ロタ
サンタ・ファナ
レブ
ロス・アラモス
アラウコ
クラニラウエ
カニェテ
コントゥルモ
ティルア
ロス・アンヘレス
サンタ・バルバラ

ラハ
キジェコ
ナシミエント
ネグレテ
ムルチェン
キラコ
ジュンベル
カブレロ
サン・ロセンド
アルト・ビオ・ビオ
トゥカペル
アントゥコ
チジャン・ビエホ
ウアルペン
サン・ペドロ・デ・ラ・パス
サン・カルロス
チグアジャンテ
アンゴル
プレン
ロス・サウセス
レナイコ
コジプジ
エルシージャ
トライグエン
ルマコ
ビクトリア

クラカウティン
ロンキマイ
テムコ
チョルチョル
ビルクン
フレイレ
クンコ
ラウターロ
ペルケンコ
ガルバリーノ
ヌエバ・インペリアル
カラウエ
サアベドラ
ピトルフケン
ゴルベア
トルテン
ロンコチェ
ビジャリカ
プコン
メリペウコ
クラレウエ
テオドロ・シュミット
パドレ・デ・ラス・カサス
バルディビア
コラル
マリキナ

マフィル
ランコ
ロス・ラゴス
フトローノ
パンギプジ
ラ・ウニオン
パイジャコ
リオ・ブエノ
ラゴ・ランコ
オソルノ
プジェウエ
サン・パブロ
プエルト・オクタイ
リオ・ネグロ
プランケ
プエルト・モン
カルブコ
プエルト・バラス
ジャンキウエ
フレシア
フルティジャル
マウジン
ロス・ムエルモス
アンク
ケムチ
ダルカウエ

カストロ
チョンチ
ケイレン
ケジョン
プケルドン
キンチャオ
クラコ・デ・ベレス
チャイテン
パレナ
フタレウフ
サン・ファン・デ・ラ・コスタ
コチャモ
ウアライウエ
アイセン
シスネス
コイアイケ
チレ・チコ
コクラネ
ラゴ・ベルデ
グアイテカス
リオ・イバニェス
オヒギンス
トルテル
プンタ・アレナス
プエルト・ナタレス
ポルベニール

トレス・デル・パイネ
リオ・ベルデ
ラグーナ・ブランカ
サン・グレゴリオ
プリマベーラ
ティマウケル
ナバリノ
カボ・デ・オルノス

第C款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ港湾公社
イキケ港湾公社
アントファガスタ港湾公社
コキンボ港湾公社
バルパライソ港湾公社
サン・アントニオ港湾公社
サン・ビセンテ・タルカウアノ港湾公社
プエルト・モン港湾公社
チャカブコ港湾公社
南部港湾公社

第二部　物品

第一節　日本国の調達に係る物品

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰの適用対象となる物品について適用する。

第二節　チリの調達に係る物品

第十二章の規定は、すべての物品について適用する。

第三部　サービス

第一節　日本国の調達に係るサービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表4の適用対象となるサービスについて適用する。

第二節　チリの調達に係るサービス

第十二章の規定は、すべてのサービス（第百二十八条(e)に定義する金融サービスを除く。）について適用する。

第四部　建設サービス

第一節　日本国の調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表5の適用対象となる建設サービスについて適用する。

第二節　チリの調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、すべての建設サービスについて適用する。

第二節に関する注釈

第十二章の規定は、イースター島に供給するための建設サービスについては、適用しない。

第五部　基準額

第一節　日本国について適用される基準額

第一部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰに定める基準額とする。ただし、当該第一部第一節に掲げる機関（世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰ付表2の適用対象となる機関を除く。）が、物品及びサービス（建設サービス、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を調達する場合の基準額は、十万特別引出権とする。

第一節に関する注釈

日本国は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、基準額を円建てに換算する。円建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一

月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき円建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

第二節　チリについて適用される基準額

1　第一部第二節第A款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、五百万特別引出権

2　第一部第二節第B款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、二十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、二十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権

3　第一部第二節第C款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。

第二部において特定する物品については、三十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、三十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権

第二節に関する注釈

チリは、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づき、基準額をチリ・ペソ建てに換算する。チリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づきチリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

第六部　チリに関する一般的注釈

第十二章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　チリ又はその公的企業が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助金、保証、協力のための合意、いかなる者、地域政府又は地方政府に対する政府による物品及びサービスの提供並びに対外援助を直接の目的とする購入を含む。）

(b)　国際的な贈与、借款その他の援助を資金とする購入（ただし、当該援助が第十二章の規定に反する条件で提供される場合に限る。）

(c)　チリの外交使節団による調達であって、専らその運用及び管理のために行われるもの

第七部　出版物

第一節　日本国の出版物

官報

県報、市報又はこれらに相当するもの

第二節　チリの出版物

官報

www.chilecompra.cl

www.mop.cl（建設サービス）

附属書十五（第十三章関係）　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

1　日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩

2　チリについては、チリの法令により指定される蒸留酒のチリ産ピスコ

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

平成十六年十一月の我が国とチリとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十七年二月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年三月二十七日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、チリとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化の促進、知的財産、競争、ビジネス環境の整備等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること。

2　一方の締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

4　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

5　一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、自国の区域内にある金融機関等の設立等に関し、他方の締約国の投資家等に対し、内国民待遇を与えること。

6　一方の締約国は、政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与えること。

7　両締約国が、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとること。

8　各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること。

9　両締約国は、両締約国のビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議することとし、そのため、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国の関税の撤廃及び削減の実施日程並びに関税割当ての内容等について規定している。

本協定は、協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とチリとの間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十六日

外務委員長　山口　泰明

衆議院議長　河野　洋平殿

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

政府は、日本国とタイ王国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるため、平成十九年四月三日に東京で、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　審査及び上訴
第七条　腐敗行為の防止に関する措置
第八条　秘密の情報
第九条　租税
第十条　一般的例外及び安全保障のための例外
第十一条　他の協定との関係
第十二条　実施取極
第十三条　合同委員会
第十四条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十五条　定義
第十六条　物品の分類
第十七条　内国民待遇
第十八条　関税の撤廃
第十九条　関税上の評価
第二十条　農産品に関する輸出補助金
第二十一条　非関税措置
第二十二条　二国間セーフガード措置
第二十三条　国際収支の擁護のための制限
第二十四条　運用上の手続規則
第二十五条　物品の貿易に関する小委員会
第二十六条　見直し
第三章　原産地規則
第二十七条　定義
第二十八条　原産品
第二十九条　累積
第三十条　僅少の非原産材料
第三十一条　原産資格を与えることとならない作業
第三十二条　積送基準
第三十三条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十四条　代替性のある産品及び材料
第三十五条　間接材料
第三十六条　附属品、予備部品及び工具
第三十七条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十八条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三十九条　関税上の特恵待遇の要求
第四十条　原産地証明書
第四十一条　照会に対する回答
第四十二条　輸出に関する義務
第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十六条　秘密性
第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条　雑則
第四十九条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第五十条　適用範囲
第五十一条　定義
第五十二条　透明性
第五十三条　通関
第五十四条　一時輸入及び通過物品
第五十五条　協力及び情報の交換
第五十六条　税関手続に関する小委員会
第五章　貿易取引文書の電子化
第五十七条　貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力
第五十八条　意見及び情報の交換
第五十九条　貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力
第六十条　貿易取引文書の電子化の実現に関する検討
第六十一条　貿易取引文書の電子化に関する小委員会
第六章　相互承認
第六十二条　一般的義務
第六十三条　適用範囲
第六十四条　定義
第六十五条　適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し
第六十六条　相互承認に関する小委員会
第六十七条　連絡部局
第六十八条　一般的例外
第六十九条　雑則
第七十条　秘密性
第七章　サービスの貿易
第七十一条　一般原則
第七十二条　適用範囲
第七十三条　定義
第七十四条　市場アクセス
第七十五条　内国民待遇
第七十六条　追加的な約束
第七十七条　特定の約束に係る表
第七十八条　特定の約束に係る表の修正
第七十九条　最恵国待遇
第八十条　国内規制
第八十一条　相互承認
第八十二条　透明性
第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十四条　セーフガード措置
第八十五条　支払及び資金の移転
第八十六条　国際収支の擁護のための制限
第八十七条　利益の否認
第八十八条　サービスの貿易に関する小委員会
第八十九条　見直し
第八章　投資
第九十条　適用範囲
第九十一条　定義

第九十二条　この章の規定の遵守
第九十三条　内国民待遇
第九十四条　裁判所の裁判を受ける権利
第九十五条　待遇に関する最低限度の基準
第九十六条　最恵国待遇
第九十七条　特定措置の履行要求
第九十八条　特定の約束に係る表
第九十九条　約束の修正
第百条　与えられた待遇
第百一条　透明性
第百二条　収用及び補償
第百三条　争乱からの保護
第百四条　資金の移転
第百五条　代位
第百六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第百七条　特別な手続
第百八条　一時的なセーフガード措置
第百九条　信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置
第百十条　収用を構成する租税に係る課税措置
第百十一条　環境に関する措置
第百十二条　利益の否認
第百十三条　投資に関する小委員会
第百十四条　見直し
第九章　自然人の移動
第百十五条　適用範囲
第百十六条　定義
第百十七条　特定の約束
第百十八条　自然人の移動に関する要件及び手続
第百十九条　相互承認
第百二十条　自然人の移動に関する小委員会
第百二十一条　追加的な交渉
第十章　知的財産
第百二十二条　一般規定
第百二十三条　定義
第百二十四条　内国民待遇
第百二十五条　最恵国待遇
第百二十六条　手続事項の簡素化及び調和
第百二十七条　透明性
第百二十八条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百二十九条　目的
第百三十条　特許
第百三十一条　意匠
第百三十二条　商品及びサービスに係る商標
第百三十三条　著作権及び関連する権利
第百三十四条　地理的表示
第百三十五条　植物の新品種
第百三十六条　不正競争
第百三十七条　開示されていない情報の保護
第百三十八条　国境措置に係る権利行使
第百三十九条　民事上の救済に係る権利行使
第百四十条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百四十一条　権利行使に関する一般規定

第百四十二条　中小企業による知的財産権の取得に対する支援
第百四十三条　知的財産に関する小委員会
第百四十四条　安全保障のための例外
第十一章　政府調達
第百四十五条　政府調達に関する情報の交換
第百四十六条　政府調達に関する小委員会
第十二章　競争
第百四十七条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進
第百四十八条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力
第百四十九条　無差別待遇
第百五十条　手続の公正な実施
第百五十一条　第八条及び第十四章の規定の不適用
第十三章　協力
第百五十二条　基本原則
第百五十三条　協力の分野
第百五十四条　協力の範囲及び形態
第百五十五条　協力の実施
第百五十六条　知的財産権その他の財産権的性格を有する権利
第百五十七条　協力の各分野に関する小委員会
第百五十八条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百五十九条　適用範囲
第百六十条　協議
第百六十一条　あっせん、調停又は仲介
第百六十二条　仲裁裁判所の設置
第百六十三条　仲裁裁判所の任務
第百六十四条　仲裁裁判手続
第百六十五条　仲裁裁判手続の終了
第百六十六条　裁定の実施
第百六十七条　費用
第十五章　最終規定
第百六十八条　目次及び見出し
第百六十九条　一般的な見直し
第百七十条　附属書及び注釈
第百七十一条　改正
第百七十二条　効力発生
第百七十三条　終了
附属書一（第二章関係）　第十八条に関する表
附属書二（第三章関係）　品目別規則
附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
附属書四（第六章関係）　電気製品に関する附属書
附属書五（第七章関係）　第七十七条に関する特定の約束に係る表
附属書六（第八章関係）　投資に関する表
附属書七（第九章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びタイ王国（以下「両締約国」という。）は、

様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の経済上の連携が、一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させることにより、両締約国の市場の魅力及び活力を高めるとともに、両締約国間のみならずアジア地域における貿易及び投資の拡大をもたらすことを認識し、

両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務、特に千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に基づく両締約国の権利及び義務に留意し、

同協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

東南アジアの人々の繁栄及び福祉のため東南アジア諸国との協力を共同で発展させ、及び強化させることを希望し、

相互の利益のため両締約国の人々及び産業界の間の協力を発展させ、及び強化させる必要性を認識し、

各締約国の特別の必要性、発展の水準における相違及び漸進的かつ早期に一層高い水準の自由化を達成するという共通の目標に留意し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みに留意し、

両締約国間の一層強固な経済上の相互関係が、日本国及びタイ王国の企業のみならずアジアの他の国の企業に対しても、より大きな機会、より大きな規模の経済及び経済活動にとっての一層予見可能な環境を提供するであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進すること。

(c) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑化すること。

(d) 投資を奨励し、及び促進し、並びに両締約国における投資財産及び投資活動の保護を確保すること。

(e) 自然人の移動を円滑化すること。

(f) 両締約国間の貿易及び投資を促進するため、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保し、及び強化すること。

(g) 政府調達の分野における両締約国の相互の利益のための協力を強化すること。

(h) 公正かつ自由な競争を反競争的行為の禁止によって促進し、及び公正かつ自由な競争の分野において協力すること。

(i) 両締約国間の更なる協力のための枠組みを設定すること。

(j) この協定の対象となる事項に関する法令の実施における透明性を促進すること。

第二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。

(b) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいい、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(c) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(d) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、この協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定を速やかに公表し、又は公に利用可能なものとし、並びにこの協定の実施及び運用に影響を及ぼす自国が締結している国際協定を可能な範囲内で速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、実行可能な範囲内で、当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なものとする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、緊急の場合又は軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第五条　行政上の措置に関連する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次の通知を行い、及び機会を与える。

(a)　適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものでなければならず、また、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)の決定が自国の権限のある当局によって実施されることを確保する。

第七条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為であって、自国の公務員によるものを防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第八条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第九条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第四章まで及び第八章（第百三条を除く。）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

2　第七章から第九章まで（第百三条を除く。）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定を準用する。

第十一条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

第十二条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条　合同委員会

1　この協定に基づき、両締約国政府の代表者で構成する合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　第二十四条に規定する運用上の手続規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3(a)　合同委員会は、両締約国が閣僚級で合同委員会を開催することに合意する場合を除くほか、次官又はこれと同等の地位以上の日本国政府の職員及び副次官又はこれと同等の地位以上のタイ王国政府の職員をその共同議長とする。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

(c)　合同委員会は、自己の任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとることができる。

4　合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及びタイ王国（以下「タイ」という。）において交互に開催する。

第十四条　両締約国間の連絡

この協定に関するすべての事項についての両締約国間の連絡は、次の連絡部局を通じて円滑にするものとする。

(a)　日本国については、外務省

(b)　タイについては、外務省

第二章　物品の貿易

第十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十二条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含めない。

(i)　当該輸入産品と同種の国内産品に対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)「国内産業」とは、締約国において活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十二条7(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g)「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h)「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十六条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十七条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十八条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

第十九条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十条　農産品に関する輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「農業協定」という。）に従って、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十一条　非関税措置

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置の透明性を確保するとともに、それに関する世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十二条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十八条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となっているときは、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

2(a)　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(b) (a)に規定する調査については、特別な場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

3 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する2(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) 第八条の規定に従うことを条件として、(a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、他方の締約国の原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる他方の締約国の原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムに基づく関税分類、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、2(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、及び当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、一回につき二年を限度として延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、五年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた他方の締約国の原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 他方の締約国の原産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該原産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4 (a) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する締約国は、当該二国間セーフガード措置をとり、又は延長した後、遅滞なく、かつ、三十日以内に、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値の対応を講ずる貿易上の補償の適切な方法について協議を行うための十分な機会を確保する。

(b) 両締約国が(a)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、譲許の適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利を行使する締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。

(d) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

5 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

6 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

7 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、第十八条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、2に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、3(d)に規定する期間に算入される。

(d) 3(f)、5及び6の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として徴収された追加的な関税は、その後行われる2(a)に規定する調査により他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定されない場合には、速やかに払い戻される。

8 3(a)、4(c)及び7(b)に規定する書面による通報は、英語により行う。

9 各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

10 両締約国は、この協定の効力発生の日から十五年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十三条　国際収支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十四条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七条に規定する権限のある政府当局及び関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章及び次章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条　物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第二十六条　見直し

両締約国は、附属書一の表（関税の撤廃又は引下げに関する約束及び交渉に関する約束の対象から除外される原産品を含む。）を含むこの章の規定についての一般的な見直しを、この協定が効力を生ずる年の後十年目の年に又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に行う。両締約国は、合意する場合には、当該一般的な見直しの結果を踏まえて、当該一般的な見直しの間に交渉の対象とすることとした原産品に関する関税の撤廃又は引下げの可能性についての交渉を開始することができる。

第三章　原産地規則

第二十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省又はこれを承継する当局をいい、タイについては商務省又はこれを承継する当局をいう。

(b)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、タイについては関税庁をいう。

(c)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d)　「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(e)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g)　「輸入者」とは、輸入締約国の法令に従って当該輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(h)　「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(i)　燃料及びエネルギー

(ii)　工具、ダイス及び鋳型

(iii)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(iv)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(v)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi)　他の産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii)　触媒及び溶剤

(viii)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(i)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(j)　「非原産材料」とは、他の産品の生産に使用される産品であって、(k)に規定する締約国の原産材料でないものをいう。

(k)　「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品をいう（第二十九条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。）。

(l)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第三十七条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(m)　「関税上の特恵待遇」とは、第十八条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(n)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含むが、これらに限定されない。

第二十八条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2　1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

3　1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「ＱＶＣ」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

5 (a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

6　4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

7　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

8　5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の

取引が存在しない場合について適用する。

第二十九条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十条　僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

第三十一条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみによって、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第三十二条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a)　当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十三条　組み立ててないか又は分解してある産品

第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三十四条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十五条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十六条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当

該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十七条　小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

(a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b) 産品の原産資格割合を算定するに当たって考慮しない。

第三十九条　関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

(a) その課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入

(b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十条　原産地証明書

1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。

4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第二十四条に規定する運用上の手続規則において英語による各締約国の原産地証明書の様式を定める。

5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提

出する申告書

8　原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十一条　照会に対する回答

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の産品の輸入者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、自国の法令に従って照会に対する回答を行うよう努める。

第四十二条　輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

(a)　産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

(b)　当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸入締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げるものではない。

第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

第四十六条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、

(a)　この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。

(b)　当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第四十八条　雑則

附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第四十九条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正

(iii)　第二十四条に規定する運用上の手続規則

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章　税関手続

第五十条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、第二十七条(b)に定義する税関当局をいう。

(b)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であってその運用及び執行についての責任が特に各締約国の税関当局に課されるもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第五十二条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第五十三条　通関

1　両締約国は、次に掲げる原則を遵守することにより、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払う。

(a)　予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用すること。

(b)　貿易取引文書の電子化の実現に寄与することその他の目的のため、適当な場合には、他の国内当局、第三国の税関当局及び貿易関係者と協力すること。

(c)　影響を受ける当事者に対し、行政上及び司法上の審査を容易に行い得る手続を提供すること。

2　各締約国は、1の規定の適用上、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　輸入及び輸出に関する書類に係る要件を削減し、及び簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

第五十四条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＡＴＡ条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国において物品の一時輸入のための通関手帳（ＡＴＡ条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第五十五条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国は、1の規定を効果的に実施するため、実施取極で定めるところにより協力し、及び情報を交換する。

3　第八条の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第五十六条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五章　貿易取引文書の電子化

第五十七条　貿易取引文書の電子化に関する両締約国間の協力

両締約国は、貿易取引情報及び船荷証券、仕入書、信用状、保険証明書その他の文書上の内容であって電子的方式により入力したものを書面によらず電子的に保管し、及び移転すること（以下この章において「貿易取引文書の電子化」という。）が、費用及び時間の削減を通じて貿易の効率を著しく高めることを認識して、両締約国間の貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する。

第五十八条　意見及び情報の交換

両締約国は、貿易取引文書の電子化の実現、促進及び発展に関する意見及び情報を交換する。

第五十九条　貿易取引文書の電子化に関する民間の団体間の協力

両締約国は、貿易取引文書の電子化に関する活動に従事する両締約国の関連する民間の団体間の協力を奨励する。このような協力には、両締約国の企業間の電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であって電子的方式により入力したものを効率的かつ安全に提供するための設備（以下この章において「設備」という。）を当該民間の団体が設置し、及び運用することを含めることができる。

第六十条　貿易取引文書の電子化の実現に関する検討

両締約国は、設備を通じて両締約国の企業間で交換される電子的な貿易取引情報及び関係文書上の内容であって電子的方式により入力したものが各締約国の貿易規制当局により補助的なものとして使用されることを可能とする貿易取引文書の電子化の実現方策について、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後二年以内に検討を行う。

第六十一条　貿易取引文書の電子化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、貿易取引文書の電子化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　貿易取引文書の電子化に関する情報を交換すること。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する場所及び時期において開催する。

第六章　相互承認

第六十二条　一般的義務

1　一方の締約国は、この章の規定に従い、他方の締約国において製造され、及び他方の締約国から自国に輸入される製品に関し、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、並びに附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、自国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施するものの結果（適合性の証明書を含む。）を受け入れる。

2　適合性の表示を使用するために1に規定する適合性の証明書に加えて締約国によって許可書が必要とされる場合には、そのような許可書については、その申請が提出されたときは、1に基づく義務を回避するための手段として用いられないよう遅滞なく発給する。

第六十三条　適用範囲

1　この章の規定は、適合性評価機関の登録又は指定及び製品又は工程の適合性評価手続であって、附属書四に規定するものについて適用する。附属書四は、第一部及び第二部から成る。

2　附属書四第一部は、特に、適用範囲を定める規定を含む。

3　附属書四第二部は、次の事項を定める。

(a)　この章の規定が適用される製品を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(b)　技術上の要件及び当該要件を満たすための適合性評価手続であって、この章の規定が適用されるものを定める各締約国の関係法令及び運用規則

(c)　適合性評価機関の登録又は指定の基準を定める各締約国の関係法令及び運用規則

(d)　登録当局又は指定当局の表

第六十四条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「適合性の証明書」とは、登録又は指定を受けた適合性評価機関が適合性評価手続の結果として発給する文書であって、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすことを記載したものをいう。

(b)　「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施し、及び適合性の証明書を発給する機関をいう。

(c)　「他方の締約国の適合性評価機関」とは、他方の締約国内に所在する適合性評価機関をいう。

(d)　「適合性評価手続」とは、製品又は工程が附属書四に特定する締約国の関係法令及び運用規則に定める関連の技術上の要件を満たすか否かにつき、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(e)　「登録又は指定の基準」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けるために他方の締約国の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び当該一方の締約国の登録当局又は指定当局による登録又は指定を受けた適合性評価機関が当該登録又は指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、附属書四に特定する当該一方の締約国の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f)　「許可書」とは、タイに関し、許可書を取得した者が関係勅令によりタイ工業規格への適合が要求される製品を販売目的でタイに輸入することを認めるために工業製品標準委員会が発給した文書をいう。

(g)　「登録当局又は指定当局」とは、一方の締約国の当局であって、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従い、他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定及び当該登録又は指定の取消しを行う権限を与えられたものをいう。

(h)　「登録又は指定」とは、一方の締約国の登録当局又は指定当局が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って行う他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、この章におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻（ＩＳＯ・ＩＥＣガイド2）の千九百九十六年版（「標準化及び関連する活動に関する一般的用語」）において与えられている意味を有する。

第六十五条　適合性評価機関の登録又は指定及びその取消し

1(a)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、登録又は指定を申請する他方の締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たす場合には、附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に従って、当該他方の締約国の適合性評価機関を登録し、又は指定する。

(b)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する自国の関係法令及び運用規則に定める登録又は指定の基準を満たさなくなった場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

2(a)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、他方の締約国の適合性評価機関が登録又は指定の基準を満たしていることを確認するため、次のことを行うことができる。

(i)　当該他方の締約国の適合性評価機関に対し、書面による質問書により又は(ii)に規定する訪問の際に、照会すること。

(ii)　当該他方の締約国の適合性評価機関の施設への訪問につき、当該他方の締約国が反対せず、かつ、当該適合性評価機関が同意を与えること及び当該他方の締約国の求めがあるときは当該他方の締約国の登録当局又は指定当局の職員が同行することを条件として、これを実施すること。

注釈　当該一方の締約国の登録当局又は指定当局に対し、訪問の要請が受領された日から十四日間又は当該一方の締約国の登録当局若しくは指定当局が定める期間のいずれか長い方の期間内に反対が通報されない場合には、反対がなかったものとみなす。

(b)　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、(a)(i)に規定する書面による質問書を送付するときは、直ちに他方の締約国に通報する。

(c)　(a)(ii)に規定する訪問は、その訪問が行われる締約国の法令に反しない方法で行われる。

(d)　締約国は、自国の登録当局又は指定当局が照会又は訪問を通じて入手した情報については、(a)に規定する目的のためにのみ使用する。

3　一方の締約国の登録当局又は指定当局は、2(a)(i)に規定する照会について正当な理由なく回答が行われず、若しくは虚偽の回答が行われた場合、他方の締約国が2(a)(ii)に規定する訪問に反対し、若しくは当該他方の締約国の適合性評価機関が2(a)(ii)に規定する同意を与えない場合又は2(a)(ii)に規定する訪問が拒否され、妨げられ、若しくは忌避された場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の登録又は指定を取り消すことができる。

第六十六条　相互承認に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、相互承認に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　各締約国の適合性評価機関が附属書四に特定する他方の締約国の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続を実施する能力を更に向上させるため、規格及び適合性評価手続に関する情報を交換すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施及び運用のため、両締約国間の協力を促進する方法について討議すること。

(c)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(d)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第六十七条　連絡部局

各締約国は、この章の規定に関する他方の締約国からのあらゆる妥当な照会に応じ、及び適当な場合には関連する情報を他方の締約国に提供する連絡部局を指定する。

第六十八条　一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

第六十九条　雑則

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対して強制的な措置をとることを承認するものと解してはならない。一方の締約国は、この章の規定に関連して、他方の締約国の適合性評価機関又はその代表、被用者その他の人員に対し刑事上、民事上又は行政上の罰則を科してはならないことが確認される。

注釈　「行政上の罰則」には、第六十五条に規定する登録又は指定の取消しを含めない。

2　この章のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の規格を受け入れる義務を課するものと解してはならない。

3　この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七十条　秘密性

1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護

する。

2　この章の規定に従って入手された情報は、外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第七章　サービスの貿易

第七十一条　一般原則

この章の一般原則は、次のとおりとする。

(a)　サービス貿易一般協定の前文第三段落及び第五条の規定に従って、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。

(b)　両締約国がサービス及びサービス提供者の効率性、競争力及び多様性を向上させるための枠組みを提供すること。

第七十二条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c)　締約国若しくは公的企業が交付する補助金又はこれらが行う贈与（公的に支援される借款、保証、保険及び当該補助金又は贈与を受け、又は受け続ける場合に付されるあらゆる条件を含む。）

(d)　出入国管理に関する法令に基づく措置

(e)　締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置

(f)　政府調達に係るもの

3　サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書の規定は、金融サービスについて準用する。

注釈　サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書4に規定する「小委員会」は、この協定の第十四章に規定する「仲裁裁判所」と読み替えるものとする。

4　この協定の規定（この協定に基づく権利及び義務がサービス貿易一般協定に規定されていない場合に限る。）は、金融サービスについては、適用しない。ただし、第七十七条、第八十二条、第八十九条、第九十条4、第百十四条、第十三章及び第十四章の規定については、この限りでない。

第七十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。

(i)　当該締約国の領域（領海を含む。）

(ii)　国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(c)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　企業の設立、取得又は維持

注釈　「取得」には、サービスを提供する企業の持分の一部の取得を含める。

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(d)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(e)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　「他方の締約国の企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、当該他方の締約国において実質的な事業活動を行っているもの

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する企業

(A)　他方の締約国の自然人

(B)　(i)に規定する他方の締約国の企業

(g)　(i)　企業が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii)　企業が他の者と「提携」するとは、当該企業が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該企業及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わず、また、租税に係る課税措置を含む。）をいう。

(j)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府及び機関並びに中央又は地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(k)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii)　サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(l)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(m)　「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

(n)　「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。

(o)　サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i)　特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii)　当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(p)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含めない。

(q)　「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(r)　「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i)　他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii)　業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(s)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(t)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(u)　「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　企業がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(v)　「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は企業をいう。

(w)　「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(x)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(y)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(z)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第七十四条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(y)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(y)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(y)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国のすべての区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第七十五条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及

びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第七十六条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第七十七条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2　附属書五の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

3　第七十四条及び第七十五条のいずれの規定にも適合しない措置は、第七十四条に関する欄に記載する。その記載は、第七十五条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

4　特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関しては、第七十四条又は第七十五条の規定に適合しないすべての現行の措置を2(a)及び(b)に規定する条件及び制限として記載する。

5　前三条の規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野又は小分野についても、透明性の観点から、附属書五の特定の約束に係る表に記載する。

6　特定の約束に係る表は、この協定の附属書五に掲げる。

注釈　両締約国は、自国の特定の約束に係る表においてすべてのサービス分野を記載するに当たり、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）を指針とする。

第七十八条　特定の約束に係る表の修正

1　サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第百七十一条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2　一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第七十九条　最恵国待遇

一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国とのサービスの貿易に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

第八十条　国内規制

1　各締約国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿

易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

5　締約国は、特定の約束に係る表において特定する条件及び制限に従うことを条件として特定の約束を行った分野において、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a)　次のいずれかの基準に適合しない態様

(i)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(iii)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

6　締約国は、自国の特定の約束に係る表において特定の約束の対象となっていない分野において、免許要件、資格要件及び技術上の基準が5(a)に規定する基準に可能な限り適合することを確保するよう努める。

7　締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国について適用される関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

第八十一条　相互承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八十二条　透明性

各締約国は、すべての分野において、第七十四条から第七十六条までの規定に基づく義務に影響を及ぼすすべての関係法令を記載した法的拘束力のない表を作成する。当該表は、この協定の効力発生時に他方の締約国と交換され、及び公表されるものとし、必要に応じて将来の見直し及び改定の対象となる。

注釈　この条の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。この条の規定に基づくいかなる見直し又は改定も、当該表を更新することのみを目的とする。

第八十三条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、その区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動してい

ると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八十四条　セーフガード措置

両締約国は、この協定の効力発生の日の後六箇月以内にセーフガード措置に関する交渉を開始するための協議を行う。当該交渉により結果が出る場合には、その結果は、第百七十一条1の規定に従ってこの章に組み込まれる。

第八十五条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この条において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八十六条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　内国民待遇の原則に基づいて適用されること。

(b)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(c)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(d)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

5　一方の締約国は、1の規定に従って制限を課する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が課した制限の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

第八十七条　利益の否認

1　一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されていると認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

2　一方の締約国は、企業である他方の締約国のサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第八十八条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　国内法令に関する情報を交換すること。
(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。
(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(e)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第八十九条　見直し

1　両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、すべてのサービス分野（運送サービス、観光サービス、金融サービス及び電気通信サービスを含む。）についての一般的な見直しのための交渉を開始する。当該一般的な見直しには、「SS」と記載した約束の範囲の見直しを含める。

2　両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年以内に、保守及び修理のサービス、卸売及び小売サービス並びに賃貸サービスについての見直しのための別個の交渉を開始する。

3　1又は2に規定する見直しには、両締約国の附属書五の特定の約束に係る表に記載する約束の範囲、条件及び制限又は追加的な約束であって1又は2に規定するサービスに関するものの見直しを含めるものとし、1又は2に規定する見直しは、サービス貿易一般協定に定める漸進的な自由化の原則を指針として行われる。

4　両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第七十二条4及び第八十七条1の規定についての見直しのための交渉を開始する。

第八章　投資

第九十条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国による次のものに関する措置について適用する。
(a)　他方の締約国の投資家
(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産
(c)　第百十一条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

3　この章の規定は、一方の締約国による措置であって、サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについては、適用しない。

4　3の規定にかかわらず、
(a)　投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九十四条から第九十六条まで、第百条、第百二条、第百三条、第百五条から第百七条まで及び第百九条から第百十二条までの規定は、一方の締約国による措置であって、サービス分野（金融サービス分野を除く。）における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。
(b)　投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、第九十四条、第百二条、第百三条、第百五条、第百九条及び第百十二条の規定は、一方の締約国による措置であって、金融サービス分野における他方の締約国の投資家及びその投資財産に関するものについて適用する。

注釈1　この(b)の規定の適用上、第百二条の規定に基づく補償がある場合には、その額は、影響を受ける金融サービスを提供する企業の資産額と偶発債務を含む負債額との差から計算される純資産額を超えてはならない。

注釈2　この(b)に規定する投資財産は、この章における投資財産の定義に該当するもののうち、持分、再投資収益及び借入資本である永久債務に限る。

5　第九十三条及び第九十六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条又は第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

6　この章の規定は、政府機関が政府用として購入する物品及びサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のための物品の生産若しくはサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令又は手続及び慣行については、適用しない。

第九十一条　定義

この章の規定の適用上、
(a)　「区域」とは、それぞれの締約国について、次のものをいう。
(i)　当該締約国の領域（領海を含む。）
(ii)　国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(b)　「輸入物品の買手等に対する債権」とは、一方の締約国の投資家が、当該一方の締約国の区域内に所在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスを除く。以下この(b)の規定において同じ。）の提供者と他方の締約国の区域内に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービスの売買契約に関し、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者が特に当該輸出物品の売手又はサービスの提供者に対して支払を行うため、当該輸入物品の買手又はサービスの消費者に対して直接貸付けを行うことを内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

(c)　「直接投資企業」とは、次のいずれかの企業をいう。

(i)　一方の締約国の区域内にある企業であって、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以上を直接に所有するもの

(ii)　一方の締約国の区域内にある企業であって、他方の締約国の投資家がその総持分の十パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有するもの

(d)　「直接投資家」とは、次のいずれかの投資家をいう。

(i)　一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する他方の締約国の投資家

(ii)　一方の締約国の区域内にある企業の総持分の十パーセント以上を自己に帰属するものとして、直接及び間接に又は間接に所有する他方の締約国の投資家

注釈　この(c)及び(d)の規定の適用上、「間接に所有する」とは、一の企業又は二以上の連続する企業を通じて投資家が企業の持分を所有すること（当該一の企業又は二以上の連続する企業のそれぞれが次の企業の総持分の十パーセント以上を直接に所有する場合に限る。）をいう。この場合における投資家による企業の持分の所有は、当該投資家の当該一の企業又は二以上の連続する企業における持分割合に基づくものとする。これらの各企業における持分割合は、当該各企業の総持分の十パーセント以上が当該投資家に帰属することを確保するために十分なものとする。

(e)　「他方の締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(f)　(i)　企業が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　企業が締約国又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(g)　「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

注釈　第百十一条の規定の適用上、「投資活動」には、第三国の投資家による投資活動を含める。この場合において、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。

(j)　「投資財産」とは、次のものをいう。

(i)　直接投資家によって所有されている次の資産

(A)　株式、出資その他の形態の直接投資企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(B)　直接投資企業の再投資収益

(C)　直接投資家と直接投資企業との間の債券、社債その他の債務証書及び貸付債権（これらの債務証書及び貸付債権から派生する権利を含む。）

(ii)　直接投資企業又は直接投資家によって所有されている次の資産であって、当該直接投資家と当該直接投資企業との間の取引から生ずるもの

(A)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(B)　知的財産権であって、その区域内において投資が行われる締約国の法令により認められるもの

(C)　その区域内において投資が行われる締約国の法令又は契約により与えられる権利（例えば、特

許、免許、承認、許可）

(II) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権

(iii) 投資家によって直接に所有されている次の資産

(AA) 輸出物品の売手等の債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの

(BB) 輸入物品の買手等に対する債権であって、その当初の償還期間が三年以上であるもの

(CC) 特定の事業計画に係る貸付債権であって、その当初の償還期間が五年以上であるもの

(DD) 完成後引渡し契約に基づく権利

注釈1　「投資財産」には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他の収益を含める。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2　前条1(c)の規定の適用上、「投資財産」には、第三国の投資家によって所有されている投資財産を含める。

(k) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の区域内において投資を行っており、又は既に行った他方の締約国の国民又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であって、当該他方の締約国の区域内に所在するものを除く。

(l) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(m) 「締約国の措置」とは、中央又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置をいう。

(n) 「他方の締約国の国民」とは、他方の締約国の関係法令に基づいて当該他方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(o) 「者」とは、自然人又は企業のいずれかをいう。

(p) 「特定の事業計画に係る貸付債権」とは、一方の締約国の投資家が、他方の締約国の区域内に設立される企業に対し、当該企業が特定の事業計画を実施することができるよう、定められた額の貸付けを行い、かつ、当該特定の事業計画の資産が貸付けの担保として提供されることを内容とする融資契約に基づく貸付債権（当該融資契約の開始日から五年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

注釈　この(p)に規定する特定の事業計画は、経済的な価値が付加されるものでなければならず、また、純粋に金融取引のみを行うものであってはならない。

(q) 「再投資収益」とは、直接投資企業から直接投資家に配当として分配されない収益又は送金されない収益のうち当該直接投資家の持分に応じたものをいう。

(r) 「輸出物品の売手等の債権」とは、一方の締約国に所在する輸出物品の売手又はサービス（金融サービスを除く。以下この(r)の規定において同じ。）の提供者である投資家が、他方の締約国に所在する輸入物品の買手又はサービスの消費者に対し、当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の物品又はサービスの売買契約に基づく支払の繰延べを認めることを内容とする当該投資家と当該輸入物品の買手又はサービスの消費者との間の融資契約に基づく定められた額の債権（当該融資契約の開始日から三年以内に返済される額に係るものを除く。）をいう。

(s) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第九十二条　この章の規定の遵守

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府及び機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第九十三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得及び拡張に関し、附属書六第一部に記載した分野において、かつ、同部に定める条件及び制限に従い、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、この協定の効力発生の日に存在している自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、締約国が附属書六第二部において特定する措置については、適用しない。

第九十四条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九十五条　待遇に関する最低限度の基準

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第九十六条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国と投資に関する協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、当該第三国との投資に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する。

2　一方の締約国は、自国の区域内における投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、一方の締約国が、関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力であって、当該一方の締約国が当事者であり、又は当事者となるものにより与える待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

4　2の規定は、締約国が附属書六第三部において特定する措置については、適用しない。

第九十七条　特定措置の履行要求

1　この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

2　この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

3　この条及び附属書六のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定（その改正を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第九十八条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、第九十三条1並びに前条1及び2の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。

2　附属書六第一部の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行う分野に関し、場合に応じて次の事項を特定する。

(a)　内国民待遇についての条件及び制限

(b)　特定措置の履行要求についての約束

3　特定の約束に係る表は、この協定の附属書六第一部に掲げる。

第九十九条　約束の修正

この章の規定に基づく特定の約束の修正又は撤回は、第百七十一条の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、当該交渉の前に附属書六の自国の特定の約束に係る表に定める水準よりも投資にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

第百条　与えられた待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えた待遇の水準を自国の法令に従って維持する。

第百一条　透明性

1　一方の締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定であって、この章の規定の対象となる事項に関するものを、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるように公表し、又は利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、自国の国内法令に基づき可能な範囲で次のことを行う。

(a)　自国が採択する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を公表すること。

1　この章のいかなる規定も、附属書六第一部に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国が、自国の区域内における投資活動の条件として、特定措置の履行要求を課し、又は強制することを妨げるものではない。

(b)　利害関係者及び他方の締約国に対し、(a)に定める措置について意見を述べるための適当な機会を与えること。

第百二条　収用及び補償

1　いずれの締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続に従ってとられるものであり、かつ、(d)迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合を除く。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用を行う締約国の法令に従って妥当な利子を付する。当該補償については、実際に換価し、自由利用可能通貨によって自由に移転し、並びに収用が行われた日の市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。

第百三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由利用可能通貨によって自由に移転することができるものとする。

第百四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨によって自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第百六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　いずれの一方の締約国も、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

3　1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事事件

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第百五条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産から生じ、又はこれに関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第百六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国によるこの章の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を当該他方の締約国の投資家が被ったことについての請求に係るものをいう。

2　投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

3　投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあった日から六箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）の規定による調停又は仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結していることを条件とする。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。）に基づく調停又は仲裁。ただし、いずれかの締約国がＩＣＳＩＤ条約を締結していることを条件とする。

(c)　千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁

個々の請求に関しこの3の規定に基づき投資紛争をいずれかの仲裁に付託する権利を行使する場合には、この3に規定する他の紛争解決手続及び当該投資紛争の当事者である締約国の法律に従った司法裁判所又は行政裁判所における手続は、排除されたものとみなされる。ただし、仲裁手続が当該投資紛争の実体的な事項について最終的な裁定が下される前に終了した場合は、この限りでない。

4　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正される部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。

5　3の規定に従い投資紛争を付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　3に規定する紛争解決手続のうち当該投資家が選択しようとするもの

6　各締約国は、投資紛争がこの条の規定により国際的な調停又は仲裁に付託されることに同意する。ただし、投資紛争の当事者である投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知るべきであった日のいずれか早い方の日から二年の期間が経過した場合は、この限りでない。

7　3の規定は、投資紛争の当事者である投資家が、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い司法裁判所又は行政裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することを妨げるものではない。ただし、仲裁が行われている間に当該投資家の権利及び利益を保全することのみを目的として申立てを行うことを条件とする。

8　仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「両紛争当事者」という。）が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によって構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から七十五日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかった場合には、投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を9及び10に規定する条件に従い、自己の裁量によって任命する。

9　第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国の区域内に日常の住居を有する者又は任命の際に両紛争当事者のいずれか一方によって雇用されている者であってはならない。

10　各紛争当事者は、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によって指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

11　この条の規定に基づく仲裁は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）を締結している国において行う。

12　仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(b)　原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

13　この条の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

14　締約国は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、投資紛争の当事者である投資家が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張してはならない。

15　この条の規定は、次の投資紛争については、適用しない。

(a)　この協定の効力発生前に生じた事態に起因し、又はこの協定の効力発生前に既に解決されている投資紛争

(b)　第九十七条の規定に基づく義務に関する投資紛争

(c)　投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関する措置以外の措置に関する投資紛争

第百七条　特別な手続

第九十三条及び第九十六条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第百八条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第九十三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第百四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済上又は資金上の危機をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する措置を決定するに当たり、自国の経済開発にとって一層重要な分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該措置を採用し、又は維持してはならない。

4　1の規定に基づいて採用し、若しくは維持する措置又はその変更については、他方の締約国に対し、速やかに通報する。

5　一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しを行うため、当該他方の締約国と速やかに協議を開始することができる。

6　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第百九条　信用秩序の維持のための措置及び経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

1　各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、次の措置をとることを妨げられない。

(a)　信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提

供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するためのものを含む。）

(b)　経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置

注釈　この(b)に規定する措置には、通貨政策に関する措置及び投機的な資金の流れを抑止するための措置を含める。その措置は、経済全般又は為替相場の安定性を確保するという目的を実現させるために必要な範囲を超えるものであってはならない。経済全般又は為替相場の安定性を確保するための措置には、特定の分野の促進又は保護に関する措置を含めない。

2　1に規定する措置であって、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第百十条　収用を構成する租税に係る課税措置

1　第百二条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

2　1の規定が適用される場合には、第九十四条及び第百六条の規定を租税に係る課税措置について適用する。

3(a)　租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第百二条の規定を第百六条の規定に基づく投資紛争の根拠として援用することができない。

(b)　租税に係る課税措置につき第百二条の規定を援用しようとする投資家は、第百六条5の規定による書面による要請を行った際に、当該課税措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが当該事案の送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、同条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii)　タイについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第百十一条　環境に関する措置

各締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資活動を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行わないものとする。

第百十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、当該他方の締約国の企業である当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百十三条　投資に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百十四条　見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、第九十三条及び第九十七条の規定に従ってすべての非サービス分野において行った約束の一般的な見直しのための交渉を開始するものとし、また、この協定の効力発生の日の後五年を経過した日から一年以内に、第九十条4及び6並びに第九十六条の規定について

の見直しのための交渉を開始する。

第九章　自然人の移動

第百十五条　適用範囲

1　この章の規定は、第百十七条1に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、両締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第百十六条　定義

この章の規定の適用上、「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

第百十七条　特定の約束

1　各締約国は、次に掲げるいずれかの区分に属する者について行う特定の約束を附属書七に記載する。

(a)　他方の締約国の短期の商用訪問者

(b)　他方の締約国の企業内転勤者

(c)　他方の締約国の投資家

(d)　自由職業サービスに従事する他方の締約国の自然人

(e)　自国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する他方の締約国の自然人

(f)　他方の締約国の指導員

2　1に規定する特定の約束の対象となる自然人については、当該特定の約束の条件であって附属書七に定めるものに従って入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第百十八条　自然人の移動に関する要件及び手続

1　各締約国は、この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び適用がある場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報をこの協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国が利用できるようにする。

2　各締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　各締約国は、自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び適用がある場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　各締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。当該措置に関する特定の約束については、附属書七に記載する。

第百十九条　相互承認

1　この章の規定に基づいて自然人の移動を円滑にするため、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国にお

いて得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百二十条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この章の規定に基づく両締約国の約束の範囲について見直しを行うこと（両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して第百十七条1に規定する特定の約束に含まれていない約束を行う可能性を追求することを含む。）。

(c)　この章の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、6に規定する相互承認に関する特別小委員会と緊密な協議を行い、及び6(b)(v)に規定する同特別小委員会の所見を考慮する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

5　小委員会は、少なくとも毎年一回会合する。

6(a)　前条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に、相互承認に関する特別小委員会（以下この条において「特別小委員会」という。）を設置する。

(b)　特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(i)　同条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(ii)　両締約国がそれぞれの必要性及び相互の利益を考慮して同条に規定する事項に関して約束を行う可能性を追求すること。

(iii)　相互承認に関する事項について、両締約国間の協力を促進する分野及び方法を特定すること。

(iv)　同条の規定に関連する問題であって両締約国が合意するものについて討議すること。

(v)　合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。

第百二十一条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、相互に交渉を開始する。

第十章　知的財産

第百二十二条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百三十条から第百三十七条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3　両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。

4　両締約国は、次の国際協定及び次に引用した国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　ベルヌ条約

(c)　パリ条約第一条から第十二条まで及び第十九条の規定

第百二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「ベルヌ条約」とは、千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(b)　「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(c)　「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

(d)　「権利管理情報」とは、著作物、実演若しくはレコード、著作物の著作者、実演の実演家若しくはレコード製作者、著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者又は著作物、実演若しくはレコードの利用の条件に係る情報を特定する情報及びその情報を表す数字又は符号をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置くに当たって当該著作物、固定された実演若しくはレコードとともに公衆に伝達され、若しくは公衆により利用が可能となる状態に置かれる場合に限る。

(e)　「ストラスブール協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定（現在まで及び将来の改正を含む。）をいう。

第百二十四条　内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この章の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第百二十五条　最恵国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第百二十六条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って最大限に可能な範囲で分類される。

3　各締約国は、正規の国内出願とされるすべての特許出願又は実用新案、意匠若しくは商標の登録出願が、パリ条約第四条に規定する優先権を生じさせるものと認められることを確保する。

注釈　この3の規定の適用上、「正規の国内出願」とは、結果のいかんを問わず、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

第百二十七条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a)　特許の出願及び付与並びに実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報並びに権限のある当局が保有するこれらに関する一件書類に含まれている情報を公開し、又は公衆が容易に利用することができるようにすること。

(b)　税関当局が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報（統計上の情報を含む。）その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が容易に利用することができるようにすること。

第百二十八条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百二十九条　目的

1　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべき

であり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2　この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であって貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

第百三十条　特許

1　特許は、貿易関連知的所有権協定第二十七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。

2　各締約国は、特許出願に係る発明が、当該発明の特許出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようにされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3　各締約国は、特許出願に係る保護の対象が天然の微生物に関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

第百三十一条　意匠

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。

2　各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、いずれかの締約国又は第三国において、公然知られており、又は頒布された刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを確保する。

第百三十二条　商品及びサービスに係る商標

1　各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防止する排他的権利を有することを確保する。

2　各締約国は、少なくとも次のいずれか一方の場合には、他人の商品又はサービスを示すものとして、いずれかの締約国又は第三国において広く認識されている商標と同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消すことを定める。

(a)　当該同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該他人に損害を与える意図で使用される場合

(b)　公衆が当該商品又はサービスの所有者又は出所に関して混同するおそれがある場合

第百三十三条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与するよう努める。

2　各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための十分な法的保護及び効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。

3　各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関し、十分かつ効果的な法的救済の措置を講ずるよう努める。民事上の救済については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を故意に行う者がある場合に関しても、同様とする。

(a)　電磁的な権利管理情報を権限なく除去し、又は改変すること。

(b)　電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置くこと。

4　各締約国は、自国の法令に従い、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体が行う活動を促進するための適切な措置をとる。

第百三十四条　地理的表示

1　各締約国は、自国の法令に従い、かつ、両締約国が締結している関係国際協定の定めるところにより、商品に関する地理的表示の保護を確保する。

2　両締約国は、地理的表示の保護に関する問題（その保護を強化することを含む。）について意見を交換する。第百四十三条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

第百三十五条　植物の新品種

1　両締約国は、国際的な基準に基づく方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。

2　各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、実行可能な限り早期に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

3　第百二十四条及び第百二十五条の規定にかかわらず、一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類の範囲を、当該他方の締約国が当該一方の締約国の国民に対して1に規定する権利を与える植物の種類に制限することができる。

第百三十六条　不正競争

1　各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品の性質、製造方法、特徴、用途又は数量について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

3　各締約国は、2(a)から(c)までに規定する不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。

第百三十七条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百三十八条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条及び第五十二条の規定に従い、少なくとも商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に税関当局が侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、1に規定する手続において、当該手続の申立てを行った権利者に侵害の証拠の提出に関して過度に重い要件を課してはならないことを確保する。

3　締約国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することを決定した場合には、当該締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を権利者に通報する。

4　各締約国は、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合には、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による申立てを必要とすることなく、職権により国境措置を開始することができることを確保する。

5　各締約国は、例外的な場合を除くほか、自国の権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の積戻しを許容しないことを確保する。

第百三十九条　民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第百四十条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び関連する権利、集積回路の回路配置利用権並びに植物の新品種に関連する権利が侵害される場合については、適用されるべき刑事上の手続及び刑罰を定める。

2　1に規定する刑罰には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。

3　各締約国は、自国の司法当局に対し、1に定める権利が侵害される場合においてすべての侵害物品、違

反行為のために主として使用された関連する道具及び証拠書類の差押えを命ずる権限を与える。

4　各締約国は、少なくとも、故意に、かつ、商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物の新品種に関連する権利が侵害される場合については、自国の権限のある当局が、知的財産権が侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により刑事手続を開始することができることを確保する。

第百四十一条　権利行使に関する一般規定

両締約国は、知的財産権の行使のための効果的かつ適当な手段を提供する貿易関連知的所有権協定に基づく自国の義務を再確認する。両締約国は、知的財産権が私権であることを認めて、権限のある当局と権利者との間の協力が知的財産権を効果的に行使するために極めて重要であるとの見解を共有する。当該協力には、権利者が知的財産権の侵害に対して法的措置をとるに当たり、権限のある当局に支援を行うことを含めることができる。

第百四十二条　中小企業による知的財産権の取得に対する支援

各締約国は、自国の法令に従い、中小企業が知的財産権を取得することを支援（公的手数料の引下げを含めることができる。）するために適切な措置をとる。

第百四十三条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(i)　出願手続についての問題（委任状の真正の証明の要件を含む。）

(ii)　意匠についての問題（新規性の喪失の例外及び公開の延期を含む。）

(iii)　商標についての問題（手数料制度、二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願及び登録の更新を含む。）

(iv)　植物の新品種の保護

(v)　不正競争の防止についての問題（ドメイン名の不誠実な登録及び使用、商品の形態の模倣並びに不正競争に対する差止めによる救済を含む。）

(vi)　十分かつ効果的な権利行使についての問題（国境措置の手続を含む。）

(vii)　中小企業のための知的財産権の利用及び商業化

(c)　次の事項について討議すること。

(i)　部分意匠の保護

(ii)　商標登録出願を却下し、又は拒絶しようとする場合において意見を述べる機会

(iii)　伝統的な知識、遺伝資源及び民間伝承

(d)　地理的表示の保護に関する問題（第百三十四条2に規定する地理的表示の保護を強化することを含む。）について意見を交換すること。

(e)　合同委員会に対し報告を行い、及び必要な場合には適当な勧告を行うこと。

(f)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第百四十四条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十一章　政府調達

第百四十五条　政府調達に関する情報の交換

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革について情報の交換を行う。

2　各締約国は、情報の交換のため及び特定の部門における調達機会について関心を有する他方の締約国の供給者に対する情報の提供のために連絡部局を次のとおり指定する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　タイについては、財務省

第百四十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十三条の規定に従って、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　政府調達分野における両締約国の相互の利益となるような協力を促進するための事項及び方法について討議すること。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務であって相互の利益の原則に基礎を置くものを遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十二章　競争

第百四十七条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進

各締約国は、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、それぞれ自国の法令に従い、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。

第百四十八条　反競争的行為の禁止による公正かつ自由な競争の促進に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進することに関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百四十九条　無差別待遇

各締約国は、国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する。

第百五十条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百五十一条　第八条及び第十四章の規定の不適用

第八条及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　協力

第百五十二条　基本原則

1　両締約国は、経済的活力の増進及び経済のぜい弱性の減少に支えられた衡平かつ持続可能な発展の重要性を認識して、貿易及び投資を円滑にし、及び拡大し、両締約国間の観光を振興し、並びに両締約国、大メコン河流域地域及びアジア全体の人々のために持続可能な発展及び生活の質の更なる向上を促進するため、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを発展させ、及び拡大する。

2　両締約国は、両締約国の民間部門による活発な国際的活動並びにアジア地域における両締約国の活力及び地理的位置を認識して、アジア地域における新たな市場の経済的及び社会的発展に肯定的な影響を及ぼすような方法によって協力する。

第百五十三条　協力の分野

両締約国は、前条に定める原則に基づく平等な連携を強化するため、次の分野において、両締約国政府間の協力を促進し、並びに必要かつ適当な場合には両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者間の協力を奨励し、及び円滑化する。

(a)　農業、林業及び漁業

(b)　教育及び人材養成

(c)　ビジネス環境の向上

(d)　金融サービス

(e)　情報通信技術

(f)　科学技術、エネルギー及び環境

(g)　中小企業

(h)　観光

(i)　貿易及び投資の促進

(j)　両締約国が合意する協力のその他の分野

第百五十四条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百五十五条　協力の実施

1　この章の規定に基づく協力は、各締約国の法令に従って実施する。

2　この章の規定に基づく協力は、両締約国の資金その他の資源の利用可能性に従うことを条件とする。この章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国が合意する方法で負担する。

第百五十六条　知的財産権その他の財産権的性格を有する権利

1　この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとすることができる。

2　両締約国は、自国の関係法令及び両締約国が現在締結しているか、又は将来締結する関係国際協定に従って、この章の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護及び衡平な配分を確保する。この章の規定に基づく両締約国政府間の協力事業から生ずるそのような権利は、両締約国政府がその共有の条件について合意する場合には、両締約国政府が共有する。

3　各締約国は、適当な場合には、両締約国において一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者に対し、この章の規定に基づく協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の所有に関する問題について、そのような権利の衡平な配分の原則に十分な考慮を払って相互に協議するよう奨励する。

第百五十七条　協力の各分野に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百五十三条に定める協力の各分野について、第十三条の規定に従って、小委員会及びその補助機関として特別小委員会を設置することができる。小委員会及び特別小委員会の設置、任務、構成その他の詳細については、実施取極で定める。各小委員会は、できる限り速やかに、いかなる場合にもこの協定の効力発生の日の後九箇月以内に、その業務を開始し、及び会合する。

第百五十八条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。両締約国は、この章の規定の実施及び運用から生ずるいかなる問題についても協議する。

第十四章　紛争解決

第百五十九条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4　3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することにつき両締約国が明示的に合意する場合には、適用しない。

第百六十条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。

第百六十一条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合には、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百六十二条　仲裁裁判所の設置

1　第百六十条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合

には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意により行う。

5　いずれかの締約国が3の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかった場合又は両締約国が4の規定に基づく第三の仲裁人の任命を合意により行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、3に規定する三十日又は4に規定する四十五日の後の七日の期間内に、3の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百六十三条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)の認定とは別に、第百六十六条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所がそのような情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

5　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。

6　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

7　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

8　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百六十四条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び前条5に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

4　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第百六十五条　仲裁裁判手続の終了

両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百六十六条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百六十三条の規定による裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により特定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。申立てを受けた締約国が2の規定により特定された期間内に裁定を実施していないことが、仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　3及び4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3から5までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7　この条に規定する仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人（以下この条において「当初の仲裁裁判所の仲裁人」という。）により構成する。当初の仲裁裁判所の仲裁人のいずれかがこの条に規定する仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当初の仲裁裁判所の仲裁人に代わって第百六十二条3から5までの規定に従って任命される仲裁人を充てる。両締約国が異なる期間について合意しない限り、この条に規定する仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。この条に規定する仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百六十七条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十五章　最終規定

第百六十八条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百六十九条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる年の後十年目の年に行うものとし、その後においては十年ごとに行う。

第百七十条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百七十一条　改正

1　この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a)　附属書二

(b)　附属書三

(c)　附属書四第二部

第百七十二条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百七十三条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年四月三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安倍晋三

タイ王国のために

S・チュラノン

附属書一（第二章関係）　第十八条に関する表

第一部　一般的注釈

1　第十八条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の3欄に掲げる次の区分、それぞれの表の4欄の注釈に定める条件及びそれぞれの表の5欄に掲げる関税率を適用する。

(a)　表の3欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の3欄に「B」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄に定めるところに従い、毎年の引下げによって撤廃する。

(c)　表の3欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、適用のある場合には表の4欄の注釈及び表の5欄に定めるところに従う。

(d)　表の3欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の関税割当てに関す

る注釈及び適用のある場合には表の5欄に定めるところに従う。

(e) 表の3欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の注釈に定めるところに従って交渉する。

(f) 表の3欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(e)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2 この1の規定は、第二十六条の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2 この部及び第二部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一銭（百分の一円をいう。）未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五銭は、一銭とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第二節の日本国の表の5欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この部及び第三部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇〇五パーセントは、〇・〇一パーセントとする。）、従量税の場合には、一サタン（百分の一バーツをいう。）未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五サタンは、一サタンとする。）。ただし、この3の規定は、第三部第二節のタイの表において関税率表番号の二七一〇・一一、二七一〇・一九二及び二七一〇・一九三に分類される原産品について課される関税については、適用しない。

4 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5 この附属書に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6 (a) この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b) (a)の規定にかかわらず、第三部第一節9(a)、10(a)及び11(a)に定める関税割当ての実施に当たっては、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7 関税割当ての実施に当たっては、ある年が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する当該年の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。このようにして減じた合計割当数量を第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位で表示した場合において、一・〇未満の端数があるときは、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

次の1から7までの規定に定める条件は、タイから輸入されるタイの原産品であって、次節の日本国の表の4欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、四千メートル・トン

(ii) 二年目については、五千メートル・トン

(iii) 三年目については、六千メートル・トン

(iv) 四年目については、七千メートル・トン

(v) 五年目以降については、毎年八千メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、百メートル・トン

(ii) 二年目については、百五十メートル・トン
(iii) 三年目については、二百メートル・トン
(iv) 四年目については、二百五十メートル・トン
(v) 五年目以降については、毎年三百メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

4 両締約国は、五年目又は両締約国が合意する年のいずれか早い年において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、毎年千二百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、十六・〇パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

6 関税割当ては、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、四千メートル・トン
(ii) 四年目以降については、毎年五千メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

7 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 合計割当数量は、毎年二十万メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5														
関税率表番号	品名	区分	注釈	関税率														
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目以降
第1類	動物（生きているものに限る。）																		
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）																		
0101.10	純粋種の繁殖用のもの																		
	馬																		
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0101.90	その他のもの																		
	馬																		
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.02	牛（生きているものに限る。）																		
0102.10	純粋種の繁殖用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0102.90	その他のもの																		
	水牛	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
01.03	豚（生きているものに限る。）																		
0103.10	純粋種の繁殖用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

0103.91	1頭の重量が50キログラム未満のもの	X																		
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの	X																		
01.04	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.05	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２類	肉及び食用のくず肉																			
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																		
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）	X																		
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの																			
0203.11	枝肉及び半丸枝肉																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.19	その他のもの																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
	冷凍したもの																			
0203.21	枝肉及び半丸枝肉																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
0203.29	その他のもの																			
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0205.00	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																		
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																	
	牛のもの（冷凍したものに限る。）																		
0206.21	舌	X																	
0206.22	肝臓	X																	
0206.29	その他のもの	X																	
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	豚のもの（冷凍したものに限る。）																		
0206.41	肝臓																		
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
0206.49	その他のもの																		
	いのししのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
0206.80	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0206.90	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）																		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																		
0207.11	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X																	
0207.12	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
0207.13	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	骨付きのもも	R	1																
	その他のもの	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
0207.14	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）																		

	肝臓	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	骨付きのもも	R	1																
	その他のもの	P		11.3%	10.8%	10.2%	9.6%	9.1%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
	七面鳥のもの																		
0207.24	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.25	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.26	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.27	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの																		
0207.32	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	あひるのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.33	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.34	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	に限る。）																		
0207.35	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
	あひるのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0207.36	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0209.00	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール																		
	豚の肉																		
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	R	1																
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの	R	1																
0210.19	その他のもの	R	1																
0210.20	牛の肉	X																	

	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）																			
0210.91	霊長類のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.92	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	B		3.7%	3.2%	2.6%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.93	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.99	その他のもの																			
	豚のもの	R	1																	
	その他のもの	X																		
第３類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物																			
03.01	魚（生きているものに限る。）																			
0301.10	観賞用の魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の魚（生きているものに限る。）																			
0301.91	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0301.92	うなぎ（アングイルラ属のもの）																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
0301.93	こい																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0301.99	その他のもの																			
	養魚用の稚魚	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																		

	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																	
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.11	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	X																
0302.12	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X																
0302.19	その他のもの	R	1															
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.21	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.22	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.23	ソール（ソレア属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.29	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0302.31	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	X																
0302.32	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	R	1															
0302.33	かつお	R	1															
0302.34	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	R	1															
0302.35	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	X																
0302.36	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																
0302.39	その他のもの	X																
0302.40	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																
0302.50	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																

	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）																		
0302.61	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																		
	サルディノプス属のもの	X																	
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.62	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.63	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.64	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	X																	
0302.65	さめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.66	うなぎ（アングイルラ属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0302.69	その他のもの																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コ	X																	

	ロラビス属のもの）																		
	その他のもの																		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	めかじき	X																	
	ふぐ	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
0302.70	肝臓、卵及びしらこ																		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	B		4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																	
	その他のもの	R	1																
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																		
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュ																		

	ンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.11	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	R	1															
0303.19	その他のもの																	
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	X																
	その他のもの	R	1															
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.21	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	R	1															
0303.22	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X																
0303.29	その他のもの	R	1															
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.31	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.32	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.33	ソール（ソレア属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.39	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）																	
0303.41	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	R	1															
0303.42	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	R	1															
0303.43	かつお	R	1															
0303.44	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	X																
0303.45	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	X																
0303.46	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																
0303.49	その他のもの	X																
0303.50	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																
0303.60	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X																

	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）																		
0303.71	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）																		
	サルディノプス属のもの	X																	
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.72	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.73	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.74	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	X																	
0303.75	さめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.76	うなぎ（アングイルラ属のもの）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.77	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.78	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）																		
	メルルシウス属のもの	X																	
	ウロフュキス属のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.79	その他のもの																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	かじき、めかじき及びめろ（ディソスティクス属のもの）	X																	
	さわら及びたちうお	R	1																
	にべ、ふぐ、めぬけ（セバステス属のものに限る。）及びぎんだら	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0303.80	肝臓、卵及びしらこ																		
	にしん（クルペア属のもの）の卵	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																	
	その他のもの	R	1																
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）																		
0304.10	生鮮のもの及び冷蔵したもの																		
	フィレ																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	
	その他のもの																		
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	R	1																
0304.20	冷凍したフィレ																		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																	

	その他のもの																	
	まぐろ（トゥヌス属のもの）（みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）を除く。）及びかじき（めかじきを除く。）	R	1															
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）、めかじき及びめろ（ディソスティクス属のもの）	X																
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0304.90	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの																	
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	R	1															

	ふぐ	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	いとより（すり身のものに限る。）	P		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X																	
	その他のもの	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																	
0305.10	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X																	
0305.20	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）																	
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	B		7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さけ科のものの卵	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X																	
	こんぶかずのこ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A																	

0305.30	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）																	
	さけ科のもの	R	1															
	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くん製した魚（フィレを含む。）																	
0305.41	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	R	1															
0305.42	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0305.49	その他のもの																	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	B		8.3%	6.7%	5.0%	3.3%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）																	
0305.51	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X																
0305.59	その他のもの																	
	さけ科のもの	R	1															
	その他のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X																
	その他のもの	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚																	

0305.61	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	X																		
0305.62	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X																		
0305.63	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	X																		
0305.69	その他のもの																			
	さけ科のもの	R	1																	
	その他のもの	X																		
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																			
	冷凍したもの																			
0306.11	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.12	ロブスター（ホマルス属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.13	シュリンプ及びプローン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.14	かに																			
	たらばがに（パラリソドス属のもの）及びがざみ（ポルトゥヌス属のもの）	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの）	R	1																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.19	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																			
	えび	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍してないもの																			
0306.21	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）																			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.22	ロブスター（ホマルス属のもの）																			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.23	シュリンプ及びプローン																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.24	かに																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷凍したもの																	
	たらばがに（パラリソドス属のもの）及びがざみ（ポルトゥヌス属のもの）	B		3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1															
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0306.29	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																	
	えび	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	えび	B		3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）																	
0307.10	かき																	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	R	1															
	その他のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）																	
0307.21	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X																
0307.29	その他のもの	X																
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）																	
0307.31	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したも	R	1															

	の																		
0307.39	その他のもの																		
	冷凍したもの	R	1																
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）																		
0307.41	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X																	
0307.49	その他のもの																		
	冷凍したもの																		
	もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	X																	
	たこ（オクトプス属のもの）																		
0307.51	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	R	1																
0307.59	その他のもの																		
	冷凍したもの	B		3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0307.60	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）																		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）																		
0307.91	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの																		
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	貝柱	X																	
	いか																		
	もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	はまぐり	R	1																

		その他のもの																	
		赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび	R	1															
		くらげ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	
		あさり	R	1															
		しじみ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	
		軟体動物	X																
		その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	0307.99	その他のもの																	
		冷凍したもの																	
		貝柱	X																
		いか																	
		もんごういか	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	X																
		うに、くらげ及びなまこ																	
		うに	R	1															
		その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	
		はまぐり	B		2.9%	2.3%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	
		あわび、あさり及びしじみ	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	X																
		その他のもの																	
		貝柱及びいか	X																
		うに、くらげ及びなまこ																	
		うに	R	1															
		くらげ	B		5.8%	4.7%	3.5%	2.3%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	
		はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	B		4.6%	4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																	

	はまぐり（乾燥したものに限る。）	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
第４類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品																			
04.01	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	X																		
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																			
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）	X																		
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）																			
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	X																		
0402.29	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの																			
	脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの																			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	R	1																	
	その他のもの	X																		
	その他のもの	X																		
0402.99	その他のもの																			
	脂肪分が全重量の8%を超えるもの																			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム	R	1																	
	その他のもの	X																		
	その他のもの	X																		
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）																			
0403.10	ヨーグルト																			
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	X																		
	その他のもの	R	1																	
0403.90	その他のもの	X																		
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又	X																		

	は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）																			
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	X																		
04.06	チーズ及びカード	R	1																	
0407.00	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）																			
	ふ化用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																			
	卵黄																			
0408.11	乾燥したもの	B		17.6%	16.5%	15.3%	14.1%	12.9%	11.8%	10.6%	9.4%	8.2%	7.1%	5.9%	4.7%	3.5%	2.4%	1.2%	無税	
0408.19	その他のもの	B		18.2%（その率が1kgにつき43円64銭の従量	16.4%（その率が1kgにつき39円27銭の従量	14.5%（その率が1kgにつき34円91銭の従量	12.7%（その率が1kgにつき30円55銭の従量	10.9%（その率が1kgにつき26円18銭の従量	9.1%（その率が1kgにつき21円82銭の従量	7.3%（その率が1kgにつき17円45銭の従量	5.5%（その率が1kgにつき13円99銭の従量	3.6%（その率が1kgにつき8円73銭の従量	1.8%（その率が1kgにつき4円36銭の従量	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																			
0408.91	乾燥したもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	
0408.99	その他のもの	B		19.4%（その率が1kgにつき46円36銭の従量	17.4%（その率が1kgにつき41円73銭の従量	15.5%（その率が1kgにつき37円99銭の従量	13.6%（その率が1kgにつき32円45銭の従量	11.6%（その率が1kgにつき27円82銭の従量	9.7%（その率が1kgにつき23円18銭の従量	7.7%（その率が1kgにつき18円55銭の従量	5.8%（その率が1kgにつき13円91銭の従量	3.9%（その率が1kgにつき9円27銭の従量	1.9%（その率が1kgにつき4円64銭の従量	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0409.00	天然はちみつ	R	1																	
0410.00	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
第7類	食用の野菜、根及び塊茎																			
07.01	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

0702.00	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
0703.10	たまねぎ及びシャロット																	
	たまねぎ																	
	課税価格が1キログラムにつき73円70銭以下のもの	B	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の10を乗じた額（その率が7.7%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の9を乗じた額（その率が7.0%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の8を乗じた額（その率が6.2%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の7を乗じた額（その率が5.4%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の6を乗じた額（その率が4.6%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の5を乗じた額（その率が3.9%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の4を乗じた額（その率が3.1%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の3を乗じた額（その率が2.3%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の2を乗じた額（その率が1.5%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	1kgにつき、課税価格と73円70銭との差額に11分の1を乗じた額（その率が0.8%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	シャロット	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0703.20	にんにく	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0703.90	リーキその他のねぎ属のもの																	
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）	B	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
	カリフラワー、芽キャベツ及びブロッコリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.05	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	
	レタス																	
0705.11	結球レタス	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0705.19	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	チコリー																	
0705.21	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0705.29	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																	

0706.10	にんじん及びかぶ	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0706.90	その他のもの																		
	ごぼう	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0707.00	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）																		
0709.10	アーティチョーク	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.20	アスパラガス	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.30	なす	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.40	セルリー（セルリアクを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	きのこ及びトリフ																		
0709.51	きのこ（はらたけ属のもの）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.52	トリフ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.59	その他のもの																		
	しいたけ	X																	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.60	とうがらし属又はピメンタ属の果実																		
	ピーマン（厚肉大果種のもの）	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.70	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	B	2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0709.90	その他のもの																		
	スイートコーン	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）																		
0710.10	ばれいしょ	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）																		
0710.21	えんどう（ピスム・サティヴム）	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.22	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.29	その他のもの																		
	えだ豆	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.30	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.40	スイートコーン	B	9.3%	8.0%	6.6%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.80	その他の野菜																		
	ごぼう	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ブロッコリー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0710.90	野菜を混合したもの																		
	スイートコーンを主成分とするもの	B	9.3%	8.0%	6.6%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																		
0711.20	オリーブ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.30	ケーパー	B	6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.40	きゅうり及びガーキン	B	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	きのこ及びトリフ																		
0711.51	きのこ（はらたけ属のもの）	B	7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.59	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび																		
	なす	B	5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	らっきょう及びわらび	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ごぼう	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	なす	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税	
	れんこん	B	7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）																		
0712.20	たまねぎ	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税	
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ																		

0712.31	きのこ（はらたけ属のもの）	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.32	きくらげ（きくらげ属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.33	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.39	その他のもの																		
	しいたけ	X																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	スイートコーン																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき8円18銭	1kgにつき7円36銭	1kgにつき6円55銭	1kgにつき5円73銭	1kgにつき4円91銭	1kgにつき4円9銭	1kgにつき3円27銭	1kgにつき2円45銭	1kgにつき1円64銭	1kgにつき82銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たけのこ	B		6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ぜんまい及びかんぴょう	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																		
0713.10	えんどう（ピスム・サティヴム）																		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
0713.20	ひよこ豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																		
0713.31	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.32	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	R	1																

0713.33	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
0713.39	その他のもの																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
0713.40	ひら豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0713.50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
0713.90	その他のもの																				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
07.14	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄																				

0714.10	カッサバ芋																		
	冷凍したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	粉又はミールのペレット																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0714.20	かんしょ																		
	冷凍したもの	B		11.3%	10.5%	9.8%	9.0%	8.3%	7.5%	6.8%	6.0%	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税
	その他のもの	B		12.0%	11.2%	10.4%	9.6%	8.8%	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税
0714.90	その他のもの																		
	冷凍したもの																		
	さといも	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

第８類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮																		
08.01	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）																		
	アーモンド																		
0802.11	殻付きのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.12	殻を除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）																		
0802.21	殻付きのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.22	殻を除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くるみ																		
0802.31	殻付きのもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.32	殻を除いたもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0802.40	くり（カスタネア属のもの）	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
0802.50	ピスタチオナット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0802.90	その他のもの																			
	ぴんろう子、マカダミアナット及びペカン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0803.00	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
	生鮮のもの																			
	毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	Q	2	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	Q	2	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	乾燥したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
0804.10	なつめやしの実	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.20	いちじく	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.30	パイナップル																			
	生鮮のもの																			
	1個の重量が900グラム未満のもの（全形のもので皮を除いていないものに限るも	Q	3																	

	のとし、冠芽があるかないかを問わない。）																			
	その他のもの	X																		
	乾燥したもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.40	アボカドー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0804.50	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																			
0805.10	オレンジ																			
	毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	
	毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	B		30.0%	28.0%	26.0%	24.0%	22.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	
0805.20	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0805.40	グレープフルーツ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0805.50	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0805.90	その他のもの																			

	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
08.06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）																		
0806.10	生鮮のもの																		
	毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの	B	6.8%	5.9%	4.9%	3.9%	2.9%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0806.20	乾燥したもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）																		
	メロン（すいかを含む。）																		
0807.11	すいか	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0807.19	その他のもの	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0807.20	パパイヤ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.08	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）																		
0808.10	りんご	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0808.20	なし及びマルメロ	B	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）																		
0809.10	あんず	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0809.20	さくらんぼ	B	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0809.30	桃（ネクタリンを含む。）	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0809.40	プラム及びスロー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
08.10	その他の果実（生鮮のものに限る。）																		
0810.10	ストロベリー	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0810.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.30	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.40	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.50	キウイフルーツ	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
0810.60	ドリアン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0810.90	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び																		

	蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																	
0811.10-	ストロベリー																	
	砂糖を加えたもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0811.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0811.90	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	パイナップル	R	1															
	サワーチェリー	B		6.3%	5.6%	5.0%	4.4%	3.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.3%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	桃及びなし	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	パイナップル	R	1															
	桃及びなし	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）																	
0812.10	さくらんぼ	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
0812.90	その他のもの																		
	バナナ	R	1																
	オレンジ																		
	毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税
	毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	B		30.0%	28.0%	26.0%	24.0%	22.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税
	グレープフルーツ	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	くり	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
	その他のもの																		

	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B		10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの																		
0813.10	あんず	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.20	プルーン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.30	りんご	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.40	その他の果実																		
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	干しがき	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの																		
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット（ぴんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0814.00	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料																		
09.01	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）																		
	コーヒー（いったものを除く。）																		
0901.11	カフェインを除いてないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0901.12	カフェインを除いたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コーヒー（いったものに限る。）																			
0901.21	カフェインを除いてないもの	R	1																	
0901.22	カフェインを除いたもの	R	1																	
0901.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）																			
0902.10	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.20	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）																			
	くず（飲用に適するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）																			
	紅茶	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶																			
	くず（飲用に適するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	紅茶	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		15.9%	14.9%	13.8%	12.8%	11.7%	10.6%	9.6%	8.5%	7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	
0903.00	マテ	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0905.00	バニラ豆	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0907.00	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.09	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料																			
0910.10	しょうが	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.20	サフラン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.30	うこん	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

0910.40	月けい樹の葉及びタイム	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.50	カレー	B		3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の香辛料																			
0910.91	この類の注１(b)の混合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0910.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１０類	穀物																			
10.01	小麦及びメスリン	X																		
1002.00	ライ麦	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1003.00	大麦及び裸麦	X																		
1004.00	オート	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10.05	とうもろこし																			
1005.10	播種用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1005.90	その他のもの																			
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																	
10.06	米	X																		
1007.00	グレーンソルガム	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物																			
1008.10	そば																			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.20	ミレット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.30	カナリーシード	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1008.90	その他の穀物																			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	ライ小麦	X																		

	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１１類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン																		
1101.00	小麦粉及びメスリン粉	X																	
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）																		
1102.10	ライ麦粉	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1102.20	とうもろこし粉	X																	
1102.30	米粉	X																	
1102.90	その他のもの																		
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	X																	
	その他のもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット																		
	ひき割り穀物及び穀物のミール																		
1103.11	小麦のもの	X																	
1103.13	とうもろこしのもの	R	1																
1103.19	その他の穀物のもの																		
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	X																	
	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1103.20	ペレット																		
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	X																	
	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	とうもろこしのもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.8%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）																		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物																		
1104.12	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.19	その他の穀物のもの																		
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	X																	
	とうもろこしのもの	B		19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）																		
1104.22	オートのもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.23	とうもろこしのもの																		
	コーンフレークの製造に使用するもの	B		14.7%	13.3%	11.8%	10.3%	8.8%	7.4%	5.9%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		16.4%	14.7%	13.1%	11.5%	9.8%	8.2%	6.5%	4.9%	3.3%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.29	その他の穀物のもの																		
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	X																	
	その他のもの	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1104.30	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	X																	
11.05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	B		18.8%	17.5%	16.3%	15.0%	13.8%	12.5%	11.3%	10.0%	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税
11.06	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール																		
1106.10	乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）のもの	R	1																
1106.20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）のもの																		

	カッサバ芋のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
1106.30	第8類の物品のもの																		
	バナナのもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.07	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	X																	
11.08	でん粉及びイヌリン																		
	でん粉																		
1108.11	小麦でん粉	X																	
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	X																	

1108.13	ばれいしょでん粉	X																		
1108.14	マニオカ（カッサバ）でん粉	R	4																	
1108.19	その他のでん粉																			
	サゴでん粉	X																		
	その他のもの	R	4																	
1108.20	イヌリン	X																		
1109.00	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X																		
第１２類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物																			
1201.00	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.02	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）																			
1202.10	殻付きのもの																			
	採油用のもの 注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
1202.20	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）																			
	採油用のもの 注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
1203.00	コプラ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1204.00	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.05	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1206.00	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.07	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.09	播種用の種、果実及び胞子	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）																			
1212.10	ローカストビーン（種を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.20	海草その他の藻類																			
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）																			
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	X																		
	その他のもの																			
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの	X																		
	その他のもの																			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	R	1																	
	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの																			
	ふのり属のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.30	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
1212.91	てん菜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1212.99	その他のもの																			
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1213.00	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
12.14	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）																			
第１３類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス																			
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）																			
	植物性の液汁及びエキス																			
1302.11	生あへん	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.12	甘草のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.13	ホップのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.14	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの																			
	除虫菊エキス	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.19	その他のもの																			
	飲料のもと																			
	植物性の一種類の原料から得たもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	R	1																	
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.20	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）																			
1302.31	寒天	R	1																	
1302.32	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1302.39	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１４類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品																			
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）																			
1401.10	竹	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1401.20	とう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1401.90	その他のもの																			

	いぐさ、七島い（キュペルス・テグティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタテュス）	B		7.4%	6.4%	5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1402.00	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1403.00	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１５類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう																		
1501.00	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）																		
	豚脂																		
	酸価が1.3を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1502.00	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1503.00	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
1504.10	魚の肝油及びその分別物	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1504.20	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	B		6.4%（その率が1kgにつき3円82銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.7%（その率が1kgにつき3円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.1%（その率が1kgにつき3円5銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.5%（その率が1kgにつき2円67銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.8%（その率が1kgにつき2円29銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.2%（その率が1kgにつき1円91銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.5%（その率が1kgにつき1円53銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円15銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.3%（その率が1kgにつき76銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.6%（その率が1kgにつき38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1504.30	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物																		
	鯨油	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1505.00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1506.00	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
1507.10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	R	1																
1507.90	その他のもの	P		1kgにつき12円98銭	1kgにつき12円76銭	1kgにつき12円54銭	1kgにつき12円32銭	1kgにつき12円10銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭	1kgにつき11円88銭
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	1																
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1510.00	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び																		

	分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物																		
1512.11	粗油	R	1																
1512.19	その他のもの	R	1																
	綿実油及びその分別物																		
1512.21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）																		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
1512.29	その他のもの																		
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
15.13	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学	R	1																

	的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）																		
	亜麻仁油及びその分別物																		
1515.11	粗油	R	1																
1515.19	その他のもの	R	1																
	とうもろこし油及びその分別物																		
1515.21	粗油	R	1																
1515.29	その他のもの	R	1																
1515.30	ひまし油及びその分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.40	桐油及びその分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1515.50	ごま油及びその分別物	R	1																
1515.90	その他のもの																		
	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	酸価が0.6を超えるもの																		
	米油及びその分別物	P		1kgにつき4円13銭	1kgにつき4円6銭	1kgにつき3円99銭	1kgにつき3円92銭	1kgにつき3円85銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭	1kgにつき3円78銭
	その他のもの	B		1kgにつき7円97銭	1kgにつき7円44銭	1kgにつき6円91銭	1kgにつき6円38銭	1kgにつき5円84銭	1kgにつき5円31銭	1kgにつき4円78銭	1kgにつき4円25銭	1kgにつき3円72銭	1kgにつき3円19銭	1kgにつき2円66銭	1kgにつき2円13銭	1kgにつき1円59銭	1kgにつき1円6銭	1kgにつき53銭	無税
	その他のもの	R	1																
15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）																		
1517.10	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	R	1																
1517.90	その他のもの																		
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	B		5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	離型油	B		2.5%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																

1518.00	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1520.00	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）																			
1521.10	植物性ろう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1521.90	その他のもの																				
	みつろう	B		5.8%	5.2%	4.7%	4.1%	3.5%	2.9%	2.3%	1.7%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1522.00	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１６類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品																				
1601.00	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの	R	1																		

	物品をもととした調製食料品																			
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血																			
1602.10	均質調製品	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
1602.20	動物の肝臓のもの																			
	牛又は豚のもの	P		19.5%	17.8%	16.0%	14.2%	12.5%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	その他のもの																			
	気密容器入りのもの	R	1																	
	その他のもの	P		5.8%	5.6%	5.4%	5.2%	5.0%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%
	第01.05項の家きんのもの																			
1602.31	七面鳥のもの																			
	肺、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1602.32	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの																			

	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	R	1																	
	その他のもの	P		5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
1602.39	その他のもの																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																		
	その他のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																			
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの																			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	R	1																	
	その他のもの	Q	5																	
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの	R	1																	
1602.49	その他のもの（混合物を含む。）																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	R	1																	
	その他のもの	Q	5																	
1602.50	牛のもの																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			

	牛の臓器及び舌のもの	X																		
	その他のもの																			
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の30%未満のもの	X																		
	その他のもの																			
	単に水煮した後に乾燥したもの	X																		
	調味した後に乾燥したもの	X																		
	コーンビーフ	P		14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
	その他のもの																			
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	X																		
	気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	X																		
	その他のもの																			
	単に水煮したもの	X																		
	その他のもの																			
	気密容器入りのもの	X																		
	その他のもの	R	1																	
1602.90	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）																			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X																		
	その他のもの	R	1																	
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース																			
	肉のエキス及びジュース	R	1																	
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物																			
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）																			
1604.11	さけ																			
	気密容器入りのもの以外のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.12	にしん	R	1															
1604.13	いわし	R	1															
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお																	
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	B		5.3%	4.3%	3.2%	2.1%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	かつお節	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.15	さば	R	1															
1604.16	かたくちいわし	R	1															
1604.19	その他のもの																	
	うなぎ	R	1															
	節類	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚																	
	卵																	
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの																	
	にしん（クルペア属のもの）のもの																	
	気密容器入りのもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	R	1															
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1															
1604.30	キャビア及びその代用物	B		4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）																	
1605.10	かに																	
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	R	1															
	その他のもの																	
	米を含むもの	X																

	その他のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.20	シュリンプ及びプローン																	
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	米を含むもの	X																
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.30	ロブスター	R	1															
1605.40	その他の甲殻類																	
	えび																	
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	R	1															
	その他のもの	B		4.2%	3.3%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1605.90	その他のもの																	
	くん製したもの																	
	いか、帆立貝及び貝柱のもの	R	1															

	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	いか及びくらげ																	
	いか	X																
	くらげ	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	なまこ及びうに	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	あわび																	
	気密容器入りのもの	R	1															
	その他のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	帆立貝	R	1															
	その他の軟体動物のもの	B		6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第１７類	糖類及び砂糖菓子																	
17.01	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）																	
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限																	

	る。）																				
1701.11	甘しや糖	R	4																		
1701.12	てん菜糖	X																			
	その他のもの																				
1701.91	香味料又は着色料を加えたもの	X																			
1701.99	その他のもの																				
	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	R	4																		
	その他のもの	R	1																		
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル																				
	乳糖及び乳糖水																				
1702.11	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.20	かえで糖及びかえで糖水	X																			
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。）																				
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1																		
	その他のもの																				
	砂糖を加えたもの	X																			
	その他のもの	R	1																		
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）																				
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1																		
	その他のもの	X																			
1702.50	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	X																			
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。）																				
	砂糖	R	4																		
	砂糖水																				

	分みつ糖のもの	R	1															
	その他のもの	R	4															
	人造はちみつ及びカラメル																	
	人造はちみつ	R	1															
	カラメル	R	4															
	ハイ・テスト・モラセス																	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	4															
	その他のもの																	
	香味料又は着色料を加えたもの	R	1															
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの	R	1															
	その他のもの																	
	ソルボース	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	麦芽糖	R	1															
	その他のもの	R	1															
17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）																	
1703.10	甘しゃ糖みつ																	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	Q	6																
1703.90	その他のもの																		
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																

17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）																			
1704.10	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	R	4																	
1704.90	その他のもの																			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	キャラメル	R	1																	
	その他のもの	R	4																	
第１８類	ココア及びその調製品																			
1801.00	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1802.00	カカオ豆の殻、皮その他のくず	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）																			
1803.10	脱脂してないもの	B		3.1%	2.6%	2.2%	1.8%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1803.20	完全に又は部分的に脱脂したもの	B		6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1804.00	カカオ脂	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1805.00	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品																			
1806.10	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）																			
	砂糖を加えたもの	R	4																	
	その他のもの	X																		
1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）																			
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）																			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	X																		
	その他のもの																			
	砂糖を加えたもの	X																		
	その他のもの	R	1																	

	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	X	
	その他のもの	R	1
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
1806.31	詰物をしたもの	R	4
1806.32	詰物をしてないもの		
	チョコレート菓子	X	
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	X	
	その他のもの	R	1
	その他のもの	X	
1806.90	その他のもの		
	チョコレート菓子	R	1
	その他のもの		
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	X	
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	X	
	その他のもの	R	1
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	R	1
	その他のもの	X	
第１９類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有		

	量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																	
1901.10	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）																	
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）	X																
	その他のもの																	
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																	
	砂糖を加えたもの	X																
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	X																
1901.20	第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地																	
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から																	

	第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）																	
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）	X																
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）																	
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	X																
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	X																
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるも	X																

	の																					
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																					
	小麦でん粉を含有するもの	X																				
	その他のもの	R	1																			
	米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X																				
	その他のもの																					
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																					
	砂糖を加えたもの	X																				
	その他のもの	R	1																			
	その他のもの	X																				
1901.90	その他のもの																					
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X																				
	その他のもの																					
	第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																					
	砂糖を加えたもの	X																				
	その他のもの	R	1																			
	麦芽エキス	R	1																			
	その他のもの	X																				
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	X																				
1903.00	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	B		8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

19.04	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	X																	
19.05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品																		
1905.10	クリスプブレッド	B	4.2%	3.9%	3.7%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.3%	2.0%	1.7%	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%	無税	
1905.20	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税	
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー																		
1905.31	スイートビスケット	X																	
1905.32	ワッフル及びウエハー	X																	
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	B	4.2%	3.9%	3.7%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.3%	2.0%	1.7%	1.4%	1.1%	0.8%	0.6%	0.3%	無税	
1905.90	その他のもの																		
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	X																	
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税	
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	B	8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税	
	その他のもの	X																	
第２０類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品																		
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分																		
2001.10	きゅうり及びガーキン																		
	砂糖を加えたもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

	その他のもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2001.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ヤングコーンコブ	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	しょうが	R	1																
	その他のもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																		
2002.10	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	B		7.1%	6.7%	6.2%	5.7%	5.2%	4.8%	4.3%	3.8%	3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税
2002.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	B		12.6%	11.7%	10.9%	10.1%	9.2%	8.4%	7.5%	6.7%	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税
	その他のもの																		
	トマトピューレー及びトマトペースト	R	1																
	その他のもの	B		7.1%	6.7%	6.2%	5.7%	5.2%	4.8%	4.3%	3.8%	3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）																		
2003.10	きのこ（はらたけ属のもの）																		
	砂糖を加えたもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	フレンチマッシュルーム	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2003.20	トリフ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2003.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																		
2004.10	ばれいしょ																		
	単に加熱による調理をしたもの	B		8.0%	7.4%	6.9%	6.4%	5.8%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%	無税
	その他のもの																		
	マッシュポテト	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.4%	7.9%	7.3%	6.8%	6.2%	5.6%	5.1%	4.5%	3.9%	3.4%	2.8%	2.3%	1.7%	1.1%	0.6%	無税
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	スイートコーン	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		20.8%	17.9%	14.9%	11.9%	8.9%	6.0%	3.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	アスパラガス及び豆																		
	アスパラガス	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆	R	1																
	たけのこ	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	スイートコーン	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ																		
	気密容器入りのもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）																		
2005.10	均質調製野菜																		
	砂糖を加えたもの	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税

	その他のもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.20	ばれいしょ																		
	マッシュポテト及びポテトフレーク	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.40	えんどう（ピスム・サティヴム）																		
	砂糖を加えたもの																		
	さや付きのもの	R	4																
	その他のもの	R	1																
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	さや付きのもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	さや付きのもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.2%	5.6%	4.9%	4.3%	3.7%	3.1%	2.5%	1.9%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆																		
2005.51	さやを除いた豆																		
	砂糖を加えたもの																		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	B		12.7%	11.5%	10.2%	8.9%	7.6%	6.4%	5.1%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	R	1																
2005.59	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	R	1																
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.60	アスパラガス																		

	気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	B		15.0%	14.0%	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.70	オリーブ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）																		
	砂糖を加えたもの	B		13.5%	12.2%	10.8%	9.5%	8.1%	6.8%	5.4%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2005.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	豆（さや付きのものを除く。）																		
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	B		12.3%	10.5%	8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たけのこ	B		12.4%	11.1%	9.9%	8.7%	7.4%	6.2%	4.9%	3.7%	2.5%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ヤングコーンコブ																		
	気密容器入りのもの	B		8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豆（さや付きのものを除く。）	X																	
	サワークラウト	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）																		
	にんにくの粉	B		9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税
	その他のもの	B		8.7%	7.9%	7.0%	6.1%	5.2%	4.4%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	にんにくの粉	B		7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税
	その他のもの	B		7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2006.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）																		
	マロングラッセ	B		11.8%	11.0%	10.2%	9.5%	8.7%	7.9%	7.1%	6.3%	5.5%	4.7%	3.9%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税
	その他のもの																		

	あんず	B	8.2%	7.4%	6.5%	5.7%	4.9%	4.1%	3.3%	2.5%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																	
2007.10	均質調製果実																	
	砂糖を加えたもの	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの																	
2007.91	かんきつ類の果実																	
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード																	
	砂糖を加えたもの	B	15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フルーツピューレー及びフルーツペースト																	
	砂糖を加えたもの	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
2007.99	その他のもの																	
	ジャム及びフルーツゼリー																	
	砂糖を加えたもの	B	15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	B	31.9%	29.8%	27.6%	25.5%	23.4%	21.3%	19.1%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	8.5%	6.4%	4.3%	2.1%	無税
	その他のもの	B	37.5%	35.0%	32.5%	30.0%	27.5%	25.0%	22.5%	20.0%	17.5%	15.0%	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	無税
	その他のもの																	
	フルーツピューレー及びフルーツペースト	B	19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	23.4%	21.9%	20.3%	18.8%	17.2%	15.6%	14.1%	12.5%	10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）																	
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）																	

2008.11	落花生																		
	砂糖を加えたもの																		
	ピーナツバター	B		10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
	その他のもの																		
	ピーナツバター	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	いった落花生																		
	さや付きのもの	X																	
	その他のもの	R	1																
	その他のもの	R	1																
2008.19	その他のもの（混合したものを含む。）																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの	B		9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	カシューナット及びその他のいったナット																		
	カシューナット	B		5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.8%	4.1%	3.4%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	くり（気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。）	B		15.8%	14.7%	13.7%	12.6%	11.6%	10.5%	9.5%	8.4%	7.4%	6.3%	5.3%	4.2%	3.2%	2.1%	1.1%	無税
	その他のもの	B		15.3%	13.7%	12.2%	10.7%	9.2%	7.6%	6.1%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシューナット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ぎんなん	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	いったもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2008.20	パイナップル	R	1																
2008.30	かんきつ類の果実																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの	B		27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの	B		21.6%	19.5%	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B		15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.40	なし																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの																		
	気密容器入りのもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		19.7%	18.4%	17.1%	15.8%	14.4%	13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		9.8%	8.8%	7.9%	6.9%	5.9%	4.9%	3.9%	2.9%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの																		
	気密容器入りのもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.9%	4.4%	3.9%	3.4%	2.9%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.50	あんず																		
	砂糖を加えたもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.60	さくらんぼ																		
	砂糖を加えたもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.70	桃（ネクタリンを含む。）																		
	砂糖を加えたもの																		

	パルプ状のもの																	
	気密容器入りのもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの																	
	気密容器入りのもの																	
	容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	パルプ状のもの																	
	気密容器入りのもの	B	7.7%	7.0%	6.2%	5.4%	4.6%	3.9%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	9.7%	8.8%	7.8%	6.8%	5.8%	4.9%	3.9%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	気密容器入りのもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.80	ストロベリー																	
	砂糖を加えたもの																	
	パルプ状のもの	B	19.7%	18.4%	17.1%	15.8%	14.4%	13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税
	その他のもの	B	9.6%	8.3%	6.9%	5.5%	4.1%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	パルプ状のもの	B	13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）																	
2008.91	パームハート	B	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.92	混合したもの																	
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	パルプ状のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの	B	21.6%	19.5%	17.3%	15.1%	13.0%	10.8%	8.7%	6.5%	4.3%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	

	パルプ状のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B	15.5%	13.9%	12.4%	10.8%	9.3%	7.7%	6.2%	4.6%	3.1%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2008.99	その他のもの																		
	梅	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	パルプ状のもの																		
	バナナ及びアボカドー	B	9.5%	8.6%	7.6%	6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
	その他のもの																		
	ベリー及びプルーン	B	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン																		
	気密容器入りのもの	B	4.8%	4.1%	3.4%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びご	B	6.1%	5.3%	4.4%	3.5%	2.6%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	れんし																		
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	パルプ状のもの																		
	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	B	6.8%	6.1%	5.5%	4.8%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	カムカム	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの																		
	プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さといも（冷凍したものに限る。）	B	9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	B	11.3%	10.5%	9.8%	9.0%	8.3%	7.5%	6.8%	6.0%	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税
	その他のもの	B	10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）																	
	オレンジジュース																	
2009.11	冷凍したもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	23.2%	20.9%	18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																	
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.12	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）																	
	砂糖を加えたもの																	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																	
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	19.4%	17.4%	15.5%	13.6%	11.6%	9.7%	7.7%	5.8%	3.9%	1.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.19	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	

	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		23.2%	20.9%	18.5%	16.2%	13.9%	11.6%	9.3%	7.0%	4.6%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.7%	9.3%	8.0%	6.7%	5.3%	4.0%	2.7%	1.3%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	グレープフルーツジュース																		
2009.21	ブリックス値が20以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつ	26.1%（その率が1kgにつ	24.2%（その率が1kgにつ	22.4%（その率が1kgにつ	20.5%（その率が1kgにつ	18.6%（その率が1kgにつ	16.8%（その率が1kgにつ	14.9%（その率が1kgにつ	13.0%（その率が1kgにつ	11.2%（その率が1kgにつ	9.3%（その率が1kgにつ	7.5%（その率が1kgにつ	5.6%（その率が1kgにつ	3.7%（その率が1kgにつ	1.9%（その率が1kgにつ	無税

				き21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		17.4%	15.6%	13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.29	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		

	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	その他のかんきつ類の果実のジュース（2以上の果実から得たものを除く。）																	
2009.31	ブリックス値が20以下のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円66銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																	
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																	
	レモンジュース	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ライムジュース	B	10.5%	9.0%	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
2009.39	その他のもの																	
	砂糖を加えたもの																	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円66銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																	
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの																	
	レモンジュース	B	5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ライムジュース	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税

	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	パイナップルジュース																		
2009.41	ブリックス値が20以下のもの	R	1																
2009.49	その他のもの	R	1																
2009.50	トマトジュース																		
	砂糖を加えたもの	R	1																
	その他のもの	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）																		
2009.61	ブリックス値が30以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税

	その他のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
2009.69	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	りんごジュース																		
2009.71	ブリックス値が20以下のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）	B		21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税

	の含有量が全重量の10%以下のもの																		
	その他のもの	B	31.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	29.8%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	27.6%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	25.5%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	23.4%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	21.3%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	19.1%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	17.0%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	12.8%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	10.6%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	8.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	6.4%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.3%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.1%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
2009.79	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	31.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、	29.8%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、	27.6%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、	25.5%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、	23.4%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、	21.3%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、	19.1%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、	17.0%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、	14.9%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当	12.8%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当	10.6%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当	8.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当	6.4%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当	4.3%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当	2.1%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当	無税

			当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	当該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	該従量税率）	
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B	27.9%	26.1%	24.2%	22.4%	20.5%	18.6%	16.8%	14.9%	13.0%	11.2%	9.3%	7.5%	5.6%	3.7%	1.9%	無税
2009.80	その他の果実又は野菜のジュース（2以上の果実又は野菜から得たものを除く。）																		
	果汁																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下の																		

	もの																		
	プルーンジュース	B		13.1%	11.8%	10.5%	9.2%	7.9%	6.5%	5.2%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		17.4%	15.6%	13.9%	12.2%	10.4%	8.7%	6.9%	5.2%	3.5%	1.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	野菜ジュース																		
	砂糖を加えたもの	B		7.1%	6.1%	5.1%	4.1%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	気密容器入りのもの	B		6.7%	5.7%	4.8%	3.8%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.3%	5.4%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2009.90	混合ジュース																		
	混合果汁																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B		20.9%	18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	10.5%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低	13.0%（その率が1kgにつき10円66銭の従量税率より低い	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低い	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低い	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低い	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低い	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低い	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低い	無税

				いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	いときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	ときは、当該従量税率）	
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B		17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税
	その他のもの	B		23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税
	混合野菜ジュース																		
	砂糖を加えたもの	B		7.1%	6.1%	5.1%	4.1%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.7%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２１類	各種の調製食料品																		
21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物																		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品																		
2101.11	エキス、エッセンス及び濃縮物																		
	砂糖を加えたもの	R	4																

	その他のもの																			
	インスタントコーヒー	B		7.7%	6.6%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品																			
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品																			
	砂糖を加えたもの	R	4																	
	その他のもの																			
	インスタントコーヒー	B		7.7%	6.6%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コーヒーをもととした調製品																			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	X																		
	その他のもの																			
	砂糖を加えたもの	X																		
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品																			
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品																			
	インスタントティー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	茶又はマテをもととした調製品																			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	X																		
	その他のもの																			
	砂糖を加えたもの	X																		
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
2101.30	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー																			
2102.10	酵母（活性のものに限る。）	R	1																	

2102.20	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2102.30	調製したベーキングパウダー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																			
2103.10	醤油	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.20	トマトケチャップその他のトマトソース																			
	トマトケチャップ	P		20.6%	19.9%	19.2%	18.4%	17.7%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
	その他のトマトソース	P		16.7%	16.4%	16.2%	15.9%	15.6%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%	15.3%
2103.30	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード																			
	小売用の容器入りにしたもの	B		7.9%	6.8%	5.6%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		6.6%	5.6%	4.7%	3.8%	2.8%	1.9%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2103.90	その他のもの																			
	ソース																			
	マヨネーズ	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	インスタントカレーその他のカレー調製品	B		3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	B		4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		9.2%	7.9%	6.6%	5.3%	3.9%	2.6%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品																			
2104.10	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品																			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	B		5.8%	4.7%	3.5%	2.3%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2104.20	均質混合調製食料品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2105.00	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	R	1																	
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）																			
2106.10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質																			

	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のものを除く。）	X																	
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	X																	
	その他のもの																		
	植物性たんぱく	B		9.6%	8.7%	7.7%	6.7%	5.8%	4.8%	3.9%	2.9%	1.9%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		13.6%	12.3%	10.9%	9.5%	8.2%	6.8%	5.5%	4.1%	2.7%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2106.90	その他のもの																		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品	X																	
	その他のもの																		
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品	X																	
	その他のもの																		
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）																		
	分みつ糖のもの	R	4																
	その他のもの	R	1																
	チューインガム	R	1																
	こんにゃく	R	1																
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）																		
	果汁をもととした調製品（アルコール分が1%未満のものに限る。）	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと																		
	各成分のうち砂糖の重量が最大	R	1																

のもの																		
その他のもの	B		18.2%	16.4%	14.5%	12.7%	10.9%	9.1%	7.3%	5.5%	3.6%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
ビタミンをもととした栄養補助食品	B		11.4%	10.2%	9.1%	8.0%	6.8%	5.7%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの																		
しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの																		
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの																		
乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	X																	
その他のもの	R	4																
各成分のうち第1212.20号の物品の重量が最大のもの	X																	
その他のもの	R	4																
その他のもの																		
小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	R	4																
しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）	R	1																
その他のもの																		
乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	X																	
その他のもの	R	4																
その他のもの																		
調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	X																	
アルコールを含有しない飲料のもの																		
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの	B		9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	第04.10項の物品のもの	B		6.8%	4.5%	2.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの																		
	ビタミンをもととした栄養補助食品	B		10.9%	9.4%	7.8%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	植物性たんぱくを加水分解したもの	B		11.4%	10.2%	9.1%	8.0%	6.8%	5.7%	4.5%	3.4%	2.3%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第1212.20号の物品のもの																		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	R	1																
	その他のもの	X																	
	その他のもの	P		14.8%	14.5%	14.3%	14.0%	13.8%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%	13.5%
第２２類	飲料、アルコール及び食酢																		
22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）																		
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）																		
	砂糖を加えたもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2202.90	その他のもの																		
	砂糖を加えたもの	B		12.2%	11.0%	9.7%	8.5%	7.3%	6.1%	4.9%	3.7%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.2%	4.8%	2.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2203.00	ビール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮の																		

	ぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）																		
2204.10	スパークリングワイン	X																	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの																		
2204.21	2リットル以下の容器入りにしたもの	X																	
2204.29	その他のもの	X																	
2204.30	その他のぶどう搾汁																		
	アルコール分が1%未満のもの																		
	砂糖を加えたもの																		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	B	21.6%	20.1%	18.7%	17.3%	15.8%	14.4%	12.9%	11.5%	10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	
	その他のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	
	その他のもの																		
	しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	
	その他のもの	B	23.9%	22.3%	20.7%	19.1%	17.5%	15.9%	14.3%	12.8%	11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
22.05	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）																		
2205.10	2リットル以下の容器入りにしたもの	X																	
2205.90	その他のもの																		
	アルコール分が1%未満のもの	B	17.9%	16.7%	15.5%	14.3%	13.1%	11.9%	10.7%	9.6%	8.4%	7.2%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	
	その他のもの	X																	
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）																		
	アルコール分が1%未満のもの	B	27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	

	その他のもの																			
	清酒及び濁酒	X																		
	その他のもの																			
	発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物	X																		
	その他のもの																			
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 注　この証明書については、第二十四条に規定する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認する。タイ政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認するための援助を行う。	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）																			
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）																			
	アルコール分が90%以上のもの																			
	工業用アルコールの製造の用に供するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	X																		
2207.20	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X																		
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料																			
2208.20	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.30	ウイスキー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.40	ラム及びタフィア	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.50	ジン及びジュネヴァ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.60	ウオッカ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.70	リキュール及びコーディアル	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2208.90	その他のもの																			
	エチルアルコール及び蒸留酒																			
	フルーツブランデー	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	エチルアルコール																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
	その他のもの																			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒（カラメルで着色したものに限る。）である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 注　この証明書については、第二十四条に規定する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認する。タイ政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認するため	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	の援助を行う。																		
	その他のもの	X																	
	その他のアルコール飲料																		
	合成清酒及び白酒	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	B		27.9%（その率が1kgにつき21円56銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	26.1%（その率が1kgにつき20円13銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	24.2%（その率が1kgにつき18円69銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	22.4%（その率が1kgにつき17円25銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	20.5%（その率が1kgにつき15円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	18.6%（その率が1kgにつき14円38銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16.8%（その率が1kgにつき12円94銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	14.9%（その率が1kgにつき11円50銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	13.0%（その率が1kgにつき10円06銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	11.2%（その率が1kgにつき8円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	9.3%（その率が1kgにつき7円19銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	7.5%（その率が1kgにつき5円75銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.6%（その率が1kgにつき4円31銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.7%（その率が1kgにつき2円88銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき1円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2209.00	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	B		4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２３類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料																		
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.02	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2304.00	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2305.00	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2307.00	ぶどう酒かす及びアーゴル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2308.00	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
23.09	飼料用に供する種類の調製品																		
2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）																		
	乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	B		1kgにつき、54円9銭に重量比による乳糖の含有率	1kgにつき、48円68銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、43円27銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、37円86銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、32円45銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、27円5銭に重量比による乳糖の含有率	1kgにつき、21円64銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、16円23銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、10円82銭に重量比による乳糖の含有	1kgにつき、5円41銭に重量比による乳糖の含有率	無税	無税	無税	無税	無税	無税

				が10%を超える1%ごとに5円45銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに4円91銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに4円36銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに3円82銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに3円27銭を加えた額	が10%を超える1%ごとに2円73銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに2円18銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに1円64銭を加えた額	率が10%を超える1%ごとに1円9銭を加えた額	が10%を超える1%ごとに55銭を加えた額						
	その他のもの																			
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき16円3	1kgにつき14円7	1kgにつき13円9	1kgにつき11円4	1kgにつき9円82	1kgにつき8円18	1kgにつき6円55	1kgにつき4円91	1kgにつき3円27	1kgにつき1円64	無税	無税	無税	無税	無税	無税

				6歳	3歳	歳	5歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳						
2309.90	その他のもの																		
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの																		
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1kgにつき、47円73銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに4円82銭を加えた額	1kgにつき、42円95銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに4円34銭を加えた額	1kgにつき、38円18銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに3円85銭を加えた額	1kgにつき、33円41銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに3円37銭を加えた額	1kgにつき、28円64銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに2円89銭を加えた額	1kgにつき、23円86銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに2円41銭を加えた額	1kgにつき、19円9銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに1円93銭を加えた額	1kgにつき、14円32銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに1円45銭を加えた額	1kgにつき、9円55銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに96銭を加えた額	1kgにつき、4円77銭に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに48銭を加えた額	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	第12.14項又は第23.03項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																				
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																				
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）																				
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																		
	その他のもの	R	1																		
第２４類	たばこ及び製造たばこ代用品																				
24.01	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	X																			
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス																				
2403.10	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	X																			
	その他のもの																				
2403.91	シートたばこ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2403.99	その他のもの																				
	たばこのエキス及びエッセンス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																			
第２５類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメン																				

	ト																				
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水																				
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが2.8ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の70%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	X																			
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2502.00	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2503.00	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.04	天然黒鉛	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.05	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2507.00	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2509.00	白亜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.10	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.11	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第28.16項の酸化バリウムを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2512.00	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が1以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2514.00	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.15	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかな	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	いか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）																		
25.16	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.17	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.19	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.20	天然石膏（こう）及び天然無水石膏（こう）並びに天然石膏（こう）を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2521.00	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.22	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第28.25項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.23	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2524.00	石綿	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.25	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.26	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.29	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
25.30	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２６類	鉱石、スラグ及び灰	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２７類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう																			
27.01	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.02	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2703.00	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2704.00	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2705.00	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2706.00	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.08	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油																			
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）																			
2710.11	軽質油及びその調製品																			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）																			

		揮発油																			
		低重合度の混合アルキレン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																			
		航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）																			
		温度15度における比重が0.8017以下のもの	B	1klにつき1,724円17銭	1klにつき1,379円33銭	1klにつき1,034円50銭	1klにつき689円67銭	1klにつき344円83銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	1klにつき1,946円67銭	1klにつき1,557円33銭	1klにつき1,168円	1klにつき778円67銭	1klにつき389円33銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																			
		政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	1klにつき1,155円	1klにつき924円	1klにつき693円	1klにつき462円	1klにつき231円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		灯油																			
		低重合度の混合アルキレン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																			
		ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの																			
		政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	1klにつき470円	1klにつき376円	1klにつき282円	1klにつき188円	1klにつき94円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		軽油																			
		政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	B	1klにつき1,047円50銭	1klにつき838円	1klにつき628円50銭	1klにつき419円	1klにつき209円50銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2710.19		その他のもの																			
		石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）																			

灯油																			
低重合度の混合アルキレン	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの																			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの																			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの	B	1klにつき470円	1klにつき376円	1klにつき282円	1klにつき188円	1klにつき94円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
軽油																			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの	B	1klにつき1,047円50銭	1klにつき838円	1klにつき628円50銭	1klにつき419円	1klにつき209円50銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
重油及び粗油																			
温度15度における比重が0.9037以下のもの																			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの																			
温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	B	1klにつき2,160円83銭	1klにつき1,728円67銭	1klにつき1,296円50銭	1klにつき864円33銭	1klにつき432円17銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
その他のもの	B	1klにつき2,755円	1klにつき2,204円	1klにつき1,653円	1klにつき1,102円	1klにつき551円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
温度15度における比重が0.9037を超えるもの																			
製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																				
	硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの	B		1klにつき1,980円	1klにつき1,584円	1klにつき1,188円	1klにつき792円	1klにつき396円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1klにつき2,668円33銭	1klにつき2,134円67銭	1klにつき1,601円	1klにつき1,067円33銭	1klにつき533円67銭	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	廃油																				
2710.91	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2710.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.12	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.13	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.14	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2715.00	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２８類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第２９類	有機化学品																				
29.01	非環式炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.02	環式炭化水素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																				
	飽和一価アルコール																				
2905.11	メタノール（メチルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2905.12	プロパン-1-オール（プロピルアルコール）及びプロパン-2-オール（イソプロピルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.13	ブタン-1-オール（ノルマル-ブチルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.14	その他のブタノール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.15	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.16	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.17	ドデカン-1-オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン-1-オール（セチルアルコール）及びオクタデカン-1-オール（ステアリルアルコール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	不飽和一価アルコール																			
2905.22	非環式テルペンアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	二価アルコール																			
2905.31	エチレングリコール（エタンジオール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.32	プロピレングリコール（プロパン-1,2-ジオール）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.39	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の多価アルコール																			
2905.41	2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）プロパン-1,3-ジオール（トリメチロールプロパン）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.42	ペンタエリトリトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.43	マンニトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.44	D-グルシトール（ソルビトール）	R	1																	
2905.45	グリセリン	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.49	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
2905.51	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.59	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコー																			

	ル及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体																		
2906.11	メントール	B		6.5%（その率が1kgにつき164円7銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.8%（その率が1kgにつき147円67銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	5.2%（その率が1kgにつき131円26銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	4.5%（その率が1kgにつき114円85銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.9%（その率が1kgにつき98円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	3.2%（その率が1kgにつき82円44銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	2.6%（その率が1kgにつき65円63銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.9%（その率が1kgにつき49円22銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	1.3%（その率が1kgにつき32円81銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	0.6%（その率が1kgにつき16円41銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.12	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.13	ステロール及びイノシトール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.14	テルピネオール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	芳香族アルコール及びその誘導体																		
2906.21	ベンジルアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2906.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.07	フェノール及びフェノールアルコール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2911.00	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.12	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2913.00	第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	らのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体																			
2918.11	乳酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.12	酒石酸	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.13	酒石酸の塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.14	くえん酸	R	1																	
2918.15	くえん酸の塩及びエステル																			
	くえん酸カルシウム	X																		
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.16	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体																			
2918.21	サリチル酸及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.22	オルト-アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.23	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.30	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2918.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2919.00	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、ス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体																			
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.21	アミン官能化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.22	酸素官能のアミノ化合物																			
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩																			
2922.11	モノエタノールアミン及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.12	ジエタノールアミン及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.13	トリエタノールアミン及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.14	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩																			
2922.21	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及び	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その塩																			
2922.22	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩																			
2922.31	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.39	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩																			
2922.41	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.42	グルタミン酸及びその塩																			
	グルタミン酸ソーダ	B		4.3%	3.5%	2.6%	1.7%	0.9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.43	アントラニル酸及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.44	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

2922.49	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2922.50	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.26	ニトリル官能化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2927.00	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2928.00	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.29	その他の窒素官能基を有する化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.30	有機硫黄化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2931.00	その他のオルガノインオルガニック化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2935.00	スルホンアミド	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.38	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
29.39	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステ	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	ルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。）																			
29.41	抗生物質	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2942.00	その他の有機化合物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３０類	医療用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３１類	肥料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３２類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３３類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類																			
33.~~10~~ 01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション																			
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）																			
3301.11	ベルガモットのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.12	オレンジのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.13	レモンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.14	ライムのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.19	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）																			
3301.21	ゼラニウムのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.22	ジャスミンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.23	ラベンダー又はラバンジンのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.24	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.25	その他のミントのもの																			
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）																			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		4.7%	4.1%	3.4%	2.7%	2.0%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.26	ベチベルのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.29	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

3301.30	レジノイド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3301.90	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.02	香気性物質の混合物及び1以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3303.00	香水類及びオーデコロン類	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.05	頭髪用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.06	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
33.07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３４類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３５類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素																			
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.02	アルブミン（2以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）																			
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																		
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又は																			

	デキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤																			
3505.10	デキストリンその他の変性でん粉																			
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	Q	7																	
	その他のもの	R	1																	
3505.20	膠着剤	R	1																	
35.06	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
35.07	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３６類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３７類	写真用又は映画用の材料	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３８類	各種の化学工業生産品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第３９類	プラスチック及びその製品																			
39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）																			
3901.10	比重が0.94未満のポリエチレン																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.20	比重が0.94以上のポリエチレン																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.30	エチレン-酢酸ビニル共重合体																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3901.90	その他のもの																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.02	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）																			
3902.10	ポリプロピレン																			

	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.20	ポリイソブチレン																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.30	プロピレンの共重合体																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3902.90	その他のもの																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.3%	1.9%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.03	スチレンの重合体（一次製品に限る。）																	
	ポリスチレン																	
3903.11	多泡性のもの																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.19	その他のもの																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	5.4%	4.3%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.20	スチレン-アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.30	アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ＡＢＳ）共重合体																	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3903.90	その他のもの																			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B		2.6%	2.1%	1.6%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.04	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.05	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.06	アクリル重合体（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.08	ポリアミド（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3910.00	シリコーン（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.11	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.13	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
3914.00	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.15	プラスチックのくず	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.16	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.18	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.19	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）																				
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.21	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.22	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.23	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.25	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４０類	ゴム及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４１類	原皮（毛皮を除く。）及び革																					
41.01	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）																				
4101.20	全形の原皮（重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）																				
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4101.50	全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）																				
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4101.90	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）																				
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの																		
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.02	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）																	
4103.10	やぎのもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.20	爬虫類のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.30	豚のもの																	
	なめし過程にないもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4103.90	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.04	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																	
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの																	
4104.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																	
	クロムなめしのもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.19	その他のもの																	
	クロムなめしのもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	乾燥状態（クラスト）のもの																	
4104.41	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット																	
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																	
	クロムなめしのもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの																		
	染着色したもの																		
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	B		12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4104.49	その他のもの																		
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの																		
	クロムなめしのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.05	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																		
4105.10	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4105.30	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.06	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																		
	やぎのもの																		
4106.21	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.22	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	豚のもの																		
4106.31	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.32	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B		1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.40	爬虫類のもの																		
	植物性前なめしをしたもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色したもの																		
	わに又はとかげのもの	B	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
4106.91	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4106.92	乾燥状態（クラスト）のもの																		
	染着色したもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.07	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																		
	全形の革																		
4107.11	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.12	グレーンスプリット																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	染着色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.19	その他のもの																	
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	染着色し又は模様付けしたもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（サイドを含む。）																	
4107.91	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）																	
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	染着色し又は模様付けしたもの																	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.92	グレーンスプリット																	
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	染着色し又は模様付けしたもの																	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	B	12.1%	10.9%	9.7%	8.5%	7.3%	6.0%	4.8%	3.6%	2.4%	1.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4107.99	その他のもの																	
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	染着色し又は模様付けしたもの	B	14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	10.9%	9.8%	8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4112.00	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																	
	パーチメント仕上げをしたもの	B	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	

	染着色し又は模様付けしたもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.13	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）																		
4113.10	やぎのもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B		14.5%	13.1%	11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.20	豚のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B		1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.30	爬虫類のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの																		
	わに革及びとかげ革	B		1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4113.90	その他のもの																		
	パーチメント仕上げをしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	染着色し又は模様付けしたもの	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.14	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	X																	
41.15	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉																		

4115.10	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	B		1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4115.20	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	B		0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４２類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品																		
4201.00	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	B		0.9%	0.8%	0.7%	0.5%	0.4%	0.3%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.02	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器																		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器																		
4202.11	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.12	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの																		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.2%	2.8%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.19	その他のもの	B		0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含む																		

	ものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）																		
4202.21	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの																		
	革製又はパテントレザー製のもの	B		9.8%	8.4%	7.0%	5.6%	4.2%	2.8%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	革製又はパテントレザー製のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.22	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.29	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品																		
4202.31	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの																		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.32	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの																		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	B		11.2%	9.6%	8.0%	6.4%	4.8%	3.2%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.39	その他のもの	B		0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
4202.91	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

4202.92	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4202.99	その他のもの																		
	木製のもの	B	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.3%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																		
4203.10	衣類																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	手袋、ミトン及びミット																		
4203.21	特に運動用に製造したもの																		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
4203.29	その他のもの																		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの																		
	革製のもの	B	12.3%	10.5%	8.8%	7.0%	5.3%	3.5%	1.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コンポジションレザー製のもの	B	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
4203.30	ベルト及び負い革																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
4203.40	その他の衣類附属品																		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4204.00	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品																		
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	B		3.2%	2.7%	2.3%	1.8%	1.4%	0.9%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
42.06	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	B		0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４３類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品																		
43.01	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）	X																	
43.03	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	X																	
4304.00	人造毛皮及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４４類	木材及びその製品並びに木炭																		
44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4402.00	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.04	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4405.00	木毛及び木粉	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.06	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメー																		

	トル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																		
4408.10	針葉樹のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	熱帯産木材（この類の号注１のものに限る。）のもの																		
4408.31	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ																		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	合板用単板	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4408.39	その他のもの																		
	パドック（かりん）のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	チークのもの																		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	合板用単板	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4408.90	その他のもの																		
	つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの																		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	B		3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	合板用単板	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）																		
4409.10	針葉樹のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4409.20	針葉樹以外のもの																		
	引抜材（竹製のものに限る。）	B	4.1%	3.7%	3.3%	2.9%	2.5%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.10	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）																		
	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）																		
4410.21	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.29	その他のもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの（木材のものに限る。）																		
4410.31	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.32	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.33	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.39	その他のもの																		
	板状のもの	B	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	2.0%	1.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	その他のもの	B		2.7%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4410.90	その他のもの																		
	板状のもの	B		4.3%	3.9%	3.4%	3.0%	2.6%	2.2%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.6%	3.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.8%	1.4%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.11	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	B		1.4%	1.3%	1.1%	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	R	1																
4413.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.15	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4416.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4417.00	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4419.00	木製の食卓用品及び台所用品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
44.21	その他の木製品																		
4421.10	衣類用ハンガー	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4421.90	その他のもの																		
	竹製のくし	B		5.5%	4.9%	4.4%	3.8%	3.3%	2.7%	2.2%	1.6%	1.1%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４５類	コルク及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４６類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物																		
46.01	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を編った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）																		

4601.20	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）																		
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
4601.91	植物性材料製のもの																		
	むしろ、こも及びアンペラ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの																		
	畳表	B		5.3%	4.5%	3.8%	3.0%	2.3%	1.5%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
4601.99	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４７類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４８類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第４９類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５０類	絹及び絹織物																		
5001.00	繭（繰糸に適するものに限る。）	X																	
5002.00	生糸（よってないものに限る。）																		
	野蚕のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	R	1																
50.03	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5004.00	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5005.00	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

50.07	絹織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５１類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５２類	綿及び綿織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５３類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５４類	人造繊維の長繊維及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５５類	人造繊維の短繊維及びその織物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５６類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５７類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５８類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第５９類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６０類	メリヤス編物及びクロセ編物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６１類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６２類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６３類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６４類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品																		
64.01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）																		
6401.10	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																		
	スキー靴	X																	
	その他のもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																		
6401.91	ひざを覆うもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6401.92	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）																		
	スキー靴	X																	
	その他のもの	B		5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6401.99	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

64.02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																		
	スポーツ用の履物																		
6402.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ																		
	スキー靴	X																	
	スノーボードブーツ	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6402.19	その他のもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6402.20	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6402.30	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																		
6402.91	くるぶしを覆うもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6402.99	その他のもの																		
	短靴	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
64.03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）																		
	スポーツ用の履物																		
6403.12	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X																	
6403.19	その他のもの	X																	
6403.20	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）																		
	室内用履物	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6403.30	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）																		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの																		
	スリッパ	X																	
	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
6403.40	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）																		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレ	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	

	ザー製のもの																	
	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）																	
6403.51	くるぶしを覆うもの																	
	室内用履物	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.59	その他のもの																	
	スリッパその他の室内用履物																	
	スリッパ	X																
	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の履物																	
6403.91	くるぶしを覆うもの																	
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6403.99	その他のもの																	
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）																	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																
	その他のもの	B	19.6%	17.7%	15.7%	13.7%	11.8%	9.8%	7.9%	5.9%	3.9%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																	
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X																

	その他のもの	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）																	
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）																	
6404.11	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6404.19	その他のもの																	
	甲に毛皮を使用したもの																	
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																
	その他のもの																	
	地下たび及びキャンバスシューズ	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6404.20	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）																	
	甲に毛皮を使用したもの																	
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）																	
	キャンバスシューズ																	
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	B	15.7%	14.2%	12.6%	11.0%	9.4%	7.9%	6.3%	4.7%	3.1%	1.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																
	その他のもの																	
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B	21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																
	その他のもの	B	5.9%	5.0%	4.2%	3.4%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.05	その他の履物																	

6405.10	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの																		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6405.20	甲が紡織用繊維製のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6405.90	その他のもの																		
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの																		
	甲に毛皮を使用したもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの																		
	本底が革製のもの																		
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	B		21.8%	19.6%	17.5%	15.3%	13.1%	10.9%	8.7%	6.5%	4.4%	2.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	X																	
	その他のもの	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品																		
6406.10	甲及びその部分品（しんを除く。）																		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの	X																	
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6406.20	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																		

6406.91	木製のもの																		
	毛皮を使用したもの	X																	
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
6406.99	その他の材料製のもの																		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの	X																	
	その他のもの	B		3.0%	2.6%	2.1%	1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６５類	帽子及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６６類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６７類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６８類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第６９類	陶磁製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７０類	ガラス及びその製品																		
7001.00	ガラスのくず及び塊	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.02	ガラスの球（第70.18項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.03	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.04	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.05	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7006.00	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.07	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7008.00	断熱用複層ガラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.09	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.10	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.11	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

	灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）																			
7012.00	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.13	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7014.00	ガラス製の信号用品及び光学用品（第70.15項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.15	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.16	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.17	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.18	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）																			
7018.10	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	B		7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7018.20	ガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7018.90	その他のもの																			
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	B		5.8%	5.0%	4.1%	3.3%	2.5%	1.7%	0.8%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
70.19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
7020.00	その他のガラス製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７１類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７２類	鉄鋼	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

第７３類	鉄鋼製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７４類	銅及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７５類	ニッケル及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７６類	アルミニウム及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７８類	鉛及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第７９類	亜鉛及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８０類	すず及びその製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８１類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８２類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８３類	各種の卑金属製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８４類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８５類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８６類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８７類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８８類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第８９類	船舶及び浮き構造物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９０類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９１類	時計及びその部分品																		
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.02	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.03	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9104.00	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.05	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9107.00	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.08	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.09	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.10	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.11	携帯用時計のケース及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.12	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品																			
9113.10	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9113.20	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9113.90	その他のもの																			
	革製又はコンポジションレザー製のもの																			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B		14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B		8.8%	7.5%	6.3%	5.0%	3.8%	2.5%	1.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの																			
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	B		1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
91.14	その他の時計の部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９２類	楽器並びにその部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９３類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９４類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物																			
94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項の																			

	ものを除く。）及びその部分品																				
9401.10	航空機に使用する種類の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.20	自動車に使用する種類の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.30	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.40	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.50	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）																				
9401.61	アップホルスターのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.69	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）																				
9401.71	アップホルスターのもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.79	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.80	その他の腰掛け	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9401.90	部分品																				
	革製のもの	B		3.3%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.02	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.03	その他の家具及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.04	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9406.00	プレハブ建築物	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９５類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９６類	雑品																				

96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9602.00	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9604.00	手ふるい	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9605.00	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	B		4.6%	4.0%	3.3%	2.6%	2.0%	1.3%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.06	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.07	スライドファスナー及びその部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9610.00	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.12	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

96.13	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.14	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.15	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
96.16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9617.00	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
9618.00	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
第９７類	美術品、収集品及びこっとう	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

（タイの表に係る第三部は省略）

附属書二（第三章関係）　品目別規則

第一節　一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) 関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(c) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の七パーセント

(ii) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の十パーセント

注釈１　「非原産材料の価額」とは、第二十八条６の規定に従って決定される価額をいう。

注釈２　「当該産品の価額」とは、第二十八条４(b)に規定する本船渡しの価額又は同条５に規定する価額をいう。

(g) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関

する閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品であって、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表Ａ又はＢが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合（当該産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。

第二節　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・○三	第○四・○一項から第○四・○三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
○四・○四	第○四・○四項の産品への他の項の材料からの変更
○四・○五	第○四・○五項の産品への他の類の材料からの変更
○四・○六	第○四・○六項の産品への他の項の材料からの変更
○四・○七―○四・一○	第○四・○七項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六○一・一○―○六○四・九九	第○六○一・一○号から第○六○四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注釈　第○七一○・二二号又は第○七一○・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

○七○一・一○―○七一○・二二	第○七○一・一○号から第○七一○・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○七一○・二二―○七一○・二九	第○七一○・二二号又は第○七一○・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第○七・○八項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。）
○七一○・三○―○七一四・九○	第○七一○・三○号から第○七一四・九○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九・○一	第○九・○一項の産品への他の類の材料からの変更

○九・○二―○九・○三	第○九・○二項又は第○九・○三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
○九○四・一一	第○九○四・一一号の産品への他の類の材料からの変更
○九○四・一二	第○九○四・一二号の産品への他の号の材料からの変更
○九○四・二○―○九○六・一○	第○九○四・二○号から第○九○六・一○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○九○六・二○	第○九○六・二○号の産品への他の号の材料からの変更
○九○七・○○―○九一○・五○	第○九○七・○○号から第○九一○・五○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
○九一○・九一	第○九一○・九一号の産品への他の号の材料からの変更
○九一○・九九	第○九一○・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類　穀物

一〇・○一―一〇・○八	第一〇・○一項から第一〇・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・○一―一一・○四	第一一・○一項から第一一・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一一・○五	第一一・○五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一○六・一○	第一一○六・一○号の産品への他の類の材料からの変更
一一○六・二○	第一一○六・二○号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一○六・三○	第一一○六・三○号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・○七―一一・○九	第一一・○七項から第一一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・○一―一二・一四	第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・○一―一三・○二	第一三・○一項又は第一三・○二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・○一―一四・○四	第一四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五○一・○○―一五一五・五○	第一五○一・○○号から第一五一五・五○号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一五一五・九○	第一五一五・九○号の米油及びその分別物への他の類の材料からの変更（第一○類、第一一類又は第二三類の材料からの変更を除く。）
一五・一六―一五・一八	第一五・一六項から第一五・一八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五・二○	第一五・二○項の産品への他の項の材料からの変更
一五・二一―一五・二二	第一五・二一項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈1　第一六○四・一四号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿（以下この協定において「IOTCの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

注釈2　第一六○四・一三号、第一六○四・一五号、第一六○四・二○号及び第一六○五・二○号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該第三国からの直接輸送 (b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。	
一六・〇一―一六・〇二	第一六・〇一項又は第一六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六〇四・一一―一六〇四・一二	第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一三	第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・一四	第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがＩＯＴＣの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）
一六〇四・一五	第一六〇四・一五号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・一六―一六〇四・一九	第一六〇四・一六号又は第一六〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・二〇	第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・三〇―一六〇五・一〇	第一六〇四・三〇号又は第一六〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇五・二〇	第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇五・三〇―一六〇五・九〇	第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一―一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇―一七〇二・四〇	第一七〇二・二〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・五〇	第一七〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・六〇―一七〇二・九〇	第一七〇二・六〇号又は第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

注釈　第一八〇三・二〇号及び第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一八・〇一―一八・〇二	第一八・〇一項又は第一八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一八〇三・一〇	第一八〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が産品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）
一八〇三・二〇	第一八〇三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重

一八・〇四 一八・〇五	量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。） 第一八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更 第一八・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）
一八〇六・一〇―一八〇六・二〇 一八〇六・三一 一八〇六・三二 一八〇六・九〇	第一八〇六・一〇号又は第一八〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一八〇六・三一号の産品への他の号の材料からの変更 第一八〇六・三二号の産品への他の類の材料からの変更 第一八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品

注釈　第一九〇五・九〇号の適用上、

(a)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i)　当該第三国からの直接輸送

(ii)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一〇 一九〇一・二〇 一九〇一・九〇―一九〇二・四〇 一九・〇三 一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	第一九〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第一九〇一・九〇号から第一九〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。） 第一九〇四・一〇号から第一九〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・九〇	第一九〇五・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものへの他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。） 第一九〇五・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈　第二〇〇一・一〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号、第二〇〇五・八〇号から第二〇〇七・一〇号までの各号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇九・六一号、第二〇〇九・六九号及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i)　当該第三国からの直接輸送

(ii)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b)　東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇二・一〇―二〇〇四・一〇	第二〇〇二・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東

二〇〇四・九〇	南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・一〇―二〇〇五・一二〇	第二〇〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・四〇	第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・一二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・五一―二〇〇五・六〇	第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・七〇	第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・八〇―二〇〇五・九〇	第二〇〇五・七〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇五・九〇	第二〇〇五・八〇号又は第二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇・〇六	第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇七・一〇	第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇七・九一	第二〇〇七・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇七・九九	第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一一	第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・一九	第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・二〇―二〇〇八・三〇	第二〇〇八・二〇号又は第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・四〇―二〇〇八・九一	第二〇〇八・四〇号から第二〇〇八・九一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・九二―二〇〇八・九九	第二〇〇八・九二号又は第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇九・一一―二〇〇九・四九	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・六一―二〇〇九・六九	第二〇〇九・六一号又は第二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇九・七一―二〇〇九・七九	第二〇〇九・七一号又は第二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・八〇	第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇九・九〇	第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一	第二一〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇一・一二―二一〇一・二〇	第二一〇一・一二号若しくは第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇一・一二号又は第二一〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二一〇一・三〇	第二一〇一・三〇号のいったひき割り大麦若しくは裸麦のティーバッグであって小売用にしたものへの他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二一〇二・一〇―二一〇三・一〇	第二一〇二・一〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二一〇三・二〇	第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材

二二〇三・三〇	料からの変更を除く。）
二二〇三・九〇	第二二〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇四・一〇―二二〇六・一〇	第二二〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二二〇六・九〇	第二二〇四・一〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二二類　飲料、アルコール及び食酢	
二二〇一・一〇―二二〇二・一〇	第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇二・九〇	
二二〇三・〇〇―二二〇四・二九	第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇四・三〇―二二〇六・〇〇	第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二一・〇七	第二二一・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇―二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
	第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもとにしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
	第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
二二一・〇九	第二二一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
二三〇一・〇	第二三〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二三〇二・〇	第二三〇二項の産品への他の項の材料からの変更
二三〇三・〇	第二三〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二三一・〇四―二三一・〇八	第二三一・〇四項から第二三一・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三一・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二三一・〇九	
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品	
二四〇一・一〇―二四〇一・二〇	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二四〇一・三〇	第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二四・〇二―二四・〇三	第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）	
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
二五〇一・〇〇―二五二〇・一〇	第二五〇一・〇〇号から第二五二〇・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
二五・二一	第二五・二一項の産品への他の類の材料からの変更
二五二二・一〇	第二五二二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二二・二〇	第二五二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二二・三〇	第二五二二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五・二三	第二五・二三項の産品への他の項の材料からの変更
二五・二四―二五・三〇	第二五・二四項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二六類　鉱石、スラグ及び灰	
二六・〇一―二六・一七	第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二六・一八―二六・二二	第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 注釈　この類の適用上、「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子／分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。 (a)　水その他の溶媒への溶解 (b)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去 (c)　結晶水の追加又は除去	
二七・〇一―二七・〇三 二七・〇四―二七・〇八	第二七・〇一項から第二七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七・〇九 二七一〇・一一―二七一〇・一九	第二七・〇九項の産品への他の類の材料からの変更 第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一〇・一一号又は第二七一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一〇・九一―二七一〇・九九	第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一一・一一 二七一一・一二―二七一一・一九	第二七一一・一一号の産品への他の類の材料からの変更 第二七一一・一二号から第二七一一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一一・一二号から第二七一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一一・二二 二七一一・二九―二七一五・〇〇	第二七一一・二二号の産品への他の類の材料からの変更 第二七一一・二九号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七一一・二九号から第二七一五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈　第二八類から第三八類までの各類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子／分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(AA)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(BB)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(CC)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(DD)　特殊光学的用途

(EE)　生物工学的用途

(FF)　分離工程に用いる支持体

(GG)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇―二八〇四・五〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・六一	第二八〇四・六一号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・六九―二八〇九・一〇	第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一〇・〇〇―二八一三・一〇	第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品（への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一三・九〇	第二八一三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・一四―二八・四三	第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四四・一〇	第二八四四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四四・二〇―二八四四・五〇	第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・四五―二八・五一	第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類　有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四三―二九〇五・四五	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四九―二九〇五・五九	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三・〇一項の材料か

二九〇六・一二―二九一〇・九〇	らの変更を除く。） 第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一一	第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一二・一一―二九一二・六〇	第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一三	第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一四・一一―二九一八・一三	第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九一八・一四―二九一八・一五	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

二九・一九	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二〇・一〇―二九二二・四一	第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二二・四二	第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更 第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二三・二〇	第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二四・二九	第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二五・一一―二九二六・九〇	

二九・二七―二九・二八	第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二九・一〇―二九三〇・九〇	第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三一	第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三二・一一―二九三四・九九	第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三五	第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三六・一〇―二九三六・九〇	第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三七・一一―二九三八・一〇	第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三八・九〇	第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三九	
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・四一―二九・四二	

第三〇類　医療用品

三〇・〇一	第三〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇二―三〇・〇三	第三〇・〇二項若しくは第三〇・〇三項の産品への他の類の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇四	第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更及び他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）

三〇〇五・一〇―三〇〇六・二〇	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・三〇	第三〇〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）
三〇〇六・四〇	第三〇〇六・四〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・五〇	第三〇〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
三〇〇六・六〇―三〇〇六・七〇	第三〇〇六・六〇号若しくは第三〇〇六・七〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・八〇	第三〇〇六・八〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三一類　肥料

三一・〇一	第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一〇二・一〇―三一〇五・九〇	第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・一〇―三二〇一・二〇	第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇	第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇二・一〇	第三二〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇三・〇〇―三二〇四・一七	第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇四・一九	第三二〇四・一九号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・一九号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三二〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三二〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇五項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三二〇四・二〇
三二〇四・九〇
三二・〇五―三二・一五

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

第三三〇一・一一号から第三三〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第三三〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三三〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四類の材料からの変更を除く。）
第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三三〇一・一一―三三〇一・三〇
三三〇一・九〇
三三〇二・一〇―三三〇六・一〇
三三〇六・二〇
三三〇六・九〇―三三〇七・九〇

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四・〇一
三四〇二・一一―三四〇二・九〇
三四・〇三―三四・〇七

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

第三五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更

三五〇一・一〇
三五〇一・九〇
三五〇二・一一―三五〇二・一九

三五〇二・二〇	（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・九〇	第三五〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五・〇三―三五・〇四	第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三五・〇五	第三五・〇三項又は第三五・〇四項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三五・〇六―三五・〇七	第三五・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三七類　写真用又は映画用の材料

三七・〇一	第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
三七・〇二―三七・〇七	第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八類　各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇二―三八・〇四	第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・一〇―三八〇五・二〇	第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇五・九〇	第三八〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇六・三〇	第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更、
三八〇六・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・〇七―三八・〇八	第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、
	使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八・〇七項又は第三八・〇八

三八〇九・一〇 三八〇九・九一―三八二二・〇〇	項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二三・一一―三八二三・七〇 三八二四・一〇―三八二四・五〇	第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・六〇 三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・二五	第三八・二五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈　第三九類又は第四〇類の適用上、

(a)　「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子／分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(b)　「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

(ii)　一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程

(AA)　医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質

(BB)　分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬

(CC)　マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

(DD)　特殊光学的用途

(EE)　生物工学的用途

(FF)　分離工程に用いる支持体

(GG)　原子力等級用途

(c)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)　「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

三九・〇一―三九・一四	第三九類　プラスチック及びその製品
三九・一五	第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三九・一五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三九・一五項の産品への関税分類の変更を必

三九・一六―三九・二六	要としない。）。 第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇類　ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇 四〇〇一・二一―四〇〇一・二九	第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇一・二一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇〇一・三〇 四〇・〇二―四〇・〇三	第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇・〇二項若しくは第四〇・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇二項又は第四〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇四	第四〇・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇五―四〇・一一	第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・一一―四〇一二・一九	第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇一二・二〇 四〇一二・九〇―四〇一七・〇〇	第四〇一二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。）
四一・一五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品	
四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四	第四三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更 第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。） 第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。） 第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）	
第四四類　木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一―四四・一一	第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四四・一二	第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
四四・一三―四四・二一	第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第四五類　コルク及びその製品	
四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
四六〇一・二〇―四六〇一・九二	第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九二号のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、
四六〇一・九九	第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
四六・〇二	第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）	
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
四七・〇一―四七・〇六	第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四七・〇七	第四七・〇七項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
四八・〇一―四八・〇六	第四八・〇一項から第四八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四八〇七・〇〇―四八〇八・一〇	第四八〇七・〇〇号若しくは第四八〇八・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇七・〇〇号又は第四八〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八〇八・二〇	第四八〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）
四八〇八・三〇	第四八〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇五項の材料からの変更を除く。）
四八〇八・九〇	第四八〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇六項の材料からの変更を除く。）
四八・〇九―四八・一五	第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八・一六	第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの

四八・一七	変更を除く。）
四八・一八	第四八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四八・一九―四八・二三	第四八・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇三項の材料からの変更を除く。） 第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蚊加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）

(39) ストレッチ加工	
(40) 防ダニ加工	
(41) UVカット加工	
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（W&W加工）	
(43) 吸水加工	
(44) 防水加工	
(45) はっ水加工	
(46) ウェットデカタイジング	
(47) 防風加工	
(48) 針布起毛	
第五〇類　絹及び絹織物	
五〇・〇一―五〇・〇四 五〇・〇五―五〇・〇六	第五〇・〇一項から第五〇・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更 第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）、第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
五〇・〇七	
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
五一・〇一―五一・〇五 五一・〇六―五一・一〇 五一・一一―五一・一三	第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
五二・〇一―五二・〇三 五二・〇四―五二・〇七 五二・〇八―五二・一二	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の材料からの変更を除く。）、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。）、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその繊物並びに紙糸及びその織物	
五三・〇一―五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八 五三・〇九―五三・一一	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（織物が締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物	
五四・〇一―五四・〇六 五四・〇七―五四・〇八	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	
五五・〇一―五五・〇七 五五・〇八―五五・一一	第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の材料からの変更を除く。） 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
五六・〇一―五六・〇三	第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五六・〇四―五六・〇九	第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	
五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
五九・〇一	第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五九・〇二	第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）
五九・〇三―五九・〇九	第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

五九・一〇 五九・一一	五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。） 第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項若しくは第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項若しくは第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	

注釈1　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈2　この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六一・〇一―六一・一七	第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項又は第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた場合に限る。）
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	

注釈1　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈2　この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a)　当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b)　積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、

	当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。
六二・〇一―六二・一一	第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
六二・一二	第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
六二・一三―六二・一七	第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）
第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ 注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。	
六三・〇一―六三・一〇	第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品がいずれかの締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）	
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
六四・〇一―六四・〇五	第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）
六四・〇六	第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更
第六五類　帽子及びその部分品	
六五・〇一―六五・〇二	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
六五・〇三―六五・〇五	第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇五項まで以外の項の材料からの変更
六五・〇六―六五・〇七	第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
六六・〇一―六六・〇二	第六六・〇一項若しくは第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六六・〇三	第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
六七・〇一―六七・〇四	第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四

	項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五	第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六九類　陶磁製品

六九・〇一―六九・〇七	第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六九・〇八	第六九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六九・〇九―六九・一四	第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七〇類　ガラス及びその製品

七〇・〇一	第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七〇・〇二―七〇・一七	第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇一八・一〇	第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇一八・二〇	第七〇一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇一八・九〇	第七〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇・一九―七〇・二〇	第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注釈　この類の適用上、輸送のためだけに一時的に糸を通した天然又は養殖の真珠であってその他の加工をしてないものは、第七一〇一・二一号の加工してない天然又は養殖の真珠とみなす。

七一〇一・一〇―七一〇二・二二	第七一〇一・一〇号から第七一〇二・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇二・二九	第七一〇二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇二・三一	第七一〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇二・三九	第七一〇二・三九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・三九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇三・一〇	第七一〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七一〇三・九一―七一〇四・一〇	第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇三・九一号から第七一〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇四・二〇	第七一〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇四・九〇	第七一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇五	第七一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇五項の産品への関税分

七一〇六・一〇―七一〇六・九二	類の変更を必要としない。）。 第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	類の変更を必要としない。）。 第七一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇七	第七一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第七一・〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一〇八・一一―七一〇八・二〇	第七一・〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第七一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・〇九	第七一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一一〇・一一―七一一〇・四九	第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第七一・一一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一一	第七一・一一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	第七一・一二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。） 第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九二号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。） 第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更
七一・一二	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七一・一三―七一・一五	第七一・一二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七一・一六	第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）	
七一・一七	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九二号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）	
七一・一八	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更	

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

注釈　この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断、スリッティングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	税分類の変更を必要としない。）。 第七二〇五・二一号若しくは第七二〇五・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・二一号又は第七二〇五・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一〇・七〇号若しくは第七二一〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一〇・七〇号又は第七二一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一一・二三号から第七二一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・二三号から第七二一
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号の産品への関	
七二〇五・二一―七二〇五・二九		
七二〇六・一〇―七二一〇・六九		
七二一〇・七〇―七二一〇・九〇		
七二一一・一三―七二一一・一九		
七二一一・二三―七二一一・九〇		

七二一二・一〇―七二一二・三〇	一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一二・一〇号から第七二一二・三〇号までの各号の産品（への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・一〇号から第七二一二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一二・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一二・六〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一二・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一三・一〇号から第七二一九・二四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一三・一〇号から第七二一九・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、	七二二四・九〇 七二二五・一一―七二二五・四〇 七二二五・五〇―七二二五・九九 七二二六・一一―七二二六・九一 七二二六・九二―七二二六・九九
七二二〇・一一―七二二〇・一二	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二〇・一一号若しくは第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二〇・二〇号若しくは第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・〇〇号から第七二二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・三〇号から第七二二	四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二四・九〇号の産品（への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品（への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品へ（の当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品へ（の他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品へ（の関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品へ（の当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品へ（の関税分類の変更を必要としない。）。
七二二七・一〇―七二二八・三〇	第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
七二二八・四〇―七二二八・六〇		
七二二八・七〇―七二二九・九〇		

第七三類　鉄鋼製品

注釈　この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（剪断、スリッティングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはならない。

七三・〇一―七三・二〇	第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・一一―七三二一・八三	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・九〇―七三三三・一〇	第七三二一・九〇号から第七三三三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・九〇号から第七三二一・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二三・九一―七三二四・二九	第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・九〇	第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・一〇	第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・九一	第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二五・九九	第七三二五・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二五・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一一	第七三二六・一一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二六・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一九―七三二六・九〇	第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七四類　銅及びその製品

注釈　この類の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

七四〇一・一〇―七四〇一・二〇	第七四〇一・一〇号若しくは第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇二	第七四・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四〇三・一一	一年目から五年目までについては、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 六年目以降については、第七四〇三・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四〇三・一二―七四〇三・二九	第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇五―七四・一九	第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五類　ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇	第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇四・〇〇―七五〇五・一二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇六―七五・〇八	第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇六項から第七五・〇八項までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇	第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七六〇一・二〇	第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七六・〇二	第七六・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・〇三	第七六・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
七六・〇四―七六・一六	第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七八類　鉛及びその製品

七八〇一・一〇	第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
七八〇一・九一―七八〇一・九九	第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇二	第七八・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七九類　亜鉛及びその製品

七九〇一・一一	第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
七九〇一・一二	第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更
七九〇一・二〇	第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七九・〇二	第七九・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八〇類　すず及びその製品

八〇〇一・一〇	第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八〇〇一・二〇	第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五―八一〇一・九六	第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料か

八一〇一・九七

八一〇一・九九―八一〇二・一〇

八一〇二・九四

八一〇二・九五―八一〇二・九六

八一〇二・九七

八一〇二・九九

八一〇三・二〇

八一〇三・三〇

八一〇三・九〇

八一〇四・一一―八一〇四・一九

八一〇四・二〇

八一〇四・三〇―八一〇四・九〇

八一〇五・二〇

八一〇五・三〇

八一〇五・九〇

八一〇六・〇〇―八一〇七・二〇

八一〇七・三〇

八一〇七・九〇

八一〇八・二〇

八一〇八・三〇

八一〇八・九〇

八一〇九・二〇

らの変更

第八一〇一・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八一〇二・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇三・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇四・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇五・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇六・〇〇号又は第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇七・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇八・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八一〇九・三〇

八一〇九・九〇

八一一〇・一〇

八一一〇・二〇

八一一〇・九〇

八一一一・〇〇―八一一二・一二

八一一二・一三

八一一二・一九

八一一二・二一

八一一二・二二

八一一二・二九

八一一二・三〇

八一一二・四〇―八一一二・五一

八一一二・五二

八一一二・五九

八一一二・九二

八一一二・九九

八一一・一三

第八一〇九・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一〇・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一一・〇〇号又は第八一一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一二・一三号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一二・二二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一二・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・四〇―八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一二・五二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更

第八一・一三号の産品への他の項の材料からの変更

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一―八二・一五

第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類　各種の卑金属製品

八三〇一・一〇―八三〇一・五〇	第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・六〇	第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇一・七〇	第八三〇一・七〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三・〇二―八三・〇四	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・一〇―八三〇五・二〇	第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇五・九〇―八三〇六・一〇	第八三〇五・九〇号若しくは第八三〇六・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・九〇号又は第八三〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二一	第八三〇六・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇六・二九―八三〇七・九〇	第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・一〇―八三〇八・二〇	第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三〇八・九〇―八三一〇・〇〇	第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八三一一・一〇―八三一一・九〇	第八三一一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三一一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四〇一・三〇	第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇一・四〇	第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇二・一一―八四〇二・二〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇二・九〇	第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・一〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇三・九〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・一〇―八四〇四・二〇	第八四〇四・一〇号若しくは第八四〇四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・一〇号又は第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇四・九〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇五・一〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・一〇号の産品への関

八四〇五・九〇	税分類の変更を必要としない。）。
八四〇六・一〇―八四〇六・八二	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇六・九〇―八四〇九・九九	第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一〇・一一―八四一〇・一三	第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一〇・九〇	第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一一・一一―八四一一・八二	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一一・九一―八四一一・九九	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一二・一〇―八四一二・八〇	第八四一一・九一号若しくは第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一二・九〇	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一三・一一―八四一三・八二	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一三・九一―八四一三・九二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四一三・九一号若しくは第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・一〇―八四一四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一六・一〇―八四一六・三〇	第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一六・九〇	第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一七・一〇―八四一七・八〇	第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一七・九〇	第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・一〇―八四一八・六九	第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九一―八四一八・九九	第八四一八・九一号若しくは第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号又は第八四一八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・一一―八四一九・八九	第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四一九・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・一〇	第八四二〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・九一―八四二〇・九九	第八四二〇・九一号若しくは第八四二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・九一号又は第八四二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・一一―八四二一・三九	第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・九一―八四二一・九九	第八四二一・九一号若しくは第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一―八四二二・四〇	第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・九〇	第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・九〇	第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・一〇―八四二四・八九	第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・九〇―八四三一・四九	第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三一・一〇―八四三二・八〇	第八四三一・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三一・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三二・九〇	第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・一一―八四三三・六〇	第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三三・九〇	第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三四・一〇―八四三四・二〇	第八四三四・一〇号若しくは第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三四・九〇	第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・一〇	第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三五・九〇	第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三六・一〇―八四三六・八〇	第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三六・九一―八四三六・九九	第八四三六・九一号若しくは第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三七・一〇―八四三七・八〇	第八四三七・一〇号若しくは第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・一〇号又は第八四三

八四三七・九〇

八四三八・一〇―八四三八・八〇

八四三八・九〇

八四三九・一〇―八四三九・三〇

八四三九・九一―八四三九・九九

八四四〇・一〇

七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三九・九一号若しくは第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四〇・九〇

八四四一・九〇

八四四二・一〇―八四四二・三〇

八四四二・四〇―八四四二・五〇

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四二・四〇号若しくは第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四三・一一―八四四三・六〇

八四四三・九〇―八四四七・九〇

八四四八・一一―八四四八・一九

八四四八・二〇―八四四九・〇〇

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四八・一一号若しくは第八四四八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五〇・九〇

八四五一・九〇

八四五一・一〇―八四五一・八〇

八四五二・一〇―八四五二・四〇

八四五二・九〇

八四五三・一〇―八四五三・八〇

第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五三・一〇号から第八四五

八四五三・九〇

八四五四・一〇―八四五四・三〇

八四五四・九〇

八四五五・一〇―八四五五・三〇

八四五五・九〇―八四六六・九四

八四六七・一一―八四六七・八九

八四六七・九一―八四六七・九九

八四六八・一〇―八四六八・八〇

八四六八・九〇―八四七三・二九

八四七三・三〇

八四七三・四〇―八四七三・五〇

三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・四〇号若しくは第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七七・一〇―八四七七・八〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・一〇―八四七七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七七・九〇

八四七八・一〇

八四七八・九〇

八四七九・一〇―八四七九・八九

八四七九・九〇―八四八〇・七九	九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・一〇―八四八一・八〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・九〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・一〇―八四八二・八〇	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・九一―八四八二・九九	第八四八二・九一号若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・一〇―八四八三・六〇	第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・九〇	第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八四	第八四・八四項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八五	第八四・八五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇三	第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇	第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇四・九〇	第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇五・一一―八五〇五・三〇	第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇五・九〇	第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・一〇―八五〇六・八〇	第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇六・九〇	第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇	第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇七・九〇	第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇	第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五〇九・九〇	第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五一〇・一〇―八五一〇・三〇	第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八五一〇・九〇

八五一一・一〇―八五一一・八〇

八五一一・九〇

八五一二・一〇―八五一二・四〇

八五一二・九〇

八五一三・一〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要とする。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一八・九〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一八・九〇号から第八五二三

八五二三・九〇

八五二四―八五・二九

八五三〇・一〇―八五三〇・八〇

八五三〇・九〇

八五三一・一〇―八五三一・八〇

三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要とする。）。

第八五・二四項から第八五・二九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・二四項から第八五・二九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要とする。）。

第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三一・九〇	第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三二・一〇―八五三二・三〇	第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・一〇号から第八五三二・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、税分類の変更を必要としない。）。
八五三二・九〇	第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・一〇―八五三三・四〇	第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三三・九〇―八五三八・九〇	第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・一〇―八五三九・四九	第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五三九・九〇	第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・一一―八五四〇・八九	第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四〇・九一―八五四〇・九九	第八五四〇・九一号若しくは第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・一〇―八五四一・六〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・九〇―八五四二・一〇	第八五四一・九〇号若しくは第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・二一―八五四二・七〇	第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・九〇	第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・一一―八五四三・四〇	第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・八一―八五四三・八九	第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇―八五四七・九〇	第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・一〇	第八五四八・一〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・九〇	第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注釈　第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の適用上、これらの項の産品の生産者は、その裁量により、当該産品の輸入締約国の原産品を当該産品を生産するための材料として当該産品の輸出締約国において使用することができるものとし、また、当該産品の原産地資格割合を算定するに当たり、当該原産品は、当該産品の輸出締約国の原産材料とみなすことができる。

八七・〇一	第八七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇二―八七・〇四	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇五―八七・〇八	第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇九・一一―八七〇九・一九	第八七〇九・一一号若しくは第八七〇九・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・一一号又は第八七〇九・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇九・九〇―八七一五・〇〇	第八七〇九・九〇号から第八七一五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・九〇号から第八七一五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七一六・一〇―八七一六・八〇	第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七一六・九〇	第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八八・〇八―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八九類　船舶及び浮き構造物

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇・〇一	第九〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇・〇二	第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号若しくは第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇六・九一号若しくは第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更は、
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・一一号又は第九〇〇六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇〇八・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇〇七・九一号若しくは第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一〇・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一二・一〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一二・九〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一三・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一四・九〇	第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一五・一〇―九〇一五・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇一七・一〇―九〇一七・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一七・九〇―九〇二二・九〇	第九〇一五・九〇号若しくは第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
九〇二二・一二―九〇二二・三〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇一七・九〇号から第九〇二二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・九〇号から第九〇二一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

九〇二二・九〇―九〇二三・〇〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二四・一〇―九〇二四・八〇	第九〇二二・九〇号若しくは第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二四・九〇	第九〇二四・一〇号若しくは第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・一一―九〇二五・八〇	第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二五・九〇	第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二六・一〇―九〇二六・八〇	第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二六・九〇	第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・一〇―九〇二七・八〇	第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二七・九〇	第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二八・一〇―九〇二八・三〇	第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二八・九〇	第九〇二八・一〇から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・一〇から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇二九・九〇	第九〇二九・一〇号若しくは第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九	第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三〇・九〇	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三一・一〇―九〇三一・八九	第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三一・九〇―九〇三二・〇〇	第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・一〇―九〇三二・八〇	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	

第九一類　時計及びその部分品

九一・〇一―九一・一〇	第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・一〇―九一一一・八〇	第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

	号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一・一〇号から第九一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一一・九〇	第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・二〇	第九一一二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一二・九〇	第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一・一三 九一・一四	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更 第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九四・〇二	第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・一〇―九四〇三・八〇	第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇三・九〇―九四〇四・一〇	第九四〇三・九〇号若しくは第九四〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・九〇号又は第九四〇四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・一一―九四〇四・二九	第九四〇四・一一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・三〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の布団製品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇五・九一―九四〇五・九九	第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四・〇六	第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	
九五・〇一―九五・〇八	第九五・〇一項から第九五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五・〇一項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第九六類　雑品	
九六・〇一 九六・〇二―九六・〇四	第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇五 九六・〇六	第九六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 第九六・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・一一―九六〇七・一九	第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇七・二〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・一〇―九六〇八・四〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九六〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六〇八・五〇	
九六〇八・六〇―九六一二・二〇	第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・一〇―九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六一三・九〇―九六一八・〇〇	第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）	
第九七類　美術品、収集品及びこっとう	
九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

附属書三（第三章関係）　原産地証明書の必要的記載事項

1　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2　輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所及び国名
3　証明番号
4　産品の原産国
5　仕入書の番号及び日付
6　輸送手段の詳細（判明している場合）
7　統一システムの関税分類番号
8　記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
9　数量（単位）
10　特恵の基準
11　その他の事項

12　輸出者の申告

13　証明

14(a)　統一システムの第一六類の産品については、ＩＯＴＣの登録簿に基づき許可を受けた漁船によって得られる材料並びに当該漁船の船名、登録番号及び国籍（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

(b)　統一システムの第七類、第一六類又は第一八類から第二〇類までの各類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

(c)　統一システムの第六一類又は第六二類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四（第六章関係）　電気製品に関する附属書

第一部　適用範囲

1　この附属書は、第二部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であって、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続について適用する。

2　この附属書の適用上、登録又は指定の基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める関連する基準に適合するものでなければならない。

3　第二部にいう「改正」とは、関係法令及び運用規則の改正であって当該関係法令及び運用規則の目的を変更しないものをいう。この附属書の適用上、「改正」には、次の事項を含むことが了解される。

(a)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(b)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(c)　締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第二部　関係法令及び運用規則並びに登録当局又は指定当局

第一節　電気製品を定める関係法令及び運用規則

日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	二　電気製品に関する次の勅令及びその改正 二・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年） 二・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年） 二・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一（千九百八十八年） 二・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年） 二・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年） 二・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年） 二・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇（千九百八十七年） 二・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年） 二・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年） 二・十　開放型電気ストーブの安全要件に関す

るタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年） 二・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年） 二・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年） 二・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六（千九百九十三年） 二・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規格一二九一・二五四五（二千二年） 二・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九（千九百九十六年） 二・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇（千九百九十七年） 二・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二（千九百九十九年） 二・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六一・二五四三（二千年） 二・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五（二千二年）	第二節　技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則
日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正 三　電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正 四　電気用品の技術上の基準を定める省令第二項の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成一四・〇三・一三商第六号（二千二年三月十八日））及びその改正 五　電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第百九十二号）及びその改正	二　電気製品に関する次の勅令及びその改正 二・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九（千九百八十六年） 二・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九（千九百八十六年） 二・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一（千九百八十八年） 二・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一（千九百七十八年） 二・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八（千九百八十五年） 二・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一（千九百九十八年） 二・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格二四四・二五三〇（千九百八十七年） 二・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七（二千四年） 二・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一（千九百八十八年） 二・十　開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二（千九百八十九年） 二・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三（千九百九十年） 二・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三（千九百九十年） 二・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六（千九百九十三年）

二・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規格一二九一・二五四五（二千二年）
二・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九（千九百九十六年）
二・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇（千九百九十七年）
二・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二（千九百九十九年）
二・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六二・二五四三（二千年）
二・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五（二千二年）
三　電気製品に関する次の製品認証の個別要件及びその改正
三・一　白熱電球に関するタイ工業規格四第一部・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十七年（仏暦二千五百四十年）十二月八日）
三・二　つめ付ヒューズに関するタイ工業規格一〇・二五二九に係る製品認証の個別要件（千九百九十八年（仏暦二千五百四十一年）九月十四日）
三・三　銅導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格一一・二五三一に係る製品認証の個別要件（二千二年（仏暦二千五百四十五年）六月二十五日）
三・四　蛍光灯用安定器に関するタイ工業規格二三・二五二一に係る製品認証の個別要件（千九百九十九年（仏暦二千五百四十二年）四月二十三日）
三・五　蛍光灯用グロースタータに関するタイ工業規格一八三・二五二八に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）六月二十六日）
三・六　アルミニウム導体ビニル絶縁電線に関するタイ工業規格二九三・二五四一に係る製品認証の個別要件（二千六年（仏暦二千五百四十七年）二月九日）
三・七　蛍光灯用ソケット及びスタータソケットに関するタイ工業規格三四四・二五三〇に係る製品認証の個別要件（千九百九十九年（仏暦二千五百四十二年）四月二十六日）
三・八　電気アイロンの安全要件に関するタイ工業規格三六六・二五四七に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）五月十三日）
三・九　固定電気設備用スイッチに関するタイ工業規格八二四・二五三一に係る製品認証の個別要件（二千四年（仏暦二千五百四十七年）十二月三十日）
三・十　開放型電気ストーブの安全要件に関するタイ工業規格八七〇・二五三二に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）十一月十三日）
三・十一　交流電源用ファンの安全要件に関するタイ工業規格九三四・二五三三に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）七月五日）
三・十二　蛍光ランプの安全要件に関するタイ工業規格九五六・二五三三に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）七月十八日）
三・十三　家庭用及びこれに類する電子機器及び関連装置の安全要件に関するタイ工業規格一一九五・二五三六に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）五月六日）
三・十四　無停電電源装置に関するタイ工業規

格一二九一・二五四五に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）九月六日）	
三・十五　回転ドラム式電気乾燥機の安全要件に関するタイ工業規格一三八九・二五三九に係る製品認証の個別要件（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月六日）	
三・十六　電気洗濯機の安全要件に関するタイ工業規格一四六三・二五四〇に係る製品認証の個別要件（二千五年（仏暦二千五百四十八年）七月六日）	
三・十七　電気照明機器及び類似機器の妨害波の許容値に関するタイ工業規格一九五五・二五四二に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百四十六年）六月二十六日）	
三・十八　電気ポットの安全要件に関するタイ工業規格二〇六二・二五四三に係る製品認証の個別要件（二千三年（仏暦二千五百六年）七月五日）	
三・十九　ルームエアコンディショナの環境要件（エネルギー消費効率）に関するタイ工業規格二一三四・二五四五に係る製品認証の個別要件（二千四年（仏暦二千五百四十七年）七月十三日）	
四　工業省令（官報第百二十一巻第二十七A部）（二千四年（仏暦二千五百四十七年）四月十六日）及びその改正	
五　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づく適合性評価機関の適合性評価手続に関するタイ工業標準局告示（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月二十四日）及びその改正	

第三節　登録又は指定の基準を定める関係法令及び運用規則

日本国	タイ
一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正	一　工業製品標準法（千九百六十八年（仏暦二千五百十一年））及びその改正
二　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正	二　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の相互承認章に基づくタイ工業規格のための適合性評価機関の指定に関する一般的な要件を定める基準及び条件についてのタイ工業標準局告示（二千六年（仏暦二千五百四十九年）一月二十四日）及びその改正
三　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正	

第四節　登録当局又は指定当局

日本国	タイ
経済産業省又はこれを承継する当局	工業省タイ工業標準局又はこれを承継する当局

附属書五（第七章関係）　第七十七条に関する特定の約束に係る表

第一部　注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS－W－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十三条(y)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「制限しない。」とは、各分野に共通の約束に特定する制限を除くほか、制限しないことをいう。

5　「約束しない。」とは、特定の約束を行わないことをいう。第七十四条から第七十六条までの規定に基づく特定の約束の対象となっていない分野又は小分野は、市場アクセス及び内国民待遇の欄のすべてのサービスの提供の態様について「約束しない。」と記載し、かつ、追加的な約束の欄に何も記載しない分野又は小分野である。

6　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

7　個別の中央生産物分類番号に付された「＊＊」は、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

8　貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。

第二部　日本国の特定の約束に係る表

分野ごとに行う特定の約束

分野	SS	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス	SS			
A　自由職業サービス				
(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（八六一）		(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1)　制限しない。	
		(2)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。	
(b)　「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。		(3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。	
(c)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護		(4)　業務上の拠点が必要である。 業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。	
(a)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。	SS	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	(1)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（八六一＊＊） (a)　法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。
		(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	
		(3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。	
		(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	
		(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	
		(3)　制限しない。	(3)　制限しない。	
		(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。	
				(i)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成
				(ii)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明
				(iii)　公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス
				(iv)　日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、

鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動 (b) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。			士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。
サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。 法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。 (a)　サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。 (b)　サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 (c)　「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (d)　サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (e)　サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 (f)　サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。			
(a)　日本国の法律により	SS	(1)　サービスは、自然人又は	(1)　制限しない。

「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス （八六一＊＊）		司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2)　サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。	(2)　制限しない。
(a)　日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス （八六一＊＊）	SS	(1)　サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって 業務上の拠点が必要である。 (3)　サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

構成されるものをいう。			
業務上の拠点が必要である。			
(2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。		(2)	制限しない。
(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。		(3)	制限しない。
(4) 業務上の拠点が必要である。		(4)	制限しない。
	(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（八六一＊＊）		
	SS		
(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。		(1)	制限しない。
(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。		(2)	制限しない。
注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。			

業務上の拠点が必要である。			
(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。		(3)	制限しない。
(4) 業務上の拠点が必要である。		(4)	制限しない。
	(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九）		
	SS		
(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。		(1)	制限しない。
(2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。		(2)	制限しない。
(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。		(3)	制限しない。
(4) 制限しない。		(4)	制限しない。
	(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供するサービス		
	SS		
(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。		(1)	制限しない。
(2) サービスは、自然人が提		(2)	制限しない。

が提供する法律サービス（八六一＊＊）	SS	(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。
(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	SS	(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(b) 会計、監査及び簿記のサービス（八六二）	SS	(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。 (3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。
(c) 税務サービス（八六三）	SS	(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

		い。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2)　税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	(2)　制限しない。	
		当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (3)　税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 (4)　税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(d)、(e)　日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス （八六七一二、八六七一三、八六七一四（注））	SS	(1)　業務上の拠点が必要である。 (2)　業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

（八六七二二、八六七二三、八六七二五（注）、八六七二七（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。				
(d)、(e)、(g)　日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス （八六七一、八六七二二（注）、八六七四二（注）） 注　建築物の建築のた	SS	(1)　制限しない（注）。 (2)　制限しない（注）。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない（注）。 注　サービスが日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合に	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
めに必要なサービスに限る。		は、業務上の拠点が必要である。		
(e)、(f)　エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス （八六七二（注）、八六七三（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(e)、(g)、F(e)、F(m)　土木相談サービス （八六七二二（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注）） （八六七四一、八六七四二（注））	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

（八六七六一（注））				
（八六七五一（注）、八六七五二（注））				
注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。				
(g) 都市計画及び景観設計サービス（八六七四（注））	SS	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。		(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(h) 医師及び歯科医師サービス（九三一二）		(1) 約束しない。＊	(2) 約束しない。	(3) 約束しない。
		(1) 約束しない。＊	(2) 約束しない。	(3) 約束しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(i) 獣医サービス（九三二）		(1) 約束しない。＊	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 約束しない。＊	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 約束しない。		
(j) 助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス（九三一九一）		(1) 約束しない。＊	(2) 約束しない。	(3) 約束しない。
		(1) 約束しない。＊	(2) 制限しない。	(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。
		(4) 約束しない。		
		(1) 約束しない。＊	(2) 約束しない。	(3) 約束しない。
		(1) 約束しない。＊	(2) 制限しない。	(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。
		(4) 約束しない。		
(j) 日本国の法律により「理学療法士」としての資格を有する理学療法士が提供するサービス（九三一九一＊＊）		(1) 約束しない。＊	(2) 約束しない。	(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。
		(1) 約束しない。＊	(2) 制限しない。	(3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。
		(4) 約束しない。		
(k) その他		(1) 約束しない。		
		(1) 約束しない。		

				(2) 約束しない。
				(3) 約束しない。
				(4) 約束しない。
B 電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	SS	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。		
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。		
				(2) 約束しない。
				(3) 約束しない。
				(4) 約束しない。
C 研究及び開発のサービス				
(a) 自然科学の研究及び開発のサービス（八五一）	SS	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。		
(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。		
（八五二）				
(c) 学際的な研究及び開発のサービス（八五三）				
D 不動産に係るサービス				
(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一）	SS	(1) 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 業務上の拠点が必要である。		
(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二一）	SS	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(1) 制限しない。	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
		(4) 制限しない。		
(b) 報酬を受け、又は契約	SS	(1) 業務上の拠点が必要であ		
		(1) 制限しない。		

に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二二）		(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
		(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	SS	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
		(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
E 運転者を伴わない賃貸サービス				
(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇三）	SS	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
		(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 内航船舶貸渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。	
注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(b) 航空機（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス		(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
		(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
（八三一〇四） 注　日本航空機として登録された航空機の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律により設立された企業であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によって占められているもの		(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	
(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）	SS	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
		(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（八三一〇六－八三一〇九）（八三二）	SS	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
		(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
F その他の実務サービス				

(a) 広告サービス（八七一）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(c) 経営相談サービス（八六五）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(d) 経営相談に関連するサービス（八六六〇一、八六六〇九）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(d) 仲裁及び調停のサービス（八六六〇二）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(e) 技術試験及び分析サービス	SS				
(a) 製造業製品に係るサービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（八六七六＊＊）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(b) 計量法の対象となる次のサービス（八六七六三＊＊）	SS	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。		
(i) 特定計量器の定期検査のサービス		(3) 制限しない。	(3) 制限しない。		
(ii) 特定計量器の検定のサービス		(4) 業務上の拠点が必要であること。	(4) 制限しない。		
(iii) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）					
(iv) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス					
(v) 特定計量証明事業者に対する認定					
(vi) 計量器の校正等のサービス					
(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の技術試験及び分析サービス		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス（八八一）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。		
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。		
(g) 漁業に付随するサービス（八八二）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
(h) 鉱業に付随するサービス（八八三、五一一五）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された企業が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に従って提供しなければならない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要		

		(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。	である。 (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。	
(i) 製造業に付随するサービス （八八四＊＊、八八五） (a) 航空機産業、火薬類製造業、皮革及び皮革製品製造業、武器産業、宇宙開発産業並びに生物学的製剤製造業に関連するもの		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	
(b) 仕立てのサービスに関連するもの		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	
		(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外の製造業に付随するサービス		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(j) エネルギー流通に付随するサービス （八八七） (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う熱供	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	
給の託送サービス		(3) 制限しない。	(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	
		(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(c) (a)及び(b)に規定するサービス以外のエネルギー流通に付随するサービス		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内においで人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。） （八七二〇一、八七二〇二）		(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者について		(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

は、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。			
(a) 港湾運送サービス			
(b) 建設工事			
(c) 警備			
(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）（八七二〇三、八七二〇九）			
(k) 家事手伝いその他商業若しくは工業労働者又は看護師を提供するサービス（八七二〇四、八七二〇五、八七二〇六）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
五、八七二〇六）			
(1) 調査サービス（八七三〇一）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(1) 警備業（八七三一。ただし、八七三〇一を除く。）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。）	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

（八六七五一、八六七五二）			
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス（注）（八六七五一、八六七五二） 注　鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	
(m) 日本国内の土地の測量サービス（八六七五三、八六七五四）	SS (1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 注1　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注2　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

	(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。	(m) 日本国外の土地の測量サービス（八六七五三、八六七五四）	(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（六三三、八八六一－八八六六）	(o) 建築物の清掃サービス（八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九）	(p) 写真サービス（八七五）	(q) こん包サービス（八七六）	
	SS	SS			SS		
(1)	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
(2)	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
(3)	(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
(4)	(3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) 制限しない。

		(r) 印刷及び出版のサービス（八八四四二）	(s) 会議サービス（八七九〇九）	(t) 信用調査のサービス（八七九〇一）	(t) 回収代行のサービス（八七九〇二＊＊）	(a) 法律事件に係る法律	(b) 法律事件に係る法律業務を構成するもの（注）	業務を構成しないもの
	(4) 制限しない。	SS	SS	SS	SS		SS	
(1)	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) サービスは、自然人（注）、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された企業が提供しなければならない。 注　この分野における「自然人」とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士をいう。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
(2)	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。		(2) 制限しない。	(3) 制限しない。
(3)	(2) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。		(3) 制限しない。	(4) 制限しない。
(4)	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。		(注)　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）に規定する債権以外の債権を譲り受けて回収する場合を除く。	

護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された企業が提供しなければならない。			
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(t) 電話応答のサービス（八七九〇三）	SS	SS	SS
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(t) 複写のサービス（八七九〇四）	SS	SS	SS
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(t) 翻訳及び通訳のサービス（八七九〇五）	SS	SS	SS
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（八七九〇六）	SS	SS	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(t) 専門デザイン・サービス（八七九〇七）	SS	SS	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（八七九〇九）	SS		
	(1) 制限しない。		
	(2) 制限しない。		
	(3) 制限しない。		
	(4) 制限しない。		
(t) エネルギー製造業に付随するサービス			
(a) 熱供給業及び石油産業に関連するサービス	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(b) (a)に規定するサービス以外のエネルギー製造業に付随するサービス	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。
	(2) 約束しない。	(2) 約束しない。	(2) 約束しない。
	(3) 約束しない。	(3) 約束しない。	(3) 約束しない。
	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。
(t) いずれの分野にも含まれないその他の実務サービス	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。
	(2) 約束しない。	(2) 約束しない。	(2) 約束しない。
	(3) 約束しない。	(3) 約束しない。	(3) 約束しない。
	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。
2 通信サービス			
A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）			
注　郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書の送達（印刷物、小包、物品又はその他の物を含む。）以外の郵便又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11 運送サービス」参照）	SS		
特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス	(1) 制限しない。		
	(2) 制限しない。		
	(3) 制限しない。		
	(4) 制限しない。		
特定信書便事業とは、民間事業者による信書の			

送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物				
その他の郵便又はクーリエ・サービス	(1) 約束しない。	(2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。	(2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
C 電気通信サービス				
基本電気通信サービス				
(a) 音声電話サービス（七五二三＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及び日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。
(b) パケット交換データ伝送サービス（七五二一）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 約束しない。	
(c) 回線交換データ伝送サービス（七五二二）				
(d) テレックス・サービス（七五二三＊＊）				
(f) ファクシミリ・サービス（七五二一＊＊、七五二九＊＊）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 約束しない。	
(g) 専用回線サービス（七五二二＊＊、七五二三＊＊）				
(o) その他				

日本国の追加的な約束

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義

(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、(f)の電気通信事業者以外の電気通信事業者をいう。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2　主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3　コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4　認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a)　相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b)　相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c)　相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d)　提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5　2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6　相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7　相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8　相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

3　ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4　免許基準の公の利用可能性

(a)　免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii)　個別の免許の条件

(b)　免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5　独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6　希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

(e)　電報サービス （七五二二）		(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。
付加価値サービス	SS		
(h)　電子メール・サービス （七五二三＊＊）		(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　日本電信電話株式会社	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
(i)　ボイスメール・サービス （七五二三＊＊）		（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	
(j)　情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス （七五二三＊＊）		注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保	

(k) 電子データ交換（EDI）サービス（七五二三＊＊）					
(l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（七五二三＊＊）					
(m) コード及びプロトコルの変換サービス					
(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（八四三＊＊）					
(o) その他					
D 音響・映像サービス					
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(b) 映画の映写サービス（九六一二）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(c) ラジオ及びテレビのサービス（九六一三）		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(d) ラジオ及びテレビの放送サービス（七五二四）		(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(e) 録音サービス	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。

					(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f) その他				(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
E その他				(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス					
A 建築物に係る総合建設工事（五一二）					
B 土木に係る総合建設工事（五一三）					
C 設置及び組立工事（五一四、五一六）					
D 建築物の仕上工事（五一七）					
E その他（五一一、五一五、五一八）					
(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。			
(b) これらのサービスで鉱業に関連するもの		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければ			

		ならない。 (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	ならない。 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法に従って提供しなければならない。	
4 流通サービス A 問屋サービス（六二一、六一一一、六一一三〇、六一二一〇） B 卸売サービス（六二二、六一一一、六一一三〇、六一二一〇） C 小売サービス（六三一、六三二、六一一二、六一一三〇、六一二一〇） D フランチャイズ・サービス（八九二九） これらのサービスで、 (a) 石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの 注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) 石油及び石油製品に関連するもの		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	
(c) アルコール飲料に関連するもの	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 (4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d) 公共卸売市場において提供されるもの		(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。	

		本国の法律により設立された企業でなければならない。	
		(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 卸売市場法により、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本国の法律により設立された企業でなければならない。	(4) 制限しない。
5 教育サービス			
A 初等教育サービス	E その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
保育所が提供する就学前教育サービス （九二一一〇＊＊） 保育サービス （九三三二一）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1） （注2） （九二一一〇＊＊、九二一九） 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

		等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	
B 中等教育サービス			
(a) 学校教育として提供されるもの（注1）（注2） （九二二一、九二二二、九二二三） 注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	

注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(b) その他	C 高等教育サービス（注SS	1）（注2）（九二三一、九二三九） 注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。
	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4) 制限しない。
	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

く学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	D 成人教育サービス（注1）（注2）（九二四） E その他の教育サービス（タイの古典又は伝統的な舞踊、タイ音楽、タイ料理、タイ式ボクシング及びタイ語の指導員が提供するサービスを含む。）（注1）（注2）（九二九） 注1　いかなる提供の態	SS	様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注2　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するととも
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

に、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。 専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。			
6　環境サービス A　汚水サービス （九四〇一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
B　廃棄物処理サービス （九四〇二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （九四〇三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
D　その他 排気ガス処理サービス （九四〇四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
騒音除去サービス （九四〇五）			
自然及び景観の保護サービス （九四〇六）			
その他の環境保護サービス （九四〇九）			
7　金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。			

日本国は、第七章、第七十二条3に規定するサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書であってこの協定において金融サービスについて準用されるもの（以下「金融サービスに関する附属書」という。）及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。

日本国は、金融サービスに関する附属書2(a)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことと関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくタイ国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七十三条(y)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A　保険及び保険関連のサービス	第七十三条(y)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及びB4の規定に基づきこの分野において第七十四条から第七十六条までの規定及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及びB4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。

	(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a) 日本国内で運送される貨物 (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない（注）。 注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提	(3) 制限しない。
B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）		
	(4) 約束しない。 供することができる。	(4) 約束しない。
	第七十三条(y)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十四条から第七十六条までの規定及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。

	(2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 約束しない。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス （九三一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
B その他人に関する健康サービス 救急車において行われる医療サービス （九三一九二）	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊
	(2) 日本国民がタイにおいて治療を受けた場合の当該治療に要した費用の償還は、許容される。そのような償還は、日本国の法令に従って行う。	
病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス （九三一九三）	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に規定する採血サービス （九三一九九）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。

C 社会事業サービス（介護福祉士が提供するサービスを含み、保育サービスを除く。）（九三三。ただし、九三二二を除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(4) 約束しない。
D その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(4) 約束しない。
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス					
A ホテル及び飲食店のサービス					
ホテル及び飲食店のサービス（タイ料理人が提供するサービスを含み、仕出しサービスを除く。）（六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
仕出しサービス（六四二三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
B 旅行業サービス（七四七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	

C 観光客の案内サービス（七四七二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) 約束しない。	(4) 約束しない。
D その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(4) 約束しない。
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス					
A 興行サービス（タイの古典又は伝統的な舞踊、タイの音楽、演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）（九六一九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
B 通信社サービス（九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス					
図書館及び記録保管所のサービス（九六三一一、九六三一二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス（九六三二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
その他の文化サービス（九六三三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。		SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	

			(3) (4) 制限しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス			
スポーツに係るサービス（ムエ・タイ（キック・ボクシング）を含む。）（九六四一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(3) (4) 制限しない。
遊園地及び海水浴場のサービス（九六四九一）			
公営競技等に係るサービス（九六四九二）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
その他の娯楽のサービス	SS (1) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) (4) 制限しない。
ス（九六四九九）	(2) (3) (4) 制限しない。	(2) (3) (4) 制限しない。	(2) (3) (4) 制限しない。
E その他	(1) (2) (3) (4) 約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。	(1) (2) (3) (4) 約束しない。
11 運送サービス			
A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）			
(a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（七二一一、七二一二）	SS (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス
	注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。	注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。	(a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し (c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス
	(2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。	(2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。	(a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し
	注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。	注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。	

	(a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	(a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立された企業であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	
	(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。	(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。	
	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。	(4) (a) 船員については、日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
	(e) 押し船及び引き船のサービス（七二一四）	(e) 押し船及び引き船のサービス（七二一四）	
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	
	SS	SS	
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
	(f) 水先サービス	(f) 水先サービス	
	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊	
	(七四五二)	(七四五二)	
	(2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
	(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一） 航行補助サービス（七四五三）	(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一） 航行補助サービス（七四五三）	
	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
	海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	
	(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（七二一三）	(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（七二一三）	
	SS	SS	
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
	A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）	A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）	
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	

		用許可又は免許の手続を適用することができる。	
		(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(4) 制限しない。
コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	SS		
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	SS		
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈			

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、タイの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七十三条(y)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作

成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第九章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの会社の活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B	内陸水路における運送サービス		
(d)	船舶の保守及び修理（八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。
(e)	押し船及び引き船のサービス（七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f)	引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(f)	水先サービス（七四五二）	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(f)	港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物取扱サービスを除く。）（七四五一）航行補助サービス（七四五三）	(1) 約束しない。	(1) 約束しない。
C	航空運送サービス		
(d)	第七十三条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)	第七十三条(p)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	SS (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)	第七十三条(d)に定義する	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。

るコンピュータ予約システムのサービス	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
D 宇宙運送 （七三三）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。		
E 鉄道運送サービス (a) 旅客運送 （七一一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		
	(4) 制限しない。		
(b) 貨物運送 （七一一二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		
	(4) 制限しない。		
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。		
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 (4) 制限しない。		
(c) 押し列車及び引き列車のサービス （七一一三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
(d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス （八八六八＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。
運転者を伴う賃貸	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。
(e) 鉄道運送サービスの支	(1) 制限しない。	SS	(1) 制限しない。

援サービス （七四三）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。		
	(4) 制限しない。		
F 道路運送サービス (a) 旅客運送 （七一二一一、七一二二二、七一二三三、七一二一四、七一二二二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。		
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。		
	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 (4) 制限しない。		
		(a) その他の定期旅客運送 （七一二一九）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
		(a) 運転者を伴う乗用自動車の賃貸 （七一二二二）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
		(a) 運転者を伴うバスの賃貸 （七一二二三）	業務上の拠点が必要である。
		(a) 人力車又は動物牽引車による旅客運送 （七一二二四）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
		(a) その他の不定期旅客運送 （七一二二九）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
		(b) 貨物運送 （七一二三）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。
			(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。

(3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸（七一二四）	SS				
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス（整備士が提供するサービスを含む。）（六一一二、八八六七）					
(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊				
(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(e) 道路運送サービスの支援サービス（七四四）	SS				
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 自動車道事業のサービスは、制限することができる。 注　「自動車道事業」とは、有料の自動車道を運営するサービスをいう。 (4) 自動車道事業のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				

G パイプライン輸送 (a) 燃料の輸送（七一三一） (a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス					
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。				
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う石油の輸送サービス					
(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。				
(b) 燃料以外の物品の輸送サービス（七一三九）	SS				
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
H すべての形態の運送の補助的なサービス (a) 貨物取扱サービス（海上運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四一一）					
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）（七四二）					
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス（七四二）					
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。				
(4) 約束しない。	(4) 約束しない。				
(c) 貨物運送代理店サービス	SS				
(1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。				

ス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。）（七四八）	(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	
(d) その他 (a) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	SS (1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(b) その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
I その他の運送サービス	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス 水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むタイ様式のサービス（タイ・スパ・サービス）（医療関連サービスを除く。）	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
その他	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

（タイの特定の約束に係る表は省略）

附属書六（第八章関係）　投資に関する表

第一部　第九十八条に関する特定の約束に係る表

A　日本国の特定の約束に係る表

1　日本国の特定の約束に係る表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、約束の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、約束の対象となる個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、約束の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

(d)　「現行の措置」には、内国民待遇についての条件及び制限を定める措置であって、この協定の効力発生の日に存在するものを明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該条件及び制限の解釈において他のすべての事項に優先する。

(e)　「現行の措置の概要」には、現行の措置によって特定される内国民待遇についての条件及び制限を記載する。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3　「日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

4　「約束しない。」とは、場合に応じて、日本国が、内国民待遇についての条件及び制限を定めるいかなる措置も採用し、若しくは維持することができること又はいかなる特定措置の履行要求も課し、若しくは強制することができることをいう。

5　「制限しない。」とは、日本国が、各分野に共通の約束に掲げるものを除くほか、条件及び制限を付することなく内国民待遇を与えることを約束することをいう。

第一節　各分野に共通の約束

分野又は小分野	内国民待遇に係る制限	特定措置の履行要求についての約束
すべての非サービス分野	一　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　タイの投資家又はその投資財産がその企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 二　日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 （現行の措置の概要） 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。 三　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。 四　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。	一　この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内において投資活動を行うための条件として、又は利益の付与若しくはその継続の条件として、次の事項を要求されない。 (a)　一定の水準又は割合の物品を輸出すること。 (b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c)　日本国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は日本国の区域内の者から物品を購入すること。 (d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に関する投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。 (e)　当該投資活動に関する投資財産により生産される物品の日本国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。 (f)　特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。 二　この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合又は次の特定措置の履行要求が利益の付与若しくはその継続の条件として課され若しくは強制される場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内における投資活動に関し、次の事項を要求されない。 (g)　一定の水準の日本国の国民を雇用すること。 (h)　次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を日本国の区域内の者に移転すること。 (i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合 (ii)　要求が、貿易関連知的所有権協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関する場合 (i)　日本国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (j)　日本国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (k)　当該投資家が生産する物品の一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて日本国の区域のみから供給すること。 三　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持することができる。 四　日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法第一条 （現行の措置の概要） 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

第二節　分野ごとに行う特定の約束

分野又は小分野	産業分類	内国民待遇に係る制限	特定措置の履行要求についての約束
すべての非サービス分野（次に掲げるものを除く。）		制限しない。	各分野に共通の約束における記載に従う。

一　分野　農林水産業 （領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、四の項で規定されているものを除く。）	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業 ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、四の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	各分野に共通の約束における記載に従う。
二　分野　農林水産業 （植物育成者権）	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 （現行の措置の概要） 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百七十八年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	各分野に共通の約束における記載に従う。

三　分野　エネルギー産業 小分野　電気業 ガス業 原子力産業	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。	約束しない。	約束しない。
四　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。	約束しない。	約束しない。
五　分野　熱供給業	ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	各分野に共通の約束における記載に従う。
六　分野　製造業 (a)　小分野　医薬品製造業	ＪＳＩＣ　一七六三　生物学的製剤製造業	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又	各分野に共通の約束における記載に従う。

	はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	
(b) 小分野　皮革及び皮革製品製造業	ＪＳＩＣ　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一二五九＊　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一七九四＊＊　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　二〇二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二一　なめし革・同製品・毛皮製造業 ＪＳＩＣ　三二三四＊　運動用具製造業 注１　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。 注２　ＪＳＩＣの番号に付された二個の星印（＊＊）は、その番号の下での活動のうち、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法 第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
(c) 小分野　航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業	約束しない。
		約束しない。

	ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。	各分野に共通の約束における記載に従う。
(d) 小分野　武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、船用機関製造	約束しない。
		約束しない。

業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。		
(e)　小分野　たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができることを除くほか、制限しない。	約束しない。
七　分野　鉱業	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業 日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条 （現行の措置の概要） 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	各分野に共通の約束における記載に従う。
八　分野　石油業	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一八一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一八四一＊　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一八九九＊　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、石油業に関連するものに限られることを示す。	日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。	各分野に共通の約束における記載に従う。

（タイの特定の約束に係る表は省略）

1

第九十三条3に関する日本国の表

第二部　第九十三条3に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、第九十三条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示

す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一　すべての非サービス分野		一　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。 (a)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 二　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。 三　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
二　分野　エネルギー産業 小分野　電気業 ガス業 原子力産業	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場	日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
三　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四　分野　製造業 (a)　小分野　航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するものへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。

	用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。	
(b) 小分野　武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶修理業を除く。） ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。	日本国は、武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業の投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(c) 小分野　たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの		指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

第三部　第九十六条４に関する日本国の表

１　第九十六条４に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

(a)　「分野」には、第九十六条２の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。

(b)　「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。

(c)　「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

(d)　「現行の措置」には、この協定の効力発生の日に存在する措置を明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該措置の解釈においてその他のすべての事項に優先する。

2　この部の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3　「日本国は、次の現行の措置を維持することができる。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一　すべての分野		一　補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し最恵国待遇を与えないことができる。 二　日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
二　分野　農林水産業 （植物育成者権）	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 （現行の措置の概要） 日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国である場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
三　分野　漁業 小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 注　この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八四九三　遊漁船業	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四　分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス		日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
五　分野　運輸業 小分野　航空運輸業	ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 （現行の措置の概要） (a)　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (b)　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

		(c) 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。
六　分野　運輸業 小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） （現行の措置の概要） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
七　分野　運輸業 小分野　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）	日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 貨物利用運送事業法第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則 （現行の措置の概要） 次の自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
八　分野　運輸業 小分野　水運業		日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 （現行の措置の概要） 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

附属書七（第九章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

第一部　日本国の特定の約束

A　第百十七条の規定に基づく特定の約束

日本国は、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるタイの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するタイの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　企業内転勤者

1　タイの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されているものに限る。）であって、当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b)　役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(c)　公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(e)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するタイの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

注釈　この節に規定する「事業」には、水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むタイ様式のサービス（以下この附属書において「タイ・スパ・サービス」という。）を含める。

第四節　自由職業サービスに従事するタイの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するタイの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事するタイの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するタイの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入

国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事する自然人が次の要件を満たすことを条件とする。

(i) タイ料理人として五年以上の実務経験を有していること（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

(ii) 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得していること。

(iii) 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

注釈1　この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈2　注釈1に規定する「平均賃金額」であって二千四年の各四半期におけるものを、参考のため、次に掲げる。

第一四半期　六千七百五十四・三バーツ
第二四半期　六千八百十七・九バーツ
第三四半期　七千十四・七バーツ
第四四半期　七千七十三・七バーツ

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節　指導員

タイの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) タイの古典又は伝統的な舞踊を指導する活動
(b) タイ音楽を指導する活動
(c) タイ料理を指導する活動
(d) タイ式ボクシングを指導する活動
(e) タイ語を指導する活動
(f) タイ・スパ・サービスを指導する活動

B　第百十八条の規定に基づく特定の約束

出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく入国及び一時的な滞在の許可に関する教育上の要件を満たす上で、タイの大学を卒業したことを日本国の大学を卒業したことと同等のものと認めることができる。ただし、日本国の当局が日本国の法律に従って評価することを条件とする。

C　第百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a) この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、タイの介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

(b) この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、タイ・スパ・サービスのうち施術等のサービスを提供する者（タイ・スパ・セラピスト）の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

第二部　タイの特定の約束

A　第百十七条の規定に基づく特定の約束

タイは、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入

国前に適当な査証を取得することを要求することができる。

第一節から第六節までの規定は、別段の定めがない限り、外国人が従事することを禁じられる職業に関する勅令（千九百七十九年（仏暦二千五百二十二年））に規定する三十九の職業を除くほか、すべての分野及び活動について適用する。

第一節　短期の商用訪問者

タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点又は自然人の存在を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の自然人（非移民査証を所持する者に限る。）がタイにおいて業務上の拠点を設けるために入国し、及び商用の会合又は業務連絡への参加、物品又はサービスの販売又は購入のための契約の締結、商用施設の訪問その他これらに類似する活動を目的としてタイに滞在する意図を有する場合において、これらの活動が一般公衆に対する直接の販売又はサービスの提供に関連しないときは、当該日本国の自然人については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可され、並びに申請がある場合には就労許可が付与される。ただし、外国人就労法（千九百七十八年（仏暦二千五百二十一年））に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法（千九百七十九年（仏暦二千五百二十二年））に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第二節　企業内転勤者

1　タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の法人の経営者若しくは役員に相当する地位にある被用者又は日本国の法人の専門家である日本国の自然人であって、タイにおける業務上の拠点を通じてサービスを提供するため一時的に転任するものについては、当初の期間として到着の日から一年を超えない期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該自然人が、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、タイ国外にある当該法人によって雇用されていること。

(b)　当該自然人が非移民査証を所持していること。

(c)　出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていること。

2　1に規定する一時的な滞在は、三回を限度として更新することができる。ただし、それぞれの更新の期間は、一年を超えないものとする。

3　1に規定する自然人については、申請がある場合には、当初の期間として一年間（この期間は、現在の雇用者との雇用関係を確認すること及びタイの関係法令（すなわち、外国人就労法その他の労働関係法令）に従うことを条件として、合計四年を超えない期間毎年更新することができる。）、就労許可が付与される。

4　1に規定する法人の支店又は関連機関は、外国人一人につき三百万バーツ以上に相当する外国通貨をタイに持ち込まなければならない。外国人の総数は、一の支店又は関連機関につき十人を限度とする。

注釈(a)　「経営者」とは、ある団体に属する自然人であって

(i)　当該団体又はその一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被用者の活動を監督し、及び管理し、雇用及び解雇、雇用及び解雇の勧告その他人事に関する行為（例えば、昇進、休暇許可）を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使するものをいう。

(ii)　専門家を監督の対象とする場合を除くほか、現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供に必要な業務を行う被用者を含まない。

注釈(b)　「役員」とは、ある団体に属する自然人であって、主として当該団体の運営を管理し、当該団体の目標及び方針を定め、意思決定において幅広い裁量を行使し、並びにより上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受けるものをいう。役員は、サービスの実際の提供に関する業務は直接行わない。

注釈(c)　「専門家」とは、ある団体に属する自然人であって、高度の水準にある一連の専門技術的な知識を有し、かつ、当該団体の事業、研究設備、技術又は経営に関する専属的な知識を有するものをいう。

第三節　投資家

1　タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、次のいずれかの者については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のいずれかの者が、非移民査証を所持すること、投資活動を行うことを目

的としてタイに滞在する意図を有すること及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　タイの区域（第七十三条(b)又は第九十一条(a)に規定するものをいう。以下この節において同じ。）において投資を行っており、又は既に行った日本国の自然人

(b)　タイの区域において投資を行っており、又は既に行った日本国の法人の代表者又は被用者である日本国の自然人（次の(i)から(iii)までに規定する者を除く。）

(i)　第三国の法人の支店であって日本国の区域内に所在するものの代表者又は被用者

(ii)　すべての製造業の分野に関し、第三国の者によって所有され、又は支配されている日本国の法人であって日本国において実質的な事業活動を行っていないものの代表者又は被用者

(iii)　すべてのサービス分野に関し、第七章の規定による利益が第八十七条の規定に基づいて否認される場合には、第三国の者によって所有され、又は支配されている日本国の法人の代表者又は被用者

2　1に規定する日本国の自然人については、申請がある場合には、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第四節　自由職業サービスに従事する日本国の自然人

自由職業サービスに従事する日本国の自然人については、約束しない。

第五節　タイにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する日本国の自然人

1　次に掲げる小分野に関し、タイにある法人との間の雇用契約に基づいて雇用されている日本国の自然人であって、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として九十日を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　電子計算機の機械設備の設置に関連する相談サービス（中央生産物分類　八四一〇〇）

(b)　ソフトウェア実行サービス（中央生産物分類　八四二一〇、八四二二〇、八四二三〇、八四二四〇、八四二五〇）

(c)　データの処理サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類　八四三一〇、八四三二〇、八四三三〇、八四三九〇）

(d)　データベース・サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類　八四四〇〇）

(e)　その他の電子計算機サービス（顧客の従業員に対するソフトウェアの研修サービス）（中央生産物分類　八四九〇〇の一部）

(f)　一般経営相談サービス（中央生産物分類　八六五〇一）

(g)　エンジニアリングのサービス（土木サービスを除く。）（中央生産物分類　八六七二一から八六七二七まで、八六七二九）

(h)　ホテル宿泊サービス（中央生産物分類　六四一一〇）

(i)　飲食店のサービス（中央生産物分類　六四二一〇）

2　1に規定する法人は、タイの法律に基づいて登記された有限責任の会社であり、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ、外国人被用者一人につき二百万バーツ以上の払込資本を有していなければならない。外国人の総数は、一の会社につき十人を限度とする。

3　この節に規定する特定の約束は、次の条件及び適用がある場合には第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件に従う。

(a)　1に規定する日本国の自然人が、第二節の注釈に規定する「専門家」についての要件を満たし、かつ、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、関連する活動に従事していること。

(b)　1に規定する日本国の自然人が、関連する活動に係る必要な高等教育上の資格及び職業上の経験を有していなければならないこと。

(c)　関連するサービスを提供するため、雇用契約が締結されなければならないこと。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて免許を受けた専門家として活動に従事する権利が与えられるものではない。

第六節　指導員

1　次に掲げる小分野に関し、タイにおいて適正に設立され、及び登記されている教育機関に招請され、又

は雇用されることとなっている日本国の自然人であって、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として到着の日から六箇月を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a)　国際的な及び国内の学校教育サービス（「成人教育サービス」及び「その他の教育サービス」を除く。）（中央生産物分類　九二一九の一部、九二二一、九二二二）

(b)　技術及び職業教育サービス（中央生産物分類　九二二三、九二二四）

(c)　高等教育サービス（中央生産物分類　九二三）

(d)　専門的な又は短期課程の教育サービス（中央生産物分類　九二四〇〇）

(e)　その他の教育サービス（中央生産物分類　九二九〇〇）

2　1に規定する日本国の自然人は、適用がある場合には、そのような自然人を招請し、又は雇用する教育機関及びタイ教育省が定める資格及び経験を有していなければならない。

3　適用がある場合には、第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件が適用される。雇用契約は、関連するサービスを提供するために締結されなければならない。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて教育を行うための免許を取得する権利が与えられるものではない。

B　第百十八条の規定に基づく特定の約束

1　就労許可及び査証の申請

雇用者が外国人就労法第八節の規定に基づきタイにおいて就労許可を申請する場合には、査証の申請に係る証明は、必要とされない。日本国の自然人が日本国において就労に関する非移民査証Bを申請する場合には、同節の規定に基づく就労許可の申請に係る証明は、通常必要とされない。

2　査証及び就労許可のための総合窓口の利用

(a)　次の者は、査証及び就労許可のための総合窓口を利用することができる。

(i)　タイに三百万バーツ以上に相当する外国通貨を持ち込んでいる支店又は関連機関の日本国の企業内転勤者

(ii)　日本国の自然人であって、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ、二百万バーツ以上の払込資本を有しているタイにおいて登記された公私の機関との間の雇用契約に基づいて雇用されているもの

(iii)　二百万バーツ以上の払込資本を有している日本国の投資家

(b)　(a)(i)から(iii)までの区分のいずれかに該当する日本国の自然人は、一時的な滞在許可及び就労許可を取得するため、日本国に随時通報されるタイの書類上の要件を満たさなければならない。

3　所得についての要件

タイは、日本国の自然人に対し、一時的な滞在の延長を許可するための条件として、一箇月当たり五万バーツを超える所得を有することを要求しない。

注釈　この2及び3に規定する金額は、インフレーション又はデフレーションの適切な調整を反映するため、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において必要に応じて見直すことができる。

C　第百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

タイは、第百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a)　この協定の効力発生の後三年以内に結論に達することを目的として、滞在を許可するに当たって外国人一人につき四人のタイ人を雇用することに係る出入国の要件について、当該要件を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(b)　この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、就労許可の発給を一の会社につき最大十人とする人数制限について、当該人数制限を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(c)　この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、日本国の公私の機関からタイにある当該機関の支店又は関連機関に転任する意図を有する日本国の自然人に対する要件の水準を緩和する可能性について、日本国と交渉を開始する。

(d)　この協定の効力発生の後一年以内に結論に達することを目的として、外国人就労法第七節の規定に基づく労働省に対する通報手続を更に容易にし、かつ、迅速にする可能性について、日本国と交渉を開始する。

注釈　このCのいかなる規定も、追加的な交渉の結果が組み込まれる場合に当該結果がいずれの章に組み込まれるかを予断するものではない。

D　第一部A第五節1(c)(i)に規定するタイ料理人としての技能水準に関する証明書に関する特定の約束

1　タイは、日本国の要請に基づき、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を所持し、かつ、日本国において就労することを希望する者の写真を添付した名簿を外交上の経路を通じて日本国に送付する。

2　タイは、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を変更する場合には、外交上の経路を通じて当該変更する要件を事前に日本国に通報する。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

平成十五年十二月の我が国とタイとの間の首脳会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十六年二月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年四月三日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、タイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、知的財産の保護、二国間協力等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること。

2　一方の締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること。

3　両締約国は、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のために協同の努力を払うこと。

4　一方の締約国は、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、自国の登録当局等による登録等を受けた他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れること。

5　一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること。

6　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること。

7　一方の締約国は、投資財産の設立等に関し、附属書六第一部に記載した分野において、また、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること。

8　一方の締約国は、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること。

9　短期の商用訪問者、企業内転勤者及び投資家等本協定に規定する自然人については、附属書七に定める特定の約束に従って入国及び一時的な滞在が許可されること。

10　両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与えること。

11　各締約国は、自国において反競争的行為を禁止することにより公平かつ自由な競争を促進すること。

12　両締約国は、教育及び人材養成、ビジネス環境の向上並びに中小企業等の分野において、相互の利益に資する協力を発展させ、及び拡大すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件等について規定している。

本協定は、協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とタイとの間における経済上の連携が強化されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年五月十六日

外務委員長　山口　泰明

衆議院議長　河野　洋平殿

刑法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十八日

参議院議長　扇　千景

衆議院議長　河野　洋平殿

刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百八条の二中「四輪以上の」を削る。

第二百十一条第二項を次のように改める。

2　自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第　　号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百十六条の三十三第一項第二号中「第二百十一条第一項」を「第二百十一条」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第四条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四項第二号ニ及び第百八条の四第三項第三号中「第二百十一条第一項」を「第二百十一条第二項」に改める。

（道路交通法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関しこの法律による改正前の刑法第二百十一条第一項（附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する前条の規定による改正後の道路交通法第九十九条の二第四項第二号ニ及び第百八条の四第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「第二百十一条第二項」とあるのは、「第二百十一条第二項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第　　号）による改正前の刑法第二百十一条第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）」とする。

刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車運転過失致死傷罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとすること。

2　危険運転致死傷罪の対象の拡大

「四輪以上の自動車」とされている危険運転致死傷罪の対象を「自動車」とし、二輪車もその対象に含めるものとすること。

3　施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、自動車運転による死傷事故の状況等を踏まえ、自動車運転による死傷事故に対し、事案の実態に即した適正な科刑を行うため、刑法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年五月十六日

法務委員長　七条　明

衆議院議長　河野　洋平殿

（別紙）

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　自動車の運転が国民の日常生活に不可欠なものとなっていることにかんがみ、改正内容の周知徹底に努めること。

二　自動車運転過失致死傷罪及び危険運転致死傷罪の運用に当たっては、自動車運転による死傷事故に対し、事案の実態に即した適正な処理を行うこと。

三　刑の裁量的免除規定については、交通事犯の被害者等の感情、今後における実務の運用等を考慮し、引き続き検討を行うこと。

四　安全運転に資する処遇プログラムの充実を図る等、交通事犯の再犯防止策を積極的に推進すること。

五　交通事犯の被害者等に対する情報提供その他これらの者を保護するための施策の充実に努めること。

六　自動車運転による死傷事故の発生を防止するため、関係行政機関の連携を強化し、道路交通環境の整備、交通安全教育の充実等の総合的な施策の実施に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、七二五円
（本体一、六五〇円）